

阪神・淡路大震災復旧・復興事業に伴う 埋蔵文化財発掘調査 (平成7年度分)

概要報告書

芦屋廃寺遺跡 (W 地点)	芦屋廃寺遺跡 (第29 地点)
月若遺跡 (第20 地点)	月若遺跡 (第28 地点)
打出岸造り遺跡 (第9 地点)	久保遺跡 (第15 地点)



1997年3月

芦屋市教育委員会

阪神・淡路大震災復旧・復興事業に伴う 埋蔵文化財発掘調査 (平成7年度分)

概要報告書

芦屋廃寺遺跡 (W 地点)	芦屋廃寺遺跡 (第29 地点)
月若遺跡 (第20 地点)	月若遺跡 (第28 地点)
打出岸造り遺跡 (第9 地点)	久保遺跡 (第15 地点)



1997年3月

芦屋市教育委員会

阪神・淡路大震災復旧・復興事業に伴う 埋 蔵 文 化 財 発 掘 調 査 (平成7年度分)

概 要 報 告 書

芦屋廃寺遺跡	(W 地点)	芦屋廃寺遺跡	(第 29 地点)
月若遺跡	(第 20 地点)	月若遺跡	(第 28 地点)
打出岸造り遺跡	(第 9 地点)	久保遺跡	(第 15 地点)

1997 年 3 月

芦屋市教育委員会

刊行にあたって

平成7年1月17日午前5時46分に発生した兵庫県南部地震は、人口や都市機能の密集する阪神地域一帯に戦後最大の未曾有の大災害をもたらしました。

本市でも死者429人、市職員も4名が犠牲となり、市内に存在する建物の60%以上が全半壊の判定がくだる想像を絶する被害を受けました。

こうした事態に直面し、戦後、国際文化住宅都市として順調に発展してきた芦屋市にとって、日常のインフラ関係の早急な復旧はもとより、安心して市民生活を営むことのできる市街地の復興事業は欠くことのできない施策となりました。と同時に、1戸1戸の個人住宅や共同住宅も解体撤去、再建の計画といった涙ぐましい復興へ向けての過程を踏むことになり、日々の生活に大変な努力をしいられることは申すまでもないことです。

一方、被災地区の各所は、県下でも有数の埋蔵文化財密集地であり、復旧・復興事業との絡みで多くの遺跡が消失していく実態も判明しました。平常時であれば、これら開発事業に対しては、十分な事前調査を行ってその保護と活用を図ってまいりましたが、震災後は個別復興の早期の立ち上がりもあって、対応不可能な平常時の10～15倍の調査量となっているのが偽らぬ現状です。

本市教育委員会では、市民生活と直結する住宅の再建という重大な事業をなんとか円滑にのりきるため、文化庁・兵庫県教育委員会をはじめとする関係機関の指導・助言と協力を得、全国各地から埋蔵文化財の専門職員を派遣していただくというこれまでになかった全国支援の調査体制をつくり、この難事業を完遂すべくスタートした次第です。

平成7年度は、その初年度に該当し、本書に収録した6遺跡の発掘調査を実施しました。調査地は、すべて震災復興関連の住宅建設予定地であり、記録保存を前提とした調査になりましたが、多くの成果がもたらされています。本書にはその一端を収録し、文化財行政機関・資料館・博物館・市民・研究者をはじめ数多くの方々と機関のご活用を期待するものです。近い将来、どこかで大規模な災害が発生しました時に、本書の記述の一部でも参考とすべきするところがありますなら、望外の喜びとなるでしょう。

末筆となりましたが、暑い日も寒い日も本市の埋蔵文化財担当職員を助け、苦難の多い発掘現場最前線で全力投球された全国の派遣職員のみなさま、また、文化庁・兵庫県の関係官庁・職員各位に対し、厚くお礼申し上げるとともに、今後も息の長い援助とご協力を賜わりたく、ここに切にお願い申しあげる次第です。

平成9年3月31日

芦屋市教育長

三 浦 清

例 言

1. 本書は、芦屋市教育委員会が平成7年度国庫補助事業として実施してきた「阪神・淡路大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財緊急発掘調査」の概要報告書である。調査費および遺物整理費は、総額6000万円で、国1/2、県1/4、市1/4の補助率である。

2. 本書に収録した遺跡・調査地点は6ヶ所で、その所在地並びに遺跡の種類は下記のとおりである。

遺跡・地点名	所在地（地番）	遺跡の種類
1. 芦屋廃寺遺跡W地点	兵庫県芦屋市西山町120番地・121番地	集落跡・寺院跡・複合遺跡
2. 芦屋廃寺遺跡第29地点	兵庫県芦屋市西山町117番地1・2	集落跡・寺院跡・複合遺跡
3. 月若遺跡第20地点	兵庫県芦屋市月若町38番地14	集落跡・複合遺跡
4. 月若遺跡第28地点	兵庫県芦屋市西芦屋1番地3・6	集落跡・複合遺跡
5. 打出岸造り遺跡第9地点	兵庫県芦屋市大原町104・105番地	水田跡・流路跡・複合遺跡
6. 久保遺跡第15地点	兵庫県芦屋市親王塚町65番地	水田跡・流路跡・複合遺跡

3. 発掘調査体制は、下記のとおりである。

（1）市町指導・補助金事務指導

兵庫県教育委員会社会教育・文化財課審査指導係

	課長	山田 道夫
	課長補佐兼係長	樫本 誠一
同	主査	長谷川 眞
同	主査	村上 賢治

（2）調査指導・助言・調整

兵庫県教育委員会埋蔵文化財調査事務所

	所長	青木 正之
	主任調査専門員	大村 敬通
	復興調査班班長	山本 三郎
	復興調査班主査	水口 富夫

芦屋市教育委員会社会教育部文化財課文化財係

	課長	山本 英明（統轄）
	係長	森岡 秀人（調査手続き諸事務・発掘調査・整理作業担当、調査指導）
	庶務	岡田 きよみ（平成8年度10月から久家登志子、事務・経理担当）
	嘱託	木南 アツ子（発掘調査・整理作業担当）

(3) 発掘調査担当者・整理事業担当者(当時)

兵庫県教育委員会埋蔵文化財調査事務所 復興調査班

岐阜県教育委員会 派遣職員 長屋 幸二(兵庫県復興調査班主任)

埼玉県教育委員会 派遣職員 佐藤 康二(兵庫県復興調査班技術職員)

京都府教育委員会 派遣職員 森 正(兵庫県復興調査班技術職員)

岡山県教育委員会 派遣職員 岡本 泰典(兵庫県復興調査班技術職員)

群馬県教育委員会 派遣職員 矢口 裕之(兵庫県復興調査班主任)

滋賀県教育委員会 派遣職員 北原 治(兵庫県復興調査班技術職員)

芦屋市教育委員会 職員 森岡 秀人(文化財課係長・学芸員)

芦屋市教育委員会 嘱託 木南アツ子(文化財課嘱託調査員・学芸員)

芦屋市文化振興財団 職員 和田 秀寿(芦屋市立美術館歴史学芸課学芸員)

文化財課臨時職員・関西大学大学院生 竹村 忠洋(現芦屋市教育委員会文化財課学芸員)

4. 発掘調査並びに資料整理事業には、上記の発掘担当者および芦屋市教育委員会文化財課森岡秀人係長、木南アツ子嘱託、兵庫県教育委員会埋蔵文化財調査事務所・復興調査班渡辺昇主査の他、下記の者が従事した。

岩戸晶子・内野さくら・高月祐治・永野 香・奥谷由香・戸塚由美子・石野照代・久保ふく子・仲谷由利子・相澤敦子・中井みどり・小島静子・笹山美津子・中西邦子・荒木由美子・奥出淑子・片岡亜紀・内藤須美子・藤田由美・藤井光代・佐藤朋子・永井弘子・菊島昌子・宮永浩子・林 美代子・越智みや子・高谷百世・黒田智香・前田陽子・川上博子(順不同)

5. 発掘調査の期間中、下記の方々が市内被災地区や現場を大村敬通・森岡秀人の案内により視察・見学され、有益な御指導・御助言を賜った。記して感謝の意を表します。

田中 琢(奈良国立文化財研究所所長)

岡村 道雄(文化庁文化財保護部記念物課主任文化財調査官)

坂井 秀弥(文化庁文化財保護部記念物課文化財調査官)

6. 本書の執筆は、目次に氏名を掲げた発掘担当者や整理協力者が行い、その分担と責任を明らかにしたが、用語の統一や文体など、支障のない範囲で森岡が加筆や修正を図った。また、文書全体の浄書については、岡本久仁子(梅花女子短期大学非常勤講師)の全面的援助を得た。さらに、本書を成すにあたっての専門作業については、各発掘担当者をはじめそれを引き継いだ森岡・木南の指導下、下記の作業分担で実施した。

遺物実測(各発掘担当者・戸塚由美子・奥谷由香・永野香・片岡亜紀・川上博子)補正(森岡秀人)

遺物製図(各発掘担当者・笹山美津子)加筆・補正(森岡秀人)

遺構製図(各発掘担当者・笹山美津子)加筆・補正(森岡秀人・木南アツ子)

遺構写真抽出(森岡秀人)挿図レイアウト(森岡秀人・木南アツ子・仲谷由利子)

遺物撮影(撮影 森岡秀人 助手 戸塚由美子・中西邦子・木南アツ子)

写真図版編成・レイアウト(森岡秀人・木南アツ子)校正(森岡秀人・仲谷由利子)

7. 本書の編集は、森岡秀人・木南アツ子が主担した。また、補助員岡本久仁子・仲谷由利子両名がこれを助けた。

本文目次

刊行にあたって	芦屋市教育長 三浦 清
例 言	i
本文目次	iii
挿図目次	v
表 目 次	viii
図版目次	ix

第Ⅰ部 阪神・淡路大震災と復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査

第1章 阪神・淡路大震災直後の埋蔵文化財保護行政	
第1節 芦屋市の地勢と歴史	(森岡秀人) 2
第2節 兵庫県南部地震の発生と被害	(森岡) 12
第3節 震災対応をめぐる	
埋蔵文化財保護行政の緊急施策	(森岡) 13
第4節 震災復興調査と芦屋市の発掘調査体制	(森岡) 35
第5節 支援調査の形態と支援依頼	(森岡) 36
第2章 震災復旧・復興事業に伴う国庫補助事業	
第1節 国庫補助事業埋蔵文化財発掘調査の	
震災前と震災後	(森岡) 39
第2節 国庫補助金の交付申請と交付決定	(森岡) 39
第3章 平成7年度国庫補助事業の発掘調査計画と経過	
第1節 震災復興調査の開始	(森岡) 41
第2節 平成7年度の国庫補助事業による	
発掘調査概観	(森岡) 41
第3節 確認調査の実施と本調査に至る経過	(森岡) 41
第4節 発掘成果の公表と	
現地説明会・地元説明会の開催	(森岡) 44

第Ⅱ部 震災復興調査の概要報告

第1章 考古学的環境からみた芦屋地方	
第1節 はじめに	(森岡) 50
第2節 資料が増加しつつある	
旧石器・縄文時代	(森岡) 50
第3節 特徴的な集落を有する弥生時代	(森岡) 51
第4節 古墳時代をめぐる二、三の問題	(森岡) 52
第5節 見直されつつある歴史時代	(森岡) 54
第2章 芦屋廃寺遺跡(W地点)の発掘調査	

第1節 調査に至る経過	(長屋幸二・佐藤康二) 56
第2節 調査地の位置と周辺環境	(長屋・佐藤) 56
第3節 発掘調査の概要	57
(1) 調査の方法	(長屋・佐藤) 57
(2) 基本層序	(長屋・佐藤) 58
(3) 検出遺構	(長屋・佐藤) 63
(4) 出土遺物	
A. 応急整理分	(長屋・佐藤) 80
B. 追加整理分	(森岡・木南アツ子) 82
第4節 まとめ	(長屋・佐藤) 106
第3章 芦屋廃寺遺跡(第29地点)の発掘調査	
第1節 調査に至る経過	(長屋・岡本泰典) 107
第2節 調査地の位置と周辺環境	(長屋・岡本) 107
第3節 発掘調査の概要	107
(1) 調査の方法	(長屋・岡本) 107
(2) 層序	(長屋・岡本) 108
(3) 遺構	(長屋・岡本) 112
(4) 出土遺物	(長屋・岡本) 113
第4節 まとめ	(長屋・岡本) 113
第4章 月若遺跡(第20地点)の発掘調査	
第1節 調査に至る経過	(森正・岡本) 114
第2節 調査地の位置と周辺環境	(森・岡本) 114
第3節 発掘調査の概要	115
(1) 調査の方法	(森・岡本) 115
(2) 基本層序	(森・岡本) 115
(3) 検出遺構	(森・岡本) 119
(4) 出土遺物	(森岡・木南) 120
第4節 まとめ	(森・岡本) 123
第5章 月若遺跡(第28地点)の発掘調査	
第1節 調査に至る経過	(森・岡本) 124
第2節 調査地の位置と周辺環境	(森・岡本) 124
第3節 発掘調査の概要	124
(1) 調査の方法	(森・岡本) 124
(2) 基本層序	(森・岡本) 125
(3) 検出遺構	(森・岡本) 126
(4) 出土遺物	(森岡・木南) 142
第4節 まとめ	(森・岡本) 163

第6章 打出岸造り遺跡(第9地点)の発掘調査

- 第1節 調査に至る経過……(矢口裕之・北原治)164
- 第2節 調査地の位置と周辺環境……(矢口・北原)164
- 第3節 発掘調査の概要……………165
 - (1) 調査の方法……………(矢口・北原)165
 - (2) 調査の経過……………(矢口・北原)165
 - (3) 発掘地の地層……………(矢口)167
 - (4) 検出された遺構……………(矢口)170
 - (5) 出土遺物
 - A. 土器—当初整理分……(北原)180
 - B. 木器……………(北原)190
 - C. 土器—追加整理分……(森岡)192

第4節 まとめと今後の課題

- (1) 打出岸造り遺跡とその周辺地域からみた扇状地の環境変化……………(矢口)202
- (2) 大溝としての河川跡……………(矢口)203

第7章 久保遺跡(第15地点)の発掘調査

- 第1節 調査に至る経過……(和田秀寿・竹村忠洋)205
- 第2節 調査地の位置と周辺環境……(和田・竹村)205
- 第3節 発掘調査の概要……………205
 - (1) 調査の方法と経過……………(竹村)205
 - (2) 基本層位……………(竹村)207
 - (3) 検出遺構……………(竹村)211
 - (4) 出土遺物……………(森岡・木南)215

第4節 まとめ……………(森岡・竹村)218

第8章 総括—平成7年度の震災復興調査の成果と課題—

- 第1節 はじめに……………(森岡)219
- 第2節 芦屋廃寺遺跡の東限部確認……………219
 - 既往の調査と今年度の調査……………(森岡)220
 - W地点検出の遺構……………(森岡)220
 - 29地点検出の遺構……………(森岡)221
 - 両地点の周辺地点との関わりと検出遺構の性格……………(森岡)221
 - 下層遺構と古墳時代以前の包含層の広がり……………(森岡)222
 - 縄文土器片の初出……………(森岡)222

第3節 月若遺跡の様相と環濠をめぐって……………222

本年度における調査の進展……………(森岡)223

第20地点検出の遺構……………(森岡)223

月若遺跡で多出する竈遺構……………(森岡)223

第28地点検出の遺構……………(森岡)224

庄内式併行段階の一括資料の検討……………(森岡)224

市内初見の異形式製塩土器について……………(森岡)224

月若遺跡の展開画期……………(森岡)225

環濠集落の可能性が強まった月若遺跡……………(森岡)226

第4節 打出岸造り遺跡の実態について……………226

第9地点における調査成果……………(森岡)226

市内初見例となった種々の木製品類……………(森岡)227

河川跡の性格……………(森岡)227

井堰状遺構の検出……………(森岡)227

第1地点における河川状遺構……………(森岡)227

紅野氏採集遺物の再検討……………(森岡)228

摂津産庄内式甕か、播磨産庄内式甕か……………(森岡)228

胎土からみる庄内式併行土器群の2類型……………(森岡)229

打出岸造り遺跡の範囲と大原遺跡との関連性……………(森岡)230

第5節 久保遺跡の範囲と性格について……………230

第15地点検出の遺構……………(森岡)231

翠ヶ丘台地の地質構造と久保遺跡の遺構ベース……………(森岡)231

第6節 まとめと課題……………(森岡)231

引用・参考文献目録……………(森岡)233

あとがき—編集後記にかえて—……………(森岡)

挿 図 目 次

第1図 空からみた阪神・淡路大震災直後の芦屋市（津知町周辺の著しい被災状況、1995年1月17日撮影、アジア航測株式会社提供）	
第2図 兵庫県と芦屋市の位置	
第3図 兵庫県南東部における芦屋市の位置	
第4図 六甲山地周辺の地質構造図〔藤田1983〕	
第5図 阪神・淡路大震災の震源地と活断層〔川崎・野村・大矢1996〕	
第6図 六甲山地南東側の階段状地形と断層〔藤田1983〕	
第7図 六甲山地—大阪湾の側面（上図のa—b線）〔藤田1983〕	
第8図 阪神・淡路大震災による阪神高速道路倒壊状況近景（平成7年1月17日撮影・アジア航測株式会社提供）	
第9図 六甲山地南麓平野の地形分類略図（上）、阪神・淡路大震災の被害状況（下）〔高橋1996〕	
第10図 阪神・淡路地域の活断層とおもな余震分布（1月25日まで）〔藤田・佐野1996〕	
第11図 神戸・阪神地域の活断層系・地下構造と“震災の帯”〔藤田・佐野1996〕	
第12図 被災直後の芦屋市街（1995年1月27日撮影）	
第13図 月若遺跡・芦屋廃寺遺跡の被災状況（北から）（1995年1月27日撮影）	
第14図 被災した町並（川西町付近）（1995年1月27日撮影）	
第15図 被災した民家（市内津知町付近）（1995年1月27日撮影）	
第16図 被災した民家（市内津知町付近）（1995年1月27日撮影）	
第17図 被災した町並（三条町・小阪家住宅付近）（1995年2月9日撮影）	
第18図 芦屋市三条町付近の被災状況（1995年2月9日撮影）	
第19図 芦屋市三条町付近の道路上の地盤れ（1995年2月9日撮影）	
第20図 被災した道路（市内三条町付近）（1995年2月9日撮影）	
第21図 被災した展示中の考古資料〔市立美術館にて〕（1995年2月28日撮影）	
第22図 被災した埋蔵文化財の収蔵庫（1995年3月15日撮影）	
第23図 被災した埋蔵文化財収納室〔市立精道町小学校教室〕（1995年2月16日撮影）	
第24図 被災者を受け入れた芦屋市役所〔南館玄関付近〕（1995年2月16日撮影）	
第25図 代替バスを使っの兵庫県出張〔阪神電車御影駅〕（1995年2月17日撮影）	
第26図 復興調査前の発掘開始立会（1996年2月19日、月若遺跡〔20地点〕にて）	
第27図 奈良国立文化財研究所田中塚所長の復興調査視察（写真右から森岡・大村・田中・青木・森）	
第28図 あの日のあの日 震災時の芦屋の素顔（芦屋市公刊物から合成）	
第29図 芦屋市内主要遺跡分布図 1/50000	
第30図 芦屋廃寺遺跡（W地点） 調査風景（1）	
第31図 芦屋廃寺遺跡（W地点） 調査風景（2）	
第32図 芦屋廃寺遺跡（W地点） 調査風景（3）	
第33図 芦屋廃寺遺跡（W地点） 現地説明会風景	
第34図 芦屋廃寺遺跡（W地点） 調査地区割図 1/400	
第35図 芦屋廃寺遺跡（W地点） 土層断面実測図（1） 1/80	
第36図 芦屋廃寺遺跡（W地点） 土層断面実測図（2） 1/80	
第37図 芦屋廃寺遺跡（W地点） 全時代の遺構配置図 1/250	
第38図 芦屋廃寺遺跡（W地点） 古墳時代の遺構配置図 1/250	
第39図 芦屋廃寺遺跡（W地点） 古代の遺構配置図 1/250	
第40図 芦屋廃寺遺跡（W地点） 中世の遺構配置図 1/250	

第41図 芦屋廃寺遺跡（W地点）	近世の遺構配置図 1/250
第42図 芦屋廃寺遺跡（W地点）	時代不明の遺構配置図 1/250
第43図 芦屋廃寺遺跡（W地点）	竈1・2平面・断面実測図 1/20
第44図 芦屋廃寺遺跡（W地点）	遺構平面実測図 1/40
第45図 芦屋廃寺遺跡（W地点）	SK1土層断面実測図 1/40
第46図 芦屋廃寺遺跡（W地点）	須恵器集中部平面・断面実測図 1/30
第47図 芦屋廃寺遺跡（W地点）	SB1柱列平面・断面実測図 1/80
第48図 芦屋廃寺遺跡（W地点）	SB2平面・断面実測図 1/40
第49図 芦屋廃寺遺跡（W地点）	SB3平面・断面実測図 1/40
第50図 芦屋廃寺遺跡（W地点）	池状遺構1・SK1・SK2平面実測図 1/60
第51図 芦屋廃寺遺跡（W地点）	SD2・SD3・礫集積平面実測図 1/80
第52図 芦屋廃寺遺跡（W地点）	SD2断面実測図 1/40
第53図 芦屋廃寺遺跡（W地点）	SK9～13平面実測図 1/60
第54図 芦屋廃寺遺跡（W地点）	SK9・SK10・SK11断面実測図 1/40
第55図 芦屋廃寺遺跡（W地点）	SK14平面・断面実測図 1/40
第56図 芦屋廃寺遺跡（W地点）	SK15・SD7平面・断面実測図 1/40
第57図 芦屋廃寺遺跡（W地点）	SD8平面・断面実測図 1/40
第58図 芦屋廃寺遺跡（W地点）	SK3・SK4平面・断面実測図 1/40
第59図 芦屋廃寺遺跡（W地点）	SK6・SK7平面実測図 1/40
第60図 芦屋廃寺遺跡（W地点）	SD5平面実測図 1/60
第61図 芦屋廃寺遺跡（W地点）	SD6・SK5平面実測図 1/60
第62図 芦屋廃寺遺跡（W地点）	出土遺物実測図（1） 1/4
第63図 芦屋廃寺遺跡（W地点）	出土遺物実測図・拓影（2） 1/3・1/4
第64図 芦屋廃寺遺跡（W地点）	出土遺物実測図・拓影（3） 1/3・1/4
第65図 芦屋廃寺遺跡（W地点）	出土遺物実測図（4） 1/4
第66図 芦屋廃寺遺跡（W地点）	須恵器集中部①
第67図 芦屋廃寺遺跡（W地点）	出土遺物実測図（5） 1/4
第68図 芦屋廃寺遺跡（W地点）	須恵器集中部②
第69図 芦屋廃寺遺跡（W地点）	出土遺物実測図（6） 1/4
第70図 芦屋廃寺遺跡（W地点）	礫集積①
第71図 芦屋廃寺遺跡（W地点）	出土遺物実測図・拓影（7） 1/4
	礫集積②
	出土遺物実測図・拓影（8） 1/4 SK・SP・SJ
	出土遺物実測図（9） 1/4
	SD1・SD2①
	出土遺物実測図・拓影（10） 1/4 SD2②・SD6・SD8

第72図 芦屋庵寺遺跡(W地点)	出土遺物実測図・拓影 (11) 1/4 S D 3 ①	第113図 月若遺跡 (第28地点)	S K 10・11・S D 04平面・ 断面実測図 1/40
第73図 芦屋庵寺遺跡(W地点)	出土遺物実測図・拓影 (12) 1/4 S D 3 ②	第114図 月若遺跡 (第28地点)	落ち込み平面・断面実測図 1/40
第74図 芦屋庵寺遺跡(W地点)	出土遺物実測図・拓影 (13) 1/4 S D 3 ③	第115図 月若遺跡 (第28地点)	S P 03実測図 1/20
第75図 芦屋庵寺遺跡(W地点)	出土遺物実測図・拓影 (14) 1/4 S X 1～4・池状遺構	第116図 月若遺跡 (第28地点)	S K 04・05平面・断面実測図 1/20
第76図 芦屋庵寺遺跡(W地点)	出土遺物実測図・拓影 (15) 1/4 包含層出土①	第117図 月若遺跡 (第28地点)	S X 01平面・断面実測図 1/40
第77図 芦屋庵寺遺跡(W地点)	出土遺物実測図・拓影 (16) 1/4 包含層出土②他	第118図 月若遺跡 (第28地点)	S D 07平面・断面実測図 1/40
第78図 芦屋庵寺遺跡(W地点)	出土遺物実測図・拓影 (17) 1/4 包含層出土③	第119図 月若遺跡 (第28地点)	S D 03平面・断面実測図 1/40
第79図 芦屋庵寺遺跡(第29地点)	作業風景 (1)	第120図 月若遺跡 (第28地点)	出土遺物実測図・拓影 (1) 1/4 S K 出土
第80図 芦屋庵寺遺跡(第29地点)	作業風景 (2)	第121図 月若遺跡 (第28地点)	出土遺物実測図・拓影 (2) 1/4 S P・S D 出土他
第81図 芦屋庵寺遺跡(第29地点)	調査区配置図 1/200	第122図 月若遺跡 (第28地点)	出土遺物実測図 (3) 1/4 S D 07①
第82図 芦屋庵寺遺跡(第29地点)	土層断面実測図 1/40	第123図 月若遺跡 (第28地点)	出土遺物実測図 (4) 1/4 S D 07②
第83図 芦屋庵寺遺跡(第29地点)	検出遺構平面実測図 1/100	第124図 月若遺跡 (第28地点)	出土遺物実測図 (5) 1/4 S X 01①
第84図 芦屋庵寺遺跡(第29地点)	S K 01平面実測図 1/40	第125図 月若遺跡 (第28地点)	出土遺物実測図 (6) 1/4 S X 01②
第85図 芦屋庵寺遺跡(第29地点)	S K 04・09平面・断面 実測図 1/20	第126図 月若遺跡 (第28地点)	出土遺物実測図・拓影 (7) 1/4 S X 01③
第86図 芦屋庵寺遺跡(第29地点)	S K 05・06平面実測図 1/20	第127図 月若遺跡 (第28地点)	出土遺物実測図 (8) 1/4 S X 01④
第87図 芦屋庵寺遺跡(第29地点)	出土遺物実測図・拓影 1/4	第128図 月若遺跡 (第28地点)	出土遺物実測図・拓影 (9) 1/4 第5～7層
第88図 月若遺跡(第20地点)	作業風景 (1)	第129図 月若遺跡 (第28地点)	出土遺物実測図・拓影 (10) 1/4 第8・9層
第89図 月若遺跡(第20地点)	作業風景 (2)	第130図 月若遺跡 (第28地点)	出土遺物実測図・拓影 (11) 1/4 第9層以下～11層・ 落ち込み他
第90図 月若遺跡(第20地点)	作業風景 (3)	第131図 月若遺跡 (第28地点)	月若遺跡環境推定図 1/400
第91図 月若遺跡(第20地点)	調査区配置図 1/300	第132図 打出岸造り遺跡 (第9地点)	調査地配置図 1/1000
第92図 月若遺跡(第20地点)	土層断面実測図 1/40	第133図 打出岸造り遺跡 (第9地点)	調査風景 (1)
第93図 月若遺跡(第20地点)	上層遺構配置図 1/100	第134図 打出岸造り遺跡 (第9地点)	調査風景 (2)
第94図 月若遺跡(第20地点)	下層遺構配置図 1/100	第135図 打出岸造り遺跡 (第9地点)	調査風景 (3)
第95図 月若遺跡(第20地点)	竪遺構平面・立面実測図 1/20	第136図 打出岸造り遺跡 (第9地点)	調査風景 (4)
第96図 月若遺跡(第20地点)	S K 04平面・断面実測図 1/40	第137図 打出岸造り遺跡 (第9地点)	地元見学会風景 (1)
第97図 月若遺跡(第20地点)	出土遺物実測図 (1) 1/4	第138図 打出岸造り遺跡 (第9地点)	地元見学会風景 (2)
第98図 月若遺跡(第20地点)	出土遺物実測図・拓影 (2) 1/4	第139図 打出岸造り遺跡 (第9地点)	土層断面実測図 1/80
第99図 月若遺跡(第28地点)	調査風景	第140図 打出岸造り遺跡 (第9地点)	遺構配置図
第100図 月若遺跡(第28地点)	調査区配置図 1/400	第141図 打出岸造り遺跡 (第9地点)	調査地北半遺構平面・断面図
第101図 月若遺跡(第28地点)	土層断面実測図 (1) 1/40	第142図 打出岸造り遺跡 (第9地点)	調査地南半遺構平面・断面図
第102図 月若遺跡(第28地点)	土層断面実測図 (2) 1/40	第143図 打出岸造り遺跡 (第9地点)	河川跡平面図 1/125
第103図 月若遺跡 (第28地点)	土層断面実測図 (3) 1/40	第144図 打出岸造り遺跡 (第9地点)	河川跡等高線図 1/125
第104図 月若遺跡 (第28地点)	第1面遺構配置図 1/100	第145図 打出岸造り遺跡 (第9地点)	河川跡断面図 (1) 1/80
第105図 月若遺跡 (第28地点)	第2面遺構配置図 1/100	第146図 打出岸造り遺跡 (第9地点)	河川跡断面図 (2) 1/40
第106図 月若遺跡 (第28地点)	第3面遺構配置図 1/100	第147図 打出岸造り遺跡 (第9地点)	河川跡遺物出土状況実測図 (1)
第107図 月若遺跡 (第28地点)	第4面遺構配置図 1/100	第148図 打出岸造り遺跡 (第9地点)	河川跡遺物出土状況実測図 (2)
第108図 月若遺跡 (第28地点)	第5面遺構配置図 1/100	第149図 打出岸造り遺跡 (第9地点)	河川跡等高線図
第109図 月若遺跡 (第28地点)	第6面遺構配置図 1/100	第150図 打出岸造り遺跡 (第9地点)	出土遺物実測図 (1) 1/4
第110図 月若遺跡 (第28地点)	S A 01平面・断面実測図 1/40	第151図 打出岸造り遺跡 (第9地点)	出土遺物実測図 (2) 1/4
第111図 月若遺跡 (第28地点)	S K 06平面・断面実測図 1/20		
第112図 月若遺跡 (第28地点)	S K 07平面実測図 1/40		

第152図 打出岸造り遺跡(第9地点)	出土遺物実測図(3) 1/4
第153図 打出岸造り遺跡(第9地点)	出土遺物実測図(4) 1/4
第154図 打出岸造り遺跡(第9地点)	出土遺物実測図(5) 1/4
第155図 打出岸造り遺跡(第9地点)	出土遺物実測図(6) 1/4・1/8
第156図 打出岸造り遺跡(第9地点)	出土遺物実測図(7) 1/4・1/2 1・2・4号河道
第157図 打出岸造り遺跡(第9地点)	出土遺物実測図(8) 1/4 3号河道①
第158図 打出岸造り遺跡(第9地点)	出土遺物実測図(9) 1/4 3号河道②
第159図 打出岸造り遺跡(第9地点)	出土遺物実測図(10) 1/4 3号河道③
第160図 打出岸造り遺跡(第9地点)	出土遺物実測図(11) 1/4 3号河道④(東半分)
第161図 打出岸造り遺跡(第9地点)	出土遺物実測図・拓影(12) 1/4 3号河道⑤(東半分)
第162図 打出岸造り遺跡(第9地点)	出土遺物実測図・拓影(13) 1/4 3号河道⑥(現状遺構)
第163図 打出岸造り遺跡(第9地点)	出土遺物実測図・拓影(14) 1/4 3号河道⑦(現状遺構)
第164図 打出岸造り遺跡(第9地点)	出土遺物実測図・拓影(15) 1/4 その他の遺構
第165図 久保遺跡(第15地点)	調査地近景
第166図 久保遺跡(第15地点)	作業風景(1)
第167図 久保遺跡(第15地点)	作業風景(2)
第168図 久保遺跡(第15地点)	調査風景(3)
第169図 久保遺跡(第15地点)	発掘調査区配置図1/300
第170図 久保遺跡(第15地点)	東壁土層断面実測図/40
第171図 久保遺跡(第15地点)	南壁土層断面実測図/40
第172図 久保遺跡(第15地点)	調査地区割図1/150
第173図 久保遺跡(第15地点)	調査地区遺構全体図1/150
第174図 久保遺跡(第15地点)	SD1・SK9・10・12平面実測図/40
第175図 久保遺跡(第15地点)	SD1～3断面実測図/40
第176図 久保遺跡(第15地点)	SD5断面実測図/40
第177図 久保遺跡(第15地点)	SK1～8平面実測図/60
第178図 久保遺跡(第15地点)	SD4・SK13～16平面・断面実測図/40
第179図 久保遺跡(第15地点)	SK6・9・10平面・断面実測図/40
第180図 久保遺跡(第15地点)	SP1・SK17断面実測図/40
第181図 久保遺跡(第15地点)	SK18断面実測図/20
第182図 久保遺跡(第15地点)	出土遺物実測図(1) 1/4
第183図 久保遺跡(第15地点)	出土遺物実測図(2) 1/4
第184図 芦屋庵寺遺跡調査地点分布図	1/5000
第185図 月若遺跡調査地点分布図	1/5000
第186図 打出岸造り遺跡調査地点分布図	1/5000
第187図 久保遺跡調査地点分布図	1/5000

表 目 次

第1表 平成7年度 阪神・淡路大震災に係る発掘調査実施状況(1)	46
第2表 平成7年度 阪神・淡路大震災に係る発掘調査実施状況(2)	47
第3表 平成7年度 阪神・淡路大震災に係る発掘調査実施状況(3)	48
第4表 月若遺跡(第28地点) 基本土層番号対応表	125
第5表 打出岸造り遺跡(第9地点) 各層の層序記載	169

図 版 目 次

図版1 震災直後の芦屋市街地	阪神電鉄鉄梁落下の地震被災 震災調査対象地の庭(地震災害)
図版2 芦屋庵寺遺跡(W地点)	調査地遠望(北西から)
	手前の建設中の復興建物は芦屋 庵寺遺跡(第29地点)
	調査地近景
	(南から)被災家屋の門跡から望む
	S B 1, S K 9～12検出状況
	(西から)
	S K 9～12完掘状態
	(西から)
図版4 芦屋庵寺遺跡(W地点)	S D 2発掘状況(南西から)
	S D 2土層断面(西から)
図版5 芦屋庵寺遺跡(W地点)	掘立柱建物S B 1上面検出 状況(西から)
	掘立柱建物S B 1上面検出 状況(南から)
図版6 芦屋庵寺遺跡(W地点)	掘立柱建物S B 1発掘状況 (東から)
	柱穴S 2(北から)W2(東から)
	柱穴S 2(南から)W2(西から)
	柱穴S 1土層断面(南から)
	柱穴S 1半掘状況(南から)
図版7 芦屋庵寺遺跡(W地点)	S K 14掘削状況と堆積土層 断面(南東から)
	S K 14完掘状況(東から)
図版8 芦屋庵寺遺跡(W地点)	S X 1・S X 2 池状遺構発掘 状況(北から)
	S X 3・S X 4完掘状態 (北上方から)
図版9 芦屋庵寺遺跡(W地点)	西調査区北半土坑・柱穴群 検出状況(北東から)
	西調査区南半土坑・柱穴群 検出状況(西から)
図版10 芦屋庵寺遺跡(W地点)	竈1完掘状態(西から)
	竈2完掘状態(西から)
図版11 芦屋庵寺遺跡(W地点)	遺構掘削状況
	B6区 P5 P6(北西から)
	土坑検出状態

	芦屋庵寺遺跡(W地点)	遺物出土状態	図版28	芦屋庵寺遺跡(W地点)	出土遺物 (12)
	芦屋庵寺遺跡(W地点)	古墳時代遺構面・土層断面	図版29	芦屋庵寺遺跡(W地点)	出土遺物 (13)
	芦屋庵寺遺跡(W地点)	竈2完掘状態(西から)	図版30	芦屋庵寺遺跡(W地点)	出土遺物 (14)
	芦屋庵寺遺跡(W地点)	S K14遺構検出状態	図版31	芦屋庵寺遺跡(W地点)	出土遺物 (15)
	芦屋庵寺遺跡(W地点)	焼土面検出状態	図版32	芦屋庵寺遺跡(W地点)	出土遺物 (16)
図版12	芦屋庵寺遺跡(W地点)	西調査区南半土坑検出状態	図版33	芦屋庵寺遺跡(第29地点)	調査地近景(西側駐車場部分) (北西から)
	芦屋庵寺遺跡(W地点)	西調査区南半土坑検出状態		芦屋庵寺遺跡(第29地点)	震災により住宅が全壊した 調査地東側の現状(北西から)
	芦屋庵寺遺跡(W地点)	西調査区南半土坑検出状態	図版34	芦屋庵寺遺跡(第29地点)	東調査区V層上面遺構掘削 状況(西から)
	芦屋庵寺遺跡(W地点)	西調査区南半土坑検出状態		芦屋庵寺遺跡(第29地点)	東調査区VII層上面遺構掘削 状況(西から)
	芦屋庵寺遺跡(W地点)	ピット内土器出土状態	図版35	芦屋庵寺遺跡(第29地点)	東調査区VII層上面遺構完掘状態 (東から)
	芦屋庵寺遺跡(W地点)	B6区 P20 堆積土層断面 (南から)		芦屋庵寺遺跡(第29地点)	西調査区完掘状態(西から)
図版13	芦屋庵寺遺跡(W地点)	南壁土層断面(北から)	図版36	芦屋庵寺遺跡(第29地点)	西調査区北壁土層断面 (南東から)
	芦屋庵寺遺跡(W地点)	南壁土層断面(北西から)		芦屋庵寺遺跡(第29地点)	東調査区北壁土層断面 (南東から)
	芦屋庵寺遺跡(W地点)	SX 7(西から)	図版37	芦屋庵寺遺跡(第29地点)	東調査区中央V層上面 S K02検出状態(北から)
	芦屋庵寺遺跡(W地点)	土層断面		芦屋庵寺遺跡(第29地点)	東調査区東半VII層上面 完掘状態(東から)
	芦屋庵寺遺跡(W地点)	石組 検出状態		芦屋庵寺遺跡(第29地点)	東調査区東半VII層上面 完掘状態(北から)
	芦屋庵寺遺跡(W地点)	底部 検出状態	図版38	芦屋庵寺遺跡(第29地点)	出土遺物
	芦屋庵寺遺跡(W地点)	袖状遺構(北から)	図版39	月若遺跡(第20地点)	調査地の現状(南西から)
	芦屋庵寺遺跡(W地点)	SK 5・SD 4 完掘状況		月若遺跡(第20地点)	西壁(2)南端土層断面 (東から)
図版14	芦屋庵寺遺跡(W地点)	須恵器集中部遺構(西から)	図版40	月若遺跡(第20地点)	上層遺構完掘状態 (北から)
	芦屋庵寺遺跡(W地点)	須恵器集中部近景(西上方から)		月若遺跡(第20地点)	上層遺構完掘状態近景 (南から)
図版15	芦屋庵寺遺跡(W地点)	土層断面包含遺物検出状況	図版41	月若遺跡(第20地点)	下層遺構完掘状態(南から)
	芦屋庵寺遺跡(W地点)	SD1セクション 遺物出土状況		月若遺跡(第20地点)	下層遺構完掘状態(北から)
	芦屋庵寺遺跡(W地点)	土器・瓦遺物出土状況	図版42	月若遺跡(第20地点)	S K02・05~07掘削状況(西から)
	芦屋庵寺遺跡(W地点)	須恵器杯など遺物出土状況		月若遺跡(第20地点)	S K04掘削状況(北から)
	芦屋庵寺遺跡(W地点)	SD1 堆積土内遺物出土状況	図版43	月若遺跡(第20地点)	S K02土層断面(南から)
	芦屋庵寺遺跡(W地点)	SD1 4区 セクションベルト 遺物出土状況		月若遺跡(第20地点)	S K04土層断面(北から)
	芦屋庵寺遺跡(W地点)	土器など遺物出土状況	図版44	月若遺跡(第20地点)	S K06断ち割り状況(北から)
	芦屋庵寺遺跡(W地点)	須恵器集中部遺物出土状況 (西から)		月若遺跡(第20地点)	S X01検出状態(西から)
図版16	芦屋庵寺遺跡(W地点)	発掘調査風景[1](西から)	図版45	月若遺跡(第20地点)	S X01検出状態(南西から)
	芦屋庵寺遺跡(W地点)	発掘調査風景[2](東から)	図版46	月若遺跡(第20地点)	S X02完掘状態(西から)
	芦屋庵寺遺跡(W地点)	出土遺物整理風景(南東から)	図版47	月若遺跡(第28地点)	出土遺物 (1)
図版17	芦屋庵寺遺跡(W地点)	出土遺物 (1)		月若遺跡(第28地点)	出土遺物 (2)
図版18	芦屋庵寺遺跡(W地点)	出土遺物 (2)			発掘前の調査地現況(南東から)
図版19	芦屋庵寺遺跡(W地点)	出土遺物 (3)			発掘作業風景(西から)
図版20	芦屋庵寺遺跡(W地点)	出土遺物 (4)			
図版21	芦屋庵寺遺跡(W地点)	出土遺物 (5)			
図版22	芦屋庵寺遺跡(W地点)	出土遺物 (6)			
図版23	芦屋庵寺遺跡(W地点)	出土遺物 (7)			
図版24	芦屋庵寺遺跡(W地点)	出土遺物 (8)			
図版25	芦屋庵寺遺跡(W地点)	出土遺物 (9)			
図版26	芦屋庵寺遺跡(W地点)	出土遺物 (10)			
図版27	芦屋庵寺遺跡(W地点)	出土遺物 (11)			

図版48	月若遺跡(第28地点)	西区Ⅰ・Ⅱ区第1調査面犁 溝耕作痕検出状況(東から)	図版60	月若遺跡(第28地点)	東区Ⅰ・Ⅱ区第6調査面遺構 掘削状況(西から)
	月若遺跡(第28地点)	西区Ⅱ区第1調査面犁溝耕作 痕完掘状態(北西から)		月若遺跡(第28地点)	東区Ⅰ区西半第6調査面S P49・ 50位遺構完掘状態(南から)
図版49	月若遺跡(第28地点)	西区Ⅰ・Ⅱ区第2調査面遺構 掘削状況(東から)	図版61	月若遺跡(第28地点)	西区Ⅰ・Ⅱ区8層上面遺構 掘削状況(東から)
	月若遺跡(第28地点)	西区Ⅰ・Ⅱ区第2調査面遺構 掘削状況(西から)		月若遺跡(第28地点)	西区Ⅰ・Ⅱ区8層上面遺構 掘削状況(西から)
図版50	月若遺跡(第28地点)	東区Ⅱ区第2調査面遺構掘削 状況(西から)	図版62	月若遺跡(第28地点)	調査区南壁土層断面 (北西から)
	月若遺跡(第28地点)	東区S A01東半完掘状態 (西から)		月若遺跡(第28地点)	調査区西壁土層断面(東から)
図版51	月若遺跡(第28地点)	西区Ⅰ・Ⅱ区第3調査面遺構 掘削状況(東から)	図版63	月若遺跡(第28地点)	西区Ⅰ・Ⅱ区北壁土層断面 (南西から)
	月若遺跡(第28地点)	西区Ⅱ区第3調査面S K06 上面検出状態(南西から)		月若遺跡(第28地点)	西区Ⅱ区東壁土層断面 (西から)
図版52	月若遺跡(第28地点)	西区Ⅰ区第3調査面落ち込み 掘削状況(東から)	図版64	月若遺跡(第28地点)	西区Ⅰ・Ⅱ区第4調査面遺構 掘削状況(東から)
	月若遺跡(第28地点)	西区Ⅰ区第3調査面落ち込み 土層断面(南から)		月若遺跡(第28地点)	西区Ⅱ区第4調査面遺構掘削 状況(東から)
図版53	月若遺跡(第28地点)	西区Ⅱ区第3調査面S K06 完掘状態(南から)	図版65	月若遺跡(第28地点)	西区Ⅰ・Ⅱ区第6調査面遺構 掘削状況(南東から)
	月若遺跡(第28地点)	西区Ⅱ区第3調査面S K06 完掘状態(西から)		月若遺跡(第28地点)	西区Ⅱ区第6調査面遺構掘削 状況(西から)
図版54	月若遺跡(第28地点)	東区Ⅱ区第3調査面遺構掘削 状況(西から)	図版66	月若遺跡(第28地点)	西区第6調査面S D03完掘 状態(東から)
	月若遺跡(第28地点)	東区Ⅰ・Ⅱ区第3調査面遺構 掘削状況(東から)		月若遺跡(第28地点)	西区第6調査面S P38~40 完掘状態(南から)
図版55	月若遺跡(第28地点)	西区Ⅰ・Ⅱ区第4・5調査面 遺構掘削状況(東から)	図版67	月若遺跡(第28地点)	東区第3調査面S K10・11 完掘状態(西から)
	月若遺跡(第28地点)	西区Ⅰ・Ⅱ区第4・5調査面 遺構掘削状況(南東から)		月若遺跡(第28地点)	東区第3調査面S K10・11 完掘状態(北から)
図版56	月若遺跡(第28地点)	西区Ⅱ区第5調査面S X01 遺物出土状態(南から)	図版68	月若遺跡(第28地点)	西Ⅰ区第4調査面S K04堆 積土層断面(西から)
	月若遺跡(第28地点)	西区Ⅱ区第5調査面S X01 遺物出土状態(西から)		月若遺跡(第28地点)	西Ⅰ区第4調査面S K04完 掘状態(西から)
図版57	月若遺跡(第28地点)	S X01土器出土状態[部分] (南から)		月若遺跡(第28地点)	東Ⅰ区第3調査面S K07東半 (東から)
	月若遺跡(第28地点)	S X01土器出土状態[部分] (南から)		月若遺跡(第28地点)	西Ⅰ区第4調査面S K08完 掘状態(北から)
図版58	月若遺跡(第28地点)	東区Ⅰ・Ⅱ区第5調査面遺構 掘削状況(西から)		月若遺跡(第28地点)	東Ⅱ区第2調査面S K09完 掘状態(北西から)
	月若遺跡(第28地点)	東区Ⅰ・Ⅱ区第5調査面遺構 掘削状況(南東から)		月若遺跡(第28地点)	東Ⅰ区第3調査面S K10堆 積土層断面(北東から)
図版59	月若遺跡(第28地点)	東区Ⅱ区第5調査面S D07 完掘状態(南西から)		月若遺跡(第28地点)	東Ⅰ区第3調査面S K11堆 積土層断面(南西から)
	月若遺跡(第28地点)	東区Ⅱ区第5調査面S D07 堆積土層断面(南から)	図版69	月若遺跡(第28地点)	Ⅰ区第3調査面S K参考堆 積土層断面(南から)
					西Ⅰ区第3調査面S P03上

	層土器出土状態(南から)		打出岸造り遺跡(第9地点)	I区第2面畦状耕作痕
月若遺跡(第28地点)	西I区第3調査面S P03中			(南東から)
	層土器出土状態(南から)		打出岸造り遺跡(第9地点)	I区第2面荷重痕
月若遺跡(第28地点)	西I区第3調査面S P03下		打出岸造り遺跡(第9地点)	I区第2面中世水田面耕作痕
	層土器出土状態(南から)			(北から)
月若遺跡(第28地点)	西I区第3調査面S P22周		打出岸造り遺跡(第9地点)	I区第2面中世水田面耕作痕
	辺土器出土状態(西から)			(南から)
月若遺跡(第28地点)	西II区第3調査面S K06堆		打出岸造り遺跡(第9地点)	I区第2面中世水田面耕作痕
	積土層断面(北東から)			(細部)
月若遺跡(第28地点)	I区東壁沿いサブトレンチ		打出岸造り遺跡(第9地点)	I区南半中世水田面
	内土器出土状態(西から)			(南から)
月若遺跡(第28地点)	I区第11層土器出土状態	図版87	打出岸造り遺跡(第9地点)	II区2号暗渠配水管と配石
	(西から)			埋設状況(北から)
月若遺跡(第28地点)	I区南壁沿いサブトレンチ		打出岸造り遺跡(第9地点)	II区2号暗渠配水管と配石
	内土器出土状態(北から)			埋設状況(南から)
図版70 月若遺跡(第28地点)	小型丸底壺など土器出土状態	図版88	打出岸造り遺跡(第9地点)	I区1・2号溝検出状態
	(東から)			(東から)
月若遺跡(第28地点)	高杯出土状態(北から)		打出岸造り遺跡(第9地点)	I・II区第2面中世水田面
月若遺跡(第28地点)	調査区南壁際須恵器壺出土			(南から)
	状態(北から)		打出岸造り遺跡(第9地点)	I区1・2号溝検出状態
				(西から)
図版71 月若遺跡(第28地点)	出土遺物(1)		打出岸造り遺跡(第9地点)	II区4号溝[暗渠]検出
図版72 月若遺跡(第28地点)	出土遺物(2)			状態(南から)
図版73 月若遺跡(第28地点)	出土遺物(3)		打出岸造り遺跡(第9地点)	I区1号溝堆積土層断面
図版74 月若遺跡(第28地点)	出土遺物(4)			(東から)
図版75 月若遺跡(第28地点)	出土遺物(5)		打出岸造り遺跡(第9地点)	II区3号溝掘削状態
図版76 月若遺跡(第28地点)	出土遺物(6)			(南から)
図版77 月若遺跡(第28地点)	出土遺物(7)		打出岸造り遺跡(第9地点)	II区3号溝堆積土層断面
図版78 月若遺跡(第28地点)	出土遺物(8)			(南から)
図版79 月若遺跡(第28地点)	出土遺物(9)		打出岸造り遺跡(第9地点)	II区暗渠北半上面検出状態
図版80 月若遺跡(第28地点)	出土遺物(10)	図版89		(東から)
図版81 月若遺跡(第28地点)	出土遺物(11)		打出岸造り遺跡(第9地点)	II区暗渠北半完掘状態
図版82 月若遺跡(第28地点)	出土遺物(12)			(東から)
図版83 打出岸造り遺跡(第9地点)	発掘調査前の遺跡の現状		打出岸造り遺跡(第9地点)	II区暗渠割石敷布部分と
	(南から)			瓦質土管(北から)
打出岸造り遺跡(第9地点)	発掘調査前の遺跡の現状		打出岸造り遺跡(第9地点)	II区暗渠上部割石配石状態
	(北から)			(南から)
図版84 打出岸造り遺跡(第9地点)	第2面中世水田面検出状況		打出岸造り遺跡(第9地点)	II区暗渠下部配石状態
	(北から)			(北から)
打出岸造り遺跡(第9地点)	第2面中世水田面検出状況		打出岸造り遺跡(第9地点)	II区暗渠下部配石状態
	(南から)			(東から)
図版85 打出岸造り遺跡(第9地点)	テストトレンチ掘削状況		打出岸造り遺跡(第9地点)	II区南壁暗渠埋設状況土層
	(南から)			断面(北から)
打出岸造り遺跡(第9地点)	テストトレンチ基本堆積土層		打出岸造り遺跡(第9地点)	II区暗渠瓦質土管検出状態
	(西から)			(東から)
図版86 打出岸造り遺跡(第9地点)	I区耕土・床土除去状況	図版90	打出岸造り遺跡(第9地点)	II区河川跡発掘状況
	(北から)			(南東から)
打出岸造り遺跡(第9地点)	I区耕土・床土除去状況		打出岸造り遺跡(第9地点)	II区河川跡出土品発掘風景
	(南から)			

	(南から)		(北から)
図版91	打出岸造り遺跡(第9地点) II区1号河道掘削状況	打出岸造り遺跡(第9地点)	II区河道3土器33出土状態
	(西から)		(北から)
	打出岸造り遺跡(第9地点) II区2号河道掘削状況	打出岸造り遺跡(第9地点)	II区河道3土器66出土状態
	(南西から)		(南東から)
図版92	打出岸造り遺跡(第9地点) II区河川跡中央土手西側壁土層断面(西から)	打出岸造り遺跡(第9地点)	II区河道4土器65出土状態
	打出岸造り遺跡(第9地点) II区河川跡発掘調査風景	打出岸造り遺跡(第9地点)	II区河道4土器67他出土状態
	(南東から)		(南西から)
図版93	打出岸造り遺跡(第9地点) II区3号河道遺物出土状況	図版102	打出岸造り遺跡(第9地点) II区河道3堰状遺構
	(北東から)		(西壁部分、東から)
	打出岸造り遺跡(第9地点) II区3号河道遺物出土状況	打出岸造り遺跡(第9地点)	II区河道3堰状遺構
	(北東から)		(北東から)
図版94	打出岸造り遺跡(第9地点) II区河道4遺物出土状態	打出岸造り遺跡(第9地点)	II区河道3木器2出土状態
	(南から)	打出岸造り遺跡(第9地点)	II区河道3木器3出土状態
	打出岸造り遺跡(第9地点) II区河道3・4西半遺物出土状態(南から)		(西から)
図版95	打出岸造り遺跡(第9地点) II区3号河道遺物出土状況	打出岸造り遺跡(第9地点)	II区河道3木器5出土状態
	(東から)		(東から)
	打出岸造り遺跡(第9地点) II区3号河道遺物出土状況	打出岸造り遺跡(第9地点)	II区河道3木器6出土状態
	(概要部)	打出岸造り遺跡(第9地点)	II区河道3木器10出土状態
			(南から)
図版96	打出岸造り遺跡(第9地点) II区3号河道堰状遺構	打出岸造り遺跡(第9地点)	II区河道3自然遺物出土状態
	(北から)	図版103	打出岸造り遺跡(第9地点) 出土遺物(1)
	打出岸造り遺跡(第9地点) II区3号河道堰状遺構	図版104	打出岸造り遺跡(第9地点) 出土遺物(2)
	(南東から)	図版105	打出岸造り遺跡(第9地点) 出土遺物(3)
図版97	打出岸造り遺跡(第9地点) II区3号河道遺物出土状態	図版106	打出岸造り遺跡(第9地点) 出土遺物(4)
	[木器27など](南東から)	図版107	打出岸造り遺跡(第9地点) 出土遺物(5)
	打出岸造り遺跡(第9地点) II区3号河道遺物出土状態	図版108	打出岸造り遺跡(第9地点) 出土遺物(6)
	[木器27など](東から)	図版109	打出岸造り遺跡(第9地点) 出土遺物(7)
図版98	打出岸造り遺跡(第9地点) II区3号河道木器12出土状態	図版110	打出岸造り遺跡(第9地点) 出土遺物(8)
	(南から)	図版111	打出岸造り遺跡(第9地点) 出土遺物(9)
	打出岸造り遺跡(第9地点) II区3号河道木器11出土状態	図版112	打出岸造り遺跡(第9地点) 出土遺物(10)
	(南から)	図版113	打出岸造り遺跡(第9地点) 出土遺物(11)
図版99	打出岸造り遺跡(第9地点) II区3号河道土器8・木器	図版114	打出岸造り遺跡(第9地点) 出土遺物(12)
	出土状態(北から)	図版115	打出岸造り遺跡(第9地点) 出土遺物(13)
	打出岸造り遺跡(第9地点) II区3号河道木器15出土状態	図版116	久保遺跡(第15地点) 調査地近景(北東から)
	(北から)		久保遺跡(第15地点) 発掘区重機掘削状況
図版100	打出岸造り遺跡(第9地点) II区河川跡完掘状況全景		(南西から)
	(東から)		久保遺跡(第15地点) 調査地全景[発掘完了後]
	打出岸造り遺跡(第9地点) II区河川跡西壁土層断面		(西から)
	(東から)	図版117	久保遺跡(第15地点) 調査区南壁の基本層位
図版101	打出岸造り遺跡(第9地点) II区河道2土器出土状態		(北から)
	(概要部)		調査区東壁の基本層位
	打出岸造り遺跡(第9地点) II区河道3土器36・37出土		(西から)
	状態(北から)		久保遺跡(第15地点) 暗渠検出状態(北から)
	打出岸造り遺跡(第9地点) II区河道3土器4出土状態	図版118	久保遺跡(第15地点) 第1区遺構面検出状態
	(北から)		(南から)
	打出岸造り遺跡(第9地点) II区河道3土器22出土状態		久保遺跡(第15地点) 第1区遺構完掘状態全景

	(南から)
久保遺跡(第15地点)	第1区遺構完掘状態全景
	(西から)
図版119 久保遺跡(第15地点)	S D 1～3 検出状況
	(東から)
久保遺跡(第15地点)	S D 1～3 堆積土層断面
	(南東から)
久保遺跡(第15地点)	S K 4 堆積土層断面(西から)
久保遺跡(第15地点)	S K 10 堆積土層断面(北東から)
久保遺跡(第15地点)	S K 1～3 完掘状態(南から)
久保遺跡(第15地点)	S K 6・7 完掘状態(東から)
久保遺跡(第15地点)	S K 8 完掘状態(北から)
久保遺跡(第15地点)	S K 9 完掘状態(北から)
図版120 久保遺跡(第15地点)	第2・3区完掘状態全景(東から)
久保遺跡(第15地点)	第2・3区完掘状態全景(南から)
久保遺跡(第15地点)	第2・3区完掘状態全景(南東から)
図版121 久保遺跡(第15地点)	S D 5 完掘状態(北東から)
久保遺跡(第15地点)	S D 5 堆積土層断面(北から)
久保遺跡(第15地点)	S K 13～16完掘状態(北から)
久保遺跡(第15地点)	S K 14～16完掘状態(東から)
久保遺跡(第15地点)	S K 17完掘状態(南東から)
久保遺跡(第15地点)	S K 17堆積土層(東から)
久保遺跡(第15地点)	S K 18堆積土層断面(南から)
久保遺跡(第15地点)	第2区竈跡と牛の足跡(南から)
図版122 久保遺跡(第15地点)	出土遺物

第Ⅰ部 阪神・淡路大震災と復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査



第1図 空からみた阪神・淡路大震災直後の芦屋市
(津知町周辺の著しい被災状況、1995年1月17日撮影、アジア航測株式会社提供)

第1章 阪神・淡路大震災直後の埋蔵文化財保護行政

第1節 芦屋市の地勢と歴史

兵庫県東南部、大阪湾北岸のいわゆる阪神地方に位置する芦屋市は、東西約2.5km、南北約8.3kmを測る南北に細長い短冊形の市域をもつ。極東は大東町166にあって、東経135°19'35"、北緯34°43'24"、極西は奥山1-231ののこし付近にあって、東経135°16'05"、北緯34°46'32"、極南は瀬見町地先にあって、東経135°18'32"、北緯34°42'41"、極北は奥山1-42の水無谷付近にあって、東経135°17'09"、北緯34°46'52"をそれぞれに測る位置にある。総面積17.31km²のおよそ3分の2以上を六甲山地(最高峰の標高931.3m)の山塊地形が占め、大阪湾に面する南側約3分の1の平野部・傾斜山麓部に市街が広がっている人口総数74,745人、29,195世帯〔平成8年12月段階統計〕の小さな都市である(第2・3図)。

市域の東側は西宮市、西側は神戸市に接し、背山の六甲山地が断層山地特有の階段状地形をなして海に迫り、西摂平野の西を限っており、以西は狭隘な神戸平野へと連なっている(第4・6図)。平野部には六甲山地および山麓部に源を発する芦屋川と宮川が南流し、暴れ川となって乱流し、氾濫の繰り返しが見られるが、住吉川など



第2図 兵庫県と芦屋市の位置

と同様、傾斜の変換する部分に複合扇状地や天井川が典型的な姿で発達をとげている（図版1）。

気候はいわゆる瀬戸内式で、年平均気温摂氏 16.1 度を測り、温暖かつ雨量も少なく、都市生活はもとより原始・古代以来、優れた住環境を提供している。市街地では冬季に西風が、夏季には南西方向からの風が卓越するが、六甲山地内ゴロゴロ岳付近では冬、北西の風が強く、夏は東風が吹いて、日本列島の季節風一般に近似した気象条件下にある。四季の移り変わりは、市街の景観そのものにも大きな変化を与えている。

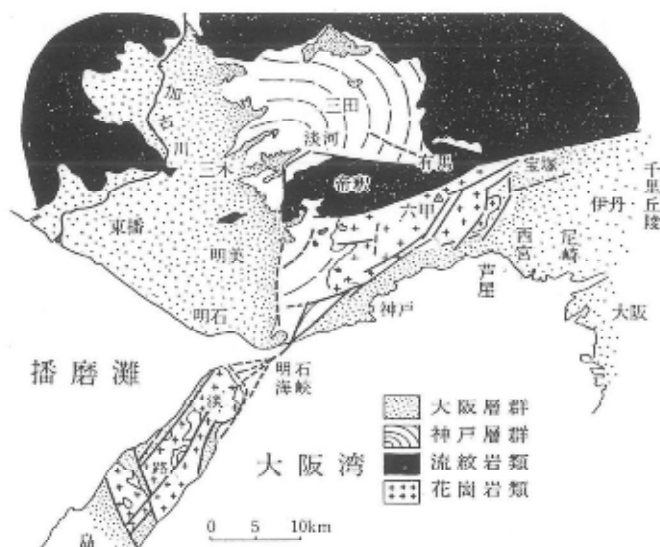
市域の基盤岩は砂岩・頁岩の互層をなす古生層と花崗岩から成り、その上を大阪層群や段丘礫層が被覆し、生成の最も新しい沖積層が覆っている（第7図）。古生層は当初一面に分布していたが、浸蝕を徐々に受け、下部の花崗岩が露出する関係にある。背山の構成体である花崗岩は、阪神地方一帯の地下の基盤になるとともに西南日本内帯の地下一円に広がりを見せている〔前田 1971〕。今から約 7,000 万年前の中生代白亜紀後期にマグマから固結をみた花崗岩類以外に、前後する時期に噴出、堆積した火山岩類（流紋岩）により形成をみる六甲山の本体には、中生代トリアス紀およびジュラ紀の約 2 億年前に形成されたより古い地層ももち上げられた状態で残っている〔後藤 1988〕。六甲山地を形づくる花崗岩類には、六甲花崗岩・布引花崗閃緑岩・土橋石英閃緑岩の 3 タイプがあり、石材として有名な「御影石」は六甲花崗岩のことで、主として石英・斜長石・カリ長石・黒雲母などの造岩鉱物から成る。淡桃色を呈するカリ長石は研磨効果が著しく、名高い御影石の最大の特徴となっている。その形成年代は、黒雲母を試料とするルビジウム-ストロンチウム法で約 8,700 万年前、カリウム-ア



第3図 兵庫県南東部における芦屋市の位置

ルゴン法で7,500万年前とされる〔前田 1979〕。

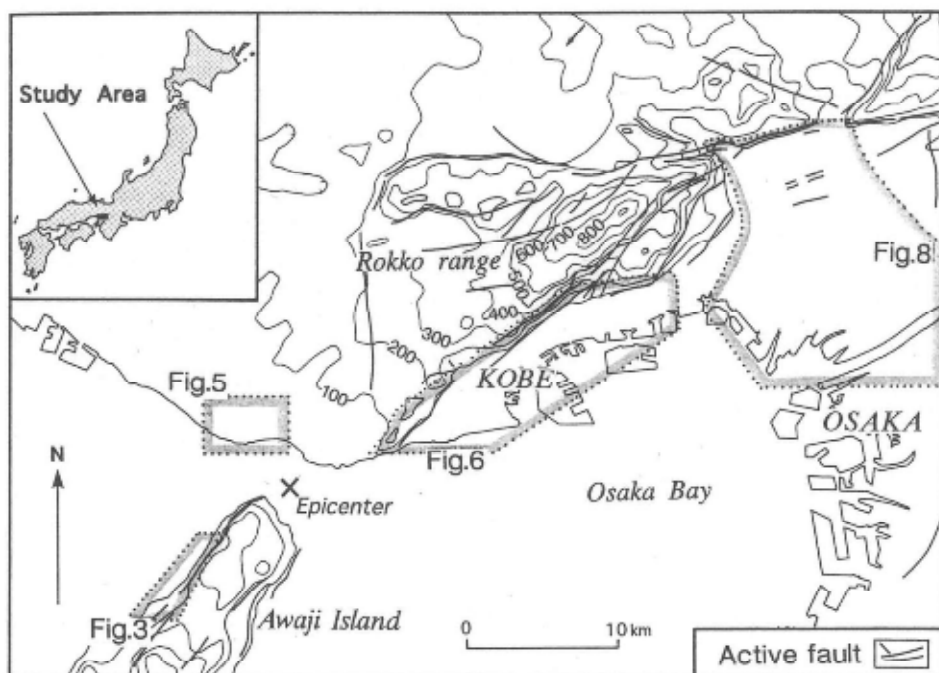
芦屋地方の地質構造の最大の特徴は、断層運動の発達が認められることで、六甲山地を形成する南斜面域の五助橋断層・芦屋断層・甲陽断層のいわゆる三大断層が存在する(第6図)。最も市街地と関わる芦屋断層は、前述したゴロゴロ岳や荒地山山塊の南側を地形的に限る断層であり、市霊園周辺・芦屋川水車谷付近・山手中学校校庭などでは、北へ60~80度程度傾く逆断層面が確認されている(第7図)。大阪層群上に花崗岩が逆断層で突き上げたもので、その垂直転位量は200m前後に及ぶことが知られている。芦屋断層は、西宮市夙川上流の剣谷に良好な姿を現している〔前田 1989〕。



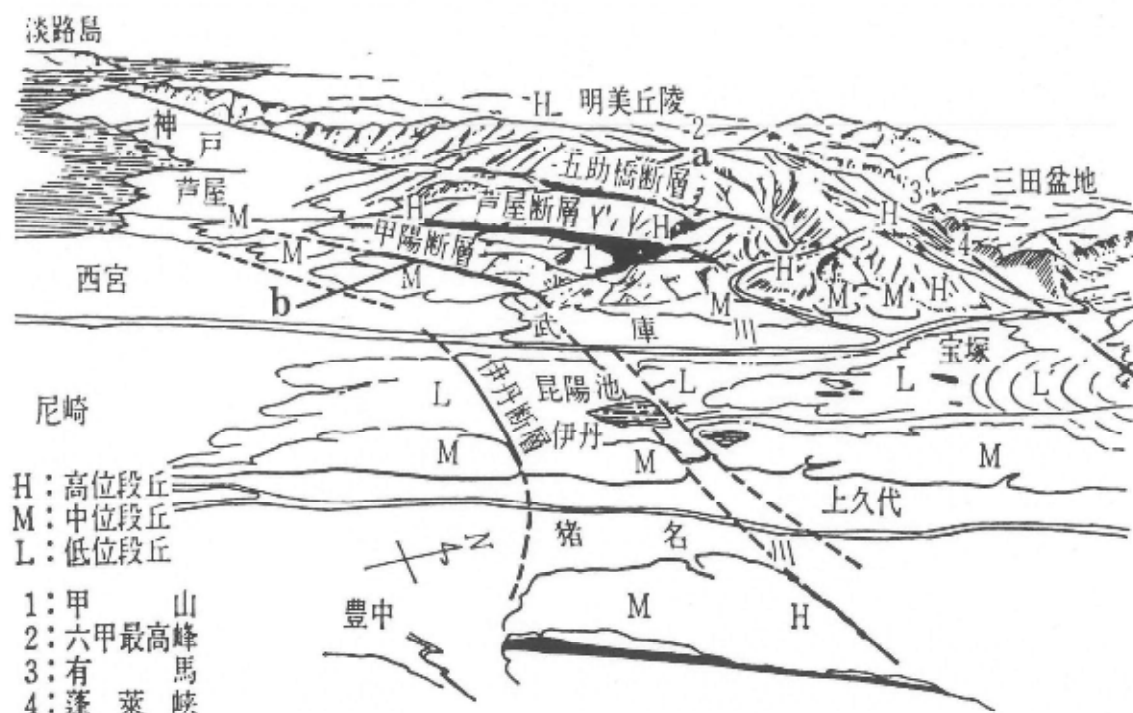
第4図 六甲山地周辺の地質構造図〔藤田 1983〕

六甲山地はこれら各断層の成長の産物であり、その主な活動期が大阪層群堆積後と推定され、大阪湾の中心部が沈降するという六甲変動の進行のようすがうかがわれる〔前田 1971〕。大阪湾海底下では花崗岩盤が深部にあり(第7図)、大阪市港区の深層ボーリングの結果では、907mの深度に達してもこの岩盤に当たらずに知られている(第8図)〔藤田 1982〕。六甲山は標高値とかけ離れて高く見える山である。その理由の一つは、海拔0mが山体にきわめて近接する位置にあって見かけ上、高度差が割引なく体感できることにあるが、さらに断層山地特有の急傾斜が南斜面において顕著に認められることがあげられる。南斜面域では、斜面勾配30度以上の急斜面が55.1%を占め、新しい断層崖があり、強い浸食作用を受けている〔田中編 1988〕。

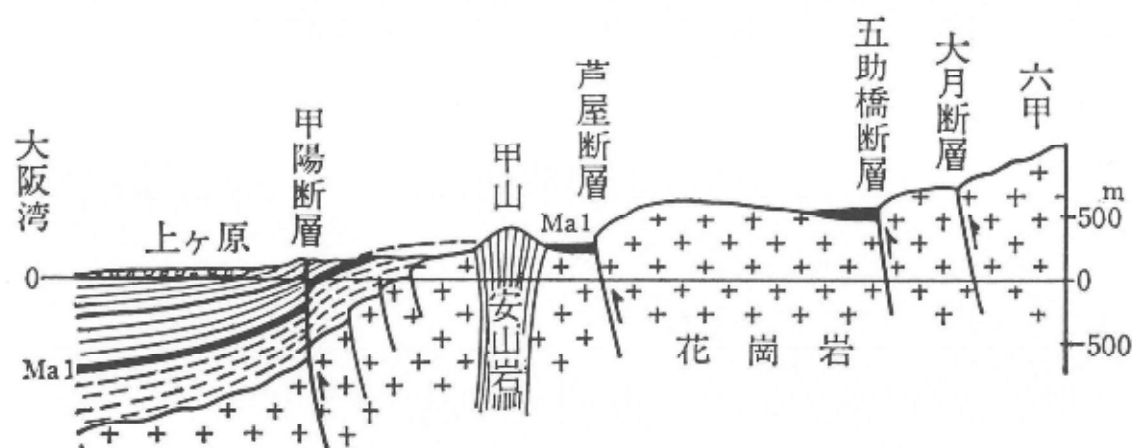
大阪盆地内の第四紀層は大阪層群と呼ばれているが、市内では山麓から阪急電鉄神戸線までの高台の一带、さらに南にかけては翠ヶ丘町に至る台地を構成する。未凝固の砂層・細礫層・粘土層が重層するもので、地質時代鮮新世末期から洪積世前半にかけて、古大阪湖が出現、その窪地状の内海に山地から流入する土砂が



第5図 阪神・淡路大震災の震源地と活断層〔川崎・野村・大矢 1996〕



第6図 六甲山地南東側の階段状地形と断層〔藤田 1983〕



第7図 六甲山地－大阪湾の側面（上図のa－b線）〔藤田 1983〕

順次堆積し続けた結果、形成をみたものである。大阪層群は、アズキ火山灰層を鍵層として上部と下部に分けられ、名称の由来は、近接地域の新第三紀中新統に「神戸層群」という術語が用いられていたのと対をなすためという〔藤田 1983〕。ちなみに神戸層群は、火山灰の堆積によってできた凝灰岩を中心として構成され、今から1,600 万年前の湖の底部にたまった古い地層である〔前田・菊本 1983〕。

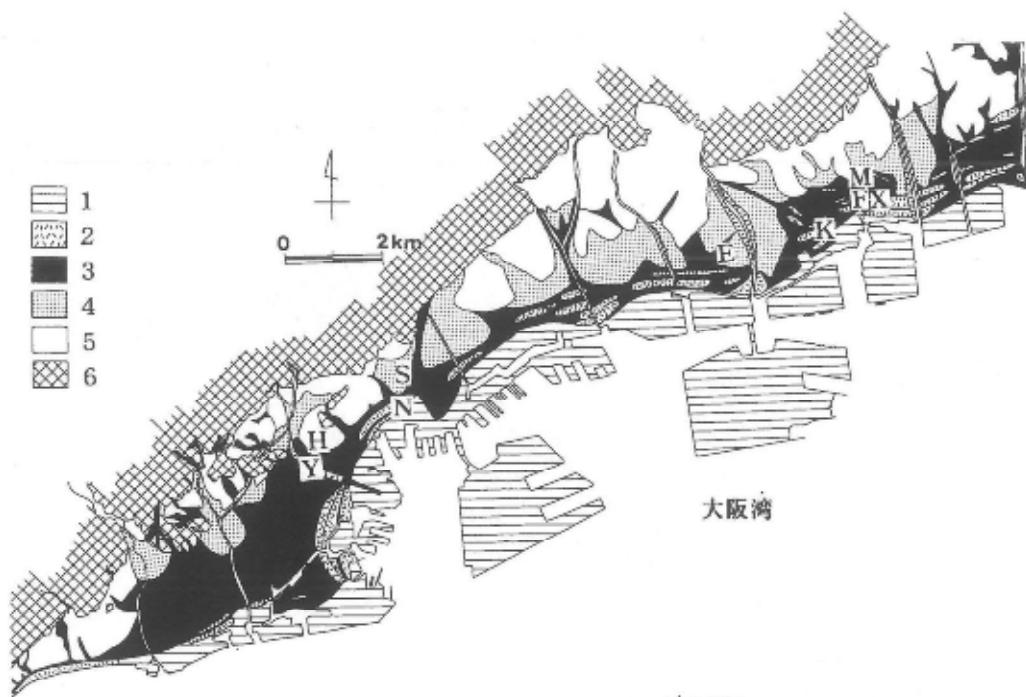
緩傾斜した大阪層群の上を不整合に覆う段丘礫層は、隆起した大阪層群上面に旧河川が堆積させた古い扇状地性の堆積物が段丘化したもので、六甲山地自体の隆起活動が続いたため、この段丘面も傾動している。芦屋川谷口部の山手町の台地、東芦屋町から東山町にかけての高台については高位段丘、六麓荘町から翠ヶ丘町にかけて



阪神・淡路大震災による阪神高速道路倒壊状況遠景（平成 7 年 1 月 17 日撮影・アジア航測株式会社 提供）

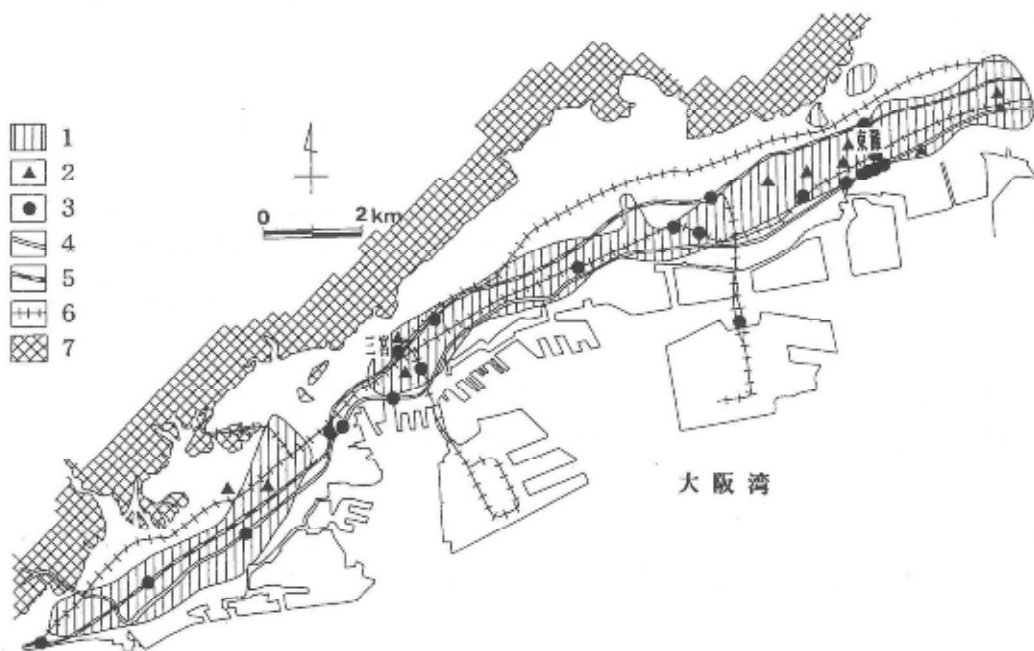


第 8 図 阪神・淡路大震災による阪神高速道路倒壊状況近景
（平成 7 年 1 月 17 日撮影・アジア航測株式会社 提供）



六甲山地南麓平野の地形分類略図

1. 埋立地 2. 砂堆・自然堤防・天井川沿い微高地 3. 三角州帯・開析谷 4. 扇状地帯 5. 河岸段丘面
6. 山地・丘陵
S: 三宮 N: 南京街 Y: 新聞地・湊川 H: 神戸大学医学部付属病院 X: 阪神高速道路大規模倒壊地点
E: 住吉東古墳 F: 深江北町遺跡 K: 北青木遺跡 M: 本山遺跡

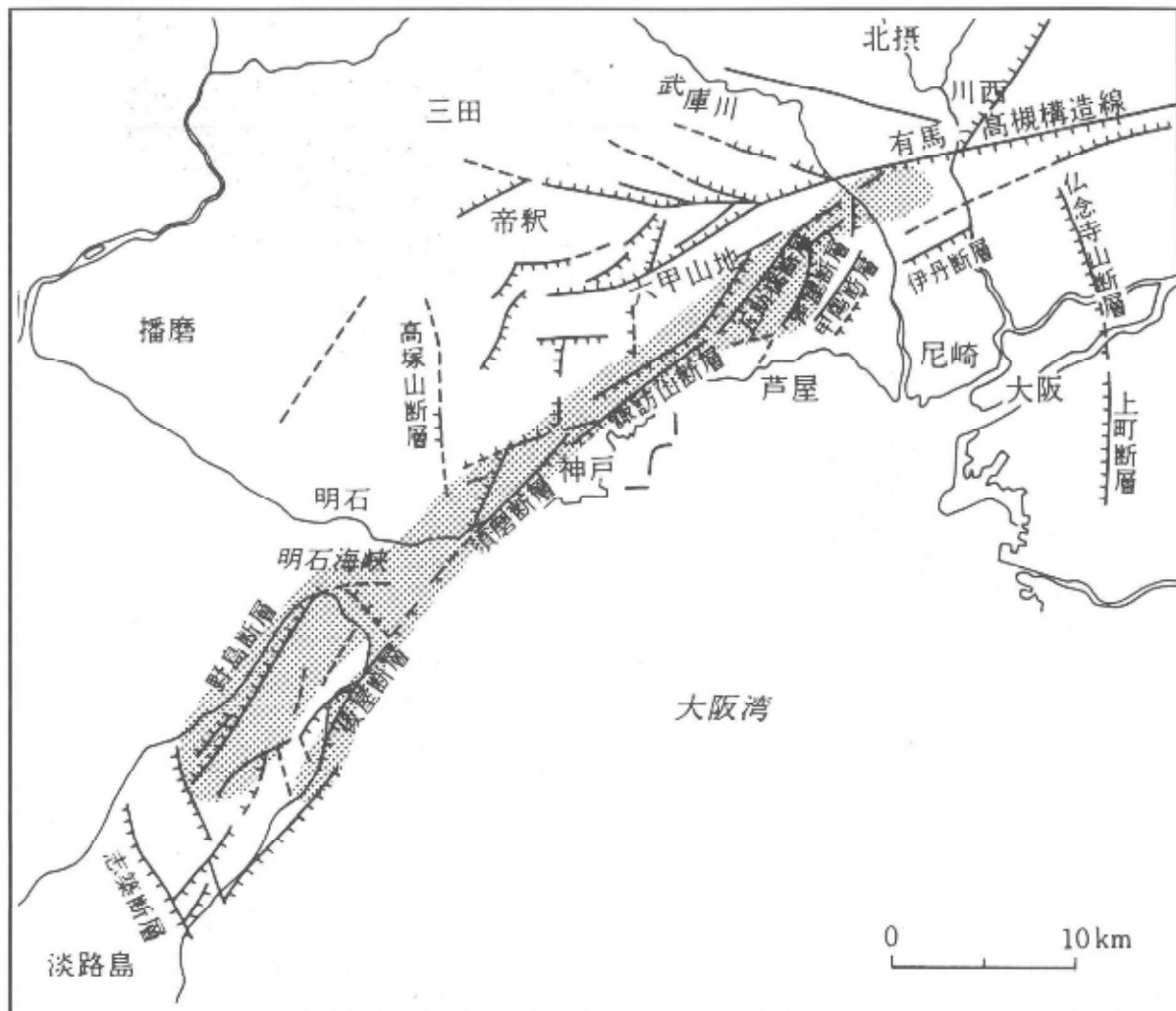


阪神・淡路大震災の被害状況

1. 震度Ⅶ分布域 2. 建物被害が著しい地域 3. 鉄道・高速道路の破損・倒壊地点 4. 阪神高速道路 5. JR線
6. JR線以外の鉄道 7. 六甲山地

震度Ⅶの分布は気象庁発表の資料による。その他の被害状況は現地踏査に基づいた。

第9図 六甲山地南麓平野の地形分類略図(上)、阪神・淡路大震災の被害状況(下) [高橋 1996]



第 10 図 阪神・淡路地域の活断層とおもな余震分布域（1 月 25 日まで）〔藤田・佐野 1996〕

の高台は中位段丘に区分されており、高座川谷口部の山芦屋町から下りて西山町・三条町周辺の低台地は低位段丘と呼称されている〔前田 1971〕（第 9 図）。

六甲山地の断層活動は、この段丘礫層が堆積した後にもあったようであるが、一般的には六甲活断層系の主要な断層は段丘礫層によって覆われているため、その前に主だった活動を終えて現在に至っている。

市内平野部は、東に宮川、西に芦屋川の 2 主要河川があり、沖積層を形成する。宮川以西では主として阪急沿線以南の市街地が、宮川以东では阪神電鉄以南の市街がこの上に展開している。また、旧海浜近くでは、東西方向に砂州が発達しており、海側から打出浜砂州・打出奥砂州と呼ばれている〔前田 1971〕。打出奥砂州は翠ヶ丘段丘の南縁に沿っており、阪神電鉄と国道 43 号線（第二阪神国道）との間に細長くのびている（第 9 図）。

以上のような芦屋の地質・地形を要約すると、六甲山地の山頂部から僅かな距離で海岸線におよぶため、山・谷・丘・平野と緩急変化に富んだ自然を織りなしている。植物相をみると、芦屋川流域を中心とする六甲山地は、アカマツ林が卓越し、低木群落として常緑のイヌツグ・アセビ・ヒサカキなどを伴う。半常緑のツツジの類も目立ち、春の六甲山を彩る美しい花を咲かせる。アカマツ林下には、ネザサなどササ類も多い。アカマツ林が進出してくる前は、シイ・カシ類が優勢な常緑広葉高木の森林に覆われた林相と推測されており、落葉高木であ



第12図 被災直後の芦屋市街(1995年1月27日撮影)



第13図 月若遺跡・芦屋廃寺遺跡の被災状況(北から)(1995年1月27日撮影)



第14図 被災した町並(川西町付近)(1995年1月27日撮影)

るナラ・マキなどが混生し、モミ・ツガなどの針葉樹も混じっていた。

六甲山は一方において過去には禿山化の著しい山とも言われている。伐採後の植生回復がマサ(真砂)土の侵食により容易に進まなかったためとされ、花崗岩質岩石の風化はかなり深層にまで及んでいる〔田中編1988〕。

市民に親しまれている芦屋川は、六甲主峰の東方、石宝殿あたりに源をもち、山間部を約5km流下し、谷口を出て約3km市街地を流れる。総延長8km、平均傾斜角19度19分の顕著な下刻作用のため、溪谷的美観を呈する深いV字谷を形成し、平野部への土砂の供給量も多いが、歴史的な水害も起こしている。河道は天保年間の築堤土木工事を経て一応安定したが、JR西日本神戸線が川の下をトンネルでくぐるといった典型的な天井川で、水かさを増して乱流することもしばしばである。

大水害は、明治25年7月の六甲大水害が有名で、これを契機に六甲山地全体の砂防工事が開始されたが、扇状地面の宅地化が急速に進んだ昭和13年7月には、未曾有の山津波が起り、甚大な被害を受けた(阪神大水害)。周知のとおり、これは谷崎潤一郎など近代文学の作品中にもリアルに描写されている。また、昭和36年6月の集中豪雨、昭和42年7月の豪雨災害なども体験した筆者の記憶に新しいことで、本市の市民を守る防災は自然環境の分析と研究なくしては成り立たないといっても過言ではないだろう。さらに、本書で示されるような考古学的な発掘成果に基づき、表層地質や過去の災害史を学び、防災に役立つデータを積極的に吸収すべきである。こうした土地環境を基盤に芦屋の歴史が培われていったわけであるが、山を負い、大阪湾に臨む恵まれた土地条件の下、旧石器時代以来、数多くの人々

の往来と定着の証左を認めることができる。縄文・弥生・古墳の各時代にわたって代表的なタイプサイトを有し、近年の発掘調査でも新しい知見が続々と加わっており、これらについては、第Ⅱ部第1章において具体例をあげつつ詳しくふれたいと思う。

古代・中世の芦屋は、交通上の要衝地として栄え、葦屋駅が設けられ、西国への往来にちなむ文学・伝承も数

多く残されている。鎌倉時代には葦屋庄の存在を示唆する史料がみえ、葦屋姓の名主についても検討を深める余地がある。南北朝時代には、戦乱の巷と化し、元弘3年(1333)や楠正成らが足利尊氏軍を破った延元元年(1336)の打出・西宮浜の戦、足利尊氏・直義が争った観応2年(1351)の打出浜合戦などが記録にみえる。室町時代、戦国期にはいわゆる管領細川氏の内紛と関係した河原林正頼の鷹尾城の築城の動きなどがある。戦国末期の天文24年(1555)の芦屋庄持山東西18町をめぐる西宮社家郷・本庄と芦屋庄民との間に勃発した山論は長期におよび、古文書には庄民挙げての逃散が伝えられている。

近世、江戸時代に入ると、芦屋・打出・三条・津知の旧四か村は尼崎藩領に属し、幕藩体制下、戸田氏鉄の支配下に置かれたが、後に芦屋村の領主が青山氏さらに松平氏に移り、明和6年(1769)には、芦屋・打出2か村は、天領(徳川氏直轄)となって、明治の廃藩へと至る。寛保2年(1742)、芦屋・打出村と西宮社家郷との山論が再燃し、寛延3年(1750)に両村の勝訴となって終結した。芦屋川の流水は古来灌漑用水として重要な位置を占めていたが、江戸時代には分水の日割りをめぐって周辺の村々との間に対立が生じている。猿丸安時の奥山池の開削は、その解消に一役を担っている。芦屋川を利用した水車産業も活発で、精米・製粉・絞油などに駆使されてきた。

近代、幕藩体制が解かれ、明治4年(1871)、芦屋の地は兵庫県管下に入り、明治21年(1888)には市制・町村制が公布され、翌明治22年(1889)に旧四か村は合併して新たに精道村が誕生、以後芦屋の土地は、交通機関の発達とともに神戸・大阪大都市近郊の居住環境に恵まれた住宅地として発展し、農村の面影を急速に失っていく。

昭和15年11月10日、人口42,000人を越えるに至った精道村は、町を経ることなく、直接芦屋市へと飛躍したが、昭和20年には第二次世界大戦下、数次にわたる空襲に見舞われ、4割の住宅を焼失するという甚大な被害を受けた。終戦を迎えると、戦災都市指定による復興土地区画整理事業の推進が行われ、周辺都市との合併構想の時期を経て、「芦屋国際文化住宅都市建設」をスローガンに掲げ、自主的独自の方向性をもつところとなった。

このように、明治時代以降は諸産業の発達に伴い、大阪・神戸両大都市の中間に位置する関係から、東西の近代交通の要衝となり、交通幹線が集中する地理的要件を占め、さらに郊外住宅が希求される世相を受け、いわゆる住宅都市として発展するところとなった。昭和26年3月3日の「芦屋市国際文化住宅都市建設法」の公布(法律第8号)は、その歴史的発展の一つの帰結であって、以後、気品の高い街づくりが目指されている。

昭和30～40年代にかけては、土地区画整理事業が着手され、文教施策や病院・霊園・奥山貯水池などの建設に力が注がれ、昭和45年には7万人の人口を擁するに至っている。(森岡秀人)



第15図 被災した民家〔市内津知町付近〕
(1995年1月27日撮影)



第16図 被災した民家〔市内津知町付近〕
(1995年1月27日撮影)



第17図 被災した町並〔三条町、小阪家住宅付近〕
(1995年2月9日撮影)

第2節 兵庫県南部地震の発生と被害

平成7年1月17日(火曜日)の午前5時46分、淡路島北部の北緯34.6度、東経135.0度の地下約20kmの深度の地点を震源地とする兵庫県南部地震が発生、津波こそ起こらなかったもののマグニチュード7.2規模の大都市直下型の激震に見舞われた(第1・5図)。地震直後、気象庁地域気動観測班が市内で現地調査を実施したが、JR芦屋駅近辺と三条町・山手町の一部で震度7観測の報告がなされている(第10図～第14図、図版1)。

淡路島北部一帯は、花崗岩・花崗閃緑岩を主体とする標高300m未満の山地から成り、東西両側はそれぞれ断層によって区切られた形になっている。兵庫県南部地震は、北西岸に位置する「野島断層」に沿う状況で地表面地震断層が約10kmにわたり認められたが、六甲山地前面の断層は活動の痕跡をもっていなかった(巻頭写真1上下)。

震災当日の平成7年1月17日、兵庫県下の主たる被災地は「災害救助法」が早くも適用され、神戸市・芦屋市・尼崎市・西宮市・伊丹市・宝塚市・川西市・明石市・洲本市・三木市の10市と、津名郡津名町・淡路町・北淡町・一宮町・東浦町・五色町・三原郡西淡町・緑町・南淡町・三原町の10町がその対象となった。さらに、同年1月25日には、兵庫県下の神戸市・尼崎市・西宮市・芦屋市・伊丹市・宝塚市・川西市・明石市および津名郡津名町・北淡町・一宮町・東浦町・五色町が「激甚災害」の指定を受けている。

また、平成7年2月24日、「阪神・淡路大震災復興の基本方針及び組織に関する法律」が公布施行され、2日後の2月26日には「被災市街地復興特別措置法」が公布施行されている。

平成7年10月30日の集計によると、市内の死亡者数は429人を数え、市民の死亡者数は419人に達することが判明している。震災による火災の発生件数は1月17日当日が9件、18日が2件、19日が2件の合計13件で、23棟が焼損、3,645㎡が焼け野原となった。

建物被害も著しく、全壊棟数4,722棟(30.6%)、半壊棟数4,060棟(26.3%)、一部損壊棟数4,757棟(30.9%)という集計結果がでており、大半の建築物が地震によって破壊の憂き目に会ったことが知られる。避難者は1月17日の当日に開設をみた47カ所の避難所に12,916人の市民が収容され、5,045世帯の人々が一時にせよ、住む家を失った(第15図～第20図)。

地震直後は、ライフラインの水道も市内全域で断水し、ガスも同様に市内全域で供給を停止した。隣接する西宮の商業地区では、店舗再開、顧客・購買力の回復に向けて未復旧のインフラストラクチャに対して代替燃料を確保するなどの涙ぐましい自助努力の道程も報告されている〔藤塚ほか1996〕。

以上、略述したように、兵庫県南部地震の発生によって引き起こ



第18図 芦屋市三条町付近の被災状況
(1995年2月9日撮影)



第19図 芦屋市三条町付近の道路上の地震れ
(1995年2月9日撮影)



第20図 被災した道路〔市内三条町付近〕
(1995年2月9日撮影)

された未曾有の大災害は、本書を執筆・編集しつつある2年後の平成9年1月末現在にあっても、市内各所で多くの無惨な爪跡を残している。

(森岡)

第3節 震災対応をめぐる埋蔵文化財保護行政の緊急施策

阪神・淡路大震災の被災地における埋蔵文化財包蔵地の被災データは、かなり早い時期に各自治体により現地調査と推計がなされ、災害救助法の適用を受けた10市10町では、被災遺跡280遺跡にのぼり、面積にして、253.6ヘクタールという莫大な数字を示すことが明らかにされている。このデータに接して、全国の考古学者や埋蔵文化財関係者は一時、今後起こり得る様々な問題について、複雑なおもいに至ったことは事実である。あの遺跡、この古墳はどうなるのと、即座にさまざまな遺跡の行く末を思い浮かべた人も多かったであろう。その一方、日頃愛着をもって遺跡と接してきた人の中でさえ、こんな非常時には遺跡の保護など言っておれないと正直思った方も随分いたと思う。平成7年2月の新聞報道には、被災地の地下に埋もれる多くの埋蔵文化財の存在が、復興の進展に大きな妨げになるといったニュアンスのものもみられた。神戸市や芦屋市では、文化庁に対して向こう5年間、被災地では一切の発掘調査を行わないでよしとする要望書を提出し、被災住民の住宅復興と直に連動する深刻な事態を眼前にして、生活権最優先の方針での一つの結論を示そうとした。

前後するが、平成7年2月6日午後、文化庁から埋蔵文化財保護取扱いに関する震災後初めての現地視察と指導・助言があった。被災の最も著しい神戸市・芦屋市を対象としたもので、文化財保護部記念物課主任文化財調査官の岡村道雄氏、同課文化財調査官の松村恵司氏、坂井秀弥氏、同課企画官の和田勝彦氏の4名が来芦され、全体の現地検証・案内には兵庫県教育委員会社会教育・文化財課審査指導係課長補佐兼係長の榎本誠一氏、同係主査の長谷川誠氏があたった。

当日、市内で踏査を試み、現地検分を経た遺跡は、芦屋川流域を中心とする業平遺跡・津知遺跡・寺田遺跡・芦屋廃寺遺跡・月若遺跡などで、家屋損壊状態を実見調査した上、下記に要約する指導並びに助言を得た。

①今回の震災が緊急事態であることは多言を要さないが、文化財保護法を災害救助法の適用下には置かない方針であり、現行法を運用面で工夫、こなしていく方向を採っていきたい。②ハードなことばかりとり決めすぎると、特別法をあてはめることにつながり、こうした非常事態における柔軟な対応の妨げになる恐れがある。③今焦眉の急を要することは、重度被災地、軽度被災地各所におけるデータレベルの統一化、情報の収集、集約化と、後世、誰からも批判を受けない秩序ある対応である。④復旧作業が被災地の中枢でかなり進捗してきている実態があるが、とくに水道・ガス・電気などのライフラインに関しては、目下無条件に先行している。ライフラインの公共工事は、被災住民にとって最も緊急度の高い復旧事業であり、既存場所での掘削行為であるため、埋蔵文化財については著しい抵触はないと判断される。⑤緊急性のある被災者の住宅建設と埋蔵文化財包蔵地との関わりについては、仮設段階のレベルのものと復興が本格化した恒久的建物の計画などは弁別して考え、前者を可能な限りフリーパスで実施できるよう工夫を図る。後者に関しては、芦屋市の過去の調査活動・既存データを極力駆使して工事掘削行為が遺物包含層に達しないよう盛土指導を行い、木造関係の住宅建築の該当調査をなくす方向にもっていき、住民負担を最小限に食い止める。⑥復興計画のうち、区画整理や駅前再開発など権利調整に時間がかかり、長期化する見通しのエリアについては、文化財保護行政自体の復旧も進んでくるので、審査指導のたて直しを図って取り組む。ただし、芦屋市の現行調査体制ではなじめぬ大規模な開発エリアもあり、公共工事や共同住宅の占有率も著しく高まるので、現在時、近畿2府4県を対象範囲とした支援体制を

考え、実施の方向で合意を得ている。⑦文化財保護法の諸手続きに関しては、直接住民が提出を義務づけられている同法第57条の2第1項、ライフラインと関わる第57条の3第1項など、当面は未提出でも可とする指導でとす。コンセンサスが従前どおり得られるかどうかという点からも通常手続きを強いることは不可能と判断している。⑧現在、被災地6市7町による連絡協議会設置の動きがあり、現況データのまとめと意思統一、情報その他の事柄の平準化を進めていく方針である。⑨平成6年度の国庫補助事業については、実績報告書の編集・印刷刊行を平成7年度に先送りし、決算書の代替行為による組み替えを行う工夫を検討する。

国・県・市3者の現地調査・実地検分を踏まえた以上の緊急協議に基づき、当面は文化庁からの正式通知を待つこととなったが、早い段階に一定の方向性が見い出され、具体的措置が講じられることになった。

平成7年2月8日、市政記者クラブ報道関係資料として、「芦屋市震災復興基本方針(案)概要」が示され、本市の復興方針の大筋と埋蔵文化財包蔵地との関わりが初めて明らかとなる。同概要は次のとおりである(平成7年2月8日付、芦屋市記者発表資料)

芦屋市震災復興基本方針(案)概要

兵庫県南部地震により壊滅的な災害を被った芦屋市は、この過酷な試練を乗り越え都市防災を重視したまちづくりを推進し、市民と一丸となって復興に取り組む必要がある。

1. 震災の復興の基本方針

被災を受けた公共土木施設・建築物等の都市基盤を早急に復旧し、市民が安心して生活できる安全で快適な災害に強いまちづくりをめざして総合的な復興基本計画を策定し、都市計画事業等により計画的な市街地の形成を図り、みどり豊かな国際文化住宅都市・芦屋の再生を図る。

2. 被災者への住宅の供給と公共空間の確保

南芦屋での埋立造成地の活用をはじめ、公共用地を活用し計画的な被災者への住宅供給を行う。

また、復興事業予定地内においては積極的に用地を取得し、住宅用地の確保を図ると共に受皿住宅の供給と防災空間の確保に努める。

3. 被災集中地区における復興事業

被災が特に集中している地区で、安全性の確保のため地区全体での取組が必要な地区においては土地地区画整理事業、市街地再開発事業等の整備事業により市街地の新たな形成を図る。このため、必要に応じて建築基準法第84条(被災地における建築制限)の区域指定を行い建築物の建築を制限する。市街地の復興に当たっては、地域の基盤整備状況や被害の状況等を勘案し、事業手法と整備地区等は次のとおり区分する。

(1) 土地地区画整理事業

特に被災が集中した地域においては、防災空間の確保を図るとともに、住宅の供給を図るため街区の再整備を土地地区画整理事業で行い都市の基盤整備を図る。この地区においては、建築基準法第84条により建築制限を行う。

①中央地区(約13ha)

②西部地区(約21.2ha)

(2) 市街地再開発事業

建物被災が比較的大きく交通の集中する地区については、街路、ターミナル等防災空間の確保と住宅

や商店等の供給を図るため市街地再開発事業により災害に強いまちづくりを進める。

① JR 芦屋駅南地区 (約 3.4ha)

(3) 住環境整備事業

被災が比較的集中した住宅地区においては、防災空間の確保と住宅の供給を図り総合的な住環境の整備を行う。

① 岩宮地区 (約 2.4ha)

(4) 街路事業

災害避難路のネットワーク形成及び災害に強い交通網の形成のため、早期整備が必要な街路の整備を図る。

① 山手幹線 (西宮市境～宮川、船戸町～神戸市境 L=約 1,830 m)

② 川西線 (JR～山手幹線 L=約 160 m)

③ 松浜線 (防潮堤線～国道 43 号線 L=約 530 m)

④ 稲荷山線 (JR～阪急電車 L=約 580 m)

(5) その他事業等

その他快適で安全な災害に強いまちづくりを目指して各種の事業誘導を行いみどり豊かなまちの再生を図る。

① 地区計画 地区単位で住民合意による特徴ある災害に強くみどり豊かなまちづくりを行うため都市計画で地区計画を定め復興を図る。

② 建物共同建替事業 複数権利者が共同で建て替えを図り、公開空地、壁面後退等で公共空間を確保し、災害に強いまちづくりを推進するものについては、優良再開発制度等の運用による助成を行う。

③ 個別復興 被災者が自力復興を進めるにあたっては安全で快適な災害に強いまちづくりを目指して公的な指導・支援に努める。

震災の翌月、平成 7 年 2 月 9 日から 2 月 17 日に至るまでの期間、兵庫県教育委員会社会教育・文化財課審査指導係は被災市町を対象とした「埋蔵文化財包蔵地の被災状況」に関するヒアリングを行った。既存の遺跡分布地図と被災状況範囲図との対応、復興計画予定図との照合など、早急な対応方法を策定するための基礎調査が主眼となったが、包蔵地既存調査データについては、調査済地点の検索、確定、各調査地点における地表面から遺構検出面・遺物包含層までの深度、検出遺構や出土遺物を基にした遺跡の性状の把握、調査不要地点の選別などが協議された。復旧・復興計画に係わる各種公共事業については、実施区域・実施期間・実施方法と調査可能時期・担当者数や所用期間が論議された。

かかる事情聴取と情報収集に基づいて、平成 7 年 2 月 13 日、兵庫県教育委員会社会教育・文化財課より関係市町文化財主管課宛、「兵庫県南部地震に伴う周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等の取扱いについて」と題する文書による事務連絡がなされた。その内容は、文化庁文化財保護部記念物課による重度被災地現地調査に基づき、国から末端行政機関の市町までの相互協議によるもので、具体的内容は下記のとおりである。

「兵庫県南部地震に伴う周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等の取扱いについて」

1 応急的な「復旧」に伴う取扱い

(1) 「当面の間」、下記の事業に伴う文化財保護法第57条の2第1項及び同法第57条の3第1項の規定による届出及び通知を要しない。

(2) 上記(1)に該当する事業は、次のとおりである。

- ① 電気、ガス、上下水道等のライフラインの復旧
- ② 仮設住宅の建設
- ③ 倒壊(半壊)・焼失住宅の除去・跡地整理
- ④ その他緊急を要する工事

2 「当面の間」の期間については未決定であり、また、「復興」に伴うその後の取扱いについても、文化庁・県・近隣府県で早急に検討する予定である。

また、本市における留意事項としては、次の諸点を確認した。

- ① 復旧と復興とを明確に二分した埋蔵文化財保護対応を基本方針に据える。復旧工事については、当面の間、ライフラインの立て直しなどを尊重して、無届・無通知の文化庁指示があったが、復興に関する土木工事に関しては、平常手続き、平常対応に可能な限り戻していく方針であり、ライフライン復旧の拡大解釈につながらぬよう精査する。
- ② 復興事業に伴う埋蔵文化財の事前調査は、全国的視野に立ち、重度被災地の芦屋市の意向や要望にかかわらず、実施する方向で考えていく。
- ③ 市復興本部開発関係部局、課館と教育委員会の緊密な連絡・調整が必要であり、非常時とはいえ、「文化財保護法」という法律が「適用除外」ではなく、現行法どおり厳然と存在する基本原則を十分理解しておく必要がある。
- ④ 現段階では、別紙のとおり、文化庁と県教育委員会との協議に基づく(平成7年2月6日～8日)、事務連絡であるが、近々、文化庁長官から基本方針を明示した通達文書が送付される。特別立法に盛り込まない、法改正には至らない内容の取扱いになることが予想される。
- ⑤ 今回の取扱いヒアリングを踏まえ、国と近畿2府4県との間で見解の統一を図り、成文化された指示内容が下る。目下、連絡会議で検討を深化させている。
- ⑥ 別紙「事務連絡文書」(前掲)にある「当面の間」の意味は、文書上未決定であるが、長くても6ヶ月、おそらく3ヶ月程度(1/17～4/17)と推定され、長期におよぶものではけっしてない。
その間は、「復旧」要素の工事と触れ合うもので、復興関連の諸工事に適用する考えは全くない。
- ⑦ 発掘調査経費は、文化財保護予算ではなく、国土庁予算として組まれ、事業費に入ってくる公算が高い。ただし、目下のところ、未決定である。検討しているところである。
- ⑧ 各市町の復興方針は、私権制限を行った耐震性、防災性に富んだ町づくりを目指しており、文化財保護法に基づく私権の制限もこれに抵触をきたすものではない。防災都市の前提には歴史的都市があり、歴史的都市のもつ未来的価値を否定して、防災都市だけを完成させても不十分な行政対応となる。
- ⑨ 現在、県知事令で全国都道府県に対し、支援要請を行っており、必要な調査体制は確保できる。調査経費についても予算化されるとすれば、問題は復興工事着手との関係で期間のすり合わせとなる。
- ⑩ 兵庫県教育委員会から被災遺跡の詳細分布調査の支援を平成7年2月28日より行う。

全半壊家屋が実に50数%に達した芦屋市では、周知の包蔵地内での該当面積115,500㎡を測り、発掘調査によ

る短期の記録保存は絶望的と考えられた。この事態に直面し、国は平成7年2月23日、文化庁次長通知により、まず第一段階の応急対応の方策を決めた。すなわち、「復旧工事に係わる埋蔵文化財の当面の取り扱いについて」の標題を掲げた通知文書に基づき、1995年5月末日までに着工する震災に伴う復旧工事に対して、届出及び通知を要しない取扱いを定める運用上の軽減措置に踏み切った。具体的には、A. 電気、ガス、上下水道、電話、道路、河川、橋梁、鉄道等の復旧、B. 仮設住宅の建設、C. 損壊又は焼失した建物その他の工作物の撤去又は整地、D. その他緊急を要する復旧工事が該当し、いわゆるライフラインの復旧に即応した臨機応変の措置であったと思う。これらの諸工事の対象が既存の構築物・埋設物工事を数多く含む関係から、大幅に遺跡に影響を与えなかったことは、後日の確認調査でも明らかにされており、日常の平穏な生活を瞬時に失った被災地の生活環境の早期復旧を円滑に進め得た点に意義が見い出せよう。以下に、文化庁次長通知の全文を掲載する。

庁保記第144号

平成7年2月23日

兵庫県教育委員会教育長 殿

文 化 庁 次 長

林 田 英 樹

阪神・淡路大震災に伴う復旧工事に係る埋蔵文化財の当面の取扱いについて（通知）

阪神・淡路大震災に伴う復旧工事に関しては、すでに、当分の間、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第57条の2、第57条の3、第57条の5及び第57条の6の規定による届出及び通知を要しないと
の取扱いにしておりますが、この取扱いの対象となる復旧工事の範囲は、下記のとおりですので、貴
教育委員会におかれては、この旨御了知の上、事務処理に遺漏のないようお取り計らい願います。

また、貴管下の関係市町村に対し、この趣旨を徹底するとともに、適切に御指導くださるようお願い
いたします。

記

対象となる復旧工事の範囲は、阪神・淡路大震災に伴う以下の復旧工事で、平成7年5月末までに
着工するものとする。

- ① 電気、ガス、上下水道、電話、道路、河川、橋梁、鉄道等の復旧
- ② 仮設住宅の建設
- ③ 損壊又は焼失した建物その他の工作物の撤去又は整地
- ④ その他緊急を要する復旧工事

なお、緊急を要する復旧工事の進捗状況等にかんがみ、上記取扱いの延長が必要な場合は、別途通知する。

芦屋市ではその後、平成7年3月6日に至って、隣接市の取扱いとの横並びを考慮するため、神戸市に赴き、
2月14日、文部省宛の「阪神・淡路大震災に関する教育復興のための当面の課題」と題する要望書に、「埋蔵文

化財保護にかかる特例措置」の一項を加えている点を把握、その内容は「震災にかかる復旧・復興促進のため、少なくとも5年間、市内全域を対象とし、公共事業・民間事業を問わず、埋蔵文化財発掘調査にかかる各種届出、調査を不要とする措置」を要望するものであり、芦屋市もほぼ同様の要望事項を検討、次に掲げる要望文書を県経由で文化庁に送付した。

芦教社文第124号

平成7年3月6日

文化庁長官 殿

芦屋市教育長

三 浦 清

阪神・淡路大震災に伴う復旧工事に係る埋蔵文化財の
当面の取扱いについての意見・要望

平素は、本市の文化財保護行政について、種々ご助言ご指導を賜り、感謝いたしております。

さて、このたび甚大な被害をもたらした阪神・淡路大震災に伴って、被災地では復旧・復興の諸工事が鋭意進められておりますが、従前、文化財保護法の下、その保護と啓発に努めてまいりました。この度の阪神・淡路大震災にかかる埋蔵文化財の取扱いについて、その通知並びに基本方針の説明があったところですが、別紙のとおり、兵庫県試案に対し本市の意見・要望を添えさせていただきます。

【芦屋市からの問題提起】

- (1) 芦屋市は神戸市と隣接しているといった地理的条件だけではなく、被災の著しい地区も連なっており、復興計画区域も至近距離にあって、埋蔵文化財保護対応をめぐっての住民・被災住民・開発部局の考え方や手法の先鋭化が予測される。したがって、行政の不公平感を招くことのないよう、厳密な統一基準が作られる必要があり、取扱いが運用の過程で顕著な格差を生み出さぬよう示されることを要望する。
- (2) 庁保記第144号(平成7年2月23日付)による文化庁次長通知文書における適用復旧工事の着工期限について、文書中「平成7年5月末までに」とあるが、公共・民間の工事を問わず、再度延長の措置をとられ、「平成12年5月末」と記述されるよう、再通知を要望する。
- (3) 芦屋市の開発部局とトータルな形で、埋蔵文化財保護対応をめぐっての早期接渉を図る時期になっているが、現状では「兵庫県試案」の復興に伴う埋蔵文化財の取扱いが成案ではなく、かなり庁内では遅れをとっている感が否めない。第2段階の弾力的対応を明言した通知を早期に文化庁から頂きたい。
- (4) 県案の事業区分の識別基準・細則といったものが、マニュアル的になると、窓口ではほとんど指導できない。
- (5) 県案の「試掘・確認調査」欄の「実状にあわせて実施する」といった表現をもう少し基準的な扱い用語に変更しないと、文化財サイドからの指導が難しい。

- (6) 特別措置的な扱いが神戸市内の区域で公認されるような事態となった場合、同列の被災状況を有する芦屋市全域も確実にそのエリアに含めて頂きたい。
- (7) 取扱い文書以外に運用規定細則の裏付け文書も同時に作成し、より運用が適正、ガラス張りとなるような配慮を頂きたい。

被災市町の埋蔵文化財行政の今後の方針は、以上みたごとく、被害状況に対応して想像以上の見解の相違と格差をもたらすことになったが、埋蔵文化財の取扱いが最緊急の課題としてクローズアップされてくるにおよび、神戸市・芦屋市・西宮市・尼崎市・伊丹市・川西市・宝塚市・三田市・猪名川町で構成される「阪神地区文化財担当者会」も、平成7年3月17日、川西市南花屋敷2丁目所在の川西市文化財資料館において急遽緊急会議を開催し、「震災復興に伴う埋蔵文化財の取扱いについて」を議題として、出席市町の個別の実情報告と今後の取組みや平準化が討議された。

この会合の中で、尼崎市は埋蔵文化財105遺跡114ヘクタール中、70遺跡分が被災し、4.6ヘクタールの面積が被害を受けたこと、その主たる対象遺跡として塚口城跡・尼崎城跡などがあげられること、西宮市では、埋蔵文化財88遺跡中、復旧工事が入ってきているのが12遺跡を数え、西宮神社社頭遺跡では7割程度の住宅が全・半壊したこと、伊丹市では2,500軒分の解体申請を把握しており、埋蔵文化財包蔵地に関与する部分が2ヘクタール存在すること、川西市においては、全壊510棟、半壊以上2,500棟を数え、解体申請が約1,000件、しかし、5月末までの着工がきわめて少ないこと、加茂遺跡など遺物包含層上面深度がかなり浅いため、布基礎でも全面調査を実施していること、被害は南部地域に集中していること、宝塚市では現行対応でやっていける被災状況であること、三田市でも、埋蔵文化財包蔵地上での被害は全くなく、従来どおりの取扱いを震災後も行っていることなどが明らかとなり、阪神地区の中だけでも想像以上の被害格差と取扱い格差が生じている事実が相互に確認できた。

なお、復旧工事に係る埋蔵文化財の取扱いについては、1日も早く市民および市内諸機関に周知徹底を図る必要があったため、芦屋市災害対策本部・震災復興本部、平成7年3月18日(土)発行の『広報あしや地震災害情報・復興へ』に簡潔に掲載し、被災住民と工事関係者に喚起を促した。また、3月末までを目途に、県教育委員会埋蔵文化財調査事務所では、被災遺跡関連の資料調査・収集が行われ、遺跡の性格や遺構深度などの基礎データの確保や報告書・概報などの専門文献の探索が行われた。

この間、自治体とは無縁な形で歴史史料や埋蔵文化財・民俗文化財・古文書などの保護活動が民間サイドでボランティアの形態を採って行われたが、行政機関に対する早い要望書としては、平成7年3月28日付で「震災復興計画の事業化にあたって歴史・文化遺産に配慮を求める要望書」が北村春江市長まで出された。発信者は阪神大震災対策歴史学会連絡会(代表幹事 神戸大学 奥村弘)で、構成団体は大阪歴史学会・日本史研究会・大阪歴史科学協議会・京都民科歴史部会の4学会である。

阪神・淡路大震災は空前絶後の大災害であったが、日本全土からすれば、あくまで局所的な非常事態といえ、法制度がここまで確立した埋蔵文化財の保護施策を基礎から変えてしまうことは当初からできない相談であった。平成7年3月29日に各都道府県教育委員会教育長に出された「阪神・淡路大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いに関する基本方針について」との標題を有する文化庁次長通知(庁保記第144号)は、被災地の実情が中心柱となって、復旧・復興諸事業の円滑な推進が謳われつつも、埋蔵文化財保護との工夫をこらした整合性が端的に説かれたものであって、その適用期間を平成7年6月1日から平成10年5月31日と定めている。

当通知文書は、教社文第377号(平成7年3月29日付)で芦屋市教育長に通達されたが、その全文を下記に掲

げることとする。なお、近畿2府4県以外には、同内容の文書が「事務連絡」で送付されたとのことであった。

教社文第 3377 号

平成 7 年 3 月 29 日

各市郡町教育長 様

兵庫県教育長

阪神・淡路大震災の復旧・復興に伴う埋蔵文化財の取扱いに関する基本方針について

このことについて、平成 7 年 3 月 29 日付け 庁保記第 144 号で文化庁次長から別紙のとおり通知がありましたので、お知らせします。

つきましては、貴教育委員会におかれては、この旨をご了知のうえ、事務処理に遺漏のないようお取り計らい願います。

庁保記第 144 号

平成 7 年 3 月 29 日

兵庫県教育委員会教育長 殿

文化庁次長

林 田 英 樹

阪神・淡路大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いに関する基本方針について（通知）

阪神・淡路大震災の復旧工事に係る埋蔵文化財については、平成 7 年 2 月 23 日付け庁保記第 144 号により、同年 5 月 31 日までの取扱いについて通知したところでありますが、同年 6 月 1 日以降における埋蔵文化財の取扱いの基本方針を別紙のとおり定めますので、御了知の上、具体的な適用のための要領の策定その他必要な措置について遺漏のないようお取り計らいください。

また、貴管下の関係市町村に対し、この趣旨を徹底するとともに、各埋蔵文化財の取扱い等について、適切に御指導くださるようお願いします。

阪神・淡路大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いに関する基本方針

[H.7・3・29]

阪神・淡路大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いについては、下記に従って行うものとする。

1 取扱いの基本原則

- (1) 被災地の置かれた状況に鑑み、早急な復興が急務であるとの認識を基本とし、復旧・復興事業の円滑な推進と埋蔵文化財の保護の整合を図るものとする。
- (2) 埋蔵文化財の保護については、上記の原則を踏まえつつ、被災地の実状に合わせて、適切な措置を執るものとする。
- (3) 関係の府県は、この「基本方針」に基づき、市町村の意見をきいて「適用要領」を定め、復旧・復興事業と関係する埋蔵文化財の具体的な取扱いに遺漏のないよう措置するものとする。

2 適用範囲等

- (1) この「基本方針」は、阪神・淡路大震災の復旧・復興に係る事業（被災建物その他の工作物の撤去・整地・修理・復旧等、被災地域等における建物その他の工作物の新設、土地区画整理事業等）の実施に伴う埋蔵文化財の取扱いについて適用するものとする。

なお、復旧・復興事業の進捗状況などに鑑み適用期間の延長が必要な場合は、別途検討し必要な措置を執るものとする。

- (2) この「基本方針」の適用期間は、平成7年6月1日から平成10年5月31日まで（平成10年5月31日までに文化財保護法第57条の2その他の規定による手続を行ったものまで）とする。

3 埋蔵文化財の取扱い等

- (1) 復旧・復興事業等に係る埋蔵文化財の取扱いは、次のとおりとする。

ア) 事前の確認調査

埋蔵文化財の取扱いに関する判断は、原則として、周辺地域における従前の発掘調査等に基づく既存の知見によって行うものとする。

ただし、周知の埋蔵文化財包蔵地内にあって、既存の知見がなく、確認調査を行うことが事業の円滑・迅速な実施に資すると考えられる場合は、状況に応じて確認調査を行いその結果によるものとする。

イ) 発掘調査等

- a) 復旧・復興事業については、可能な限り盛土又は掘削が遺構面に達しない工法を採ること等により遺構の損壊を避けるよう指導するものとする。

- b) 記録保存のための発掘調査は、原則として、工事による掘削が遺構を損壊する場合に限って行うものとする。

ただし、被災前の規模・構造を大きく改変しないで行われる建物その他の工作物の復旧については、発掘調査を要しないものとする。

- c) 発掘調査の範囲・方法・内容については、各具体的な埋蔵文化財の種類、内容、遺構の遺存状況等を総合的に勘案し、弾力的に対応するものとする。

(2) 「適用要領」の策定及び運用に際しての留意事項

この「基本方針」に即して「適用要領」を定め、又は各具体的な埋蔵文化財の取扱いを定めるに際しては、次の事項に留意するものとする。

- ア) 個人の住宅・店舗、小規模又は簡易な集合住宅、電気・水道等の生活関連公共施設、道路の改修・新設等、住民の生活に密着しており、埋蔵文化財への影響が比較的少ない事業に対する対応については、復旧等の迅速な推進に支障を生じないように配慮すること。
- イ) 大規模な集合住宅・事業所・公共施設の改修・新設等、相当程度の埋蔵文化財への影響が予想される事業に対する対応については、事業実施に関する時間的余裕等事業者側の諸事情に配慮しつつ事業と埋蔵文化財の取扱い内容を調整し、埋蔵文化財の適切な保護に遺漏のないよう措置すること。
- ウ) 土地区画整理事業等相当範囲にわたり都市の基盤全体に係わって行われる復興事業に対する対応については、その事業計画の段階から事業者側と調整し、埋蔵文化財の調査等を当該事業の内容・進行過程の一部として組み込むこと等により、事業の円滑な推進と埋蔵文化財の適切な保護に遺漏のないよう措置すること。

(3) 発掘調査等の体制

事前の確認調査及び記録保存のための発掘調査の実施については、全国的な協力を得て、各府県において市町村に対する支援等の措置を執り、調査組織を集中的に投入するなど、迅速な対応に努めるものとする。

上掲した文化庁の「基本方針」は、震災後約 70 日の困惑期、模索期を経て定まったものであり、「運用期間」の設定と、「適用要領」の配備を前提としたものであった。

基本方針の性格と意義は、1 (1) に謳われており、復旧・復興事業と埋蔵文化財保護との整合性を目指したものであること、1 (2) により具体的措置は「実状」を考慮したものである点が説かれている。その取扱い基準の具体化は「適用要領」の策定に基づくこと〔1 (3)〕も原則としている。地方公共団体間の不均一、不統一な取扱いが露呈せぬよう、府県は市町村の独自の意見を十分吸収するよう求められている。

2 (1) の適用対象の明確化は、「従前の取扱い」を生かすことにつながり、逆に被災地域外（被災市町村外）における間接的な復興事業も包括されることが確認できる。また、「復旧」「復興」といった語義による各種開発事業の弁別が困難なこともあって、「復旧・復興に係る事業」とした点も一つの工夫がみられる。したがって、前掲した復旧に伴う当面の措置 (P17) は、この方針が定められることにより一旦解消されるとみなされよう。適用期間を明示した 2 (2) は重要な項目であるが、「適用期間の延長」との配慮がみられ、復旧・復興事業の進行過程に関する長期スパンの不測の事態に対応した文言となっている。3 年という期間設定については、県下の復興計画年限、支援要請期間などとタイアップするものである。

3 (1) ア) については、既存の調査データの活用を強く主張している点に特徴があるけれど、事業自体の円滑化、迅速化を前提とした「確認調査」の実施も併せ指示した内容である。3 (1) イ) に関しては、a) を掲げ、発掘調査の回避、調査量の抑制を目指しているが、耐震性を備えた建物や基礎構造といった面がすぐに予測されることでもあり、現実的な発掘回避策にはつながり難いことが想像された。b) については、「遺構の損壊」を明言して、記録保存を目的とした発掘調査の実施を極減しようとしたものであるが、但し書部分において細

部にわたる具体的基準が必要となった。c)の弾力化の措置も実態としては、具体的事業の提示が必要な指示と考えられた。

3(2)のア)～ウ)は復旧・復興事業別の緊急度・影響度・調整期間などを考慮に入れた個別運用を述べたものであり、より具体的な取扱い意図が看取される。最も懸案の調査体制の問題については、3(3)により、被災市町に対する支援措置が明言されている。

以上の文化庁「基本方針」に対し、県教育委員会は文言中の「適用要領」策定の具体的動きをとり、その意見を関係市町に求めた(教社文第3380号、平成7年3月30日付)。

また、同「基本方針」についての内容説明会を平成7年4月13日、兵庫県の埋蔵文化財調査事務所研修室にて開催した。そして、同日午後からは「適用要領」策定に伴う意見交換会に切り換えられた。交換会では慎重に論議され、4月21日にも同議題により開かれた。

当意見交換会初日で議論されたことがらは、次のとおりである。

①適用エリアについて、「方針」の枠内において「適用要領」を定めるのが大原則であるが、被災者の移転先を考えれば、全国的。②「適用要領」は、文化財保護サイドの運用資料のレベルでとどめるべきかどうか。③「方針」に言う「復興事業の遅れをきたさない」は、いつの時点でカウント開始かが重要な点であり、兵庫県としては盛り込む方針。どんな復興工事も無条件に「遅れをきたさない」の論理で貫徹されるべきなのかどうか。④遺構の性状による弾力的対応。⑤中心時代・時期に基づく弾力的対応、限定的対応。

第2回目の意見交換会では、文化庁通知で策定課題となった「適用要領」の叩き台が提示され、①「基本方針」の内容を越えない。②発掘調査を不要とする区域を明示したが、やるとなった場合は、平常に近い発掘方法を採用。③遺構の重要度をランク付けすることは無理。書ききれなかった点は誤解の生じやすいもの。といった基本的な考え方も示された。なお、「適用要領」の全文は、次のとおりである。

阪神・淡路大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱い適用要領

1 目的

この適用要領は、平成7年3月29日付け庁保記第144号「阪神・淡路大震災の復旧・復興に伴う埋蔵文化財の取扱いに関する基本方針」に基づき、復旧・復興事業と関係する埋蔵文化財の具体的な取扱いを定めたものである。

2 適用範囲

(1) この適用要領は、阪神・淡路大震災の被災に係る復旧・復興事業の実施に伴う埋蔵文化財の取扱いに限り適用することとし、阪神・淡路大震災の復旧・復興事業以外の事業については、従前の取扱いを適用する。

ただし、兵庫県域において行われる被災住民に住宅を供給する事業については、阪神・淡路大震災の復旧・復興事業と見なしてこの適用要領によるものとする。

(2) 平成7年6月1日以降は、復旧についても、文化財保護法第57条の2、第57条の3、第57条の5及び第57条の6の規定による届出・通知を要するが、取扱いについては、この適用要領によるものとする。

3 埋蔵文化財の取扱い等

(1) 取扱いの統一

復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いについては、各地方公共団体間の不統一、不均衡が生じないようにするため、県及び関係市町の埋蔵文化財実務担当者で構成する機関において、合議により統一的に処理するものとする。

(2) 事前の試掘・確認調査

- ① 復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いを決める際の埋蔵文化財に関する基礎データは、当該地あるいは周辺地における既往の調査の結果を活用することとし、新たに試掘・確認調査をすることは、原則として、避けることとする。
- ② 既存のデータがない場合において、試掘・確認調査を行うのは、それを行うことが事業の円滑・迅速な実施に役立つと考えられる場合に限ることとする。
- ③ なお、周知の埋蔵文化財包蔵地以外の地域において、工事中に遺跡が発見された場合は、文化財保護法第57条の5及び第57条の6の規定により届出及び通知が必要となり、その取扱いは、この適用要領によることになる。

(3) 発掘調査

- ① 被災前の規模・構造を大きく改変しないで行われる工作物の復旧(概ね別表1に掲げる事業)については、慎重工事あるいは工事立会にとどめ、発掘調査を要しないこととする。
- ② 埋蔵文化財への影響が比較的少ない事業(概ね別表2に掲げる事業)については、慎重工事あるいは工事立会にとどめ、発掘調査を要しないこととする。
ただし、工事による掘削が遺構を損壊し埋蔵文化財へ相当程度影響を与える場合は、記録保存のための発掘調査を実施する。
- ③ 相当程度埋蔵文化財への影響が予想される事業(概ね別表3に掲げる事業)及び相当範囲にわたり都市の基盤全体に係わって行われる復興事業(概ね別表4に掲げる事業)については、工事による掘削が遺構を損壊する場合に限って、記録保存のために発掘調査を実施することとする。

4 発掘調査の範囲・方法・内容等

(1) 事前の確認調査等

- ① 復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いを決める際の埋蔵文化財に関する基礎データに関しては、県及び各市町において、一定の要件を定めた台帳を整備し、常時備え付けるよう努めるものとする。
- ② 工事中の遺跡の不時発見を回避し、復興事業の円滑・迅速な実施に役立つと考えられ、なおかつ、事業者が十分その目的・趣旨を説明し、事業者が容認するときは、周知の埋蔵文化財包蔵地の隣接地において事前の試掘調査を行うことを妨げるものではない。

(2) 発掘調査等

- ① 記録保存のための発掘調査は、工事による掘削が遺構等を破壊する場合に限って行い、恒久的な建築物・道路その他の工作物の設置や、盛土・一時的な工作物の設置等で埋蔵文化財に影響が及ぶおそれのない場合は、発掘調査を要しないこととする。
- ② 記録保存のために実施する発掘調査は、工事による掘削が遺構等を破壊する範囲において行うものとする。

③ 工事による埋蔵文化財への影響が比較的少ないか相当程度であるかは、当該工事に係る埋蔵文化財包蔵地が当該工事により大規模もしくは広範囲にわたり破壊されるかどうかによるとともに、遺構の遺存状況を基礎にその種類・内容を加味し、総合的に判断するものとする。

④ 記録保存のための発掘調査の実施にあたっては、復旧・復興事業者との事前協議において事業の計画や実情について十分了知するとともに、埋蔵文化財の保護について理解と協力を得るよう努め、とりわけ、都市の基盤全体に係わって行われる復興事業（概ね別表4に掲げる事業）については発掘調査を事業計画の一環として組み込むよう要請するなどの措置を取り、事業の円滑な推進と埋蔵文化財の適切な保護に配慮し、迅速な対応に努めるものとする。

5 発掘調査等の体制

各教育委員会は、復旧・復興事業計画の早期把握のため、教育委員会以外の関係部局との連携を密にし、相互連絡の体制を整備する等の措置を講じ、埋蔵文化財保護と復旧・復興事業の迅速・円滑な推進との調整を図るとともに、復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査体制の充実・強化に努めるものとする。

別表1

- 1 建築物・道路・河川・橋梁・鉄道等の工作物の復旧事業
- 2 溜め池・水田等の農業関連復旧事業
- 3 電気・ガス・上下水道・電話等の復旧事業

別表2

- 1 仮設住宅の建設
- 2 損壊又は焼失した建物その他工作物の撤去又は整地
- 3 個人の住宅・店舗の建設
- 4 小規模又は簡易な集合住宅・事業所の建設
- 5 小規模又は簡易な（地下埋設物が入らない）道路の改修・新設
- 6 電気・水道等の生活関連公共施設の改修・新設

別表3

- 1 大規模な集合住宅・事業所の建設
- 2 共同溝等の公共施設の建設

別表4

- 1 土地区画整理事業・市街地再開発事業・住宅地区改良事業・総合住環境整備事業等の都市基盤の整備事業
- 2 広域防災帯・地域防災拠点公園・広域防災拠点公園等の防災施設整備事業
- 3 都市計画道路の拡幅・新設 電気・水道等の生活関連公共施設の改修・新設

この間、平成7年4月7日には、再び文化庁による被災地の実態調査があり、文化庁の水野豊記念物課長、島田健治庶務係長、兵庫県教育委員会社会教育・文化財課榎本課長補佐、長谷川主査、芦屋市教育委員会堀口社会教育部長、山本文化財課長らが、被害の最も著しい津知遺跡を査察した。当該地域一帯は、復興都市計画事業（土地区画整理事業）西部地区（21.2ha）と深く関わり、今後の事業計画・事業量の把握を中心に、埋蔵文化財発掘調査の見込量、街路・公園・地下工事・建物などの規模・内容について、意見交換を行った。隣接部分については、神戸市との遺跡範囲や遺跡名の調整、発掘調査体制づくり、復興本部との日常的連携など示唆を受けた。

2度にわたった「阪神・淡路大震災に伴う埋蔵文化財の取扱いに関する『適用要領』の策定」に伴う意見交換会では、文書にて神戸市・尼崎市・西宮市・川西市・津名郡域各町・三原郡域各町の各教育委員会から意見書が出され、論議が白熱した。「適用要領」は、いわゆる取扱い基準であり、仮称で出発するものとの説明があり、被災状況の違いをこの部分で巧みに反映させる意図があった。「適用要領」の作成指示は2段階の対応であり、実際の行政には不可欠な政策といえる。平成7年6月1日以降は、「復旧」に関しても手続きが平常時に戻る点（法57条の2・3、5・6による届出と通知が必要）、庁保記第144号による平成7年2月23日の文化庁次長通知は、6月1日以降廃止の取扱いとなること、被災の有無に関しては、認定が必要であり、認定なきものについては、従前の取扱いになること、り災証明をもった移転先での復興にも適用する考えのあること、適用期間設定の背景には、復興住宅建設が3年以内である点が深く関わっていることなどが細かく説明された。

並行して、平成7年4月6日、芦屋市震災復興本部企画調整部は、本部員各位に対し、「芦屋市震災復興計画」の策定手順を報告し、文化財課も計画策定のフローチャート、アンケート調査項目、検討委員会の動静、県照会事項などの取扱いなどについてふれている。市長部局（復興事業）との早期迅速な調整が必要との緊迫感を体で感じた時期のことであり、+αという形の文化財調査ではなく、事業内容の一部に事前に組み込むことが痛感された。

県教育委員会からの「適用要領」の通知を受けた芦屋市教育委員会は、平成7年4月28日（金）午後2時から、芦屋市立美術博物館講義室において、「阪神・淡路大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いに関する基本方針と適用要領」に関する庁内説明会を開催した。対象は、開発関係部局の主管者とし、(1)はじめに、(2)文化庁次長通知に至る経緯、(3)復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱い、①基本方針の説明②適用要領の説明、(4)今後の埋蔵文化財保護行政、(5)質疑といった内容にしたがい、担当者が解説し、兵庫県教育委員会社会教育・文化財課の榎本誠一課長補佐を講師に招いて、細部にわたり専門的指導を受けた。

その間、市教育委員会では、復旧・復興関係の開発工事計画が進捗している関係部局に、計画に関する調査票を配付し、当説明会までに可能な限り回収に努めた。また、同計画調査票については、当面のものを4月末日を期日として、県教育委員会に一括送付した。

芦屋市は、平成7年4月、震災復興計画の基本構想を取りまとめた。以下に計画策定の目的の全文を掲げる。

阪神・淡路大震災は、芦屋市民の380人もの尊い人命を奪ったのみならず、全世帯の87.2%にも及ぶ住居を全半壊や損壊させ、数多くの都市施設などに壊滅的な被害を及ぼした。さらに、市民には筆舌につくし難い精神的打撃を与えたのみならず、震災後の復旧に多くの時間を要し、日常生活に多大の労苦を強いている。

芦屋市は、古来より花や緑などの自然環境に恵まれていたことと、明治末期からの鉄道や道路整備によって交通利便性が向上したことなどによって、良好な居住環境を有した住宅都市として発展してきた。近年では、国際文化住宅都市の形成を目標に掲げて、生涯学習の推進などの文化的かおりの高い住

宅都市として、阪神都市圏の中でも独自性のあるまちづくりを進めてきた。

芦屋市の復興にあたっては、このような芦屋市の文化を育んできた自然、歴史・文化的遺産、住宅環境並びにそれらの基盤となる都市施設を復旧していくのみならず、震災の経験をふまえ、芦屋市の阪神都市圏における交通機能、都市機能、居住機能等の役割を改めて認識し、その責務や分担を果たすとともに、市民や訪れる人が安心して快適に暮らし、働き、憩える災害に強いまちづくりを市民の英知を結集し、市民と市が協働して進めていかなければならない。

「災害に強いまちづくり」にあたっては、地震に対して強いだけでなく、本市が過去において、昭和9年に室戸台風、昭和13年に阪神大水害などの自然災害によって大きな被害を被っていることに思いを起し、本市がこのような土地条件のもとに位置していることをこの機会に改めて確認し、「あらゆる自然災害」に対して強いまちづくりを進めていかなければならない。

さらに、復興にあたっては、災害に強いまちづくりを行うだけではなく、21世紀の新しい芦屋づくりを目指して、人が安全かつ快適に暮らせ、人と環境とが共生しあうまちづくりを進めていかなければならない。

本市では、このような復興まちづくりについての基本的認識のもとに、この度の未曾有の災害を乗り越え、都市の復興を図るため、そのまちづくりの方向を明らかにするとともに、具体的にまちづくりを進めるための基本的施策を明らかにすることを目的として、震災復興計画を策定する。

阪神・淡路大震災による公共施設類の被害額は、概算で公共土木施設 186 億円、市営住宅 23 億円、教育施設 55 億 5000 万円、環境施設 6 億 3000 万円、市庁舎 11 億 3000 万円にのぼり、仮設庁舎建設費 1 億 5000 万円、災害廃棄物処理費 167 億 4000 万円を加えると、実に 451 億円の巨額に達するものであった。復興にあたっては国際文化住宅都市の基本理念を継承することを第一義として、21世紀へ向けてのその創生が叫ばれ、一応の目標年次として平成 17 年(2005 年)が掲げられた。

次に示すのは、本市の「復興に取り組む基本的姿勢」である。

本市は、自然環境豊かな住み良い住宅都市として、生活関連施設の充実や、外国の諸都市との交流を押し進め、さらに、生涯学習等の積極的な市民活動を通じて生活文化の向上を図るなど、「国際文化住宅都市」の形成を進めてきた。

阪神・淡路大震災は、本市のこのような背景となっている都市基盤や住宅に壊滅的な被害を与えた。

本市は、今回の被災状況及びその後の救援活動を通して、改めて、「自然」の厳しさと「都市基盤」の脆弱性を思い知らされた。しかし、反面では助け合う優しさなど豊かな「人間性」に触れ、都市の復旧に大きな希望をもつことができた。

本市は、今回の大震災の経験をふまえ、国際文化住宅都市の都市像を新しい視点で据え直し、単に復旧・再生するのではなく、21世紀をふまえた魅力ある国際文化住宅都市の形成を目指し、復興を図っていく。

復興にあたっては、まず、仮住居の設置や建物の解体処理などを早期に進め、速やかに市民生活の安定に努め、市民や事業者が自らの力で復興に立ち上がる意欲が湧き上がるように努めるものとする。

次に、震災後の市民に対して受けたボランティアや他自治体の支援活動、並びに被災者相互の助け合

いなどを通して知った協働の精神を生かし、市民と市が復興に向かって一丸となって協働する体制づくりを進める。

さらに、本市が地震にとどまらず、水害、地滑り等の自然災害の可能性を秘めていることを思い起こし、この機会に、あらゆる自然災害に対して強いまちづくりを進める。また、市域にとどまらず、阪神都市圏における防災上の本市の役割を改めて確認し、隣接市と協調・連帯し、その責務を果たしていく。

このような「災害に強いまちづくり」にあたっては、物的環境の整備だけではなく、社会環境の整備がきわめて重要であるので、両面において整備を進めていく。

最後に、復興まちづくりが、21世紀にふさわしい芦屋市の創生であることをふまえ、芦屋らしさを継承しつつ、高齢者や障害者に配慮するとともに、生活文化の向上や環境との共生など、人と自然にやさしいまちづくりを行うものとする。

以上のまちづくり方針のもとに復興まちづくりを実施していくものとするが、復興事業が多岐にわたるので、事業の緊急度によって整備の優先順位を定め、効率的な実施を図っていくものとする。

平成7年度に入り、本市の震災復興計画も上掲のとおり具体化していったが、こと地下に眠る文化遺産ともいえる埋蔵文化財の保護と直接係わる土木工事が急増する点については、文化財の所管課を除き、きわめて緊迫度は低いものであった。この点、平成7年4月26日に本市教育長宛出された埋文関係救援連絡会議（代表原口正三）からの声明文「歴史と文化を生かした都市の再生」は、埋蔵文化財・考古学関係者の震災に対する受けとめと文化財保護を街並再生の中でしっかり位置づけることを切実な願いとして訴えたものであり、私を含めた被災地の埋文行政職員に勇気づけと喚起を促す内容のものであった。

以下は、その全文である。

1995年4月26日

芦屋市教育委員会
教育長 三浦 清 様

埋文関係救援連絡会議
代表 原口正三

謹啓

今回の阪神・淡路大震災で、甚大な被害を被られた皆様に衷心からお見舞い申し上げます。

日々刻々と進む被災地域の復旧・復興の様子が連日のように報道され再生への鈍音を実感するとともに、改めて関係者各位のご苦勞、ご尽力にまったく頭の下がる思いがいたします。

私ども、近隣の自治体で埋蔵文化財調査に従事する者として、日頃より公私ともに交流・交歓を続けてきた阪神・淡路の友人たちを助けるべく救援会を組織し、その活動を始めたところです（別添資料）。

関係者の皆様におかれましては、新しい都市計画の策定・実施にあたっては、歴史と文化を活かした、人にやさしい安全な街づくりがなされますようお願い申し上げます。

復旧・復興事業に対する私どもの提言を取りまとめ、別紙声明文として送付いたしますので、その主

旨をおくみ取りいただき、是非とも新しい街づくりのなかでお役立て下されば幸甚に存じます。

被災地の一刻も早い復興を衷心より祈念いたしております。

敬白

〔 声明 〕

歴史と文化を生かした都市の再生を

1995年1月17日の未明に起きた阪神・淡路大震災は、5千5百余名の命を奪い、多くの負傷者を出すとともに、夥しい数の建物や道路を破壊し、地域社会に壊滅的な打撃を与えました。そして、今なお数万人の方々が避難所での生活を余儀なくされています。心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧を願ってやみません。

さて、震災から100日が過ぎた現在、急速にライフラインが復旧されるとともに、新たな街づくりに向けての復興作業が目を見張る勢いで推し進められています。震災直後から澎湃として沸き起こった「地域を愛し、地域とともに生きよう」という声は、私たちに深い感銘を与えましたが、その熱い思いが復旧・復興の原動力になっているものと信じます。多くの人々にとって、自らが生きる土地とその土地が育んできた歴史や文化が、日々の生活と分かちがたく、結びついているからでしょう。関係者の皆様方の強い意志とご努力に心から敬意を表したいと思います。

今後は「災害に強い街づくり」がさらに急ピッチに推し進められていくものと思います。しかし、現在、各方面から提示されている復興計画案は、道路や建物が中心のいわば「ものによる防災都市計画」が中心です。人が人らしく生きていくためには、強固な住居に水やガスや電気が完備されていれば良いというものではありません。豊かな自然や、心を満たす文化も不可欠なことはいうまでもありません。そして、地域に根ざした歴史や文化こそが「震災に強い、人に優しいコミュニティ」を保証する一つの重要な基だとも考えます。震災直後の阪神・淡路の人々はそのことを私たちに教えてくれました。

今、私たちは復旧・復興事業にともなう埋蔵文化財の取り扱いについて、大きな危惧をいだいています。なぜなら、地下に眠る埋蔵文化財は単なる過去の朽ち果てた遺物ではないからです。地域の人々にとって、自分たちの祖先の歴史を科学的に検証するかけがえのない史料であり、ロマンの源泉の一つであり、地域文化創造の核にもなりうるものだからです。また、地震考古学の研究が示すように、過去の遺跡の調査は、防災計画のための貴重な資料をも提供してくれるのです。

被災地域の地下には多くの遺跡が存在します。幾多の試練も予想されますが、関係当局におかれましては、復旧・復興工事にともなう埋蔵文化財の取り扱いにつき、充分なご配慮のもと、適切な処置を講じられますよう強く希望します。そして、豊かな歴史と文化を誇る、住民に愛される新しい街が再生されますよう願ってやみません。

1995年4月26日

埋文関係救援連絡会議

代表 原口正三

また、5月22日には、考古学研究会常任委員会から「文化財を生かした震災復興に関する声明」が市教育長宛

寄せられた。その全文は下記の通りである。

1995 年 5 月 7 日

文化財を生かした震災復興に関する声明

考古学研究会常任委員会

代表委員 西 川 宏

都出 比呂志

阪神・淡路大震災により 5500 余名という人命が失われ、被災地住民の生活は深刻な打撃を受けました。被災されました皆様方に心からお見舞い申し上げます。私たちが関係する文化財の分野でも、歴史的建造物に激しい被害がみられ、博物館などに展示・収蔵されている資料にも、かなりの被害が出ていることが明らかになってきています。私たちの会では、震災直後から被害状況の把握に努め、会誌『考古学研究』で、被災会員の声や、支援の記事を掲載してきました。震災から 100 日あまりが経過し、被災地住民の忍耐強い努力と各方面からの援助とによって、復旧・復興の事業が進みつつありますが、私たちは、この事業の成功のために国や公共団体の全面的な努力を望むとともに、微力ながら各種の支援活動に参加したいと考えています。

さて、この復興事業に伴って新たに心配されることは歴史的建造物や埋蔵文化財の取り扱いです。被災地域の中には、数多くの「周知の遺跡」が含まれており、今後の復興工事にあたっては、他府県から派遣される調査員を含めた体制で、事前の発掘調査が進められる予定です。この点については、地元の行政関係者を中心として、被災地域内の埋蔵文化財の状況の把握も進められており、また、文化庁も加わった形で、今後の文化財の取り扱いについて、地元自治体との協議が進められています。この間の関係者の努力に敬意を表します。

日本列島は、これまで繰り返し地震や火山活動の被害に見舞われてきました。近年の「地震考古学」の成果にもみられるように、地下に埋もれている文化財は、こうした不幸な災害の実状をも私たちに語っています。このような歴史的環境に住む私たちにとって、古くから人々が築き上げてきた文化の道筋を、幾多の災害を乗り越えてきた事実も含めて、改めて見つめ直し、未来に伝えていくことは是非とも必要だと考えます。こうした視点を生かすならば、今後の復興事業の中でも、遺跡を取り込んだ緑地帯を確保するなど、文化財を生かした安全で豊かな町づくりは可能だと考えます。

私たちは、被災地域の復興への支援と共に、過去の災害の教訓を将来に生かしていくための研究と活動をさまざまな角度から進めていきたいと思ひます。貴重な文化遺産を将来に伝えていくために、被災地域の復旧・復興にあたっては、文化財保護との調和の道を探り、長期的な展望を備えた、住民の立場に立つ施策の実行を関係方面に強く要望します。

さらに 5 月 31 日、日本考古学協会から「阪神大震災に伴う文化財対策についての決議文」が市長宛に送付された。以下に全文を掲げる。

日考協第 18 号

1995 年 5 月 31 日

芦屋市市長 北村春江 様

日本考古学協会
会長 横山浩一

阪神大震災に伴う文化財対策についての決議文の送付について

時下、ますますご盛栄の御事とお慶び申し上げます。

さて、当協会では、本年5月20日、東海大学で開催されました第61回総会において、別添のような決議がなされましたので送付させていただきます。

今回の阪神大震災の事態の重大性は、十分認識いたしておりますが、なおかつ意のあるところをお汲みとりのうえ、ご高配賜りたく、お願い申し上げます。

記

一、別 添 資 料 一通

阪神大震災に伴う文化財対策についての決議

1995年1月17日未明、兵庫県神戸市並びに淡路島一帯が予想もしない大激震に襲われた。5,000余人の亡くなられた方々をふくむ多数の被災者、諸施設等の甚大な被害は報道などで周知のところである。被災者の方々を深くお見舞い申し上げる次第である。

ところで、この阪神大震災に伴って考古学的遺跡や博物館施設及びその展示・収蔵品などにおいても多大の被害を受けたことは、私達の学会にとっても痛恨事と言わざるを得ない。自然災害の一大脅威を強く感じさせたところではあるが、一日も早く復旧・保全の方途が得られ、正常な状態に復されることを願って止まない。いうまでもなく、その復興対策は徐々に進められていると聞くが、この緊急事態の中での文化財施策は極めて限定的なものとされ、悪条件下にあることは、本会としても懸念を禁じ得ないところである。

私達考古学に携わるものは、遺跡・遺物等の物質的資料を研究対象とし、広く歴史を明らかにすることを目指しているが、その重要な対象資料の確保は必須の条件である。それが不可避の災害に基づくものではなく、見識なく人為的損失を招くことがあってはならないものと認識している。また、これらの資料は、極力将来のためにも残されていくべきものと考えている。

そこで、本会は、阪神被災地区における今後の復興・再開発等において関係機関が文化財対策に十分な配慮をされ、未来への豊かな展望を持った万全の計画と措置を講ぜられるように次のことを要望する。

- 1) 復興工事に伴う埋蔵文化財包蔵地の計画的調査の実施。そのための人的・財政的配慮。
- 2) 被災遺跡の保護・保全。復興計画との調整と必要措置の組み込み。
- 3) 被災施設並びに保管品の復興と保全措置。

以上、決議する。

1995年5月20日
日本考古学協会第61回総会

平成7年4月28日付（教社文第191号）で阪神・淡路大震災の復旧・復興に伴う埋蔵文化財の取扱いに関する「適用要領」は関係市町に通知されたが、各地方公共団体間の不統一や不均衡が生じぬよう、具体的な調査方法などの調整を目的とした連絡会が県主催の下、開催されるようになった。

出席者は、埋蔵文化財の技術的内容の理解できる実務担当者による構成で、「阪神・淡路大震災の復旧・復興に伴う埋蔵文化財の取扱いに関する連絡会」と称され、以下に記す内容で、5月には3回、兵庫県教育委員会埋蔵文化財調査事務所で開催された。また、前後して支援体制に関する予備的な打ち合わせを県埋文事務所と行った。さらにアンケート方式で窓口用マニュアル作成統計や取扱いをめぐる基本見解の自治体ごとの提示、発掘調査体制に関する個別実態調査などがあった。

復興調査の発掘調査体制については、次節にて詳しく取り上げるが、平成7年5月10日（教埋文第144号）により、県埋蔵文化財調査事務所より、調査費積算基準・受託契約基準・契約方法や発掘作業員の雇用形態、現場事務所の設置基準、備品配備等についての実態調査の照会があった。同日、開催された第1回の会合に伴う議題は下記のとおりである。

第1回連絡会〔平成7年5月10日（水） 於 兵庫県教育委員会埋蔵文化財調査事務所〕

- ・平成7年3月29日付文化庁通知の考え方等について（基本原則、文言の背景）
- ・「適用要領」並びに「窓口用マニュアル」作成について（作業手順、連動性、表現方法など）
- ・「窓口用マニュアル」作成についての意見交換（ケースによる対応、汎用性、具体性など）
- ・「窓口用マニュアル」作成についての指導・助言

取扱いマニュアルの兵庫県案は、平成7年5月19日（金）に開催された第2回の連絡会の席上提示され、5月23日午前中までの時間的猶予で関係各市町の個別意見が提出された。本市から出した意見は、共同住宅による再建が顕著になる公算が高くなることを示し、昭和48年以前の建築基準法等改正前の建物が多く、現行規定では、用途地域による容積率・高さ制限等で従前の建物が建たないケースが増加するため、総合建物設計の制度の活用や公開空地の確保、同一敷地内における分割再建など、さまざまな対応を強いられている現状を十二分に考慮した住宅再建を第一義とした取組みがなされるべきであるという指摘をして、意見を仰いだ。



第23図 被災した埋蔵文化財収納室
〔市立精道小学校教室〕（1995年2月16日撮影）



第21図 被災した展示中の考古資料
〔市立美術博物館にて〕（1995年2月28日撮影）



第22図 被災した埋蔵文化財の収蔵庫
（1995年3月15日撮影）

また、その他の要望事項として、①6月1日からの文化財保護法第57条の2、3項による届出・通知は、一時、量的な混乱が予想されるため、手続きの簡素化など工夫すべきこと、②中・小企業など補助金対応枠の拡大についての周知・広報活動が必要になる点をあげている。

第3回連絡会は平成7年5月24日（水）午後2時から、兵庫県教育委員会埋蔵文化財調査事務所において開催され、「窓口用マニュアル」修正案についての詳細説明と意見交換があった。この会議では、文化財サイドの将来展望として、従来から強い要望のみられた零細事業者の国庫補助枠が震災対応以降にも残っているような建設的な方向性がある点を互いに確認した。

平成7年5月30日（火）、本市文化財課において、発掘調査支援基準について、素案に基づき兵庫県と協議した。支援目的、適用の範囲、期間、支援の具体的内容・方法・経費・出土品の帰属問題等がその主なものである。

「阪神淡路大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いマニュアル（暫定版）」については、平成7年5月29日付、関係市町に基本編として送付された。そして、その取扱いについては、事業者との協議・調整の段階で提示する形は採らないことも申し合わされることになった（当マニュアルについては、長文にしてかつ提示を避ける意図から、全文割愛とする）。

平成7年6月1日、取扱い②（マル震）の諸手続書類の様式変更が書類の上でなされ、震災関連事業の埋蔵文化財諸手続きがいよいよスタートした。当日の業務は、1日中よく印象に残る経験となった。

平成7年6月23日（金）、6月1日に派遣された25名の支援職員の研修期間中、本市も研修の一部を依頼され、兵庫県埋蔵文化財調査事務所にて、「芦屋市の被災状況と埋蔵文化財」と題するテーマで係長森岡秀人が被災直後の状況から震災後の経過・復興計画、芦屋の遺跡の特性などについて詳しく講述した。

スタートを切ったマニュアル〔暫定版〕〈基本編〉については、その後、応用編の作成に向けて県事務所との間にアンケート方式による実施上の問題点の把握が行われたが、平成7年7月28日（金）に開催された第4回連絡会では、7月17日付の回答連絡を受け、その点が具体的に討議され、意見交換が行われた。同月、芦屋市は「阪神・淡路大震災における被害状況及び復旧状況などの概要について」をまとめたので、建物の被害状況など具体的な数値がより正しく把握できるようになった。第5回連絡会は、平成7年8月23日（水）、兵庫県荒田分室にて開催され、○埋蔵文化財発掘の届出・通知及び埋蔵文化財発掘調査の届出・通知の処理状況について、○マニュアル暫定版〔基本編〕についての二つをテーマとした。

取扱いマニュアル〔応用編〕については、兵庫県教委埋蔵文化財調査事務所復興調査班により原案が作成され、平成7年9月22日（金）、兵庫県荒田分室にて開催された第6回の連絡会で討議された。埋蔵文化財の不時発見をいかに避けて先手保護を考えるか。公共事業に関しては、試掘の協力依頼を可能なだけ行い、周辺既存データの確保領域を広げていく方向性が説かれ、基礎構造をより重視した取扱い基準を加味することなどが論議された。

かような経緯を経て、9月27日付、埋文取扱いマニュアル〔応用編〕は、関係各市町教育委員会の共通理解を得たところとなり、文化庁記念物課の了承も得られた。そして、平成7年10月9日（月）、応用編適用が開始をみ、実質的業務をつかさどる窓口業務の現場は、大きな基準と指針を共有するところとなった。



第24図 被災者を受け入れた芦屋市役所
〔南館玄関付近〕（1995年2月16日撮影）



第25図 代替バスを使っの兵庫県出張
〔阪神電鉄御影駅〕（1995年2月17日撮影）

平成7年10月1日、北は宮城県から南は鹿児島県までの派遣職員10名が新たに第二陣として兵庫県に着任され、研修期間中の同月12日(木)、芦屋市も係長森岡秀人を派遣して「芦屋市の被災状況と埋蔵文化財」と題するテーマで講述した。

平成7年10月27日(金)に開催された第7回連絡会では、基本編と応用編が整備されたマニュアルが正式に配布され、支援協定の細部の説明がなされた。また、市町支援の現状と今後の支援事業について論議された。連絡会(第8回)は、平成7年11月24日(金)、兵庫県立近代美術館講堂において開催され、復興調査の出土品整理作業の問題と今後の事業量について討議された。とくに増加が見込まれる出土遺物の整理体制については、関係各市町の実情と要望が意見交換され、発掘調査報告書の刊行方法などが真剣に討議された。

平成7年12月3日(日)、「震災復興・歴史と文化を考える市民講座」(主催：阪神大震災対策歴史学会連絡会、共催：芦屋市教育委員会、後援：兵庫県教育委員会・神戸史学会・歴史学研究会・神戸女子大学史学会・神戸大学史学研究会・神戸新聞社)が芦屋市立美術博物館講座室を会場として開催され、長山泰孝氏(帝塚山大学教授・日本古代史)による「古代国家と震災」、古川久雄氏(六甲山麓調査会・日本考古学・中世石造美術)による「震災復興と埋蔵文化財」の2つの有益な講演があった。

復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財の今後の事業量については、平成7年12月8日を期限に事業量調査が行われ、県埋蔵文化財調査事務所復興調査班宛回答した。その間、平成7年12月1日付で、兵庫県教育長より「平成7年度阪神・淡路大震災に係る発掘調査実施状況について」の照会があり、調査・開発の種別や発見遺構・調査所見のアウトラインが集成・整理されるところとなった。



第27図 奈良国立文化財研究所田中琢所長の復興調査視察
(写真右から森岡・大村・田中・青木・森)



第26図 復興調査前の発掘開始立会
(1996年2月19日、月若遺跡【20地点】にて)

年明けて平成8年1月25日、兵庫県教育委員会は新たに「阪神・淡路大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査研究協議会」を開催、第1回については、基調報告として山本三郎・水口富夫氏による「阪神・淡路大震災と埋蔵文化財調査—その現状と課題—」があり、続いて小野田義和(福島県派遣)・森正(京都府派遣)・佐藤公保(愛知県派遣)の3氏による「事例報告—復興事業の発掘調査を実施して—」がスライド利用により行われた。また、奈良国立文化財研究所の田中琢氏が「災害と埋蔵文化財保護」と題して講演され、その後意見交換がなされた。

同日、奈文研の田中所長、県埋蔵文化財事務所の青木正所長、大村敬通副所長が三浦清教育長、堀口良平社会教育部長、山本英明文化財課長、森岡秀人係長ら市関係者の案内で市内所在遺跡数ヶ所（事前調査が進行中の芦屋廃寺遺跡W地点、月若遺跡 28 地点、寺田遺跡 40 地点など）を視察された。

1 月 28 日（日）、神戸市立博物館において、震災復興「歴史と文化をいかす街づくりシンポジウム」（第 2 回）が開催された。埋蔵文化財問題については、和田晴吾立命館大学教授が「被災地域の埋蔵文化財と今後の課題」と題する講演を行い、取扱いの現状報告と実施されつつある震災復興調査の内容、支援の強化と重要遺跡の保存問題、成果の公開、法的緩和措置の方向性など今後の問題点が強調された。

平成 8 年 1 月 31 日、芦屋廃寺遺跡（W 地点）の担当者（支援職員）佐藤康二氏の派遣元の財団法人埼玉県埋蔵文化財調査事業団副理事長・富田真也氏と同財団管理部庶務課長及川孝之氏が現地を視察された。

県下の震災復興調査による発掘資料の蓄積は著しいものとなったが、その啓発・普及の試みとして、県教育委員会は、「平成 7 年度発掘調査成果速報展－阪神・淡路大震災の復興と埋蔵文化財－」を開催（会期：平成 8 年 2 月 10 日～2 月 20 日、於：神戸市中央区東川崎町、神戸クリスタルタワー 5 階、県民ギャラリー）、多くの市民が訪れ、大盛況であった。このような試みは、今後毎年度継続されていくべきであろう。

本年度最後となった第 9 回連絡会は、平成 8 年 3 月 19 日（火）、兵庫県埋蔵文化財調査事務所荒田分室にて開催された。この会合では、各地方公共団体間の不統一、不均衡が生じぬよう、発掘調査方法などの細部調整を目的に意見交換がなされ、今年度の取扱いと発掘調査内容の分析、並びに平成 8 年度の事業量と発掘調査について討議が進んだ。また、前後して教埋文第 1698 号（平成 8 年 3 月 18 日付）により県埋蔵文化財調査事務所長（青木正之）から、「平成 8 年度の発掘調査事業量と復興事業に伴う埋蔵文化財の今後の事業量について」の照会があり、年度末の平成 8 年 3 月 28 日に芦教社文第 534 号にて統計データを回答した（第 21～27 図）。

以上経過を、垣間見てきたように、文化庁の基本方針に基づき、兵庫県教育委員会によって適用要領も整備され、より具体的な取扱いマニュアルも県・関係市町が会合を重ねて作成をみ、実情とケースに応じた埋蔵文化財調査の緩和措置が積極的に講じられるようになった。現在、芦屋市内で実施されている震災復興調査は、この基本方針・適用要領・マニュアルに則ったものであり、工事による損壊部分に限り、発掘調査の対象としている。こうした非常事態に対処した方策の中から、今後のあるべき埋文行政が模索されよう。

その大きな特色は、損壊対象を遺構と濃密な遺物包含層とし、損壊範囲も従来から重視してきた平面のみならず、断面でも考慮したもので、非常にわかりやすい言い方をするなら、恒久物が建つことになろうと、工事深度が浅く、遺構や濃度の高い包含層さえ壊さない工事ならば、発掘調査の対象からは除外しようとするものである。また、既存工事の内容によっては、既に遺跡に破壊の手が及んでいるととらえ、とくに同等規模の開発であれば、調査自体をオミットする方向で回避し、事業主・届出者の負担を軽減しようとしたものである。（森岡）

第 4 節 震災復興調査と芦屋市の発掘調査体制

震災の復旧・復興工事に伴う発掘調査は、さまざまな軽減措置により、件数自体を減ずることが可能となったが、開発申請や建築確認など各種開発協議の審査や文化財保護法第 57 条の 2 に基づく発掘届は、1995 年 6 月 1 日以降、平常の事務手続きの流れに戻した関係から、ウナゴのぼりに上昇し、母数そのものが急増したため、実際には確認調査も発掘調査も増加の一途をたどった。そのこと自体、市内の震災復興の早期進捗を最も鋭敏に反映しているが、それを速やかなものとするには、発掘調査を実施する財源と人的支援が不可欠な課題となる。

発掘調査費に関しては、従前、個人住宅対応として用意されてきた国庫補助金の対象枠が中・小企業法による中・小企業を包括することになったため、共同住宅建設に伴うものなど、原因者負担による調査は激減した。したがって、多くの発掘調査と確認調査すべてが国庫補助金に頼ることになったため、芦屋市では平成6年度まで年間600万円 で計上していた国庫補助金による埋蔵文化財発掘調査費を、平成7年度には6,600万円（震災関連6,000万円、通常600万円）、平成8年度には1億8,600万円に増額しており、9月補正で2億3,000万円、12月補正ではなんと2億6,500万円の高額に達している。

震災の街自体の再生気運の動きと見合う、復旧・復興事業および関連事業に対する大幅な財政的措置が図られたといえ、一方では、これを推進しうる人的支援が欠くことのできない要件となった。埋蔵文化財発掘調査の支援依頼は、全国知事会会長から各都道府県知事宛に行われ、自治省と文化庁も各自治体との調整を諮って、地元兵庫県に各府県・政令指定都市から専門職員が派遣された。平成7年4月、県内の遺跡調査を掌る兵庫県教育委員会埋蔵文化財調査事務所に「復興調査班」が設置され、特別に専門職員が配備されるとともに、全国からの支援職員を受け入れ、被災市町との調整を計りながら、研修・現場配属などセンター的機能を果たしている。

全国からの支援職員は、平成7年6月1日に25名が着任、同年10月1日からはさらに10名の援助を受けている。中には自ら3年間の支援を希望した人もおられ、本務先での多忙な仕事を残して、兵庫県の被災地もしくは復興関連事業で献身的な業務についている。芦屋市では、平成7年度に8府県8名の支援職員が復興調査を担当し、その氏名は例言に掲げたとおりである（ii ページ）。

このように、復興調査は人的支援・財源確保と文化庁の基本方針に示された適用期間が三位一体となって推進されており、どれ一つ崩れても小さな自治体の埋蔵文化財保護行政では、自滅の状態になると覚悟の上でスタートを切ることになった。

こうして、震災復興調査は、期間の短縮と調査手順の簡略化を大前提に進められることとなった。今日このように遺跡の種類が増え、新しい時代まで対象とするようになった日本の埋蔵文化財保護行政下、被災者の立場に立った条件付きの発掘調査は、実に厳しいものがある。具体的には、試掘調査成果を拠所とした全面調査範囲の設定、精査遺構面の選択、包含層掘削手法の決定など、市教育委員会と兵庫県の復興調査班、直接現場を担当する支援職員との間で、常々現地協議がもたれ、現地立会を綿密に行ってから、発掘調査に着手することとした。

芦屋市教育委員会は、平成6年4月に、これまでの社会教育文化課を機構改革し、社会教育部に文化財課を新設したが、課長1名、係長1名、庶務担当職員1名、嘱託1名の陣容にすぎず、平成8年4月1日、発掘調査の担当能力を有する係員1名をようやく採用した。発掘調査については、係長・係員・嘱託を問わず、埋蔵文化財実務者3名全員が可能な限り現場に出ることとし、復興調査の空気を全員が吸い、実施上の問題点の早期解消や兵庫県の復興調査班の後方支援を現場サイドで行えるよう工夫した。全国各地から来られた支援職員や県職員とも意識的な同化を図り、復興調査への一体感・連帯感を共有するのが大きな目的であったが、現在も不十分な環境下、試行錯誤を繰り返しながら、この体制を維持しつつある。（森岡）

第5節 支援調査の形態と支援依頼

阪神・淡路大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財の発掘調査は、兵庫県下において実に多様な形態で行われている。平成7年度、芦屋市が対象としたものについてみれば、原因者が大企業であるため、直接執行す

る形をとったものは皆無で、すべて国庫補助事業として公費負担で実施し、5件分の発掘調査(全面調査)について、兵庫県に支援を求めた。

支援体制は平成7年10月1日より強化され、10名が新たに補充され、専門職員の平成7年度下半期の支援数は35名となった。兵庫県は次年度に向けてさらに15名の増員を文化庁に依頼し、平成8年度には支援数50名の大所帯となった。そして、復興調査班の支援職員を2名1パーティで各現場に配属する方針で支援形態を整え、地元市町のエducational長と結ぶ協定書をもって支援の拠所とした。

支援協定書については、教社文第2003号(平成7年7月1日付)にて兵庫県教育長から芦屋市教育長宛、締結に関する文書通知があり、下記に掲げる支援協定を同年7月1日に締結した。

阪神・淡路大震災に係る埋蔵文化財発掘調査の支援に関する協定書

兵庫県教育委員会(以下「甲」という。)と芦屋市教育委員会(以下「乙」という。)とは、阪神・淡路大震災に係る復旧・復興事業に伴う発掘調査事業の円滑な実施を図るため、甲が乙に対して行う「支援」の取扱いについて、次のとおり協定を締結する。

(支援の対象)

第1条 甲は、次の各号の場合において、乙に対して支援を行うものとする。

- (1) 市町が補助事業者となる国庫補助事業の発掘調査において、乙の対応が困難なとき。
- (2) 市町が行う公共事業若しくは法人が調査に要する経費を負担する事業(以下「事業」という。)に係る発掘調査において、乙の対応が困難なとき。

(支援の期間)

第2条 甲が乙に対して行う支援は、平成7年7月1日から平成10年3月31日までの間とする。

ただし、必要ある時は、甲乙協議の上その期間を延長することができる。

(支援の方法)

第3条 甲が、乙に対して行う支援の方法及び取扱いは次のとおりとする。

- (1) 第1条第1号の支援による発掘調査

甲は、現地における発掘調査員を乙に派遣するものとする。

- (2) 第1条第2号の支援による発掘調査

甲乙協議のうえ調査主体を決定し、次のとおり取り扱うものとする。

ア 甲が調査主体となる場合は、公共事業を行う市町若しくは事業を行う法人と直接委託契約を締結し発掘調査を行う。

なお、発掘調査の実施方法等については、甲、乙及び公共事業を行う市町若しくは事業を行う法人と協議のうえ定める。

イ 乙が調査主体となる場合は、甲は、現地における発掘調査員を乙に派遣する。

- (3) 第1号および第2号の支援を円滑に行うため、甲と乙は次のことを遵守するものとする。

ア 乙は、第1号および第2号イの支援を求めるにあたっては、別紙様式1により、甲に発掘調査員の派遣を依頼しなければならない。

イ 乙は、第2号アの支援を求めるにあたっては、別紙様式2により、甲に委託契約の締結を依頼

しなければならない。

ウ 乙は、甲が行う第2号アの支援に基づく発掘調査には、必要に応じて立ち会わなければならない。

エ 甲は、第2号アの支援を行った発掘調査が終了した場合には、速やかにその結果を乙に報告しなければならない。

(経費の負担)

第4条 前条第1号及び第2号イの支援に基づく発掘調査に要する経費は、乙が負担しなければならない。

なお、甲が派遣する発掘調査員の旅費は、甲乙協議のうえ決定した基準により乙が負担しなければならない。

2 前条第2号アの支援に基づく発掘調査に要する経費は、公共事業を行う市町若しくは事業を行う法人が甲と締結した委託契約により負担しなければならない。

なお、その経費は、甲の定めた「阪神・淡路大震災に係る埋蔵文化財調査受託基準」により積算するものとする。

(文化財保護法に規定する手続き)

第5条 文化財保護法に規定する諸手続きについては、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 第3条第1号および第2号イの事業に係わるものについては、乙が行う。

(2) 第3条第2号アの事業に係るものについては、甲が行う。

(出土品の取扱い)

第6条 出土品整理作業については、その都度、別途甲乙協議のうえ定めるものとする。

(その他)

第7条 この協定書に定める事項について疑義が生じたとき又はこの協定書に定めるもののほか支援に関して必要な事項があるときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成7年7月1日

甲 兵庫県教育委員会
教育長 芦田 弘逸

乙 芦屋市教育委員会
教育長 三浦 清

旅費については、県が派遣する支援職員の旅費は、協定書第4条第1項後段および芦屋市職員等の旅費に関する条例第3条第4項に基づき芦屋市が負担し、その支給については、協定書第4条第1項後段および芦屋市職員等の旅費に関する条例第14条に基づき、県の旅費規程により算出した額を芦屋市が負担することとなった。

以上、第1章においては、平成7年1月17日から始まった大災害下で右往左往しつつ初めて取り組んだ震災復興を目的とした埋蔵文化財保護行政の変則的かつ敏速な動向を私のつたないながら集積された数多くのメ

もと公文書綴に頼りながら書き記してきた。この記録は兵庫県や芦屋市にとっておそらく何年が経過しようと、行動の原点として役立つに違いない。

(森岡)



第2章 震災復旧・復興事業に伴う国庫補助事業

第1節 国庫補助事業埋蔵文化財発掘調査の震災前と震災後

芦屋市は、埋蔵文化財調査に係る国庫補助事業を昭和54年度から実施しており、途中、事業を中断した年度もあったが、昭和62年度からはほぼ毎年度、遺跡範囲確認を目的とした国庫補助事業を継続している。阪神・淡路大震災の前年度（平成6年度）までは、年間事業予算600万円を計上し、国負担率2分の1、県負担率4分の1、市負担率4分の1、市負担額150万円の発掘調査事業を行ってきた。これは、専ら個人専用住宅新築、改築に伴う事前調査の対応であり、年間2～6件程度の発掘調査を実施してきた。

震災復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査は、文化庁次長通知による「基本方針」（第1章第3節）に基づき、中・小企業並びに個人住宅が全額国庫補助事業の対象となったため、莫大な調査経費が見込まれた。国はこの非常事態に対処して、当該事業3ヶ年分に約36億円の予算を急速計上したが、その第1年目に当たる平成7年度については、平成7年3月30日付照会文書による事業計画書の提出に基づき、文化庁と大蔵省との具体的折衝が行われた。

対象事業名は、「阪神・淡路大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財調査」で、その対象は、個人・中小企業社・大企業社などの民間および国・県・市町などの公共の別を問わない全確認調査、開発事業者が個人・中小企業社の民間に限られる全面調査とし、平成7年度分については、同年4月10日までに事業計画書を作成し、回答した。（森岡）

第2節 国庫補助金の交付申請と交付決定

平成7年度国宝重要文化財等保存整備費補助金交付申請書の提出は、平成7年5月30日付委保第7号による文化庁次長通知、平成7年5月31日付教社文第550号による兵庫県教育長通知を受け、芦屋市長北村春江より文化庁長官宛、芦教社文第33号により平成7年6月6日付で行い、補助事業の着手は平成7年5月30日、完了は平成8年3月31日である。同申請についての補助金交付決定通知については、教社文第1227号により平成7年7月24日、兵庫県教育長から芦屋市にあった。

補助金の交付の申請に係る事業及び補助事業に係る文化財の名称は、「阪神・淡路大震災復旧・復興事業に伴う市内遺跡発掘調査」で、補助事業の目的及び内容は「阪神・淡路大震災により被災し、向後復興する零細な住宅建設事業などに伴う埋蔵文化財発掘調査」である。補助事業の経費配分は、共済費・賃金・報償費・旅費・需用費・役務費・委託料・使用料及び賃借料などの主たる事業費の小計が59,393,500円、旅費・需用費・役務費などのその他の事業費の小計が606,500円、補助対象経費は60,000,000円、交付を受けようとする補助金の額はその50%で、30,000,000円である。

対象遺跡の名称は、「阪神・淡路大震災に伴う市内遺跡発掘調査」で、その具体的内容として、芦屋廃寺を核となす芦屋川西岸部の複合遺跡群（月若遺跡・寺田遺跡・芦屋廃寺遺跡・三條九ノ坪遺跡など）、東岸山麓部の古墳群（八十塚古墳群など）、津知遺跡・六条遺跡など市街地南西部の遺跡群、打出小槌遺跡・打出岸造り遺跡・金津山古墳・小松原遺跡など市街地東部の遺跡群で、所属時代・時期は、旧石器時代後期から江戸時代後期におよ

ぶ。遺跡種類は寺院跡・集落跡・古墳・水田跡・祭祀跡・生産跡などで、対象遺跡全体の面積は 1,294,540㎡、これらの遺跡内における当面の開発面積は約 10,000㎡が見込まれ、当該年度には約 3,000㎡を見積り、発掘調査の実施予定面積とした。

現在の状況については、被災地区で建物復興が行われる区域は、市内家屋の 30～40%にもおよび、現在、建物の解体・撤去が進んでいる。住宅の個別復興の多くは木造の専用住宅が多いが、平常時に比べ、鉄筋工法を採るもの、共同住宅建設や建替の問合せ、事前協議も増えつつある。被災住居の大半は早期の個別復興を切望しており、発掘調査費の公費負担と調査期間の短縮に配慮しつつ、調査計画を組みつつある状況となっている。

また、補助事業の内容については、阪神・淡路大震災にかかる個別復興住宅建設（鉄筋専用住宅・共同住宅など）予定地の確認調査・事前発掘調査を市教育委員会が主体となって実施し、遺跡の規模・構造・範囲と性格・残存度を調べることで、調査実施に当たっては、兵庫県教育委員会埋蔵文化財調査事務所の震災復興調査班の支援を受け、全国支援に基づく発掘調査担当者を派遣してもらう。工事事務に関しては、文化財保護法・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律および、同法施行令、芦屋市会計規則、その他関係法規を参照して事務を運営する。予算差引簿等の帳簿および経理方法は、芦屋市会計規則によるが、発掘調査現場には調査日誌・調査補助員出勤簿などを備え付け、正確に記入する。調査記録の作成については、発掘調書・細部実測図及び写真撮影を行い、次年度にその正式報告書を発刊する。

工事仕様については、発掘調査主体は芦屋市教育委員会とし、発掘担当者には、兵庫県教育委員会埋蔵文化財担当職員（復興調査班）および芦屋市教育委員会文化財担当職員（専門職・学芸員）が当たることとした。

なお、平成 8 年 1 月 16 日付、芦教社文第 467 号により、兵庫県費に関する補助金交付申請書を提出した。

（森岡）

第3章 平成7年度国庫補助事業の発掘調査計画と経過

第1節 震災復興調査の開始

既に記したように、文化庁による当面の取扱いの通知（平成7年2月23日付、庁保記第144号、文化庁次長通知）にしたがい、工事の多くは、文化財保護法第57条の2第1項の適用を受けないいわゆる「無届出」発掘の措置が講じられた。それは基本方針の適用になった平成7年6月1日段階には一旦解消され、以降は実質的に震災復興調査が開始された。（森岡）

第2節 平成7年度の国庫補助事業による発掘調査概観

平成7年度、芦屋市教育委員会が実施した阪神・淡路大震災に係る発掘調査の実施状況は、第1～3表のとおりである。試掘行為を伴う確認調査、並びに全面調査（本調査）を実施した地点は、56現場を数える。その他、本表には明示されていないが、工事立会をおびた数行っている。

発掘調査対象となった遺跡と調査地点数をあげると、芦屋廃寺遺跡（10地点分）・寺田遺跡（11地点分）・月若遺跡（5地点分）・金津山古墳（1地点分）・打出岸造り遺跡（3地点分）・小松原遺跡（1地点分）・八十塚古墳群（3地点分）・久保遺跡（2地点分）・打出小樋遺跡（3地点分）・山芦屋遺跡（3地点分）・芦屋神社境内古墳（1地点分）・呉川遺跡（1地点分）・津知遺跡（2地点分）・堂ノ上遺跡（1地点分）となり、芦屋廃寺遺跡・寺田遺跡・月若遺跡など芦屋川右岸域に属する3遺跡に集中する傾向がみられた。

調査種別では、確認調査47件、全面調査9件を数え、年間の事業地面積は29,511㎡、発掘調査面積は3,950㎡を測る。調査動機は、すべて震災復興に係る開発行為で、共同住宅16件28%、個人住宅38件66%、寺院再建1件1%の割合である。民間と公共の別では、消防防火水槽新設・高等学校再建・県営住宅再建などの3件の公共事業が動機となったが（5%）、その他はすべて民間の復旧を目的とする開発事業である。（森岡）

第3節 確認調査の実施と本調査に至る経過

確認調査については、発掘届の書類審査が再開された平成7年6月1日に先立ち、一部4月段階より実施した。寺田遺跡第41地点がそれで、4月11日から13日の3日間行った。確認調査の発掘担当者は第1～3表に一覧したとおりであるが、平成7年度は教育委員会社会教育部文化財課の森岡秀人係長と木南アツ子嘱託が主担し、夏頃までは一部、芦屋市文化振興財団の和田秀寿学芸員が担当して協力を受けた。

確認調査の実施期間・調査面積・開発種別・調査後の取扱いについても第1～3表に委ねる。確認調査終了後の取扱いについては、A.全面調査必要、B.工事立会必要、C.慎重工事実施、D.記録保存の種別があるが、本調査に至ったAは17件を数え、このうち本市教育委員会専門職員が直接担当しなかった6件についての概要報告を本書に収載した。その他の本調査と主要な確認調査は、文化財課の担当専門職員・嘱託が直接実施しており、本市文化財調査報告書第27集〔森岡・木南編1996〕で既に報告済みである。参照願いたい。ここでは、その6件の発掘調査について、調査に至った経緯・経過について簡単にふれておく。

兵庫県芦屋市西山町120番地、121番地に所在する芦屋廃寺遺跡（W地点）は、当震災により個人住宅2軒分が全壊と半壊の判定を受け、居宅の建替が必至となった。

敷地の西半を占める宇野邸（敷地面積525.31㎡）は、西端部が南北方向に貫通する都市計画道路拡幅の対象範囲となり、また、東半部の田中邸（905.31㎡）では、建物の解体を行い、住宅の再建計画が前進した。両敷地の地権者は併せて5名であるが（宇野巖・宇野郁子・田中宗迪・瀧智子・田中利則）、全員が等価交換により、鉄筋コンクリート5階建ての集合住宅を新築することで合意をみ、当該地が周知の埋蔵文化財である芦屋廃寺遺跡の範囲内に所在することを照会によって知り、平成7年5月30日に文化財保護法第57条の2第1項による「発掘届出書」を本市教育委員会文化財課に提出した。

文化財課では、これを受け、遺跡範囲確認を目的とした確認調査を実施することとし、平成7年6月5日・6日の両日行った。担当は森岡秀人・木南アツ子である。

確認調査は、試掘坑3ヶ所を東側田中邸敷地南側の前庭（2ヶ所）、西側宇野邸敷地南側の前庭（1ヶ所）に探入し、それぞれ東トレンチ、中央トレンチ、西トレンチと呼称した。その結果、3ヶ所の試掘坑すべてから包含層が認められ、東トレンチでは特に流路に伴う濃密な包含層が複数検出されるとともに、完形に近い土器類の出土も認められた。

遺物包含層までの深度は、現地表面から計測して、東トレンチで74cm、中央トレンチで108cm、西トレンチでは72cmを測る。自然流路の一部にかかっていると判断された東トレンチでは包含層も最低3枚の遺存が確かめられ、その厚さも70cmを超える。調査面積に比し、対象地東半部分における遺物量は多く、試掘対象としなかった北半域ではかなりの遺構の存在が見込まれたため、当該地における取扱い、包含層の損壊が大きく加わる建築部分を全面調査にすることにした〔森岡・木南編1996〕。

兵庫県芦屋市西山町117番地1・2に所在する芦屋廃寺遺跡（第29地点）は、当震災により家屋が全壊し、駐車場として供用している敷地の西半域を含めて、鉄骨造2階建ての共同住宅の新築が計画され、住宅の再建への目途がついた。

当該地（敷地面積514.39㎡）は、周知の埋蔵文化財包蔵地である芦屋廃寺遺跡の範囲内にあり、同遺跡中心部と推定される第1～3次調査地点のすぐ東隣に位置する関係から、平成7年7月1日付、地権者井床利之氏より文化財保護法第57条の2第1項に基づく「発掘届出書」が本市教育委員会文化財課に提出された。

本市教育委員会文化財課では、日程調整を経て平成7年8月3日、予定建築物の基礎と遺物包含層、遺構との関係を現地に則して調べる目的で、森岡秀人・木南アツ子を担当者とする確認調査を実施した。

調査は、事業地の西半分が駐車場として使われており、平成7年8月末日まで供用しているため、東半分を対象に試掘坑を設定し、建築物が予定される南側半分の土地に探入した。試掘坑は第1トレンチが南北1m、東西5.5mの長方形、第2トレンチが1m×1mの正方形である。

確認調査の結果、現地表下20数cmで遺物包含層に達し、その中心が第3・4層になること、第5層は無遺物層になることが判明するとともに、弥生時代以前の扇状地性堆積物になることが判った〔森岡・木南編1996〕。

現地立会の結果、建築物による損壊は、基礎底が置き基礎のようになるため、避けられる公算が高かったが、芦屋廃寺遺跡の中心部に近接する関係もあって、事業地全体を調査なしにすることもできなかったため、本地点については、第2次確認調査を基礎に影響が出ぬよう、敷地の北側で実施することで地権者・設計者との合意をみ、実施に至ったものである。

兵庫県芦屋市月若町38番地14に所在する月若遺跡（第20地点）は、当震災により、家屋が全壊し、居宅の再建が

急がれることになった。そのため、当該地264.7㎡に鉄筋コンクリート造及び木造3階建ての個人住宅が新築される計画が進み、埋蔵文化財包蔵地の有無に関する照会を受けた。

当該地は、周知の埋蔵文化財包蔵地のほぼ中心地に位置する関係から、平成8年2月1日、地権者井石聡氏より、文化財保護法第57条の2に基づく「発掘届出書」が提出され、基礎埋め込みのための掘削深度が現地表下100cmもあるため、遺構並びに遺物包含層の損壊は不可避と判断された。

市教育委員会では、その取扱いについて地権者と協議するため、平成8年1月29日・30日、森岡秀人・木南アツ子両名を担当者として確認調査を実施した。試掘トレンチは、設計・施工担当者立会の下、計画地北側に1ヶ所、南側に1ヶ所探り入れ、その大きさは、第1トレンチが2.0m×3.4m、第2トレンチが2.0m×3.6mを測る。

その結果、第1トレンチでは、月若遺跡では以前から問題視している大溝の変曲部を検出することができ、出土遺物の内容も下層では畿内第Ⅴ様式～庄内式併行期の土器がほぼ単純に出土し、これまで把握されている1・13・30の各地点の大溝出土土器の傾向と符合することも判明した。また、第2トレンチでは遺構面2面と包含層の態様が把握され、古墳時代から近世にかけての遺物も見いだされている。建築部分について、遺構・遺物包含層の損壊を回避することは不可能と判断され〔森岡・木南編1996〕、全面調査に至ったものである。

兵庫県芦屋市西芦屋町1番地3および1番地6に所在する月若遺跡（第28地点）は、当震災により敷地の東半に建っていた家屋が倒壊し、居宅の新築が急がれた。そのため、現況駐車場として供用していた敷地西半をも含めて鉄筋コンクリート造1階建ての集合住宅が計画された。当該地（302.8㎡）が周知の埋蔵文化財包蔵地である月若遺跡の遺構密集地に所在することから、平成7年9月12日、地権者五味博喜氏より芦屋市教育委員会に、文化財保護法第57条の2に基づく「発掘届出書」が提出された。

当該計画の書類審査では、基礎埋め込みおよび地盤改良のための掘削深度が現地表下2mを測り、本市教育委員会は、遺構並びに遺物包含層の損壊は不可避と判断し、本年度震災復興に伴う国庫補助事業の事業対象とし、とりあえず基礎資料入手を目的とした確認調査を実施した。

確認調査は、駐車場供用の西半部（115.8㎡）を除外し、東半部（187㎡）を対象とし、試掘坑2本を設定した。試掘坑の規模は、第1トレンチが幅1.0m、長さ2.6m、第2トレンチが幅1.5m、長さ2.0mである。掘削はすべて重機を使用し、第1トレンチが現表土下約2.3mの深度に、第2トレンチは、第4層以下第8層までを北壁沿いに限り人力掘削した。調査期間は平成7年11月8日から11月9日の2日間である。

確認調査の結果については、既に報告したが〔森岡・木南編1996〕、4枚の遺物包含層を確認をみ、有機質味の強い第7・8層には濃密な遺物が含まれていた。とくに第8層には第7層中に包含されていた瓦器や瓦質土器の類が全く認められず、古代以前に形成をみた可能性が推定でき、第5～7層には古墳時代から中世にかけての時期幅がみられるものであった。第8層下面には遺構もあり、遺物内容からみて古墳時代前期に遡る公算が強い。

以上の結果、現地表下75cmの深部に総厚70cmを測る数枚の良好な包含層を確認し、そのつながりは第1トレンチから第2トレンチに至るまでに第6・7・8層が下降傾向を示し、旧地形全体が西に向かって下ることも予測できた。計画建物による約190㎡は、遺構並びに遺物包含層に損壊が見込まれるため、今回本調査の実施に至ったものである。

兵庫県芦屋市親王塚町65番地に所在する久保遺跡（第15地点）では、当震災により建っていた個人住宅が倒壊し、住宅の再建が急がれた。当該地（759.6㎡）において新築計画が進んだ建物は、鉄筋コンクリート造4階建て集合住宅で、既存建物と規模・構造を著しく異にする建築物となったため、周知されている久保遺跡の遺構や遺

物包含層に影響が出ることが予測された。

当地点は遺跡発見の端緒をなした第1地点に近接しており、遺構の存在も見込まれたため、行政指導を行い、平成7年10月13日付（芦教社文第341号）にて、地権者細谷太一氏より文化財保護法第57条の2に関する届出が提出されたため、平成7年12月4日・5日、森岡秀人・木南アツ子を担当者として確認調査を実施した。

試掘のため設けたトレンチは2ヶ所で、第1トレンチは1.2m×2.7m、第2トレンチは1.2m×2.0mの規模を測る。その結果現地地表下40～50cmの深さの所に層厚10～25cmを測る遺物包含層1層が確認され、ベース面には遺構が遺存することも判明した。

遺構の規模・性格・広がりに関しては、不明な点が多いが、中世の水田跡以外に建物や池などの遺構が散在する可能性も強く、建築予定面積を勘案して、約400㎡の損壊部分に対する全面調査が必要と判断され〔森岡・木南編1996〕、今回の本調査に至ったものである。（森岡）

第4節 発掘成果の公表と現地説明会・地元説明会の開催

過密化が予想される震災復興調査は、調査自体の迅速化と省力化が最大の課題であり、その内容・結果の広報活動については、当面抑制せざるを得なかった。しかし、震災後の事前調査の円滑化を図り、事業自体の市民への理解を深めるためには、発掘成果の公表と啓発は不可欠である。平常時はその手段として「現地説明会」を開催し、芦屋市も啓蒙・普及に努めてきたが、震災復興調査元年となった平成7年度もその方向性だけは踏襲し、2ヶ所の発掘調査現場において、やや変則化した「地元説明会」を開き、理解と協力のあった周辺住民への発掘内容の速報と還元を図った。遺物の展示や資料の配付（枚数など簡素化）なども従来通り行った。

平成7年11月11日（土）午前10～12時に開催された打出岸造り遺跡第9地点の現地説明会には、回覧板などを通して当日48名の市民・研究者が参集し、発掘担当者としてコンビを組んだ群馬県の矢口裕之氏、滋賀県の北原治氏の判りやすい説明に耳を傾けた。説明の中で、地質学専攻で自然災害史に関心の深い矢口氏は、本遺跡にみられた水害や地震の痕跡について詳しくその変遷を説き、人間の営みと自然災害との歴史的な関わりについて、興味深く説明した上、震災復興調査に携わる調査員としての役割と意気込みを誠実に訴えた。また、北原氏は、芦屋で初めて確認された木製の編み道具の機能・用途を図解を混えて懇切に説明し、古代の生活道具の一端にふれた。過去の紡織生活史を発掘結果に則して地域住民がいち早く知ることも、明日へ向って生きる原動力になったと考えられる。

平成8年2月17日（土）午前10～12時に開催された芦屋庵寺遺跡W地点の現地説明会は、阪神間では珍しく積雪10数cmをみた降雪の日であったにもかかわらず、地権者・地元住民・研究者など約30名の参加者があり、担当者である長屋幸二氏と佐藤康二氏の説明に聞き入った。一面銀世界、冷氣の中での説明会であったが、兵庫県埋蔵文化財調査事務所の青木正之所長や山本三郎班長も出席され、コンテナハウス内での遺物の展示にも地域住民の関心の眼は注がれた。これら地元説明会の開催について、日刊紙など報道関係者への案内をかなり抑制せざるを得なかったことは、担当者として残念であった。（森岡）

第1表 平成7年度 阪神・淡路大震災に係る発掘調査実施状況(1)

No.	遺跡名	所在地	調査担当者	調査時期	面積(㎡)		用途種別	費用負担	調査後の取扱い
					調査	敷地			
1	芦屋陵寺遺跡 W地点	芦屋市西山町120・121番地	森岡・木南	1995年6月5日～95年6月16日	7	1,127	共同住宅(民間)	補助金	全面調査必要
2	芦屋陵寺遺跡 X地点	芦屋市三条町177番地	和田	95年6月21日	2	51	個人住宅(民間)	補助金	慎重工事
3	芦屋陵寺遺跡 Y地点	芦屋市三条町181番地	和田	95年7月7日	2	95	個人住宅(民間)	補助金	慎重工事
4	芦屋陵寺遺跡 27地点	芦屋市三条南町5番地1・5・4	和田	95年7月12日	1	225	個人住宅(民間)	補助金	慎重工事
5	芦屋陵寺遺跡 28地点	芦屋市西山町138番地	和田	95年7月10日	2	325	個人住宅(民間)	補助金	慎重工事
6	芦屋陵寺遺跡 29地点	芦屋市西山町177番地1・2	森岡・木南	95年8月3日	5	514	個人住宅(民間)	補助金	全面調査必要
7	芦屋陵寺遺跡 29地点	芦屋市西山町177番地1・2	長屋・岡本	95年10月5日～95年10月19日	60	514	共同住宅(民間)	補助金	記録保存
8	芦屋陵寺遺跡 32地点	芦屋市西山町125番地	和田	95年8月14日	4	412	個人住宅(民間)	補助金	慎重工事
9	芦屋陵寺遺跡 34地点	芦屋市西山町157番地	和田	95年8月18日	5	264	個人住宅(民間)	補助金	慎重工事
10	芦屋陵寺遺跡 36地点	芦屋市西山町135番地	和田	95年10月5日	3	298	個人住宅(民間)	補助金	慎重工事
11	芦屋陵寺遺跡 38地点	芦屋市三条町130・131番地	森岡・木南	96年1月16日～96年1月17日	8	767	寺院建設(民間)	補助金	慎重工事
12	芦屋陵寺遺跡 W地点	芦屋市西山町120・121番地	長屋・佐藤	95年12月4日～96年2月25日	650	1,127	共同住宅(民間)	補助金	記録保存
13	寺田遺跡 40地点	芦屋市西芦屋町28番地・4・48番地	森岡・木南	96年1月24日～96年1月25日	11	2,215	共同住宅(民間)	補助金	全面調査必要
14	寺田遺跡 41地点	芦屋市三条南町78番地	森岡・木南	95年4月11日～95年4月13日	4	363	個人住宅(民間)	補助金	慎重工事
15	寺田遺跡 46地点	芦屋市三条南町70番地	和田	95年6月28日	3	102	個人住宅(民間)	補助金	慎重工事
16	寺田遺跡 47地点	芦屋市三条南町63番地3	森岡・木南	95年8月7日	6	82	個人住宅(民間)	補助金	全面調査必要
17	寺田遺跡 51地点	芦屋市三条南町54番地3他	和田	95年9月12日	2	378	個人住宅(民間)	補助金	慎重工事
18	寺田遺跡 52地点	芦屋市三条南町61番地2	和田	95年9月26日	1	100	個人住宅(民間)	補助金	全面調査必要
19	寺田遺跡 55地点	芦屋市三条南町23番地3他	森岡・木南	95年11月28日～96年11月30日	16	1,500	共同住宅(民間)	補助金	全面調査必要
20	寺田遺跡 57地点	芦屋市三条南町63番地3	森岡・木南	95年12月11日～95年12月13日	11	78	個人住宅(民間)	補助金	全面調査必要

第2表 平成7年度 阪神・淡路大震災に係る発掘調査実施状況(2)

No.	遺跡名	所在地	調査担当者	調査範囲	調査期	面積(㎡) 調査敷地	開発種別	費用負担	調査後の取扱い
21	寺田遺跡 52地点	芦屋市三条南町61番地2	森岡・木南	全面	95年10月12日～95年10月16日	10	個人住宅(民間)	補助金	記録保存
22	寺田遺跡 55地点	芦屋市三条南町23番地2	神野・沖	全面	96年3月4日～96年7月19日	920	共同住宅(民間)	補助金	記録保存
23	寺田遺跡 57地点	芦屋市三条南町63番地3	森岡・木南	全面	96年9月27日～95年10月5日	14	個人住宅(民間)	補助金	記録保存
24	寺田遺跡 66地点	芦屋市三条南町70番地他	森岡・木南	確認	96年3月19日	6	共同住宅(民間)	補助金	慎重工事
25	月若遺跡 20地点	芦屋市月若町38番地14	森岡・木南	確認	96年1月29日～96年1月30日	14	個人住宅(民間)	補助金	全面調査必要
26	月若遺跡 20地点	芦屋市月若町38番地14	森・岡本	全面	96年2月19日～96年3月5日	140	個人住宅(民間)	補助金	記録保存
27	月若遺跡 25地点	芦屋市月若町6番地	森岡・木南	確認	95年7月31日	5	個人住宅(民間)	補助金	全面調査必要
28	月若遺跡 28地点	芦屋市西芦屋町1番地3・6	森岡・木南	確認	95年11月8日～95年11月9日	6	共同住宅(民間)	補助金	全面調査必要
29	月若遺跡 28地点	芦屋市西芦屋町1番地3・6	森・岡本	全面	95年1月11日～96年3月6日	190	共同住宅(民間)	補助金	記録保存
30	月若遺跡 30地点	芦屋市月若町38番地12	和田	確認	96年10月5日	1	個人住宅(民間)	補助金	全面調査必要
31	月若遺跡 33地点	芦屋市西山町81番地4・5	森岡・木南	確認	95年2月5日	3	個人住宅(民間)	補助金	全面調査必要
32	月若遺跡 33地点	芦屋市西山町81番地4・5	森岡・木南	全面	96年2月15日～96年2月19日	60	個人住宅(民間)	補助金	記録保存
33	月若遺跡 20地点	芦屋市月若町38番地14	森・岡本	全面	96年2月16日～96年3月5日	140	個人住宅(民間)	補助金	記録保存
34	月若遺跡 25地点	芦屋市月若町6番地	森岡・木南	全面	95年9月4日～95年9月18日	77	個人住宅(民間)	補助金	記録保存
35	月若遺跡 30地点	芦屋市月若町38番地12	森岡・木南	全面	95年10月25日～95年11月1日	11	個人住宅(民間)	補助金	記録保存
36	金津山古墳 9地点	芦屋市春日野町156番地1	和田	確認	95年8月21日	30	個人住宅(民間)	補助金	全面調査必要
37	金津山古墳 9地点	芦屋市春日野町156番地1	森岡・木南	全面	95年11月13日～95年11月27日	30	個人住宅(民間)	補助金	記録保存
38	打出岸遺跡 1地点	芦屋市大原町82番地	森岡・木南	確認	95年10月26日～95年11月16日	14	個人住宅(民間)	補助金	記録保存
39	打出岸遺跡 10地点	芦屋市大原町104番地	和田	確認	95年6月21日	42	個人住宅(民間)	補助金	全面調査必要
40	打出岸遺跡 9地点	芦屋市大原町104番地他	矢口・北原	全面	95年10月2日～95年12月8日	1,200	共同住宅(民間)	補助金	記録保存

第3表 平成7年度 阪神・淡路大震災に係る発掘調査実施状況(3)

No.	遺 跡 名	所 在 地	調査担当者	調査種別	調 査 期 間	面 積 (㎡)		開 発 種 別	費用負担	調査後の取扱い
						調査	敷地			
41	小松原遺跡 2地点	芦屋市春日町158-2	森岡・木南	確 認	1995年7月24日	7	225	個人住宅(民間)	補助金	慎重工事
42	八十塚古墳群	芦屋市六藝荘町137番地1他	和田	確 認	95年9月8日	25	827	個人住宅(民間)	補助金	慎重工事
43	八十塚古墳群・大坂城跡石場	芦屋市六藝荘町38番地他	和田	確 認	95年3月8日～95年5月10日	5	1,652	個人住宅(民間)	補助金	慎重工事
44	八十塚古墳群・大坂城跡石場	芦屋市六藝荘町3番地138	和田	確 認	95年7月24日	24	1,115	個人住宅(民間)	補助金	慎重工事
45	久保遺跡 15地点	芦屋市親王塚町65番地	森岡・木南	確 認	95年12月4日～95年12月5日	3	759	共同住宅(民間)	補助金	全面調査必要
46	久保遺跡 19地点	芦屋市親王塚町77番地1・7	和田	確 認	96年1月26日	8	145	個人住宅(民間)	補助金	慎重工事
47	打出小籠遺跡 11地点	芦屋市打出小籠町3番地3・5	和田	確 認	95年9月27日	8	406	個人住宅(民間)	補助金	慎重工事
48	打出小籠遺跡 17地点	芦屋市打出小籠町28番地4他	森岡	確 認	95年11月27日～95年12月14日	5	132	個人住宅(民間)	補助金	慎重工事
49	打出小籠遺跡 18地点	芦屋市打出小籠町58-8先	森岡・木南	確 認	96年1月22日～96年2月8日	16	16	下水道工事(芦屋市)	補助金	慎重工事
50	山芦屋遺跡 S8地点	芦屋市山芦屋町55番地3～5	森岡	確 認	95年11月9日	3	424	共同住宅(民間)	補助金	慎重工事
51	山芦屋遺跡 S8地点	芦屋市山芦屋町55番地3～5	森岡・木南	2次確認	95年12月18日～95年12月21日	42	424	共同住宅(民間)	補助金	記録保存
52	山芦屋遺跡 S9地点	芦屋市山芦屋町55番地7	森岡	確 認	95年11月9日	2	104	個人住宅(民間)	補助金	慎重工事
53	山芦屋遺跡 10地点	芦屋市山芦屋町55番地	森岡・木南	確 認	96年3月4日～96年3月5日	25	685	共同住宅(民間)	補助金	慎重工事
54	芦屋神社境内古墳	芦屋市山手町278番地・279番地	和田	確 認	1995年7月28日	4	2,700	消防防火水槽(公共)	補助金	慎重工事
55	吳川遺跡	芦屋市宮川町82番地	森岡・木南 瀬川田	確 認	95年8月24日～95年8月26日	16		兵庫県立芦屋高等学校 高等学校再建(公共)	補助金	慎重工事
56	津知遺跡 8地点	芦屋市津知町8番地	柏原	確 認	95年11月16日	10		共同住宅(公共)	補助金	全面調査必要
57	津知遺跡 11地点	芦屋市津知町29番地1	森岡・木南	確 認	96年3月13日～96年3月14日	6	432	個人住宅(民間)	補助金	慎重工事
58	堂ノ上遺跡 1地点	芦屋市春日町104番地	森岡・木南	確 認	96年3月25日～96年3月26日	25	556	共同住宅(民間)	補助金	全面調査必要
計	15遺跡 58地点	芦屋市内遺跡		各 種	1995年4月11日～96年3月26日	3,950	29,511	復興事業(民間・公共)	補助金	

第Ⅱ部 震災復興調査の概要報告



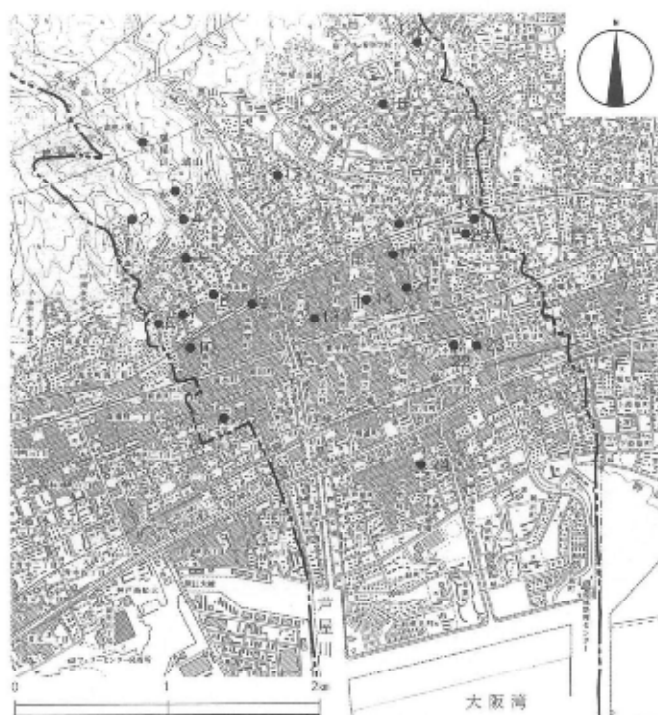
第 28 図 あの日あの時 震災時の芦屋の素顔（芦屋市公刊物から合成）

第1章 考古学的環境からみた芦屋地方

第1節 はじめに

本市の歩んできた歴史については、既に市史類に詳細な全般的記述があつて〔武藤・有坂・末中・村川 1971〕、その根拠づけとなる資料・史料も集大成して公にされている〔武藤・村川ほか 1976, 武藤・有坂・末中ほか 1976〕。しかし、昭和 50 年代以降から急増し始めた開発諸工事に伴う埋蔵文化財発掘調査の成果の蓄積は、中世以前の芦屋の歴史をより鮮明なものへと導いている。ここでは、平成 7・8 年度に実施された震災復興調査の成果実績も踏まえ、古い時代から順に近年の調査の成果を概観し、本書で報告される遺跡をとりまく考古学的環境や関係遺跡の動態について述べておきたい（第 29 図）。（森岡）

第2節 資料が増加しつつある旧石器・縄文時代



- | | | |
|------------|-------------|--------------|
| 1. 城山遺跡 | 2. 会下山遺跡 | 3. 山芦屋古墳 |
| 4. 山芦屋遺跡 | 5. 冠遺跡 | 6. 三条岡山遺跡 |
| 7. 三条九ノ平遺跡 | 8. 芦屋庵寺遺跡 | 9. 月右遺跡 |
| 10. 寺田遺跡 | 11. 津知遺跡 | 12. 芦屋神社境内古墳 |
| 13. 兼平遺跡 | 14. 大原遺跡 | 15. 八十塚古墳群 |
| 16. 朝日ヶ丘遺跡 | 17. 山之口遺跡 | 18. 打出岸造り遺跡 |
| 19. 翠ヶ丘古墳群 | 20. 阿保親王塚古墳 | 21. 久保遺跡 |
| 22. 打出小櫃古墳 | 23. 金津山古墳 | 24. 呉川遺跡 |

第 29 図 芦屋市内主要遺跡分布図 1 / 50000

先住者の活動の最も古い証しは、旧石器時代後期のナイフ形石器によって跡づけられる。戦前、岩ヶ平（現、岩国町）の採集品で知られていた国府型ナイフ形石器は、近年、発掘件数が増加しつつある打出小櫃遺跡の調査で発掘資料が新たに 2 点加わり（第 4・22 地点）、大阪湾に向かって最も南側に突出する翠ヶ丘丘陵では低位にあつても、旧石器の狩人たちの活動の一端がうかがわれる。該期の遺跡については、朝日ヶ丘遺跡の石器の再検討を通じて析出される可能性があり、芦屋川下流右岸域の津知遺跡でも第 4 地点で翼状剥片が検出されていることより〔芦屋市教委 1994〕、少なくとも国府型ナイフ形石器の製作を行った集団の存在が示唆される。

特徴的な製作技術である「瀬戸内技法」により作出される国府型ナイフ形石器は、AT 降下年代の選上もあり、今から 18,000～20,000 年前の後氷期に瀬戸内海地方を中心に盛行するが、当時の海面は現在より 140 m も低い位置にあつて〔前田 1980, 前田・久後 1980〕、大阪湾海底や瀬戸内海海底は陸地と化しているため、現地地形から考える程、遺跡自体が非常に低い場所に立地しているとはいえない。なお、潮間帯の岩礁や岩礫などに付着生息するマ

ガキの化石が淡路島の東浦町沖海底下の地層から採集されており、11,000 年前には、紀淡海峡から進入してきた海が、淡路島の東端近く現海面下 56.8 m にまで到達していたことを教える〔前田・久後 1980〕。

縄文文化期の遺跡は、阪神地方では早くに知られるところとなった朝日ヶ丘遺跡（前期前半単純）が著名であるが、その後、昭和 55 年に山芦屋遺跡が発見され、市内最古の土器である押型文土器が出土するなど注目を浴びた〔芦屋市教委 1980, 森岡 1982〕。この遺跡は、その後、発見の端緒となった S・N 地点の調査以降、住宅開発に伴う調査が続き、S2 地点でも多くの縄文土器が出土し〔山芦屋遺跡発掘調査団 1981〕、学術的調査体制を作って実施した関西大学による S4 地点の調査では、早期・前期に遡る遺構も見い出されている〔関西大学考古学研究室編 1983〕。昭和 60 年以降には、月若遺跡や寺田遺跡で縄文土器や石器が確認され始めたが、現在では芦屋廃寺・業平・若宮などの各遺跡で縄文文化期の遺物が続々と検出されている。業平遺跡（第 31 地点、前期初頭）や若宮遺跡（第 1・2・3 地点〔旧称、打出小槌遺跡第 23・24・25 地点〕、晩期前半と後半）、山芦屋遺跡（S8 地点、中期末～後期前半）などは震災復興調査によるもので、山芦屋遺跡では初めて竪穴住居跡を発掘するなど貴重な成果を得たといえよう〔森岡・木南編 1996〕。

業平遺跡（第 31 地点）では標高 13.1 ～ 13.4 m の低地で羽鳥下層Ⅱ式の土器散布面と石器製作跡をもつ文化層（Ⅷ層上面）が確認されており〔吉田・金森 1997a〕、「縄文土器は、全出土数約 130 点の 80% 以上の約 100 点が東区の南端の径 2m の範囲に集中して出土」した。また、その下部に位置する X b 層上面の一部に火山灰ガラスを含む灰白色土層が確認されており、鬼界アカホヤ火山灰の降下が推測されている〔吉田・金森 1997b〕。石器については、剥片・破片を多量に伴うブロックが 3ヶ所認められ、未製品・製品の破片は 32 点出土している。

業平遺跡では、従来、打製石鏃が多量にみられる第 13 地点が注目されており〔和田 1991b〕、サヌカイ製五角形鏃を顕著に組成するため、晩期段階の遺跡の存在を予測していたが、こうした低地部において前期に遡る縄文遺跡が遺構を伴って深部で確認された意義は大きい。

若宮遺跡では、第 1 地点で滋賀Ⅱ式段階、第 2 地点で滋賀Ⅳ式ないしは船橋式の晩期縄文土器片が微量確認された〔佐藤・小淵 1997, 上垣・福島・藤井 1998〕。第 3 地点に至っては、突帯文土器期の遺物散布面が広域に存在し、西方の第 4 地点（平成 10 年度調査予定）にも広がることは確実である。晩期段階の遺跡が沖積地の低い場所に占地していく傾向にあることは西日本全体で周知されているところであるが、若宮遺跡の場合も近傍に弥生集落と有機的関係を保った可能性の強い縄文晩期の集落が存在したことは想像に難くなく、市内において最も南に位置する点に留意しておきたい。晩期突帯文土器を出土する遺跡は、他に寺田遺跡があるが（第 1 地点）、第 95 地点の弥生中期前半の文化層からも 1 点が混在出土している。

なお、山芦屋遺跡（S8 地点）では、僅か 10 m² 未満の試掘によって 300 点を超える縄文土器片が検出され、中期末～後期初頭の竪穴住居からの出土であることが確かめられた〔森岡・木南編 1996〕。出土土器は中期から後期にかけての瀬戸内地域の土器編年の推移や地域性を考える上でも貴重な資料である。（森岡）

第3節 特徴的な集落を有する弥生時代

弥生時代についても、昭和 50 年代以降の発掘調査で多くの知見が加わっている。弥生中期後半～後期前半の高地性集落として有名な会下山遺跡〔村川・石野 1964, 村川・森岡 1976, 村川・石野・森岡 1985〕や城山遺跡〔村川 1959, 森岡・祭本 1985〕以外に竪穴住居跡が検証された遺跡として、山芦屋遺跡（S2 地点、中期末 1 棟）、若宮遺跡（旧称、打出小槌遺跡第 24 地点、前期後半～中期前半 3 棟）、業平遺跡（第 31 地点、中期中葉 3 棟）

があり、寺田遺跡(第16・20・27地点、前期の土坑・墓)・業平遺跡(第26地点、前期の土坑・墓)・月若遺跡(第12地点、中期後半の土坑)・寺田遺跡(第55地点、中期前半の配石)など遺構が検出され始めた遺跡も存在する。業平遺跡(第25地点、前期)・打出小槌遺跡(第22地点、中期後半・後期末)・打出岸造り遺跡(第9地点、中期中葉)・小松原遺跡(第1地点、後期末の大溝)・芦屋廃寺遺跡(第45地点、中期後半)や寺田遺跡(第95地点、前期・中期前半・中期後半など)・金津山古墳(第2・9地点、前期後半)・久保遺跡(第31地点、後期)の各所では、土器や石器も見出されており、近辺に集落跡の存在が予想される。

また、震災復興調査の中でも、面的な確認調査が実施された西部第一地区土地区画整理事業用地では、兵庫県教育委員会の試掘により前田・清水の2遺跡が新たに確認されたが、清水遺跡では弥生前期の土器を伴う土坑状の落ち込み遺構が検出されており、前期の集落が清水町から津知町にかけて遺存することを示唆している。寺田遺跡の前期集落とは別集落になる公算が高い。

市内では、神戸市東灘区北青木遺跡や本山遺跡のような、最古相の弥生前期集落は未だ確認できていないが、海岸部に近い沖積地や扇状地の縁辺で弥生前期の集落がみつかっており、10年程前と比べると隔世の感がする。寺田・業平・若宮・金津山古墳周辺といくつかの水田稲作の定着を示す初期農耕集落が存在するようであるが、中でも若宮遺跡は阪神電鉄以南に立地しており、海浜砂堆地形の中で新出した遺跡として特筆すべき内容を備えている〔兵庫県教育委員会埋文調査事務所1997b〕。石包丁・石斧などの大陸系磨製石器を保有し、土器の中にはかなり比率高く中河内産生駒西麓地域の搬入品がみられ、本市域のパイオニアとしての農耕民が最初期段階から河内地域との交流を盛んに行っていたことがうかがわれるのである。(森岡)

第4節 古墳時代をめぐる二、三の問題

古墳時代に入ると、芦屋川の右岸扇状地一帯に大集落が遺存したようで、寺田・月若・芦屋廃寺・三条九ノ坪・冠の5遺跡からは前期初頭を前後する大量の土器と住居跡や掘立柱建物をはじめ、旧河道・溝・土坑・ピットなどの遺構が稠密な分布を示している。ごく最近の調査でも、共同住宅建設に伴って大規模な発掘が行われた寺田遺跡の40・55・95地点、月若遺跡の28地点(本書報告)、芦屋廃寺遺跡のW地点(本書報告)、三条九ノ坪遺跡の15・16地点で資料が充実するところとなった。3世紀に属する該期の集落は、打出小槌遺跡や打出岸造り遺跡・若宮遺跡など市域東部の翠ヶ丘丘陵周辺にも存在したようで、昭和初期に既にその存在が認知されていた打出岸造り遺跡の第1・9地点では宮川水系を水源とする人工的な水路状の遺構も見い出されている〔矢口・北原1996a・b、森岡・木南編1996〕(本書報告)。

古墳時代中・後期の集落も増加しつつあり、5～7世紀の竪穴住居が月若遺跡・寺田遺跡・業平遺跡・芦屋廃寺遺跡・三条九ノ坪遺跡などで発掘されており、合算すると、40棟を超す数に達している。時期の推移を示す掘立柱建物も月若・寺田・業平・芦屋廃寺の各遺跡に存在し、7世紀段階には住まいの構造形式の大きな変化(竪穴建物→掘立柱建物)をうかがうことができる。

特徴的な古墳時代集落について概述すると、比較的海岸部に位置する業平遺跡に漁村的性格を担う集落が存在したようで、第26地点からは6世紀後半を前後する段階の竪穴住居2棟(SH29・58)がやや古い時期の土坑(SK17)を伴って検出され、うちSH29の住居内土坑から有孔棒状土錘9点がまとまって出土した。また、南北溝(SD07)からは釣鐘形の蛸壺2点が検出されており、全体として漁撈具の比重が高い〔東・小松1997〕。第27地点においては、第3区で大型の掘立柱が発掘されており、2・4区の他の柱穴群とともに古墳

時代後期の所産と考えられている〔鎌田・弘田 1997〕。検出面から古墳時代とみられる溝も随伴する（SD 01・02）。業平遺跡の古墳時代集落は、震災復興調査の短期間の累積の中で片鱗が見え始めてきたにすぎないが、竪穴住居や掘立柱建物で構成される居住区がやや場所を異にする可能性も示唆され、海浜に近い関係から、海の生産用具を目立って保有する海民的な性格を帯びた集落とみることもできよう。

芦屋川右岸、阪急沿線に立地する月若遺跡は、古墳時代中・後期に出土土器のウエイトを置く集落が広範に展開していたようで、有孔円板・白玉・勾玉形・斧形など滑石製模造品をもち、さらに製作集団をかかえていた手工業村の性格を併せもつ（第10・12・18・19地点など）〔浅岡ほか 1993, 森岡・木南編 1996〕。第10地点ではピット（SP 56）から勾玉1点が〔浅岡・姫路ほか 1993〕、第12地点では皿状の落ち込み（SK 01）から有孔円板未製品と白玉が出土しており、後者は水辺の祭祀が想定されている〔森岡・白谷編 1992〕。第18地点では全住居跡覆土の水洗選別作業を試みた結果、各種製品と原石が摘出をみ、SB 04のような工房的建物〔森岡編 1994〕も見い出されている。集落自体は阪急電鉄神戸線以北にも大きく広がっており、北限を示す位置で実施された第35・37地点でも古墳時代後期に比定される竪穴状遺構（S-30）が確認されている〔岡本・大道 1997〕。この他、第3・15・33地点でも竪穴住居の一部が発掘されており、その様相からみて、該期の集落は芦屋廃寺下層へと連続しているようである。集落構造については、不詳な点がまだまだ多い。

芦屋廃寺遺跡は、6世紀を中心とする土器類が以前から豊富に確認されていたが〔村川 1970, 森岡 1985a〕、掘立柱建物跡などこの時期の明確な遺構が見い出されたのは、B地点の調査からである〔芦屋廃寺発掘調査団・芦屋市教委 1987〕。

芦屋廃寺遺跡で特筆すべきは、北限付近で実施された第48地点の調査で、B-3区では数棟の竪穴住居が繰り返し重複して検出されており、D区でも44 m²ほどの狭小な発掘区に竪穴住居跡6棟、大型掘立柱建物1棟が重層状態でみついている。4世紀～6世紀後半頃までに集住の跡がうかがわれるとともに、「住居を造る際に岩が多くある場所を避けるために、ほぼ同一の場所を選んで建設している状況」が確かめられており〔今村・町田 1997〕、同じことが指摘された神戸市東灘区岡本北遺跡〔神戸市教委 1996〕の集落造成技術とも似通うところがある。扇状地形成に伴って流石群の多い六甲山地南麓地域における一つの特性といえようか。

なお、西限付近で行われた第49地点の発掘調査でも古墳時代後期の掘立柱建物が複数確認されており（SB 01・02）〔竹村 1997a〕、集落自体が北や西に大きく広がることが判明しつつある。

寺田遺跡も古墳時代の集落遺構が時期を問わず稠密な分布をみせており、最近行われた第40地点で前期初頭の掘立柱建物1棟（独立棟持柱付）、竪穴住居8棟、後期の掘立柱建物5棟、竪穴住居2棟が発掘されており〔芦屋市教委 1996b, 森岡・竹村 1997〕、より西部に位置する第55地点でも多数の竪穴住居・掘立柱建物が出土している〔神野・吉田 1997〕。

以上の古墳時代集落をのせる扇状地地形は、六甲山地前面に特有のものであり、いわゆる断崖下の流亡しやすいマサ土が原因となって形成されている。高度差が一気に解消されて緩勾配の低地にいたって河川の運ぶ多量の土砂が放棄をみたものと考えられ、それには経年による盛衰を伴う。つまり、寒冷期に岩石の凍結破砕が進行して土砂生産量を増大させ、山地近くで急勾配の扇状地を作り、雨の多い温暖期にはより下流側に流水により新しい緩勾配の扇状地が覆うように形成されるのである〔田中編 1988〕。古墳時代前期初頭を前後する段階には、後者の新規形成の扇状地面が著しく拡大されたことも想像されう。

翠ヶ丘丘陵上には、阿保親王塚古墳（前期）を筆頭に中期後半に築造された金津山古墳や中期末に築造をみた打出小槌古墳があり、首長系譜をある程度たどり得るグループと考えられる〔森岡 1987e, 95〕。阿保親王塚

からは三角縁神獸鏡や内行花文鏡など数面の銅鏡が出土しており、埋葬施設などその詳細が知られていないが、大阪湾北岸地域では重要な前期古墳の一つである〔村川 1976〕。金津山古墳は平成元年に全長 55 m の帆立貝形の前方後円墳であることが判明し〔森岡他 1989a・90, 森岡 1990〕、後円部についても内部構造を推測し得る調査データが得られている〔森岡・和田・後神編 1990b〕。打出小槌古墳は1辺 30 m 余の方墳と推定されている古墳で〔森岡・白谷編 1993, 森岡 1995〕、その周辺では各所で円筒埴輪片や形象埴輪片が出土するので、翠ヶ丘の丘陵先端部には大阪市長原古墳群や神戸市東住吉宮町遺跡群のような低墳丘埋没方墳群の存在が予測される。

古墳時代の生産関係遺跡は少ないが、津知遺跡（第4地点）において、後期の段階の小区画水田跡が市内初出例として発掘されている〔芦屋市教委 1994, 和田 1994〕。（森岡）

第5節 見直されつつある歴史時代

古代、芦屋市域は畿内構成国の一つである摂津国に属し、その西辺に位置する関係から、「西摂」地域の一角を占めることになる。さらに、摂津国管下 13 郡の一つ菟原郡に入り、同郡域は東限が夙川付近にあり、西限が旧生田川付近と考えられている。隣接地域は東に武庫郡、西に八部郡、北に有馬郡があり、「うはら」の語義は、海浜に臨む付近の地形からか、「海原（うなはら）」の略とする説や「大原（うはら）」とする説も存在する。菟原郡内には八郷があり、現市域には『和名類聚抄』に登場する賀美郷と葦原郷の2郷が比定できる。郡中最東端に所在する賀美郷の字義は都に最も近い意味から「上（かみ）」とされ、旧打出村、地形的には翠ヶ丘丘陵を中心とする地域と考えられる。この丘陵上には、調査がくり返し行われている久保遺跡や打出小槌遺跡が存在し、奈良・平安時代の遺物が確かに出土する。葦原郷は葦屋郷の誤記とされ、後世、村名並びに市名にもなっている。

葦屋郷については、その位置など不明な点が多いが、奈良～平安時代に属する遺跡の分布状態と広がりから推察すると、芦屋川右岸域を中心とする領域を想定するのが至当のようである。特にこの地域には、芦屋廃寺を要として寺田・三条九ノ坪など官衙的色彩の強い遺跡が稠密に存在している。寺田遺跡では第1地点において奈良時代～平安時代の建物1・2、奈良時代末～平安時代初頭の建物3、奈良時代末～平安時代の柵1・2などが検出されており、ほぼ共存する建物配置が明らかにされている〔南編 1985〕。建物1・2は倉庫と考えられており、柵列や建物3は倉庫群を区切る目隠し塀や建物とみられる。これらの建物群の周囲でも同方位の掘立柱建物の一部が見い出されており（寺田遺跡第52地点）〔森岡・木南編 1996〕、また、「大領」「少領」と判読可能な墨書土器など4点の多きが出土した寺田遺跡第90地点〔竹村 1997c〕がすぐ東側に控えるなど、この一角に官営的、公的な施設が群在している公算が高い。倉庫群は「郷倉」のような性格をもつものかもしれない。

該期の建物は、三条九ノ坪遺跡（第2地点）で確認されており（掘立柱建物SB-3）、10世紀を下限とする総柱の建物である〔森岡・和田・後神編 1990a〕。また、本書に収めた芦屋廃寺遺跡W地点でも近似する時期の掘立柱建物跡が発掘されている。これは、寺院と直接関連する付属施設の可能性がある。

奈良時代の遺跡では、新出したものもあり、西山町遺跡（第4地点）では工事立会によって確認が得られたにもかかわらず、枢要部を調査したところ遺構をかなり伴うことがはっきりした。芦屋廃寺と併存する集落ないしは施設が北東方、芦屋川寄りの地域まで広がっている公算も強まっている。

古代の交通に関しては、延喜式巻二八の「諸国駅伝馬」の項に「摂津国 草野・須磨各十三疋、葦屋十二疋」とみえ、芦屋の地に駅家が存在したことが知られる。交通の要衝地であり、兵庫県下では龍野市小犬丸遺跡（布

施駅家）や上郡町落地遺跡（磨呂駅家）の良好な発掘例があるものの、市域ではまだその兆候はみられない。ただし、有力な掘立柱建物群と和同開珎などが発掘された津知遺跡（第2地点）ではその可能性も報道されたことがある〔淡神文化財協会 1993a・b〕。

中世の遺跡に至っては低地部のほぼ全域で耕作痕跡を確認することができる。可耕地増大の面的飛躍が最大のファクターであるが、注意深い水田址の調査から鎌倉時代・南北朝時代・室町時代に比定できる犂溝や水路などが検出されている。その方向などの比較・検討により、時代別の田畑の利用状況が判り、将来、傾斜地における土地割の変遷などが把握できるかもしれない。その他、用水の面に関しては、井戸資料が蓄積されつつあり、小型石組のものが津知遺跡（第4地点）や堂ノ上遺跡（第1地点）で発掘されている〔鎌田・藤井 1997〕。前者は出土土器から鎌倉時代のものであることが判明している〔芦屋市教委 1994〕。また、素掘り構造の簡易な井戸も出土例がみられるが、金津山古墳（第2地点）前方部跡で検出されたものは、14世紀代の土師器が井戸底から出土したことによって利用時期が確認されている〔芦屋市教委・金津山古墳調査会 1989〕。

中世の遺跡に市内初のメスが加わったのは、市域最西端に所在する三条岡山遺跡であり、不十分ながら室町時代後期の芦屋における日常容器の組み合わせと地域性が初めて明らかとなった〔森岡編 1979〕。芦屋川右岸部では、寺田・月若・芦屋廃寺の各遺跡や津知遺跡、また最近確認された清水遺跡や前田遺跡が大きな広がりを見せるようである。寺田遺跡・月若遺跡・津知遺跡などでは土坑・ピットが数多く検出されており、建物の存在や羽釜など煮沸形態土器を多数包含した皿状の不定形土坑の存在が注目される。また、寺田遺跡の供献土器から墓とみられる遺構（鎌倉時代後期）、月若遺跡の冊列（鎌倉時代前期）も機能の判明する遺構としてあげておきたい。芦屋川－宮川間の低地帯では大原遺跡、打出岸造り遺跡や業平遺跡の存在が注意される。これらの遺跡では、共同住宅の建設に伴い、一定の面積を確保して発掘した遺跡が多いため、中世の生産域の特質が今後、解明できるものと思われる。

近世については、1986年に実施された月若遺跡（第2地点）の調査で建物遺構が検出されたのを嚆矢としてここ10年、目的意識をもった発掘調査が実施されつつある。しかし、家地の全体が判明するなど、検出遺構の有機的関係が掌握された例は少ない。例えば、近年は焼成室と作業室とを区分した竈遺構が月若遺跡を中心に数ヶ所でみつがっているが、未だにその用途・機能について確証が得られていない。そうした中であって、市指定文化財「小阪家住宅」の震災に伴う発掘調査は、18世紀末～19世紀初頭の江戸時代後期の市内現存最古の民家の跡地を考古学的に調査したものであり、建築解体調査の成果を併せて貴重な成果が得られている〔芦屋市教委 1996b, 森岡・木南 1997a〕。

平成7年度以降の震災復興調査では、一応中世からの遺構・包含層を主たる対象として認識したため、こうした江戸時代以降の遺跡については、切り捨てられる公算も高いが、その大半は下層に複合する遺構との関係もあって何らかの形で、軽減した調査を実施しており、基本資料の蓄積に努めている。（森岡）

第2章 芦屋廃寺遺跡(W地点)の発掘調査

第1節 調査に至る経過

平成7年1月17日未明に発生した阪神・淡路大震災は、市域の施設、民家に甚大な被害をもたらした。芦屋市西山町120番地・121番地に所在する当該地(敷地面積1,430.62㎡)も家屋が大きく損壊し、住宅の建て替えが必要となった。そのため周辺住民との調整が図られ、鉄筋コンクリート造5階建て共同住宅の新築が計画された。当該地は周知の埋蔵文化財包蔵地である芦屋廃寺遺跡の範囲内にあることから、平成7年5月30日付、地権者より文化財保護法第57条の2に基づく発掘届出書が芦屋市教育委員会に提出された。本市教育委員会が同年6月5日、6月6日に行った確認調査の結果〔森岡・木南1995c〕、共同住宅の建設による包含層や遺構の損壊は避けられず、損壊が大きく加わる建築部分約680㎡を全面調査して記録保存を行う必要が認められた。事前調査は調査主体芦屋市教育委員会の下、長屋幸二(岐阜県教育委員会派遣職員)・佐藤康二(埼玉県教育委員会派遣職員)が担当し、同教育委員会文化財課森岡秀人係長の指導・助言を受けつつ実施した。

調査は、平成7年12月4日の関係者による現地立会を経て同日作業を開始し、平成8年2月26日に作業を終了した。なお、今回の発掘調査は阪神・淡路大震災の被災地における住宅建設に伴うものであり、「阪神・淡路大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いに関する基本方針」(平成7年3月29日、文化庁通知、本書P18)に基づいて行ったものである。

(長屋幸二・佐藤康二)

第2節 調査地の位置と周辺環境

芦屋廃寺遺跡は、芦屋市市街地の西部、阪急電鉄神戸線沿いに位置する(第29図)。地理的には芦屋川とその支流である高座川が形成した古扇状地が段丘化した斜面の南に広がる緩斜な下位扇状地の上部、標高28～34mの所に立地している。本遺跡の南方には古墳時代前期の大溝や古墳時代集落などがみつかる月若遺跡〔森岡1987e〕、奈良時代末から平安時代前期の倉庫群等が発見された寺田遺跡〔南編1985〕など、弥生時代から近世に至る遺跡の密集地であり、北の台地部分には縄文時代早期から営まれている山芦屋遺跡や奈良時代を中心とする冠遺跡〔森岡1987c・87d〕がある。

本遺跡においても弥生時代から近世に至るまでの遺構・遺物が確認されている。特に昭和42年10月から翌年8月にかけて実施された第1次～第3次調査において、7世紀末頃の法隆寺系の軒丸瓦が発掘によっても出土し〔村川1970〕、主体



第30図 調査風景(1)



第31図 調査風景(2)

は古代における寺院・官衛的施設が営まれた年代にあることが確認されている。以後 50 年にわたる調査が行われたが、B 地点等の調査でも廃寺再建時の礎石建物とともに創建期の瓦がみつかり、[芦屋廃寺発掘調査団・芦屋市教委 1987]、遺跡の中心は 1～3 回の調査地点と B 地点の周辺にあったと考えられる。ただし、目下のところ、廃寺創建段階の遺構は確認されていない。今回の調査地は、これらの調査地点の東隣に位置しており、創建時の遺構の検出も期待される(図版 1)。

(長屋・佐藤)



第 32 図 調査風景 (3)

第 3 節 発掘調査の概要

(1) 調査の方法

当該調査地点は、阪急芦屋川駅より西へ 250 m、路線北側を東西に走る山手商店街路、通称水道筋に北接している。調査種別は、全面調査であるが、一定の排土置き場を確保するために調査区を東と西の 2 区に分け、反転して片方ずつ調査を行うこととした。発掘調査は遺跡の中心から離れる東側から開始した。試掘結果[森岡・木南 1995c]を参照しながら、



第 33 図 現地説明会風景



第 34 図 調査地区割図 1 / 400

水田整地層までを重機によって除去し、以下を人力によって掘削した(第30～33図、図版2)。

調査開始時に、重機と人力によって調査区南壁沿いにパイロットトレンチを掘削し、XV層の水性堆積層以下に包含層が存在しないことを確認し、XV層上部までを発掘調査の対象とした。

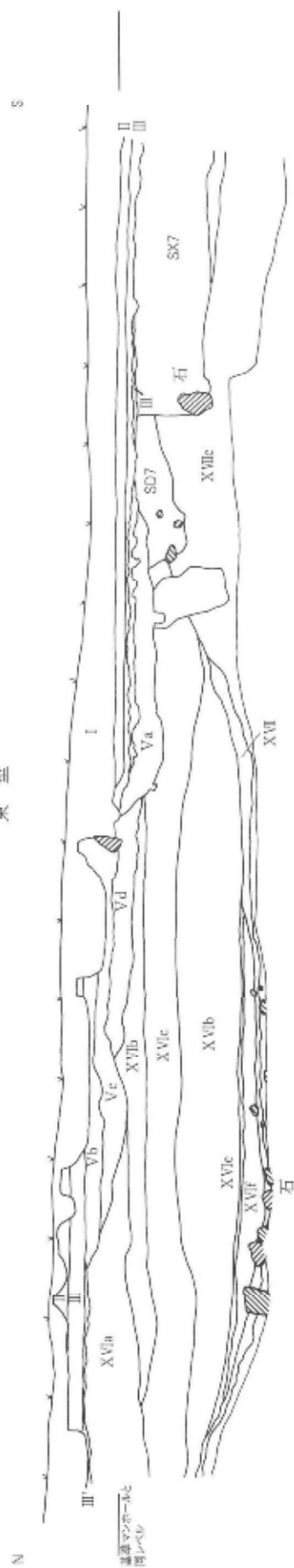
整地層除去後の精査で方形の掘り方をもつ4間×3間の掘立柱建物跡を検出するに及び、芦屋庵寺に関連する遺構である可能性を考慮して、細部測量のためのグリッドを設定することにした。1グリッドは8m×8mの大きさで、真北を意図して11時58分から12時00分の太陽の方角を基準とした。グリッドの名称は北から南へ順にA・B・C・・・とアルファベットで、東から西へ順に1・2・3・・・と数字で付し、その組み合わせによった(第34図)。遺物の取り上げは、各遺構ごと、包含層出土のものは各層グリッドごとに行った(図版16)。

(2) 基本層序

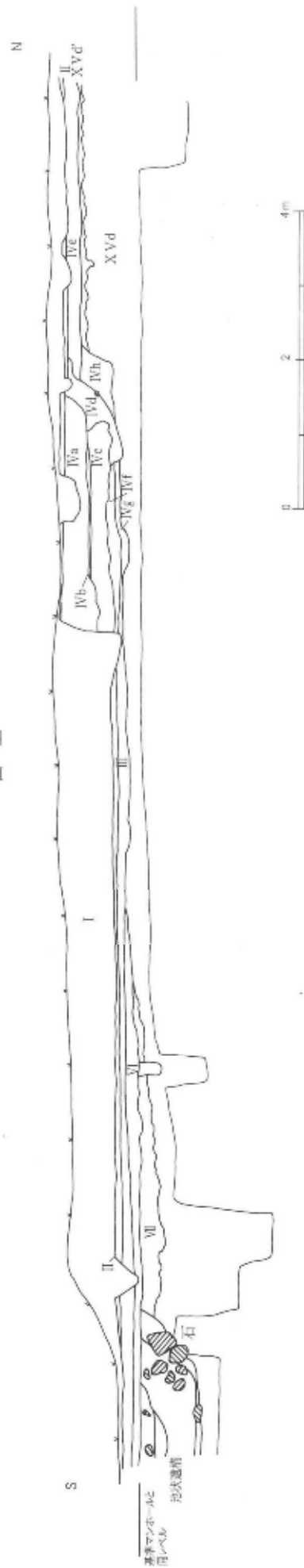
地層の識別と区分にあたっては堆積のあり方を考慮して、土壌の様相(色調・粒度・しまり等)、礫の様相(礫の多少、大きさ、堆積の仕方等)、遺物の有無を基準とした。これらの層の名称は地表に近い層から順にローマ数字を付した。層は18層に分層され、更に細分できるものについては新しいものからアルファベットの小文字を付した。また、鉄分・マンガン分が沈着して色調等に変化が見られる部分には「」を付して弁別した(第35・36図、図版13上段)。

- I層 現代の宅地造成土、および攪乱層である。造成の埋め立ては黄褐色の粘質土(山土)である。
- II層 暗青灰色シルト質土層。水田耕作土である。3度目の改田による耕作土であり、下位の水田耕作土であるIVa・IVb層と比べてグライ化が進む。
- III層 淡褐色砂質土層。旧水田敷であろう。均一な細砂で、しまりが強い。
- III'層 赤褐色砂質土層。土質はIII層と同質で漸移する。鉄分が沈着しているため褐色味が強い。
- IVa層 IV層は調査区の北西部において確認された旧水田耕作土、および旧水田の整地層である。西壁セクションにかかる。
IVa層は暗灰褐色砂質土層。総じてしまりが弱い、上部はややしまりもあり、II層の水田敷となっているようである。炭化物片が少量混在する。水田整地層である。
- IVb層 暗灰色砂質シルト層。グライ化が進む。他の土壌が混在しないことから、薄いがかつての水田耕作土であったと考えられる。
- IVc層 暗褐色砂質土層。小礫・暗灰色砂質シルト塊が混じるが、北ほど多く、南に行くにつれ漸移的になる。水田整地層であろう。しまりが強く、IVb層水田敷とされている。
- IVd層 暗灰色砂質シルト層。IVb・IVf層と土質・色調は類似するが、小礫を有する点で異なる。整地の際に段差付近を耕作土であるシルト質土で保護したものであろうか。IVa層による造成、IVc層による造成と、2度の造成に関わるものであろうが、その分層は困難であった。当層下部を中心に江戸時代後期の遺物が出土しており、この時期の整地であったと考えられる。
- IVe層 暗灰褐色砂質土層。土質・色調ともIVa層に類似する。全体に鉄分が沈着済みであるが、特に下面は顕著である。IVa層同様、整地層であろうが、当層を敷としてII層の水田が営まれる。
- IVf層 暗灰色砂質シルト層。かつての水田耕作土である。下面は凹凸が少ないが、上面は凹凸が激しい。整地の際の乱れであろう。
- IVg層 淡褐色砂質シルト層。IVf層の水田敷であり、密にしまる。上下面とも層理は明瞭である。
- IVh層 暗褐色砂質土層。段差部分の整地層である。

東壁



西壁



第35図 土層断面実測図 (1) 1/80

- V a 層 V層は南壁、東壁セクションにかかる旧水田耕作土および整地層である。
Va層は暗褐色砂質土層である。灰白色砂質土が斑らに混じる。土師器小片が散漫にみられるが、ローリングを激しく受け、時期の特定ができるような資料はない。南側の立ち上がりが不明瞭なこと、北側の立ち上がりが水田耕作土の段差に対応することから、水田整地層としてとらえた。当層は調査区南東部の広い範囲にみられる。南壁ではマンガンが沈着する。
- V b 層 V b からV d 層は東壁の北半、上段の水田面下に拡がっている整地層である。これらの層を除去した面でSK 14 などの遺構を検出した。V b 層は淡褐色砂質土層。若干粗砂が混じる。上面に薄く鉄分が沈着する。
- V c 層 赤褐色砂質土層。V b 層と土質は類似し、漸移する。全体に鉄分が沈着した赤褐色砂質土と淡褐色砂質土がラミナ状に堆積している。下層との層理は凹凸がみられるものの、明瞭である。
- V d 層 暗褐色砂質土層。礫がランダムに入る。下層との層理は凹凸がみられるものの、明瞭である。
- V e 層 V c 層、V f 層は南壁にみられる水田段差部分の整地土である。V e 層は暗褐色砂質土層。Ⅲ層ないしⅢ' 層に土質は類似するが、鉄分の沈着がみられず、色調は暗い。
- V f 層 暗褐色砂質土層。粒子はⅡ・Ⅲ層のようにシルトに近い細粒で、しまりは極めて強い。遺物が散漫に混在するが小片が多い。
- V g 層 暗褐色砂質土層。南壁西半に広がる上段の水田下にみられる。土質などV a 層に類似している。Ⅳ・V 層の状況から、調査区の東部が北西から南東方向に向かって傾斜する旧地形が復元できた。
- Ⅵ層 暗灰褐色砂質土層。調査区西南部に見られ、西壁にかかる。3 回目の改田の際、南の低い部位では残ったが、北部の高い部分はⅢ層によって削平されたのであろう。丸瓦や土師器皿等が少量出土している。調査区西部の遺構埋土に当層類似のものも存在する。
- Ⅶ層 暗褐色砂質土層。Ⅵ層の分布に重なり、特に低く落ち込んだ部分にみられる。中世の遺物が横位で安定した状態を保って出土しており、良好な包含層としてとらえられる。当層の上面で小土坑、池状遺構が確認された。下面にマンガンが沈着する。
- Ⅷ層 淡褐色粗砂層。SD 2 とした溝状の落ち込みの覆土である。詳細についてはSD 2 の項で述べる。
- Ⅸ層 暗褐色砂質土層。やや細粒。6 世紀後半の須恵器が集中して出土した層に類似する。しかし、南壁面においては西の肩から明瞭に落ち込み、一抱え以上ある巨礫が入るのに対して、須恵器集中部では肩が緩やかで巨礫も入らないなど相違点もみられる。
- X 層 暗灰褐色砂質土層。Ⅷ層の下、南壁沿いの狭い範囲に広がっている。鶏卵大から拳大の礫が多く入る。XⅧ a 層に類似するが、庄内式期(古) 段階の遺物が散漫に出土する。土器片はローリングも少なく、該期の遺物包含層としてとらえられる。
- XⅠ a 層 XⅠ a 層からXⅣ b 層は南壁沿い西部の落ち込み部分の堆積層である。落ち込み底部のXⅣ b 層にはラミナ状の堆積がみられるが、調査区内には広がらず、流水時のアクシデンタルな落ち込みであったと考えられる。
XⅠ a 層は灰褐色砂質土層である。径 0.3 ～ 0.5 cm 程の小礫が入り、マンガンが沈着している。土師器小片が少量出土した。
- XⅠ b 層 暗灰褐色砂質土である。色調不均一で黄褐色粗砂のブロックも不均一に混入する。遺物を包含するが立位で出土するものも目立つ。礫多く、礫も立位で出土していることから二次堆積土とみておきたい。

- XI c 層 暗灰褐色砂質土層。庄内式期（古）段階の甕底部片が1点出土した。
- XII a 層 黄褐色粗砂層。遺物皆無で、土壌化も進まぬ粗砂であるが、堆積不均一でラミナも観察できない。
- XII b 層 灰白色砂質土層。均一な細砂層である。
- XIII a 層 黒灰色砂質土層。径 0.5 cm 程の小礫が入る。しまりは強い。遺物は量的には少ないが、小破片はほとんどなく、ローリングを受けない破片や完形に近い埴が出土する。遺構らしいプランは検出できず、遺物出土のレベル差も大きい。
- XIII b 層 黒色砂質土層。径 0.5 cm 程の小礫が入る。しまり強く、庄内式併行期の土器が出土している。
- XIII a 層と土質は類似するが、色調やや暗い。
- XIV a 層 淡黄灰色シルト質土層。均質な層である。
- XIV b 層 白色細砂質土と黄褐色粗砂がラミナ状に堆積している。
- XV a 層 XV a ～XV e 層は南壁、西壁にみられる旧流路の覆土である。XVII・XVIII層を開析して南壁に旧流路東側の肩部分が認められる。位置的な状況、下層の類似性から、先に調査した芦屋廃寺第29地点において、西肩が確認された流路と同一のものであると考えられる。調査終了時に、調査区北西隅に重機による深掘りトレンチを3m以上の深さで掘削したが、覆土の堆積が続き、流路の底は残念ながら確認できなかった。
- XV a 層は暗褐色砂質土層。須恵器がまとまって出土したIX層、SD1は当層上面より掘り込まれており、古墳時代後期の遺構面と考えられるが、調査区内には広がらない。XV c 層とは漸移しており、XV c 層が土壌化した層であろう。
- XV b 層 灰褐色土層。径5cm程の礫が多く入るが、ランダムである。
- XV c 層 褐色砂礫層。上部へ行くほど細粒に漸移する。拳大以下の礫が水平堆積している。
- XV d 層 褐色砂礫層。調査区西半を広く覆う。指頭大の小礫・粗砂が水平堆積する。
- XV d' 層 暗褐色砂質土。西壁北部に見える。XV d 層の上部にマンガンが沈着したもの。遺構(小土坑群)は当層を除去した面で検出したが、覆土にIV c 層類似のものもみられることから、当層上面を遺構面とする遺構もあったであろう。しかし、当層上面での遺構検出はマンガンの著しい沈着のため不可能であった。
- XV e 層 オリーブ褐色砂層。旧流路東肩部分にみられる。粗砂が水平堆積している。
- XVI a 層 XVI a ～XVI f 層は調査区東部、北東から南西に走り、XV層の流路に切られる旧流路の覆土である。東壁にみられる。
- XVI a 層は淡褐色砂層。粗砂、径3mm程の小礫、鶏卵大の小礫によるラミナが発達する。
- XVI b 層 淡褐色砂層。XVI a 層と同様の砂層であるが、不整合を呈する。
- XVI c 層 淡褐色砂層。下部は粗粒。上へ行くほど細粒に漸移する一過性の水性堆積物である。下面の層理は明瞭。
- XVI d 層 淡褐色細砂層。細砂で均一な堆積層。下層との層理は不明瞭。
- XVI e 層 黒色砂質土。シルトに近いがポーラス化は見られない。XVII層に類似するが、間に砂層をはさみ、薄くほぼ一定の厚さで、しかも水平に堆積していることから、二次堆積である可能性が高い。腐蝕もみられない。

XVI f 層 淡褐色細砂層。XVI d 層と同質の砂層である。

XVII 層 黒褐色砂質土層。東壁ではXIV層下、南壁ではXV層下でそれぞれみられる旧流路下の旧表土である。ポーラス化は不明瞭であるが、腐蝕を有する。XVIII c 層とは漸移し、この上部が土壌化した層であろう。東壁では北西から南東方向に一旦落ち込み、その南で再び立ち上がる。当時は幅 10 m 余の緩やかな谷状地形を呈していた様である。第 29 地点において確認された旧流路下の黒色土も当層に相当しよう。いずれも流路覆土に覆われた谷状地形の斜面にのみみられるということは、当地域における整地、削平の盛んであったことを思わせる。これらの層からの遺物の出土は皆無であり、かつての地表面であったであろうが、人間の生活は営まれなかったようである。

XVIII a 層 XVIII a ~ XVIII c 層は調査区東半に広がる旧流路下の堆積層である。XVIII a 層は暗灰褐色砂質土層。均質な砂層で、若干炭化物片もみられるが、遺物は含まない。

XVIII b 層 暗褐色砂質土層。上層に類似するが径 10 mm 以下の小礫が多く入る。礫の堆積はランダム。

XVIII a 層との層理は漸移しており、一連の堆積であると考えられる。

XVIII c 層 淡褐色砂質土層。径 5 mm 大の小礫が多く、小礫は水平方向に堆積する。東南隅部における深掘り部において、砂質土（5 cm 厚）とシルト質土（1 cm 厚）の交互堆積が続いているのが確認された。断続的な砂質土の供給が想定されるが、いかなる状況における堆積であったかは不明。洪水による堆積ではなく、沼沢地における堆積に近い。

A 層 淡褐色砂層。南壁東部、東壁南部にみえる斜め縦位に嵌入する層である。南壁では幅 80 cm を超える。砂礫が水平堆積しており、何らかの要因で生じた亀裂内に水を介した自然堆積が行われたものであろう。

(3) 検出遺構

遺構は多くの時期にわたるが、大まかに古墳時代後期、古代・中世・近世、時期不明の 5 つに分けた。層序の項で述べたように、調査地は中世・近世・近代・現代のたび重なる削平・整地が繰り返されており、遺構面ごとの遺構の把握は困難であった。したがって、遺構の分布、重なり、覆土、包含遺物、検出面などを参考にして遺構の時期区分を行った（第 37 ~ 42 図、図版 3 上）。

A. 古墳時代の遺構

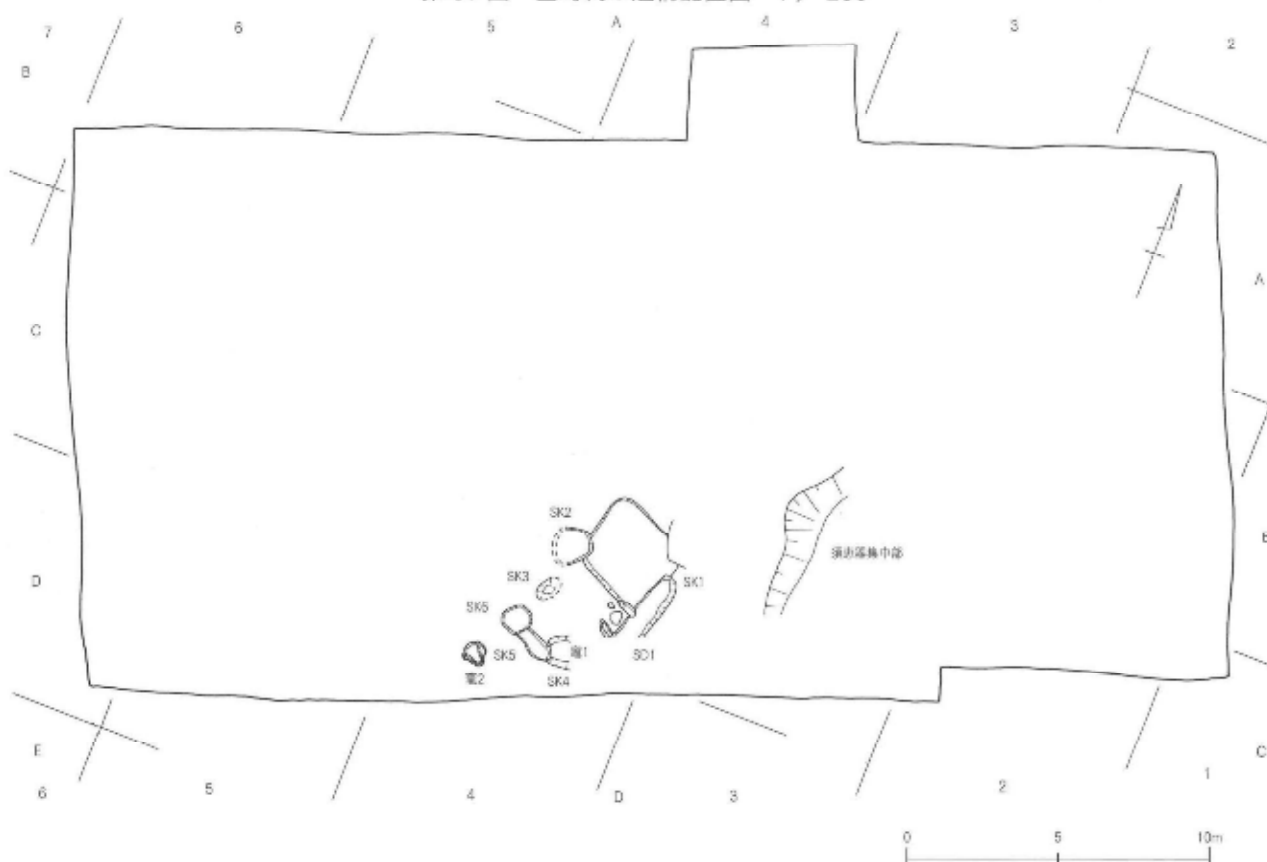
古墳時代の遺構は調査区南部においてのみ確認された。ただし、遺構・包含層の広がり自体が調査区南部で収束していたのではなく、北部の遺構・包含層が削平を受けたものと考えられる（第 38 図）。

竈 1 右袖・天井部は比較的良好に残存し、押し潰れた状況を呈する。袖構築土中にも焼土・炭化物片などを多く含む層があり、竈の作り直しが行われたようである。左袖部の角礫は袖石ではなく、被熱もみられない。左袖はこの礫によって破壊されており、わずかに粘土が残るのみである。火床はわずかな凹状で、被熱は明瞭である。左袖前方にある小礫は床面より浮いており、竈に伴うものではなかった。右袖の形状から短煙道式の可能性が高いが、SD1 によって切られているため、明らかではない。遺物は土師器甕片が天井にのるかたちで比較的多く出土している。また、竈覆土中にも同一個体と思われる破片が散逸していた。竈前面では床面を確認したが、住居の広がり、立ち上がりなどは明らかでない（第 43 図上、図版 10 上）。

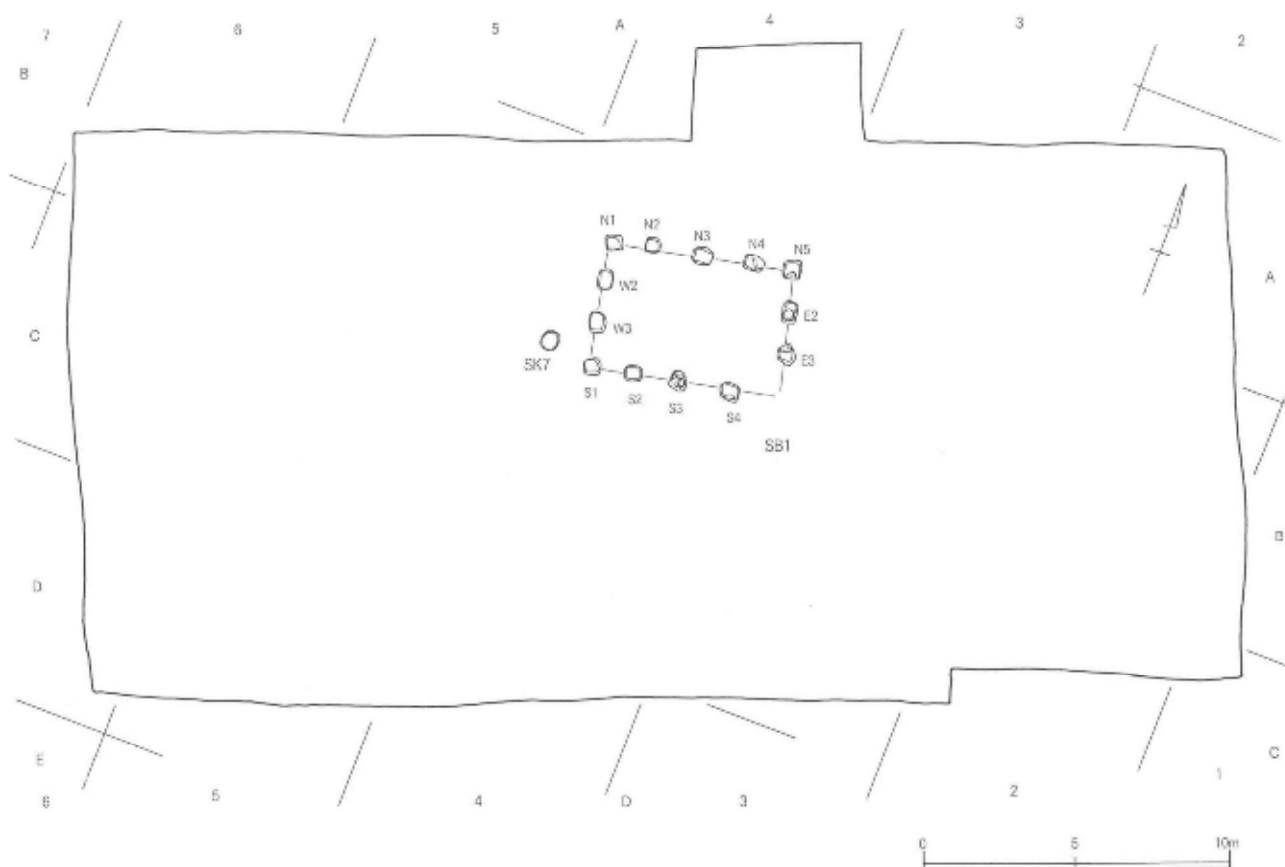
竈 2 竈 1 同様、北西方向を向き、燃焼部幅 50 cm、床面と燃焼部の比高差 5 cm であり、やや浅い。袖構築土は竈 1 と同じく黄褐色粘質土に灰色細砂質土ブロックを混入したもので、すこぶる堅緻である。左袖内に角礫を補強材として使用しており、一部露出した部分の被熱痕は明瞭である。また、両袖内側の被熱も明瞭で



第 37 図 全時代の遺構配置図 1 / 250



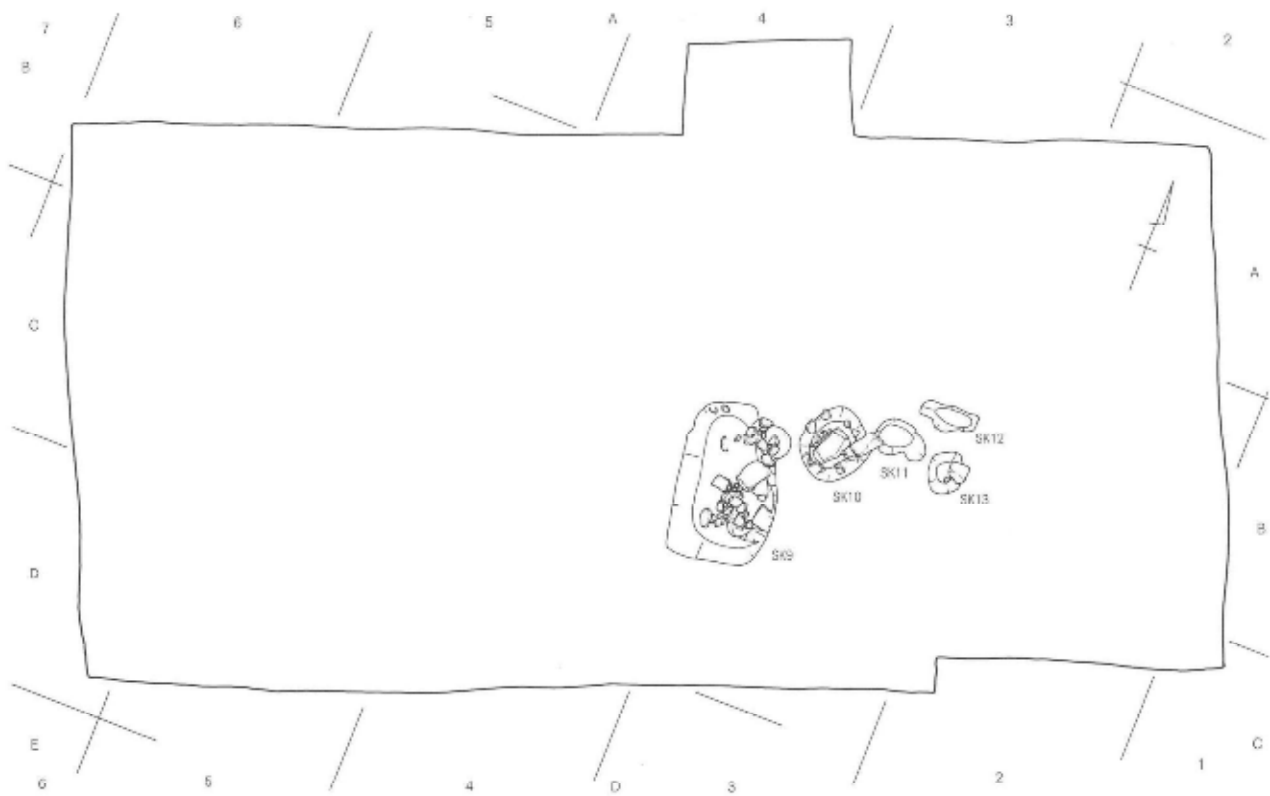
第 38 図 古墳時代の遺構配置図 1 / 250



第 39 図 古代の遺構配置図 1 / 250



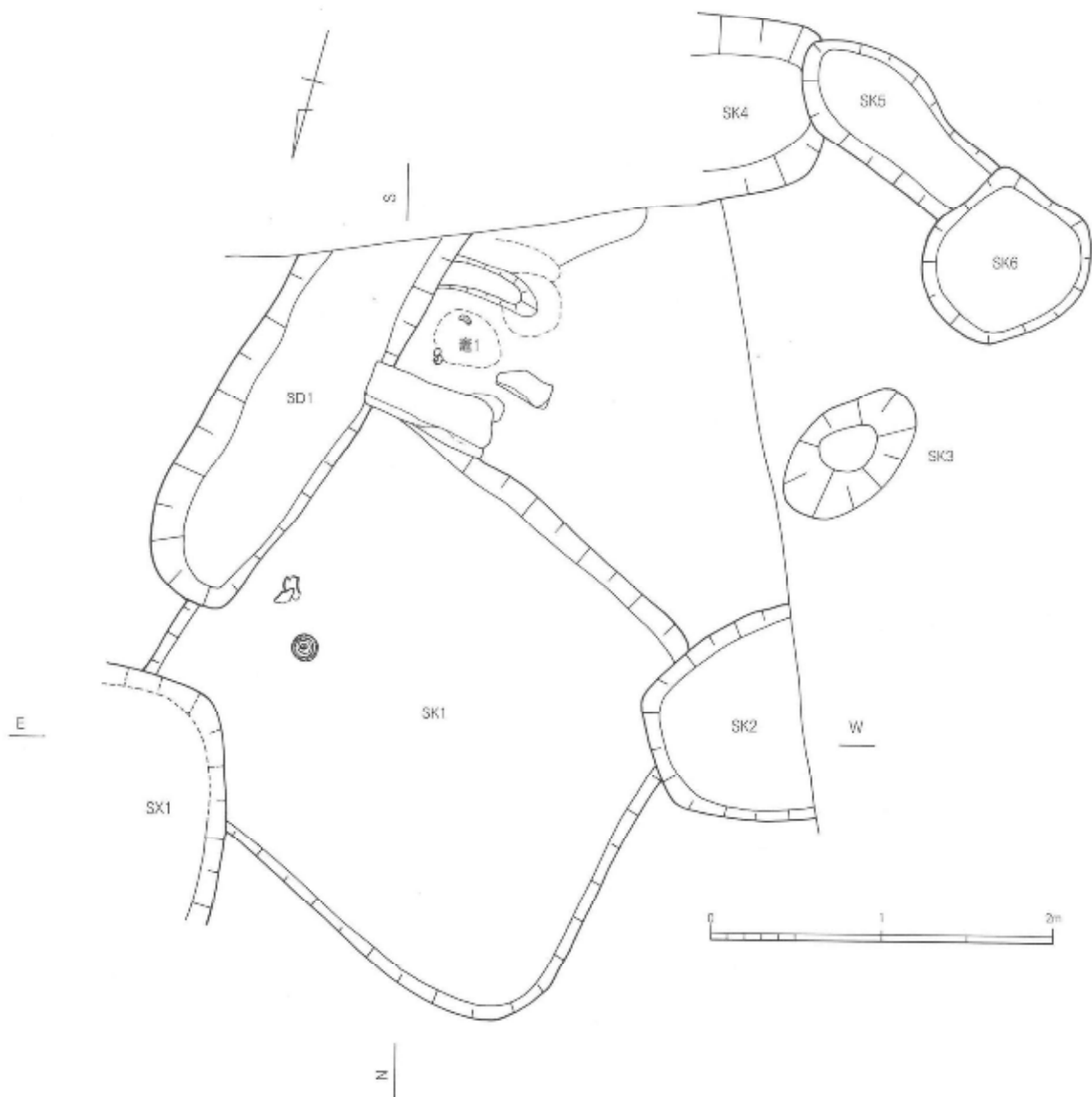
第 40 図 中世の遺構配置図 1 / 250



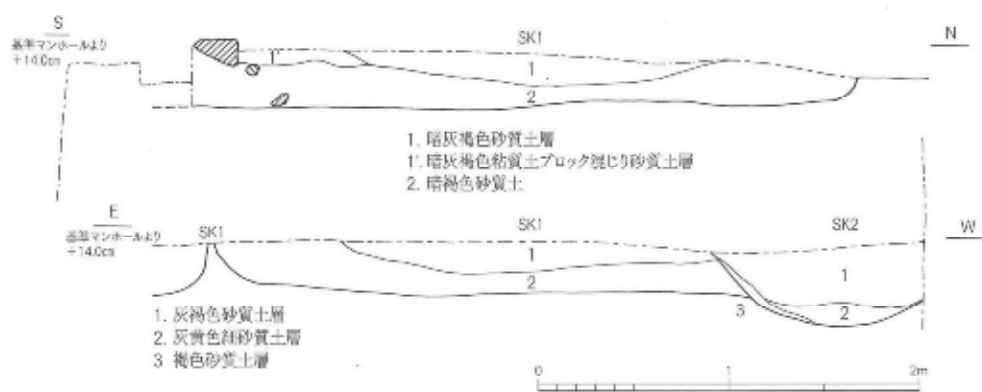
第 41 図 近世の遺構配置図 1 / 250



第 42 図 時代不明の遺構配置図 1 / 250



第 44 図 遺構平面実測図 1 / 40



第 45 図 SK1 土層断面実測図 1 / 40



第46図 須恵器集中部平面・断面実測図 1 / 30

あるが、燃焼部の被熱硬化は竈1ほど明瞭ではない。押し潰れた状態で埋没していたが、天井被熱部の崩落土はやや不鮮明であった。遺物は、天井崩落土および竈覆土から土師器甕片が出土しており、その1片には獣骨が付着していた。竈1同様、前面においては炭化物粒子の分布および堅化面などで床面を検出できたが、明確な住居プラン、ピットなどの付属施設は精査を重ねたが、確認できなかった(第43図、図版10

下)。

SK1 およそ300 cm×270 cmの長方形プランの竪穴状遺構。深さはおよそ26 cmであった。立ち上がりは明瞭で底面は平坦であるが、床面の形成も住居的な施設もなかった。6世紀後半の須恵器杯身が覆土中より出土した。竈1を切り、SD1・SK2に切られる(第44・45図)。

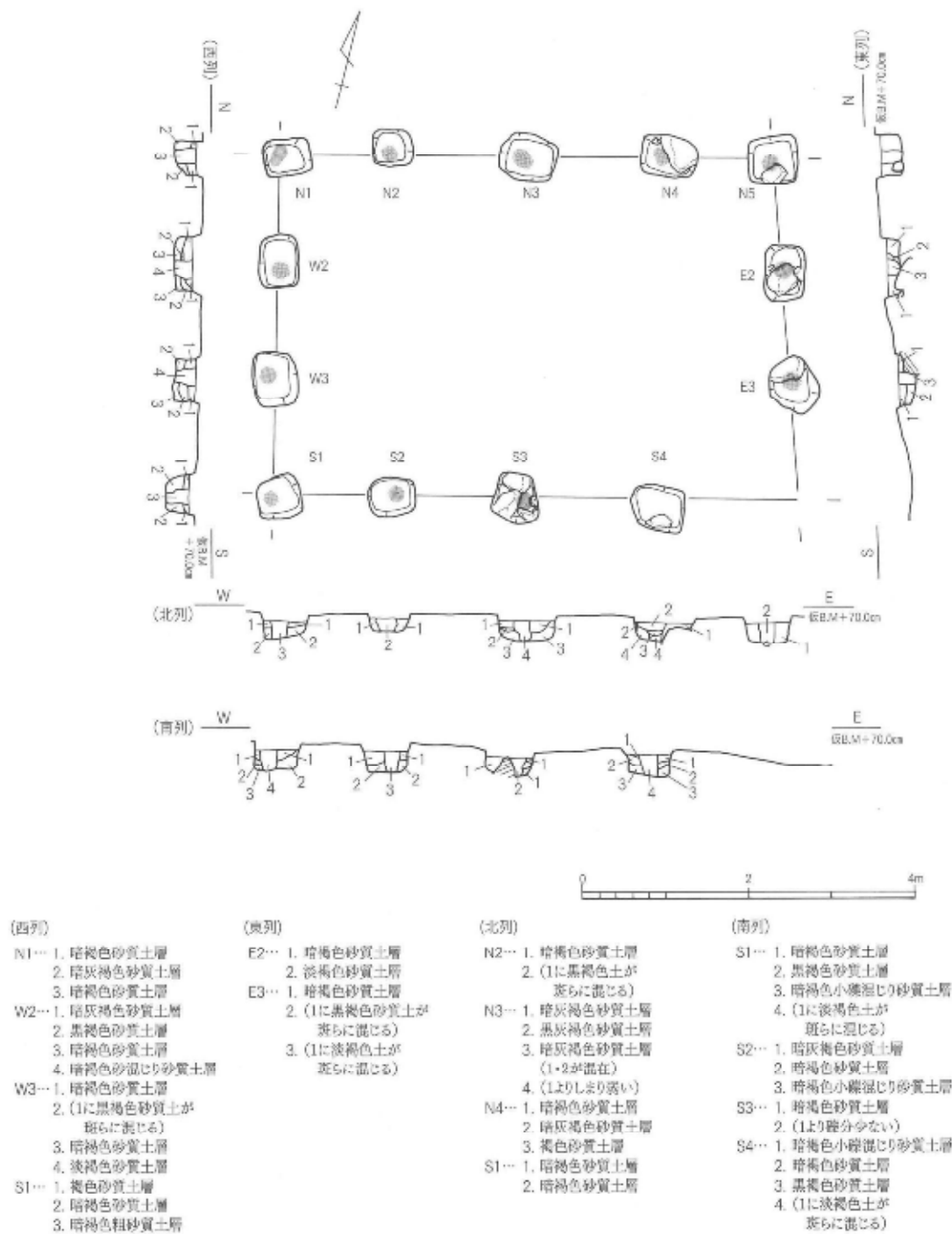
SK2～SK6 いずれも灰褐色の覆土の不定形な土坑である。遺物はいらない。SK4→5→6はこの順に切り合う(第44図)。

SD1 SK1・竈1の東をほぼ南北方向に走る溝状の遺構である。幅80 cm程、深さ60 cm、断面「U」字形の形状で、調査区の南までのびる。暗灰褐色の覆土で、6世紀後半の須恵器片が入る。

須恵器集中部 これらの遺構の東側に、緩やかな落ち込みが確認された。この落ち込み部分で6世紀後半を中心とする時期の須恵器がまとまって出土した。一部にそれより古相の須恵器もみられるが、7世紀以降のものはみられず、この時期に残された遺構であろう。肩付近のものは東に向かって斜めに、東よりのものはそれよりもやや低いレベルで、ほとんどは横位で出土した。廃棄されたものであろうか。時期差のある杯蓋が重なって出土したものもある(第46図、図版14・15)。

B. 古代の遺構

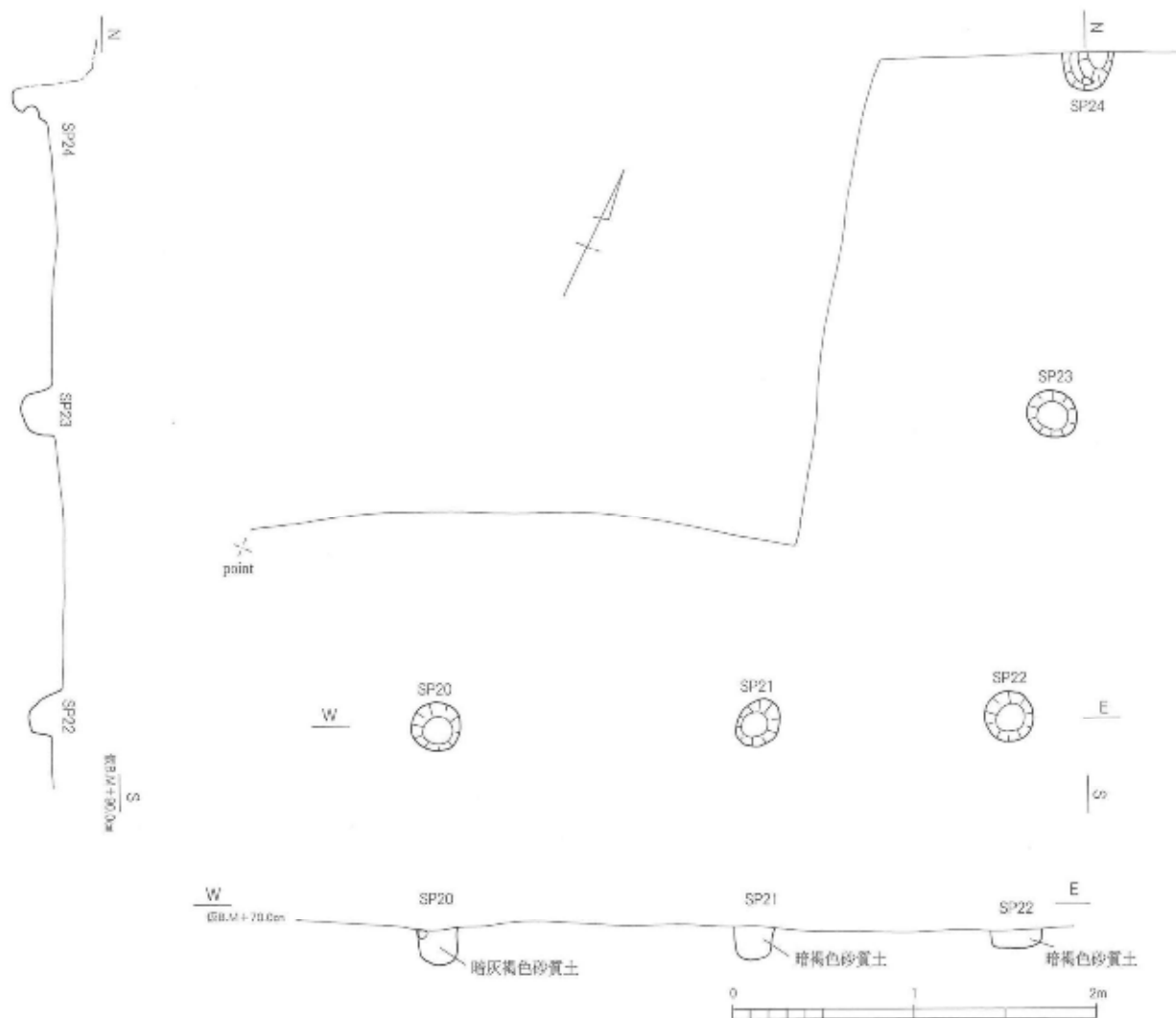
古代に属する遺物は、SD2・SD3中より中世の遺物に混じって大量に出土しているが、該期の遺構としては、調査区北部で掘立柱建物跡が1棟みつかったのみである。この東は斜面地となり、その西方は中世および近世の削平が及んでいる。この遺構は、現代の造成土を除去した面で検出しており、遺構面自体は現代の削平を



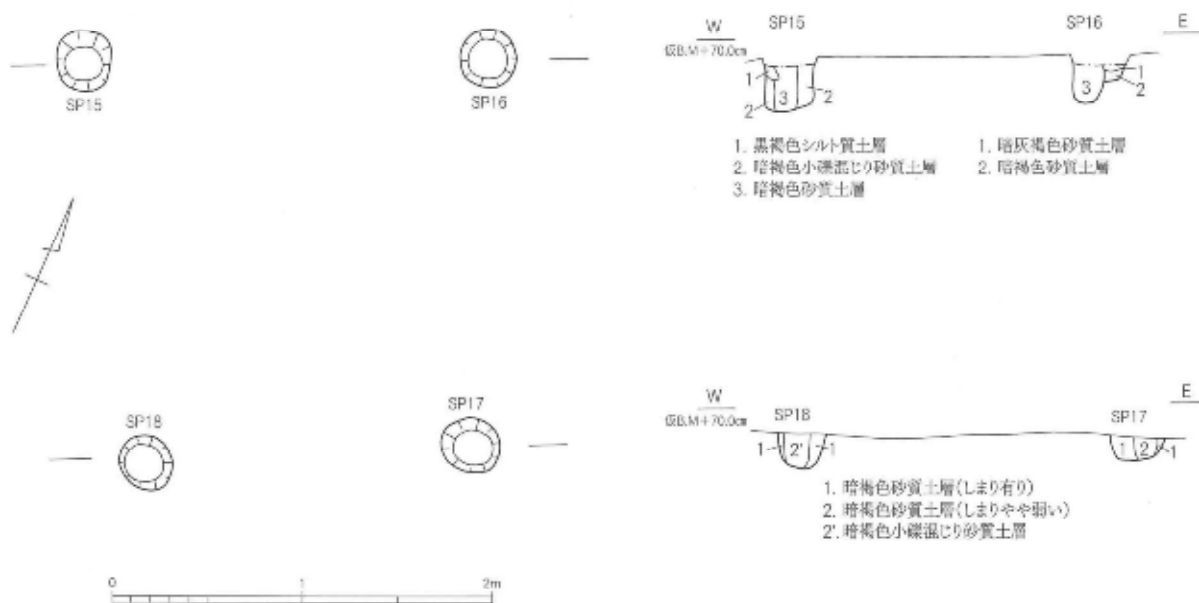
第 47 図 SB1 柱列平面・断面実測図 1 / 80

受けているものと思われる(第 39 図)。

SB1 南東隅の掘り方は確認できなかったが、比較的良好な状態で検出された。建物規模は桁行4間(6.1m)×梁行3間(4.2m)、面積 25.6 m²である。梁行の柱間は1.3～1.5m 前後とほぼ揃うが、桁行の柱間はN1・N2間、N4・N5間、S1・S2間は1.3～1.5m、N2・N3間、N3・N4間、S2・S3間、S3・S4間は1.6～1.7mと中央の柱間がやや広い。建物の棟方向はほぼ東西であるが、東北東から西南西へ若干



第 48 図 S B 3 平面・断面実測図 1 / 40



第 49 図 S B 3 平面・断面実測図 1 / 40

ずれる。柱穴並びに抜き取り痕は不明瞭であったが、すべての掘り方において検出できた。柱穴は円形で、径 20 cm 前後のものが多い。柱底レベルは北列が南列より 10 cm 程高く、旧地形を反映しているものと考えられる。掘り方埋土は同一ではなく、掘り方ごとに差異が認められるが、上下層に分層されるものが多く、しまりも強い。東列を中心に礫の入るものが目立つが、N5・S4 をのぞいて根石として入れられたのではなく、掘り方中に下層の礫が顔を出したものである。N4 の掘り方より土師質土器の小片がいくらか出土しているが、年代を特定できるような資料ではない(第 47 図、図版 5・6)。

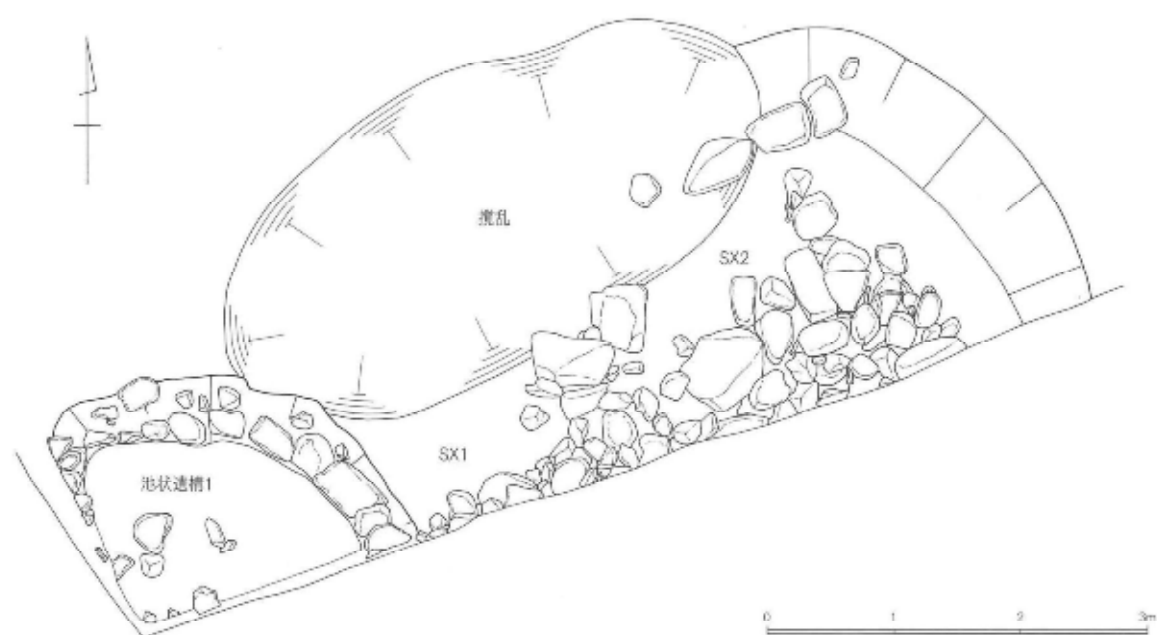
C. 中世の遺構

調査区の全域に広がるが、西部と東部とでは若干様相が異なる。調査区中央から西部には SB2・SB3 の掘立柱建物や小土坑群、南西隅には池状遺構などがみられ、中世に属する遺物のみを有する。一方、斜面地となる東部には SD2・SD3 と礫集積がみられるが、これらの遺構に伴う遺物は多くが古代に属するもので、一部に中世のものが混じるといった状況である。東部の遺構は中世における整地時に前後するもの、もしくは整地に関連するものであることが考えられる(第 40 図)。

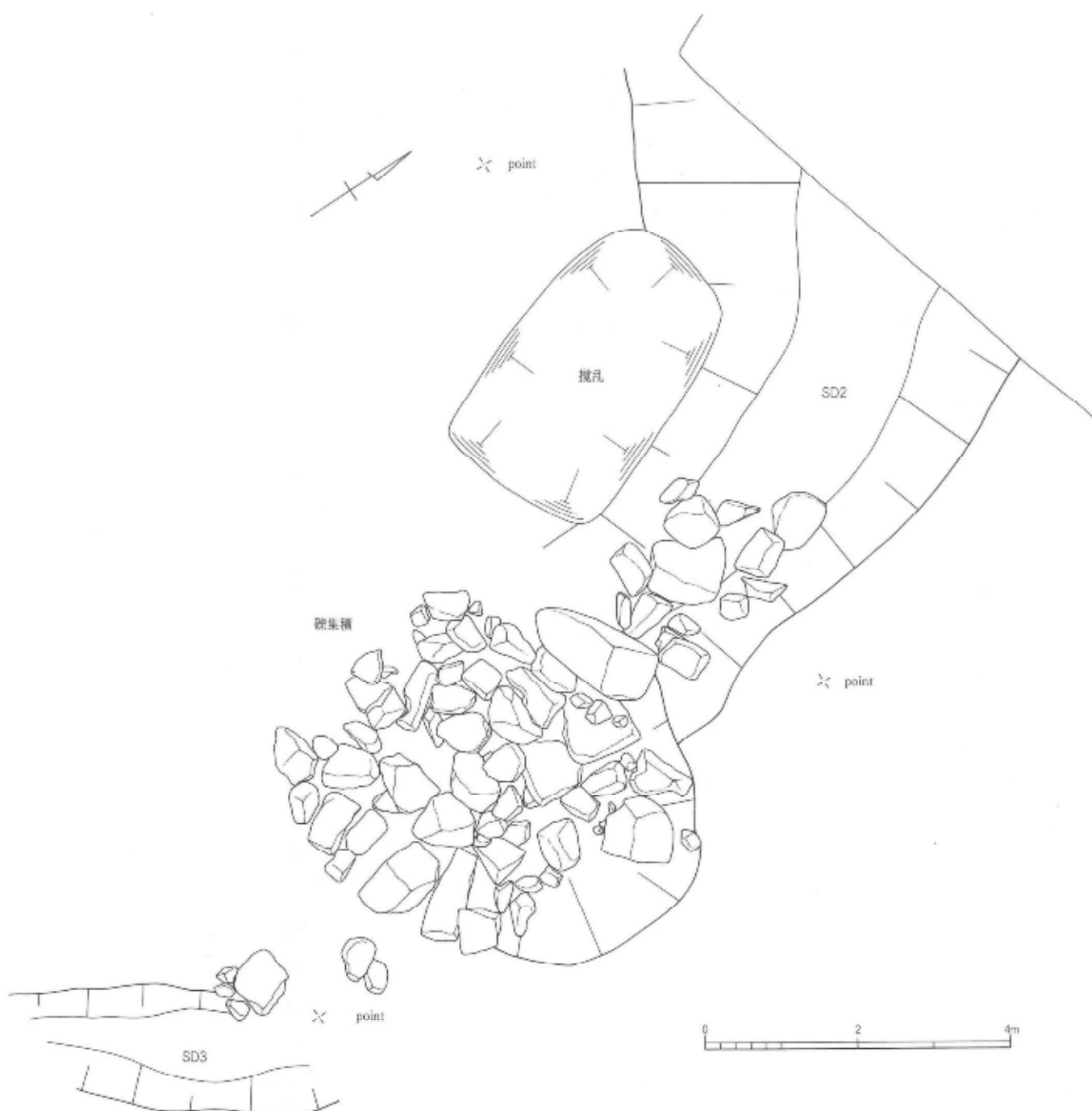
SB2 調査区の北端に位置し、調査区外に広がるため規模は明らかでないが、桁行 2 間(3.4m)以上、梁行 2 間(3.2m)、面積 10.9 m² 以上である。棟方向は北北西から南南東方向で、柱間は 1.5～1.7m である。柱穴のプランは円形で、径 20～25 cm。検出面からの深さは 20 cm と浅く、遺構面は除去されているようである(第 48 図)。

SB3 SB2 の南に位置する。規模は 1 間(2.2m)×1 間(2.0m)、面積 4.4 m² で、棟方向は SB2 と同一である(第 49 図)。

池状遺構 1 調査区南西隅に位置する。円形のプランの周囲に、小児頭大の扁平な礫を 1 段並べる。調査区外に広がるため、規模は不明である。平坦な底面にヘドロ化したシルトが堆積することから、池としての機能を有していたと考えられる。埋没時に、小児頭大の礫が北側から崩れ落ちるように堆積している(第 50 図)。



第 50 図 池状遺構 1・SX1・SX2 平面実測図 1 / 60



第51図 SD2・SD3・破集積平面実測図 1/80

SX1・2 調査区南隅に位置する。池状遺構の埋没後形成される。人頭大まで大小の礫がランダムに積み重なっており、礫間のマトリックスは稀薄である。礫間より羽釜などが出土している(第50図, 図版8上)。

小土坑群 調査区西部に広がる(第40図)。すべてが中世に属するとは限らないが、出土する遺物は中世段階のものばかりであり、やはり中心時期は該期であろう。大きさ、形状などヴァリエティに富むが、径20cm程の円形プランが多い。不規則に分布し、掘立柱建物として並びそうなものもあるが、不確かである(図版9)。

SD2 調査区東部で南北に走行するが、立ち上がりは明瞭ではない。多量の遺物を包含するが分布に疎密があり、出土状況も横位・立位・斜位とランダムである。古墳時代から中世までの遺物が混在するが、各時期にローリングを受けるものと受けないものがある。マトリックスはしまりのないバサバサの粗砂であり、XVa、

XVb層と同質である。これらの層との層理は不明瞭で、平面での区別はきわめて困難であった。しかし、当層では拳大以下の礫がランダムに入るのに対し、XV層以下では礫が水平堆積する点で相違し、断面では区別も可能である。よって、4ヶ所にセクション観察用のトレンチを設けて断面を参照しながら掘削を行った。区域によって礫の多少などに若干の違いがみられるものの粗砂の様相などは均一である。旧流路であるXV層が何らかの攪拌を受け、その際に遺物も混入したものと考えられる。当層が帯状に広がること、ローリングを受ける遺物が目立つことから、流路の堆積時に起きたものであろうことが推測できる。遺物の混入は、多時期のものがみられることから、廃棄によるものではなく、流入であろうと思われる(第51・52図、図版4)。

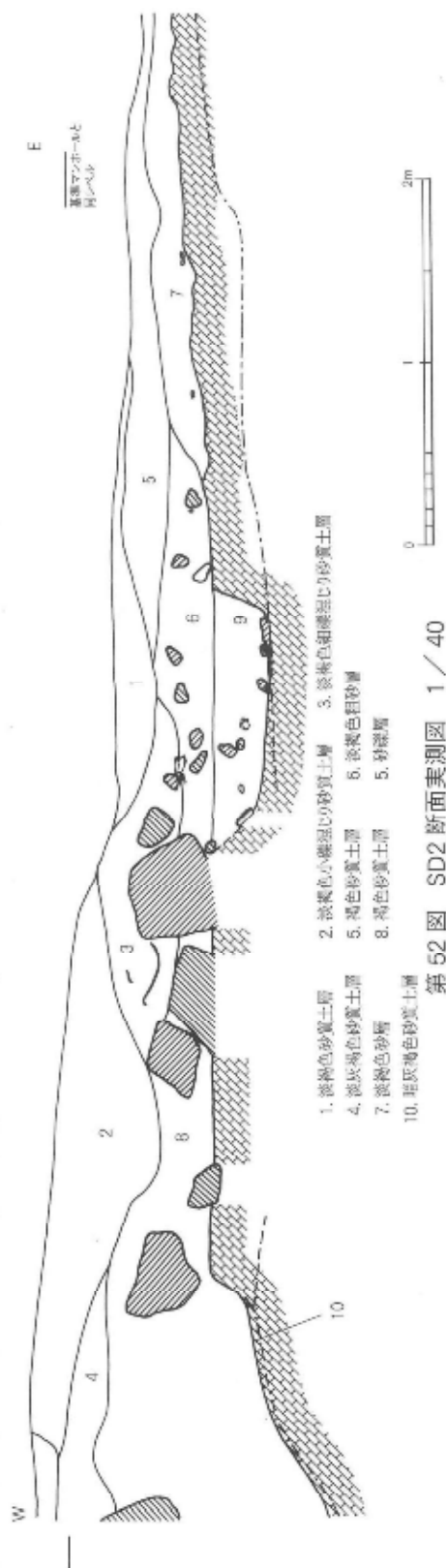
SD3 調査区南東部、SD2を斜めに横切って北東から南西方向に走るが、南部は調査区外へのび、北部は近世と時期不明の遺構によって削除されている。径5～10 cm程の小礫が水平堆積をみせる。立ち上がりは比較的明瞭である。庄内式期(古)段階の甕の底部片、8～9世紀の須恵器片に混じって土師器皿が出土している(第51図)。

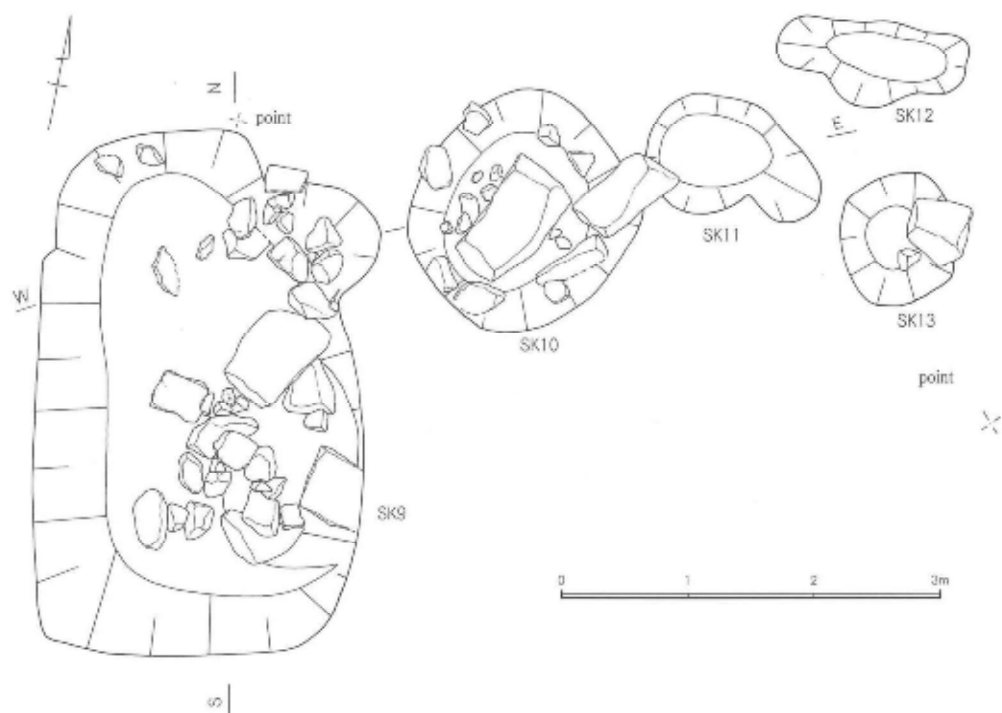
礫集積 調査区東部の旧地形が斜めに落ち込むあたりで検出をみ、一抱え以上の礫が縦位・横位・斜位とランダムに集積している。礫には人為的に割られた面もみられる。径6mの範囲内にまとめられており、北東の礫が南東の礫に覆い被さる傾向が強いことから、北東部から廃棄されたものと考えられる。礫間のマトリックスは暗褐色の細粒の砂質土に灰白色砂質シルトが斑紋状に混じる。8～9世紀の須恵器の小片が多数出土するが、出土状況はランダムで、石鍋の破片など中世の遺物も混在している。排土の反転時に重機によって礫を除去し、下部を掘削したが、SD3はほとんど残っておらず、この礫集積坑がSD3を掘り込んでいることが確認された(第51図)。

D. 近世の遺構

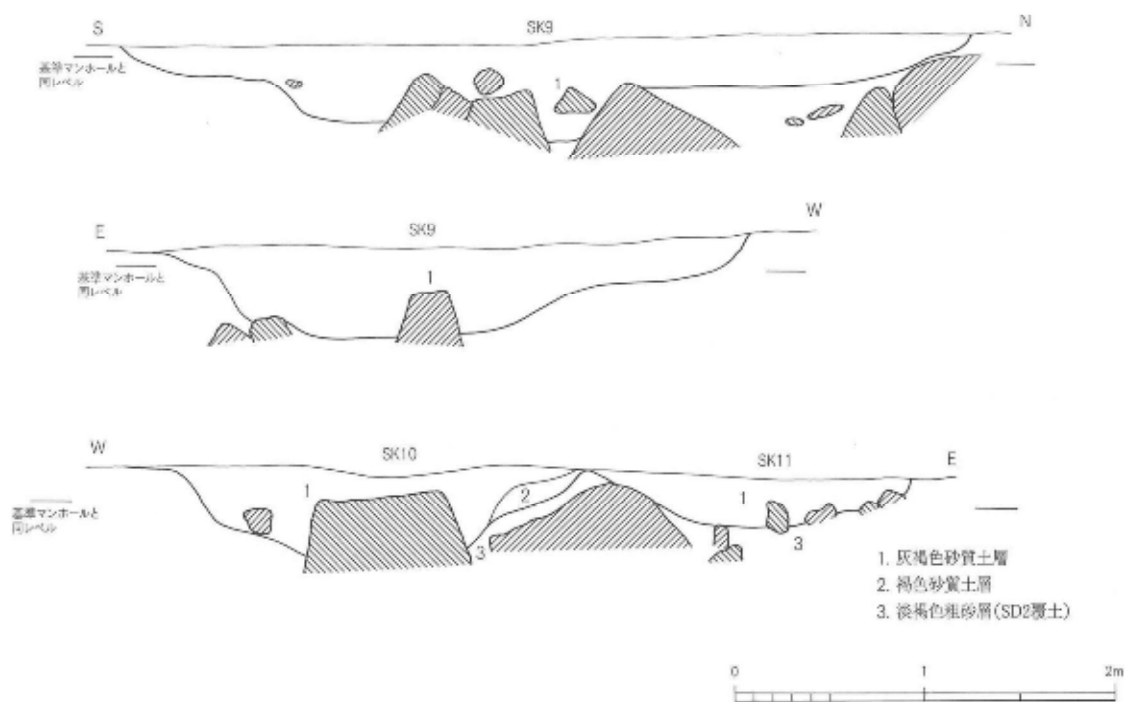
調査区北西部の水田整地跡と東部のSK9～13がある(第41図)。

SK9～13 いずれも覆土に造成土中にみられる黄褐色のシルト質土が疎らに混じるが、近世までの遺物のみ出土していることから、近世の遺構とした。プランは明瞭であるが、底部は凹凸があって、SK9・10には人為的に分割された礫が廃棄されている(第53・54図、図版3下)。

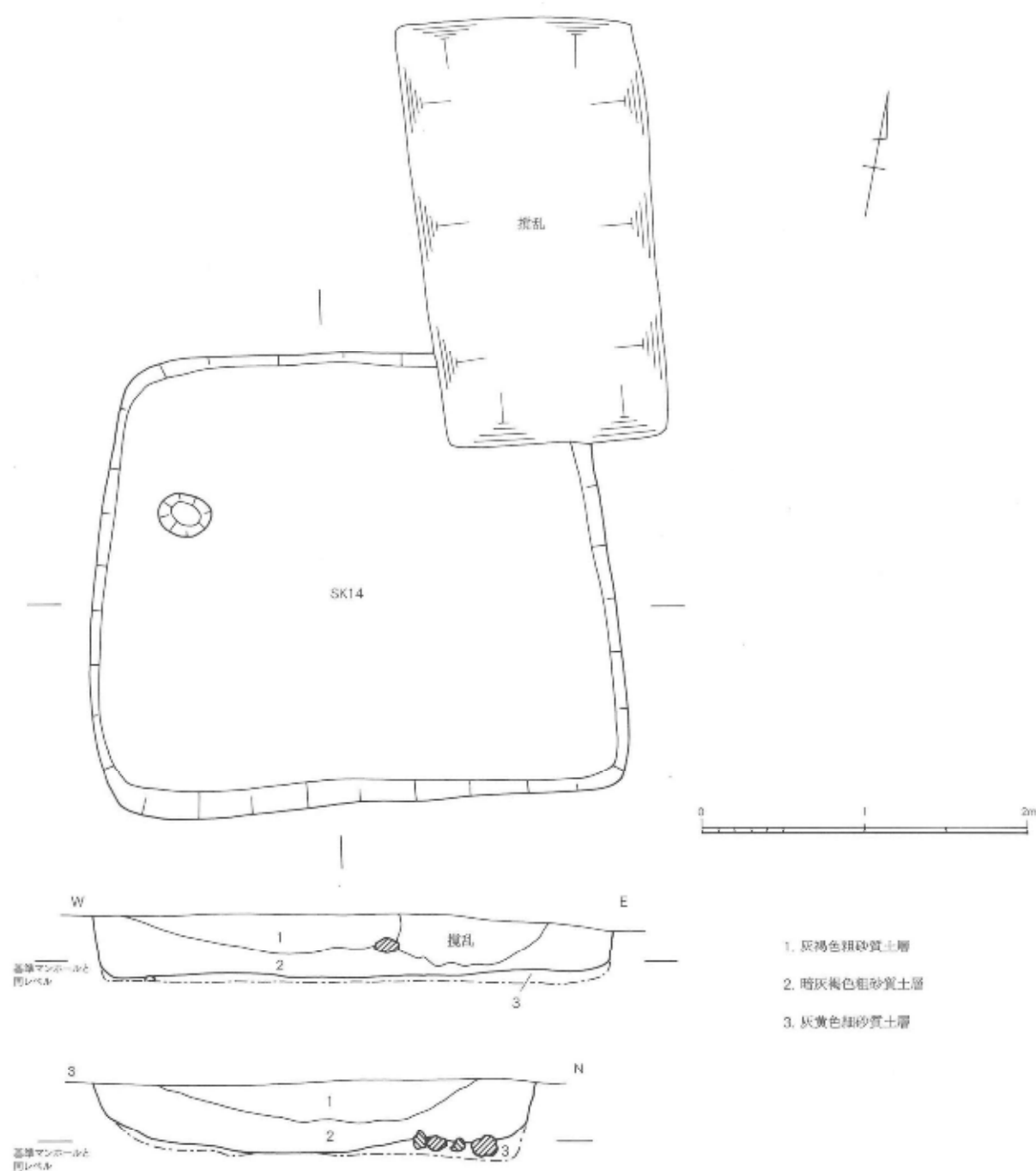




第53図 SK9～13平面実測図 1/60



第54図 SK9・SK10・SK11断面実測図 1/40



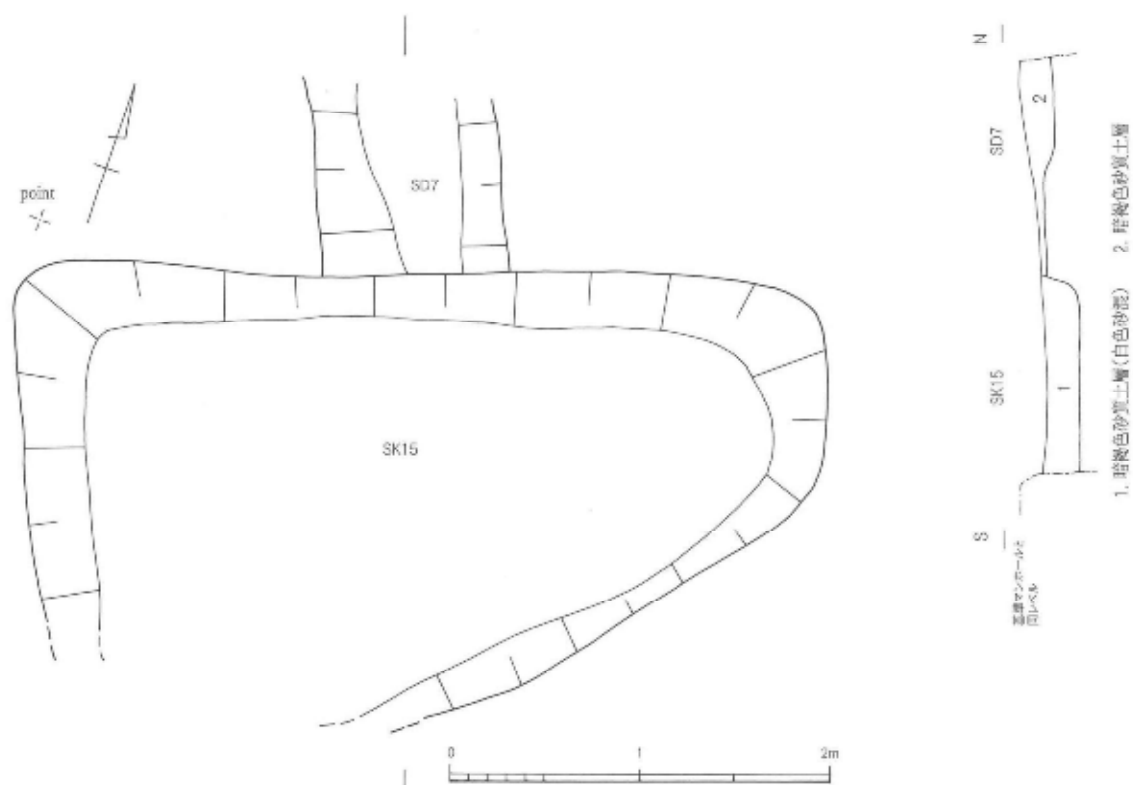
第 55 図 SK 14 平面・断面実測図 1 / 40

E. 時期不明の遺構

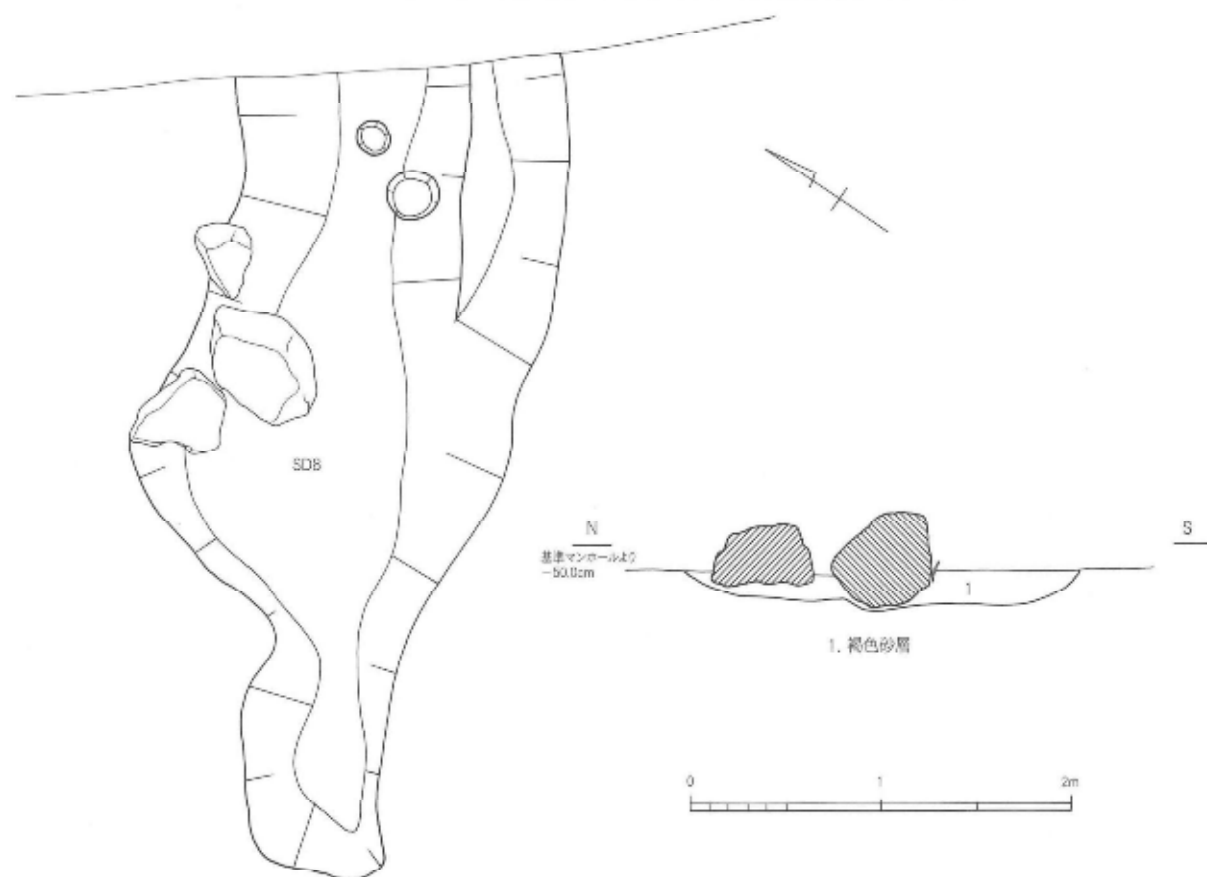
前述の視点で時期を特定することができなかった遺構もある（第 42 図）。

SK 14 調査区北東部において確認された。およそ 280 cm × 330 cm のいびつな方形の堅穴状遺構である。深さは 30 ～ 40 cm と深く、立ち上がりは明瞭であった。底面は平坦であるが、床面の形成も住居的な施設もない。SK 1 とよく類似しているが、遺物は時期の特定できない土師器の小片が少量出土するのみである。覆土は三角堆積を呈しており、自然埋没と考えられる（第 55 図、図版 7）。

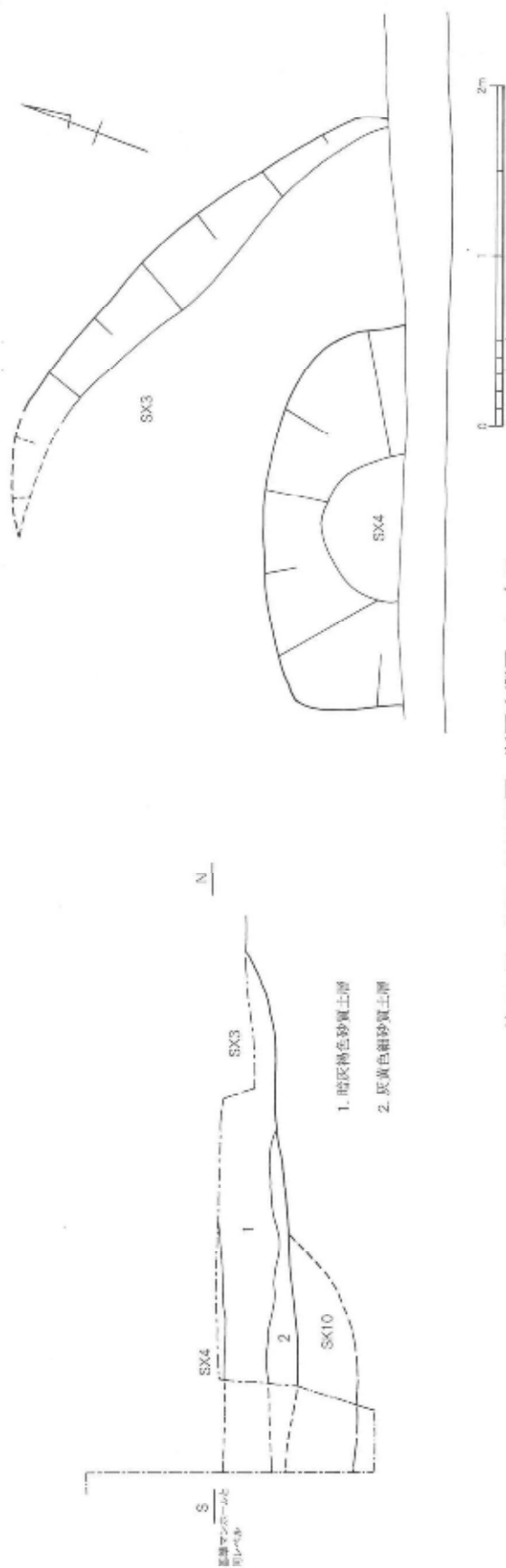
SK 15 SK 14 の南に位置する。およそ 440 cm × 100 ～ 250 cm の不整台形を呈する堅穴状遺構。南北壁



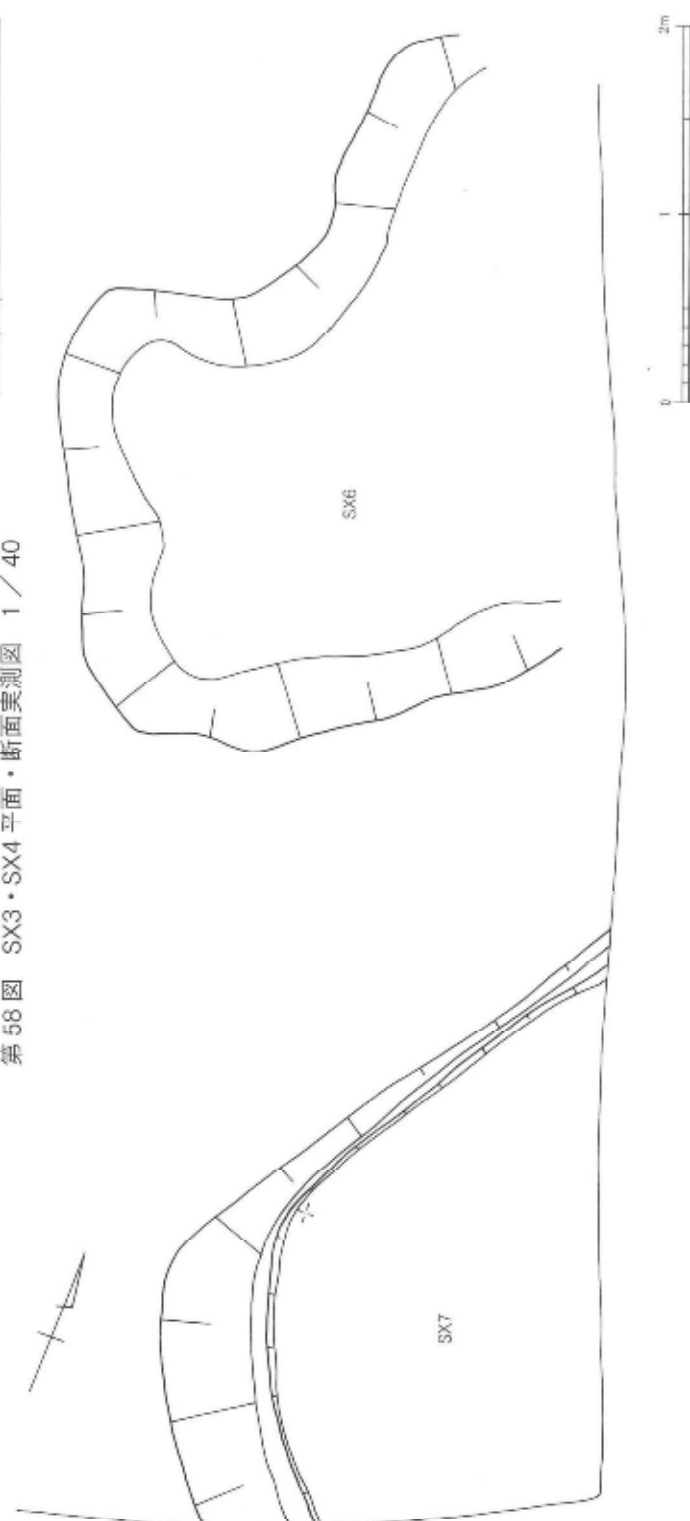
第56図 SK15・SD7平面・断面実測図 1/40



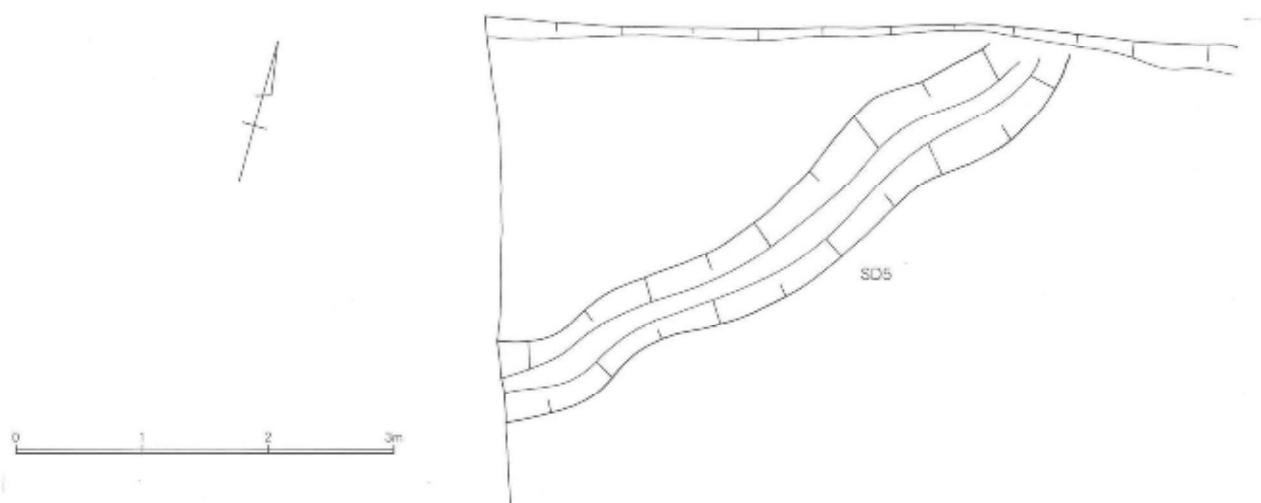
第57図 SD8平面・断面実測図 1/40



第58図 SX3・SX4 平面・断面実測図 1/40



第59図 SX6・SX7 平面実測図 1/40



第60図 SD5平面実測図 1/60

の立ち上がりは明瞭であるが、東西壁の立ち上がりは緩やかである。底面は東に向かって緩やかに下がる。SD7はSK14およびSK15に切られる(第56図)。



第61図 SD6・SX5平面実測図 1/60

SD8 東西に走る溝状の遺構である。覆土は暗褐色砂質土。上部には鶏卵大以下の小礫が密に入るが、入り方はランダムで水平堆積ではない。礫間にマンガンが沈着する。北側の立ち上がりは明瞭であるが、南側は不明瞭で、底面もやや凹凸がみられる。庄内式期(古)段階の甕片が出土している(第57図)。

SX7 調査区南東隅で確認された竪穴状の落ち込みであるが、規模はわからない。深さは80～90cmと深く、立ち上がりが明瞭で、人為

的な掘り込みであろうが、遺物の出土は皆無でその性格は不明。底面も平坦で、緩やかに南に下がる。覆土は褐色砂質土で、上部は砂粒やや粗く小礫が多く入るが、漸移的に下部へ行くほど細くなり、シルトに近くなる。全体に灰白色土が疎らに入る（第 59 図）。

小土坑群 SB1 検出面の下、XV 層上面において検出した。プランはしみ状で、不明瞭なものが多く、遺物も包含しない。

SD5・6 XⅢ層を除去した段階で、XV 層の上面において検出した。北北東から南南西の方向に走る溝状の遺構である。覆土は灰褐色で、SK3・5・6 と類似する。立ち上がりは緩やかである。土師器小片が出土した（第 60・61 図）。

（4）出土遺物

A. 応急整理分

遺物は、27 ℓ コンテナにして 62 箱分出土した。整理報告できる資料は、応急にピックアップした分のみである（第 62～64 図、図版 17～19）。

1～13 は庄内（古）段階に帰属すると思われる資料である。1 は広義の二重口縁壺であり、外反する頸部から屈曲して直線的に伸びる口縁部を持つ。器壁厚く、口縁端部は丸く収まる。口縁部に櫛描波状文（4 本単位で幅 1.4 cm 平均）で施文し、竹管刺突円形浮文を 2 つ貼り付けているが、残存状態悪く施文単位は不明である。また、円形浮文の上下に竹管文を連続して施すが、この工具は円形浮文に施した竹管文とは異なるようである。2 は高杯の杯部である。受部下半は内弯気味、上半は大きく外反し、稜線は凸状に発達する。口縁端部は平坦面を意識している。外面は丁寧な縦位ヘラミガキ調整を施す。3～13 は甕が大半で、一部壺を含む。3 の口縁部は外反気味に短く伸び、口縁端部は丸く収まる。平行叩きの後、乱雑なヘラナデをタテ方向に施す。4 以下は底部片であるが、4～8 は平底。9・10 は僅かに上げ底。11～13 はいわゆるドーナツ底である。

14 はいわゆる小形丸底壺で、口径 10.8 cm である。器面荒れのため調整は不鮮明であるが、口縁内面のハケメは明瞭に残る。布留式古段階に属すると思われる。

17 は黒色土器の甕である。内面と外面上部を黒色処理し、口縁部内面に 1 条の凹線を施す。9 世紀に属する。

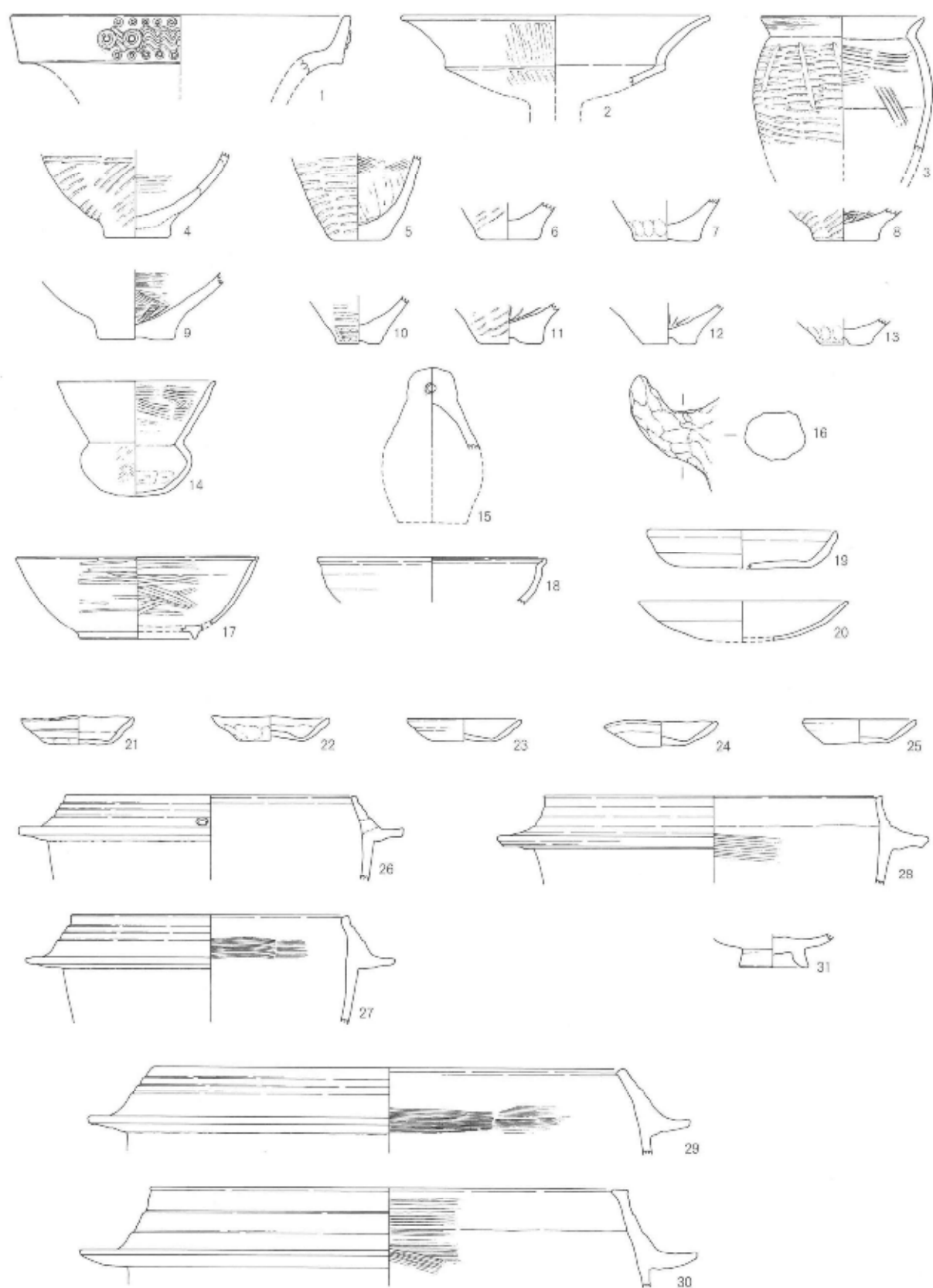
18 は土師器の甕である。口縁部は巻き込むようにして終わる。

19～30 は中世に帰属する遺物であるが、14・15 世紀のものが中心をなす。19 の土師器皿は体部外面 1 段ナデで口縁端部は面取り気味に調整される。20 は瓦器碗である。21～25 の土師器小皿は体部内面にヨコナデが強く施されるために内面底部周縁が凹線状にくぼむ。26～30 の羽釜は内傾する口頸部の外面に 2～3 の段もしくは凹線を施し、丁寧なヨコナデにより調整され、胴部以下はヘラケズリで薄く仕上げられる。内面は横・斜位のハケメが施される。26 には蔓取手穴がみられる。

31 は肥前磁器の碗で、内面底部は露胎である。体部内外面および高台外面に青磁釉が施される。

32～70 は須恵器である。32～36 はⅡ型式に属する杯蓋である。32 の口縁端部は内傾する明瞭な段を有するが、肩部の稜は短く丸い。器高は口径に比して高く、器壁は非常に薄い。33 の口縁端部は、丸いが内面に小段が設けられている。肩部の稜は短く、形骸化している。34 の口縁端部は平坦となり、内面に僅かな小段を設ける。肩部の稜は消滅し、凹線が 1 条巡る。35・36 は口縁端部が丸く収まり、稜もなくヘラケズリも粗雑である。

37～45 はⅠ～Ⅱ型式に属する杯身である。中心はⅡ型式の後半である。37 は底部が丸く、口径も小さいが、器高は高い。立ち上がりは比較的高く僅かに内傾し、口縁端部は内傾する明瞭な段を有する。受部は短くやや



第 62 図 出土遺物実測図 (1) 1 / 4

上方へ伸び、端部は丸い。受部内面にはオリコミ手法による明瞭な凹線がみられる。回転ヘラケズリは外面の約2分の1におよび、ケズリ単位も明瞭である。底部内面には一定方向のナデが施される。須恵器集中部出土の1点であるが、他の共出資料と比べて古相を呈する。38・39は立ち上がりが比較的短く内傾し、端部は丸く仕上げられている。40～45はさらに立ち上がりが短く、大きく内傾する。

46～49はⅢ型式以降の杯蓋である。46はつまみ部分を欠損するが、内面のかえりはやや中央部寄りに位置し、断面は三角形を呈する。47～49の擬宝珠様のつまみは低く扁平であり、基部径も大きい。口縁部は欠損し、径も不明である。ただし、図示しなかったが、かえりの消失する口縁部破片がいくらか共伴している。

50～56は高台を有する杯である。50～54は断面台形の高台を、底部端近くに「ハ」の字状に貼り付けている。接地面はほぼ平らで、54は強いナデのため凹面をなす。体部は直線的に外傾する。50は内底面中央をナデ調整しているが、他は回転ナデ調整のみである。Ⅳ型式の中でとらえられよう。56は底面やや中央より高台を「ハ」の字状に貼り付け、内端面で接地する。底部と体部の境線が非常にシャープで、高台貼り付け後、接合部外面にいいねいにヘラケズリ調整を施す。口径も19.2 cmと大きい。Ⅲ型式に属する。55は土師器で、器面荒れのため調整は不明瞭である。体部は「S」字状に外反し、口縁端部はやや尖り気味になる。

57～61は高杯脚部ないしは壺・長頸壺などの脚台部である。57は杯部底面に同心円叩きの痕が残る。透かし窓は円形で、四方向に設けられる。59は比較的大型で、三方向に配置する長方形の透かし窓を、2段に千鳥状に刻む。脚中段に2条の沈線を巡らせる。

62は圈足円面硯である。透かし上部の破片で、全容は明らかでない。陸と海の区別は明瞭で、陸部の推定径は13.6 cm、その周囲を幅2 cmの海が巡る。圈足上部に2条の突帯を貼り付け、その下に幅1.1 cmほどの透かしを14方向に刻む。白色の色調を呈し、胎土も緻密で他の須恵器とは異なる。円面硯の破片はもう1個出土している。

63の甕は、口頸部の基部が細く上部は欠損するが、ラッパ状に外反するものと思われる。体部はやや肩の張る扁球形で文様はみられない。孔下部は若干摩滅している。礫集積の礫下から出土した。

64は杯身内面に線刻文字を施したものである。「夫」を横位に線刻するようにみえるが、漢字か否かは判然としない。文字か否か、再検討を要する資料である。

65～67の甕口頸部は、緩やかに外反し、端部で大きく肥厚させるものである。65は端部の肥厚部と1条の沈線によって文様帯を画し、中に櫛描波状文を施す。

68は短頸壺。頸部は短く直立し、端部は丸く仕上げられる。肩はやや張りが認められる。

69は平瓶片。口頸部をやや内弯気味に開き、中央に1条の沈線を巡らせる。肩は丸い。

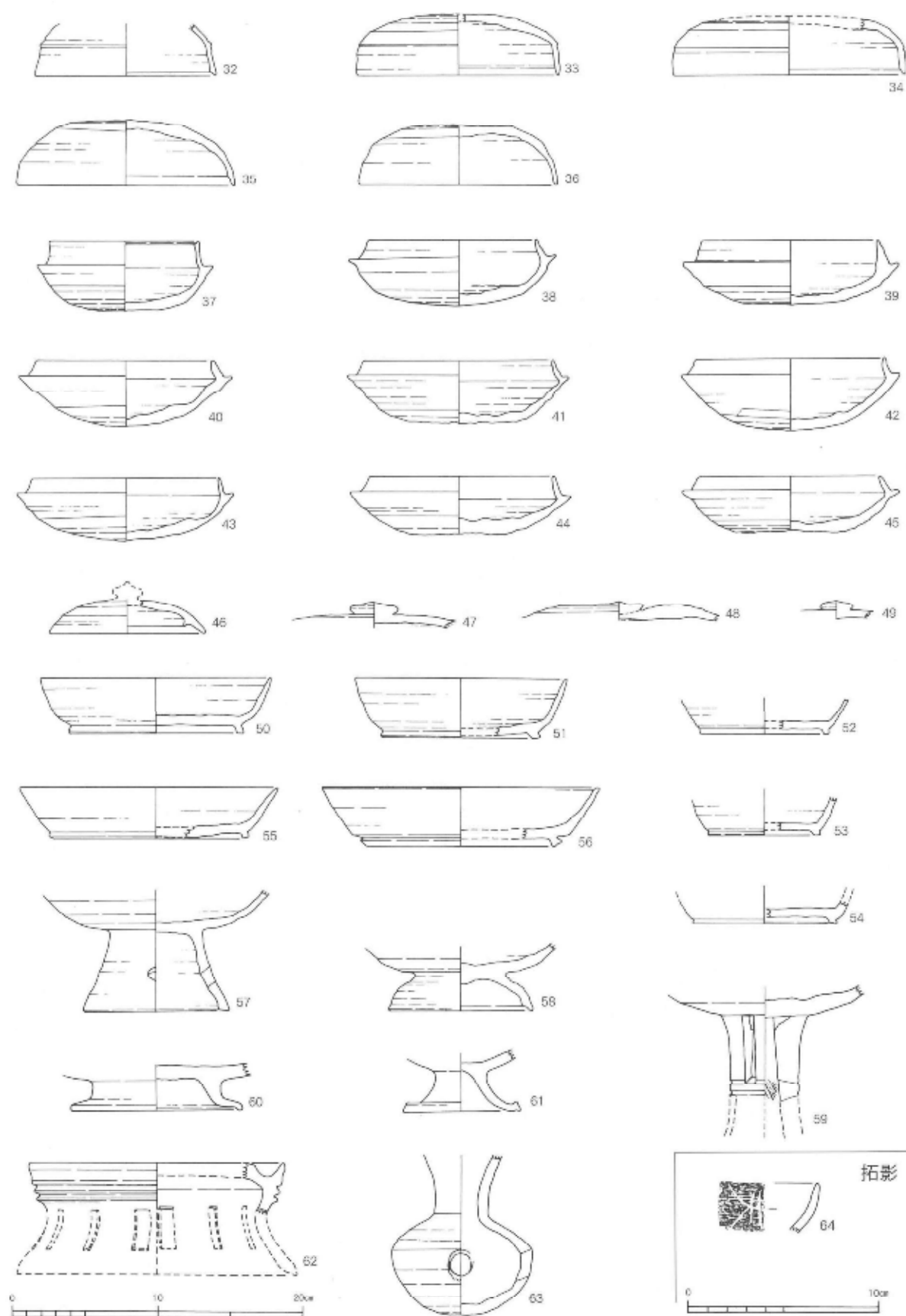
70は長頸壺の頸部片である。細くラッパ状に開く。

71は土師器の甕形土器である。前方に突出する大きな鋳を貼り付ける。体部外面に平行叩き痕がみられる。

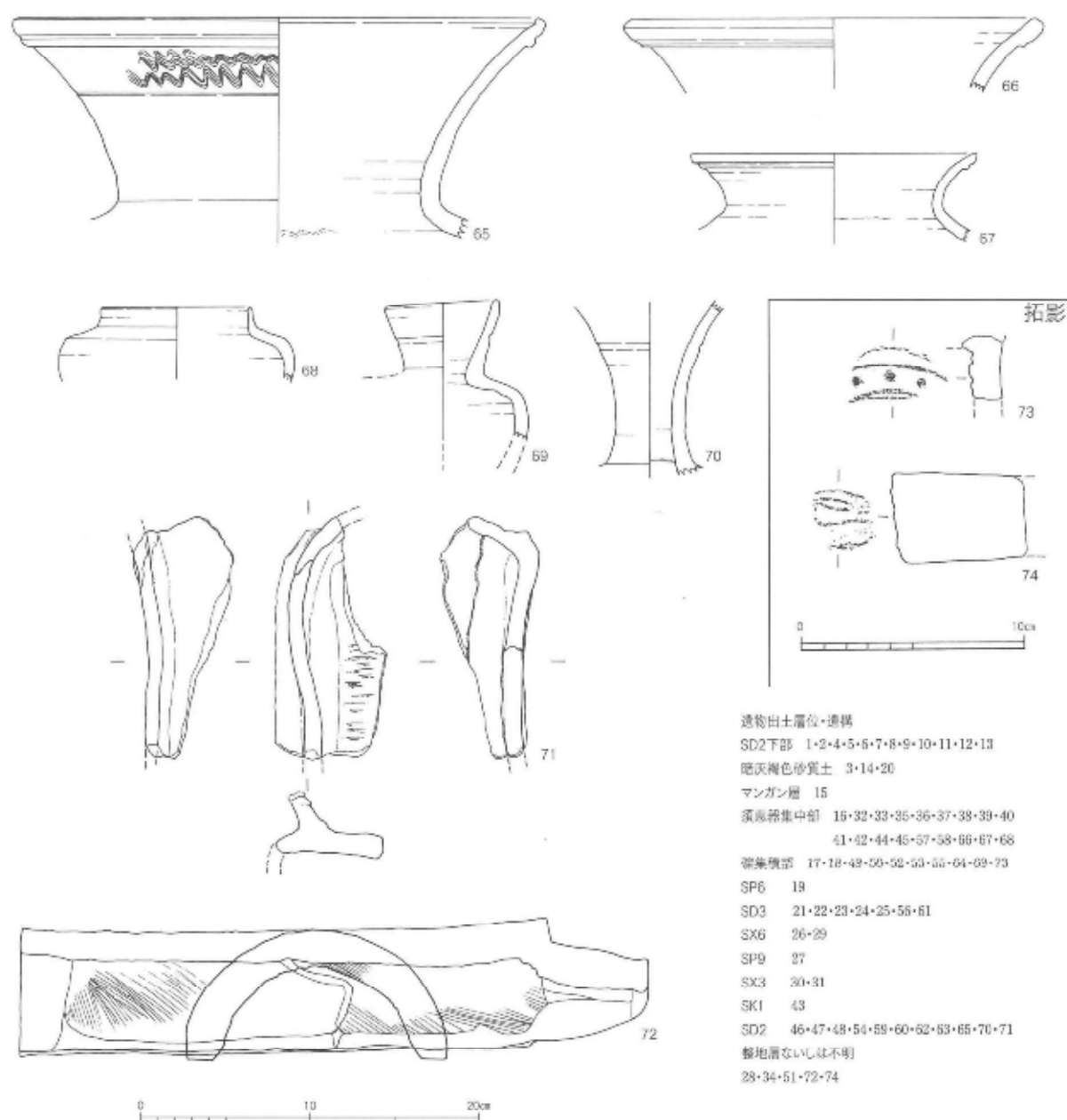
72～74は瓦である。72は玉縁を有する完形の丸瓦で、凹面に吊り紐痕が残る。吊り紐は強く垂れることから14世紀以降の所産であると考えられる。白色の離れ砂、斜め方向のケズリ痕がみられる。凸面にはナデで消された縄叩き痕が僅かに残る。73は三巴文の軒丸瓦である。小片であるため詳細は不明であるが薄手である。74は軒平瓦。摩滅著しく残存する文様も僅かで、時期などは不明である。

B. 追加整理分

当該地点における出土遺物の総量は、前記したとおりコンテナ62箱分と多量であり、かつ須恵器集中部や礫集積、暗灰褐色砂質土層(XIb層・XIc層)など量的に豊富な遺構・遺物包含層も目立つ。したがって、



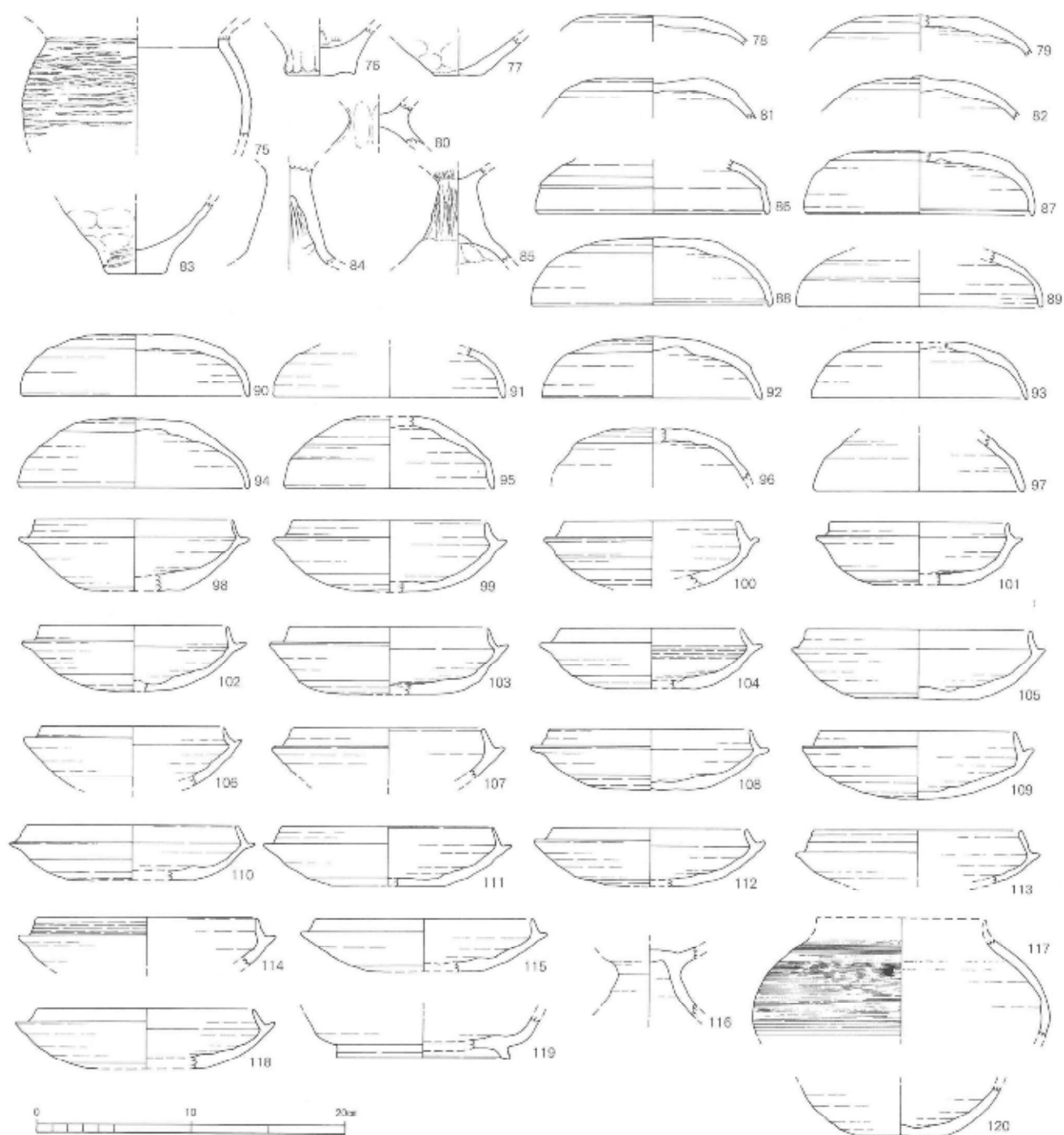
第 63 図 出土遺物実測図・拓影 (2) 1/3・1/4



第64図 出土遺物実測図・拓影(3) 1/3・1/4

復興調査班担当者(長屋幸二・佐藤康二両氏)が実施した応急整理資料以外の遺物の見直しを図り、発掘担当者作成の出土遺物実測図・拓影74点(第62図～第64図)に加え、森岡・木南が新たに387点の資料を抽出、翠ヶ丘整理作業基地において森岡の測図指導下、補助員が追加実測し、遺構・層位ごとにプレートを作り掲載した(第65図～第78図, 図版20～32)。以下、それに対応する説明を簡単にしておきたい。なお、土器のレイアウト番号は追加分も継続番号とした。

須恵器集中部 6世紀後半を中心とした須恵器が集中した浅い落ち込み出土の土器類である。75～77・80・83～85は、弥生土器および庄内併行期の土器である。いずれも胎土中に石英・長石を含み、淡橙色・淡黄褐色を呈する在産土の土器である。75・83は甕で、75は丸い肩部から胴部にかけて水平方向の平行叩きが施され、83は小さな平底付近まで叩き込まれた後、押圧ナデにより消されているようである。76・77は、底

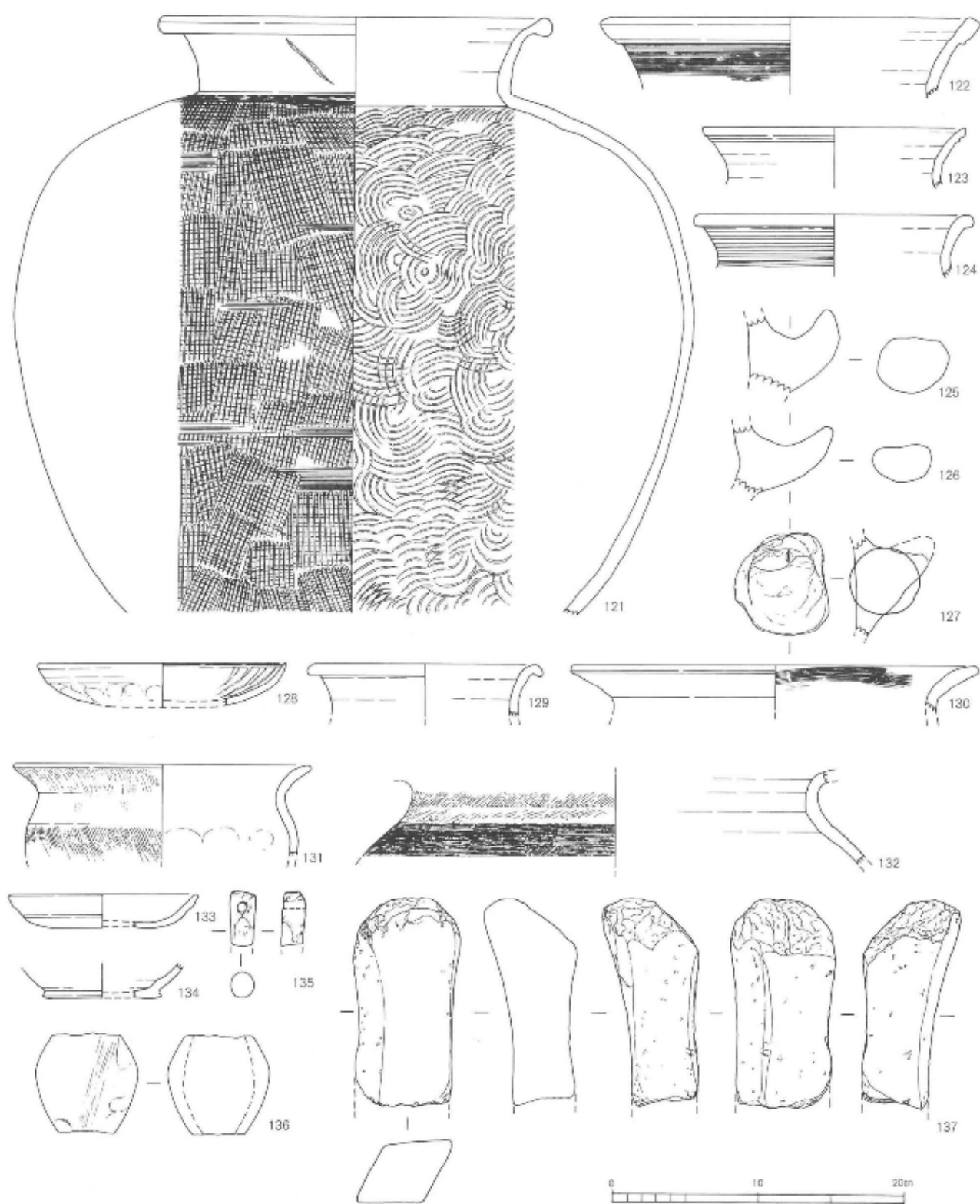


第 65 図 出土遺物実測図 (4) 1 / 4 須恵器集中部①

部である。76 は厚みのある平底で、径 4.6 cm を測る。周縁に指頭調整が加わり、内面にはクモの巣状のハケメが認められる。鉢の底であろう。77 は径 3.2 cm の薄い平底で、壺の底部とみてよい。80 は高杯か鉢の脚台部分で、「ハ」の字形にふんばる脚台をもち、接合部外面に強いナデが加えられる。

84・85 は高杯である。84 は中空の脚柱部で、内面に絞り目、外面にはナデが施される。裾部は屈曲を示す。85 は中実の脚柱部で、器面調整はヘラミガキおよびナデによる。庄内式併行期に下るものであろう。

78・79・81・82・86～97 は、須恵器杯蓋である。78・79・81・82 は天井部のみの残存。79 はヘラケズリ



第 66 図 出土遺物実測図 (5) 1 / 4 須恵器集中部②

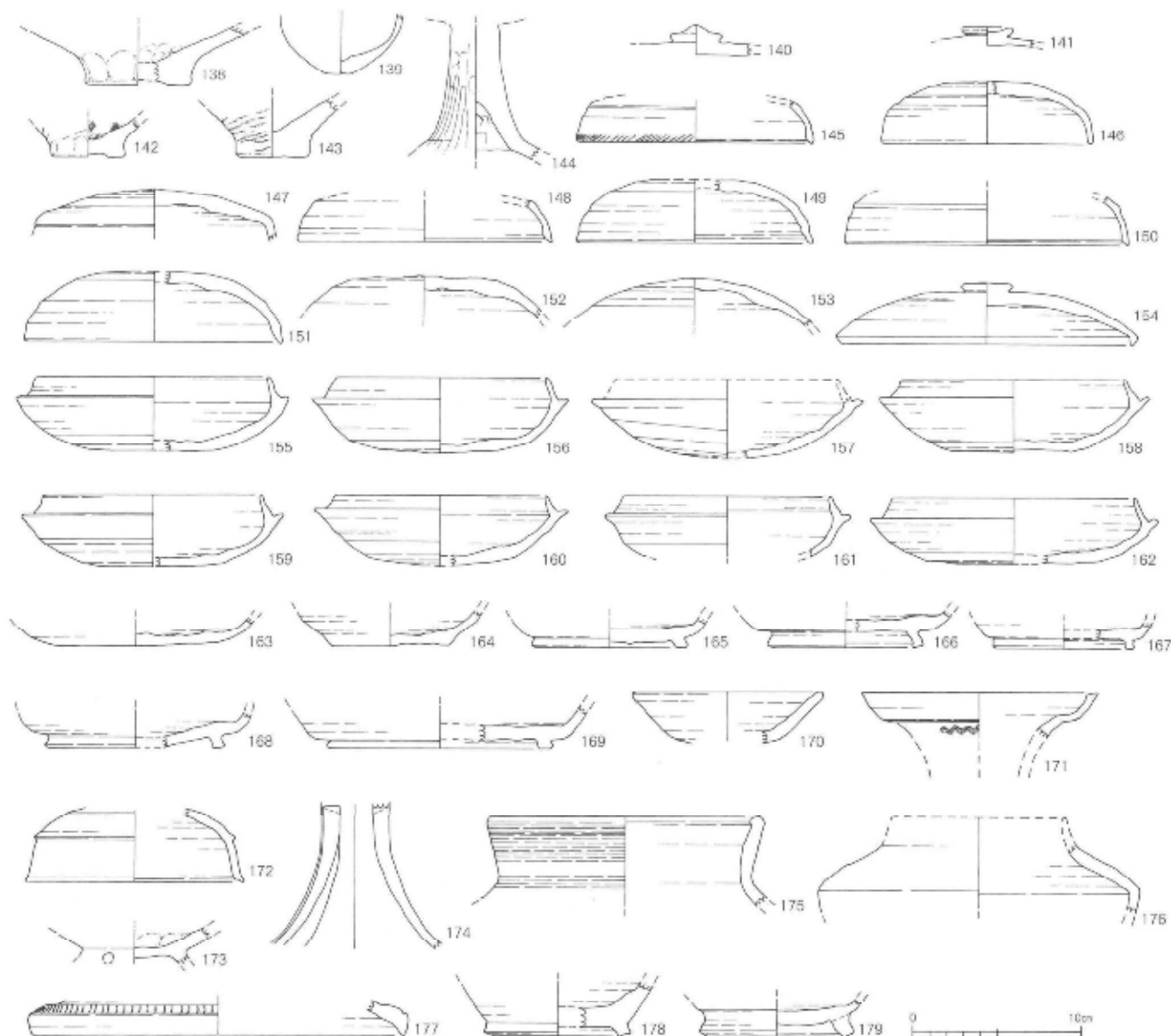
の幅が広く、古い要素を残す。86は段差による弱い稜をもち、口縁端部内面には段差を有する。器高は扁平になりつつあるようで、中村編年Ⅱ-2段階のものであろう(以下、須恵器の型式比定については、中村浩編年[中村1985・1992]を採用した)。87・88は口縁端部に浅い沈線を有するものの、肩部の稜は認められない。口径はそれぞれ14.6cm・15.3cmを測り、他の蓋とともに淡灰色を呈する。中村編年Ⅱ-3段階に下る。89～93はⅡ-4段階以降のものを並べた。杯蓋ではこの段階のものが多くみられる。杯身も同様の傾向をもつ。口縁部内端の段は消失し、93を除いて丸く仕上げられている。天井部の形態は扁平な半球形を呈する。89は外面の下った位置に形骸化した1条の凹線をもつ。口径は14.0cm～16.0cmであり、92・93については小型化する。おおよそ天井部を回転ヘラケズリしているものの、93はのちにナデを加えているようである。94～97はⅡ-6段階に下るものを含む深い天井部を有する蓋である。94は天井部に「一」のヘラ記号を有する。他の3点は口径13.5cm未満とやや小さくなる。

98～115・118・119は、須恵器杯身である。底部が丸味を帯びるもの、丸味を帯びるとみられるもの(98～107・109)と、底部が平坦で器高全体が低くなるもの(108・110～115・118)とに大別され、前者はⅡ-4段階、後者はⅡ-5段階に位置づけられよう。いずれも口縁部の立ち上がりや受部は短く、調整は底部を回転ヘラケズリ、その他はヨコナデによる。114は口縁部外面を板目調整している。高台のつく119は、時期的にみておそらく混入品と考えられる。直立する短い高台は、杯底部の周縁よりやや内側に貼付される。Ⅳ-2段階の杯身とみられる。

116は低脚高杯の残欠である。脚柱の付け根は薄いつくりである。117は須恵器短頸壺の体部片。頸部直下より胴部全体にかけてカキ目調整を施す。内面の一部には幅1cm前後の粘土紐巻き上げ痕が残存する。Ⅱ-6段階のものと思われる。120はⅢ-1段階に入る短頸壺の底部片である。121～124は、須恵器甕である。121は口径26.1cm、残存器高41.0cmを測る遺存度の大きい資料で、外面は叩き成形を行ったのち、部分的にカキ目を施し、内面には同心円文の当て具痕を残す。頸部には「、」のヘラ記号が付される。外反する口縁部の端部は丸く肥厚させる。6世紀代のものであろう。122～124は口縁部片で、122は断面方形の端部直下に小さな断面三角形の突帯をめぐらせる。復元口径24.6cmを測り、外面にはていねいなカキ目調整を伴う。123は口縁端部に1条の凹線をめぐらせる。復元口径は18.0cm。口頸部外面に文様帯はない。124は外上方へと弯曲する口頸部にカキ目を螺旋状に重ねつつ施し、口縁端部の断面は丸みのある方形に仕上げられる。123・124については、小型の甕の他に壺である可能性もある。

125～127は、甕または鍋の把手である。3点共に石英・長石粒を含んだ淡橙色系の色調を発する。125・126の断面形は楕円形を呈し、とくに126は薄くなるものの、扁平化は著しくない。127はいわゆる牛角状の韓式系土器の把手であり、上部に深い切り込みを伴う。

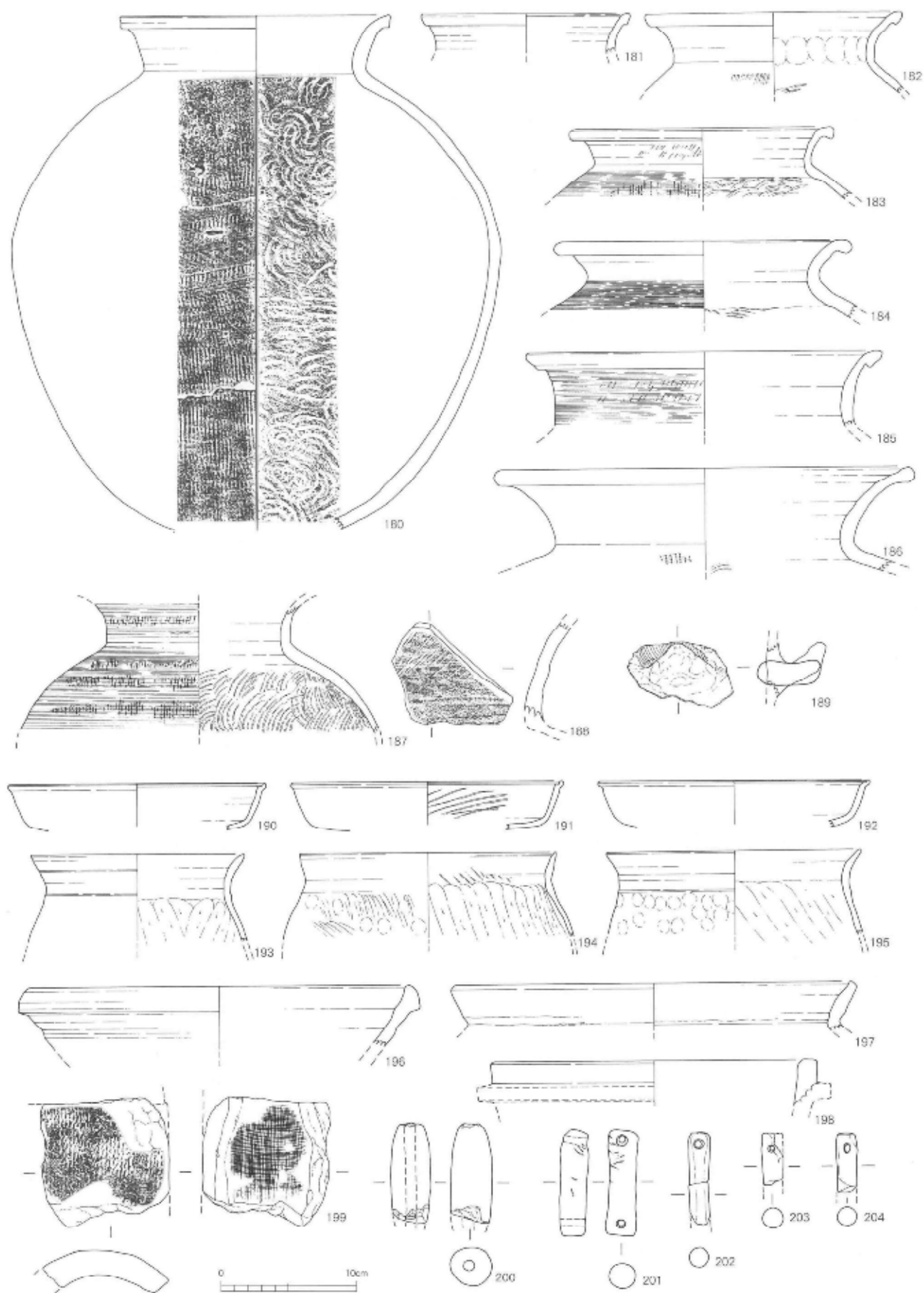
128～134については、時代・時期を特定し得るものではなく、混入資料の可能性が強い。128は、土師器杯である。口径17.0cmを測り、内面に弱い擬凹線を伴う。内面の暗文は放射状で、2本1単位をなすようである。平城Ⅳ期段階。129は、土師器の壺である。胎土は精緻で、茶橙色を呈する。外反する口頸部をもち、端部は垂下風に丸く仕上げられる。130・131は、土師器甕である。130は大きく外反する口縁部をもち、中央部が肉厚となり、端部は面取り調整がなされる。口径27.6cmを測り、内面にハケメを伴う。8世紀後半のものであろう。131は頸部の屈曲がゆるやかで、外反する口縁部は端部が丸く仕上げられる。外面は口縁端部にまでハケメがおよんでおり、頸部付近はナデにより擦り消される。130より先行するもので、7世紀代にさかのぼろう。



第 67 図 出土遺物実測図 (6) 1 / 4 礫集積①

132 は、瓦質土器甕で、ゆるやかに外反する口頸部をもち、頸径 27.7 cm を測る。体部には水平方向の非常に細かな平行叩き、頸部には斜め方向に施され、ナデにより擦り消される。133 は、土師器皿である。器壁外面には一段ナデが用いられ、内面にはかすかにハケメが認められる。12～13 世紀代のものであろう。134 は、須恵器壺である。推定径 8.0 cm を測る平高台をもち、見込みは大きく凹む。11 世紀代におさまるものであろう。135 は、棒状有孔土錘である。半分以上欠損する。136 は、管状土錘である。長さ 6.7 cm、太さ 7.0 cm、孔径は最大 4.7 cm を測る。137 は、砥石である。淡黄灰色を呈した泥岩製で、よく使用されて弯曲化した擦痕面は大きく 4 面、上端小口部分は敲打による痕跡が著しい。縦 14.3 cm、横 7.2 cm、最大厚 5.8 cm を測る。

礫集積 138 は、弥生土器畿内第 V 様式の壺の底部である。ドーナツ状の上げ底は径 6 cm を測り、葉脈痕が一部認められる。139 は、小型壺である。丸底風につくられているが、中央に凹みをもった小さな平底を残している。外面にナデ、内面には板ナデを伴う。庄内式併行期の中に収まるであろう。142・143 は、弥生後期



第 68 図 出土遺物実測図・拓影 (7) 1 / 4 磧集積②

系の甕である。142 は径 4.45 cm を測るドーナツ状上げ底、143 は径 4.3 cm を測る平底である。成形法を異にする。144 は、庄内式併行期古相の高杯残欠である。脚柱部上半を中実とし、下半内面は板状工具で押さえつけて調整している。裾部にかけて屈曲を示し、やや曲折する。

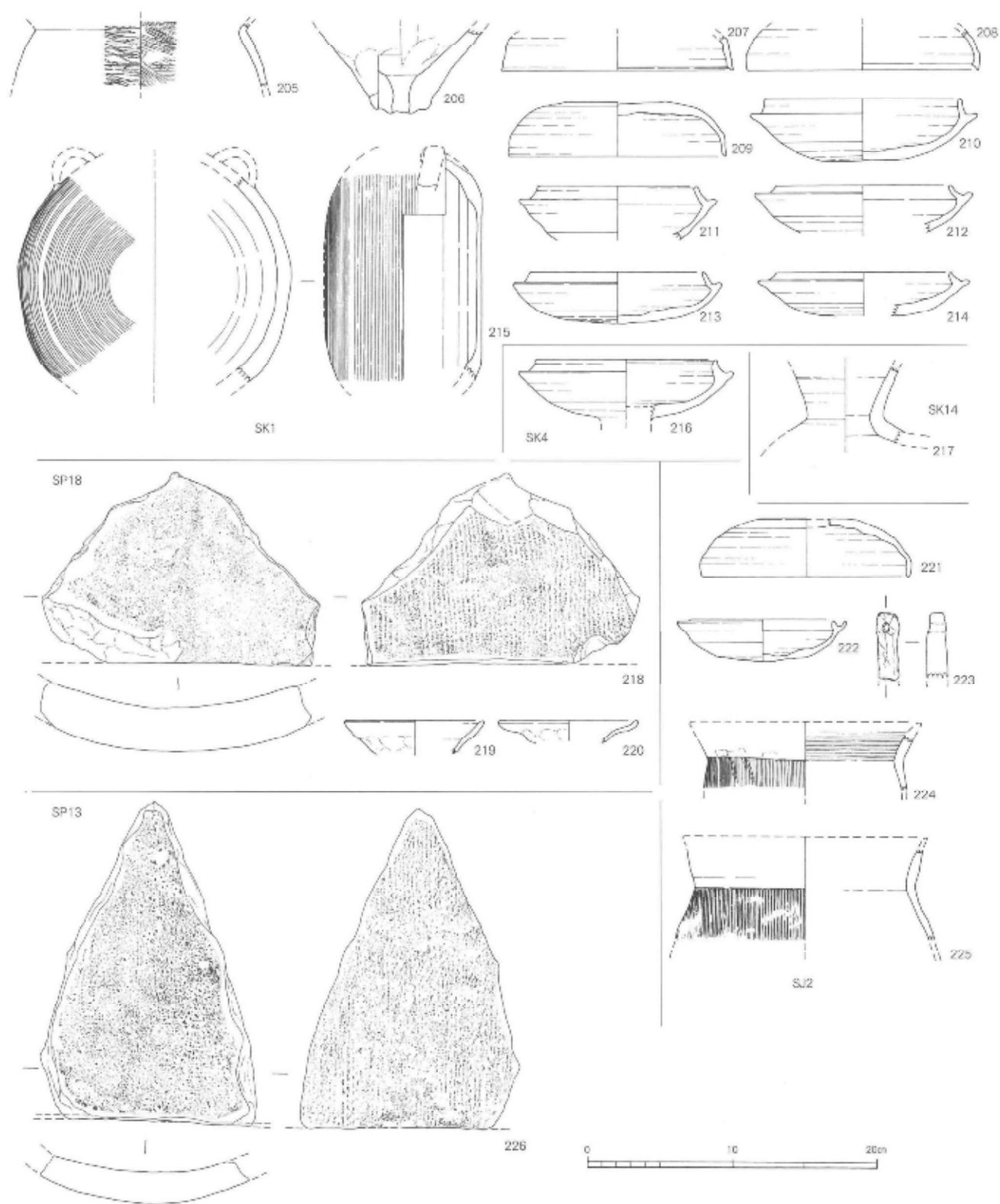
140・141・145～188 は、須恵器である。つまみ部分 140 は、擬宝珠様の断面形を呈する。141 は中央が凹む。145～154 は、須恵器杯蓋である。145 は口縁端部に段を有し、外側面には列点が施される。天井部は扁平になるようで、短頸壺の蓋になるかもしれない。150 は復元口径 17.0 cm と大きく、Ⅱ-2 段階のものとみられる。天井部との境目に浅い凹線を施す。148 は稜を有さないものの、口縁端部に段差をもち、Ⅱ-3 段階以前に編年し得るものだろう。146・147・149・151・153 はさらに後出のⅡ-4 段階前後のものと思われる。152 は天井部の回転ヘラケズリの境界線が高い所に位置していることから、Ⅱ-5 段階に下る。154 は低い擬宝珠様つまみをもち、口縁端部は短く曲折して内傾する。Ⅳ-1 段階のものであろう。

155～169 は須恵器杯身で、165 以下には高台が付く。155～161 は口縁部の立ち上がりが比較的傾斜し、また底部から体部にかけての形態に丸味がみられることから、Ⅱ-4 段階前後のものと思われる。162 は、全体的に扁平で大振りであることから、やや古い要素も認められる。163・164 は底部である。164 は回転ヘラ切り未調整で、器表は還元化が進み、黒色味を帯びている。165～169 は高台を伴うタイプで、166 は「ハ」の字状の高めの高台が底部周縁よりかなり内側に付される。Ⅲ型式にさかのぼるものか。その他はⅣ型式に収まるものであろう。170 は、須恵器碗である。回転ヨコナデにより調整される。口縁部外面が還元により黒色化しており、重ね焼きの痕跡としてとらえられよう。應 171 は、内湾する口縁部外面下端に 2 条の沈線が巡り、頸部には波状文が施される。口縁端部は平滑に面取りされる。復元口径 14.0 cm を測る。

172～174 は、須恵器高杯である。172 は有蓋高杯の蓋で、部位境界にやや丸味を帯びた稜をもち、「ハ」の字形に外傾する口縁部を有する。Ⅰ型式にさかのぼる資料であろう。173 は三方に円孔をもつ低脚高杯。174 は長方形の透かし窓をもつ長脚高杯である。175・176・178・179 は、須恵器壺である。175・176 は短頸壺である。直線的に外上方にのびる口頸部 175 は、端部で内側に肥厚する。口径は 16 cm。外面はカキ目調整を施す。176 は推定頸径 11.6 cm を測る。肩部はかなり張る。178・179 は高台部である。179 は内面底部に不整方向の板ナデ痕を残す。177 は、須恵器器種不明の底部である。脚台風端部の上面に沈線を 2 条施し、その間に刺突文を配している。細片につき径は不明だが、推定径は 22 cm である。器台の口縁部の可能性もある。180～188 は、須恵器甕である。180 は図上ほぼ完形となる資料で、口径 19.8 cm、残存高 38.0 cm、球形に近い胴部をもつ。他は口頸部ないし頸部付近の破片である。口頸部の屈曲については口径の大小により差異が認められ、口縁端部の断面形状については、やや下方へ肥厚するもの(181・182・185)、丸くおさめられるもの(184・186)、平滑な面を成すもの(180)とに大別される。また外面の調整については、平行叩きによるもの(182・186)、平行叩きの後にカキ目調整を施すもの(180・183・184・187)がみられる。また、口頸部成形痕跡の延長がみられる 183 や 187 が認められる。口縁端部内面側に凹面のない 180～185 についてはⅡ型式後半からⅢ-1 段階におさまるものであろう。

189 は、土師器把手である。埴か。ハケメを伴う器壁に貼り付けられたもので、断面形は扁平である。淡橙色を呈し、石英・長石などが含まれる。

190～192 は、土師器杯である。形態・法量が近似するもので、底体部の移行は丸味を帯びて外上方に直線的に立ち上がり、口縁端部内面の屈曲部には 1 条の沈線を巡らせている。器面調整はヨコナデによるものが多いが、内面に暗文を伴うもの(191)も認められる。平城宮Ⅳ期に比定されよう。193～195 は、土師器甕



第 69 図 出土遺物実測図・拓影 (8) 1/4 SK・SP・SJ

である。口径は15～18.5 cm前後を計測する。肩の張らない体部から緩やかに外反する口頸部に至り、口縁端部は薄く仕上げられる点で共通する。外面は主としてナデ・指頭圧による最終調整であり、体部内面は板状工具による縦方向のケズリが施される。全体として長胴傾向をもつ甕と思われる。胎土は緻密で、淡黄橙色を呈する。197は口径30 cm近い土埴である。頸部で屈曲したのち「く」の字状に短く外反し、口縁端部は面を成す。いずれも7世紀後半以降のものであろう。

196は、須恵器捏鉢である。口縁端部の断面形は三角形に拡張され、12世紀末～13世紀初頭の時期に比定できよう。198は、石埴である。厚い方形の口縁端部をもち、復元径23.6 cmを測る。短い断面台形の罫をもつものと思われる。滑石製であり、器表は摩滅している。13世紀代のものであろう。199は丸瓦の残欠。凹面に布目痕、凸面に縄叩き痕を残す。淡黒橙色を呈する。200～204は、土鍾である。200は管状土鍾であり、胴部の最大径は3.1 cm、残存長7.5 cm、孔径0.8 cmと細長い。弥生時代にさかのぼる資料かもしれない。201～204は棒状有孔土鍾で両端に1ヶ所ずつ穿孔されるもので、断面は円形を呈し、いわゆる瀬戸内型のものである。

SK1 205は、第V様式系甕体部片である。粗い平行叩きは横方向・左上がりの斜め方向に施され、内面はハケメにより調整される。頸部復元径14.6 cmを測る。206は、第V様式系の有孔鉢である。底部は不安定な形態で、外上方へと直線的にのびる体部は、指頭圧及びナデにより成形される。器壁は厚く、かなり大型品になるだろう。底部の孔径は1.25 cmを計測し、焼成前の穿孔である。

207～209は、須恵器杯蓋である。207は口縁端部に段を有し、稜は認められないが、肩部の堅さが残る。口縁部は直線的で、II-2からII-3段階にかけてのものと思われる。208は形態に丸みがみられ、口縁端部には凹面を残す。209は口縁端部の段がなくなり、丸く仕上げられる。それぞれII-4、II-5段階に比定し得る。210～214は、須恵器杯身である。210・211・213は丸めの底体部を有するが、比較的器高もあり、口縁部も立ち上がる。II-4段階前後のものであろう。213は器高が低く扁平化し、また底体部のヘラケズリ境界線が下方にとどまっていることからII-5段階、212・214は口縁部が立ち上がりも低く短くなっていることからII-6段階に属する。215は、須恵器提瓶である。体部外面にはカキメ調整を施し、肩部には半環状の把手がつくものであろう。II形式でも前半期のものと思われる。

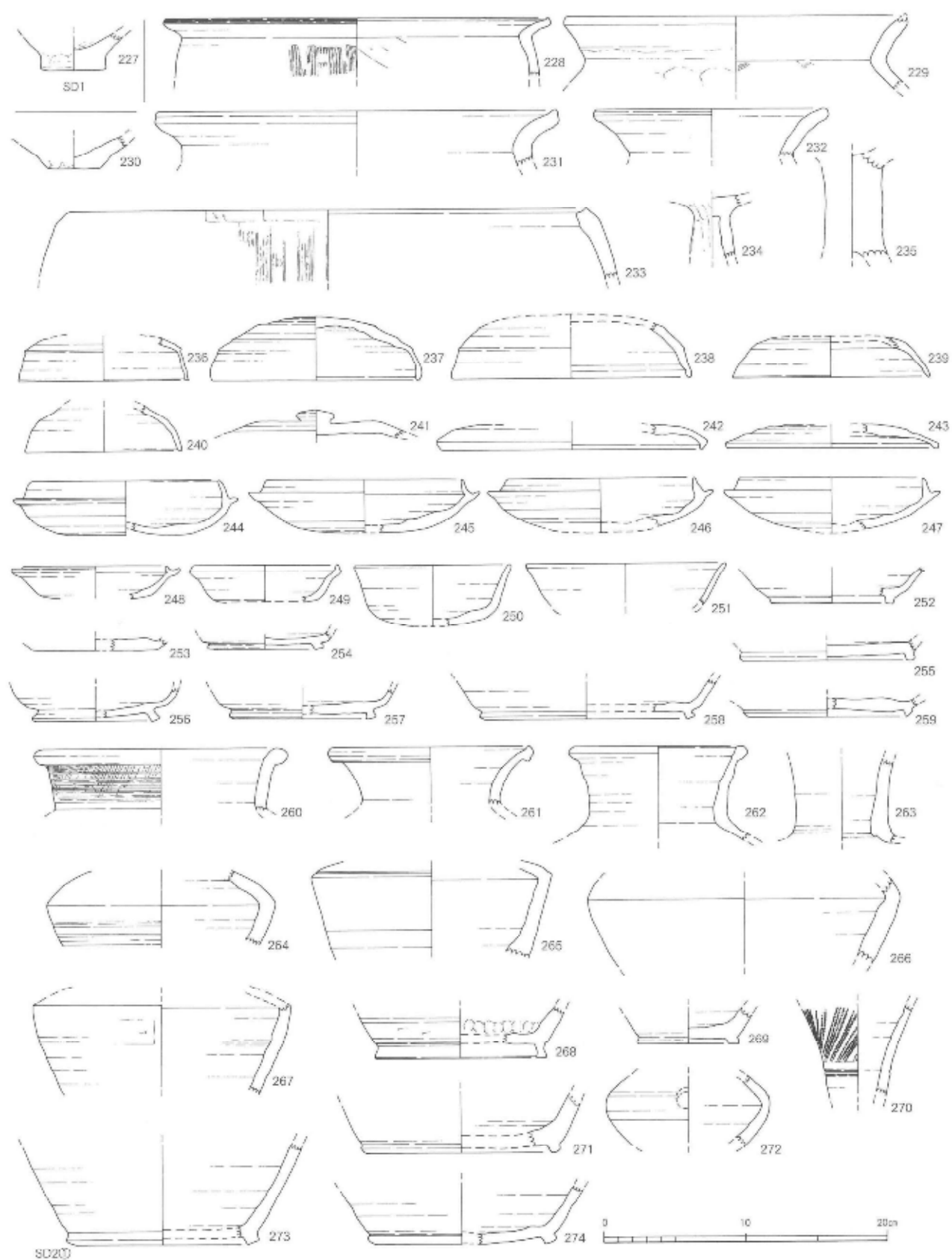
SK4 216は、脚部を欠いているが、須恵器有蓋高杯である。杯部の形態から推察すると、II-4段階のものと思われる。

SK14 217は、須恵器平瓶の残欠である。頸部での径は5.2 cmを測り、体部との接合部は肥厚している。口頸部は回転板ナデによる調整である。

SP18 218は、平瓦である。淡黄灰色を呈し、凹面には非常に密な布目が残し、幅4 cmの模骨痕を伴っている。凸面は粗い縄叩き痕がみられる。端面はヘラ切りによるもので、厚さ3.2 cmを測る。219・220は、土師器小皿である。器壁外面には強い指頭圧により、緩やかに屈曲し、口縁端部は肥厚する。ヘソ皿になるものと思われる。14世紀代に比定し得よう。

SP13 226は、平瓦である。淡黄灰色を呈し、5 cm以下の石英・長石の他シャモットを含む。厚さ2.2 cmを測る。凸面には縄叩き、凹面には布目痕が明瞭に残る。

SJ2 221・222は、須恵器である。221はII-4段階の杯蓋である。222は杯身であり、口縁端部と受部上端がかなり接近していることからII-6段階に比定し得よう。224・225は、土師器甕である。外面体部はタテハケ、口縁部はヨコハケまたはナデが施される。淡橙色を呈し、胎土は精緻である。7世紀代のものと思わ



第70図 出土遺物実測図(9) 1/4 SD1・SD2①

れる。223 は、一端を欠くが、棒状有孔土錘である（第 69 図）。

SD1 227 は、畿内第Ⅴ様式の甕底部である。径 4.6 cm を測る小さな平底から、直線的にのびる器壁をもつ。調整は指頭による。胎土中に石英・長石の他にチャートも認められる（第 70 図）。

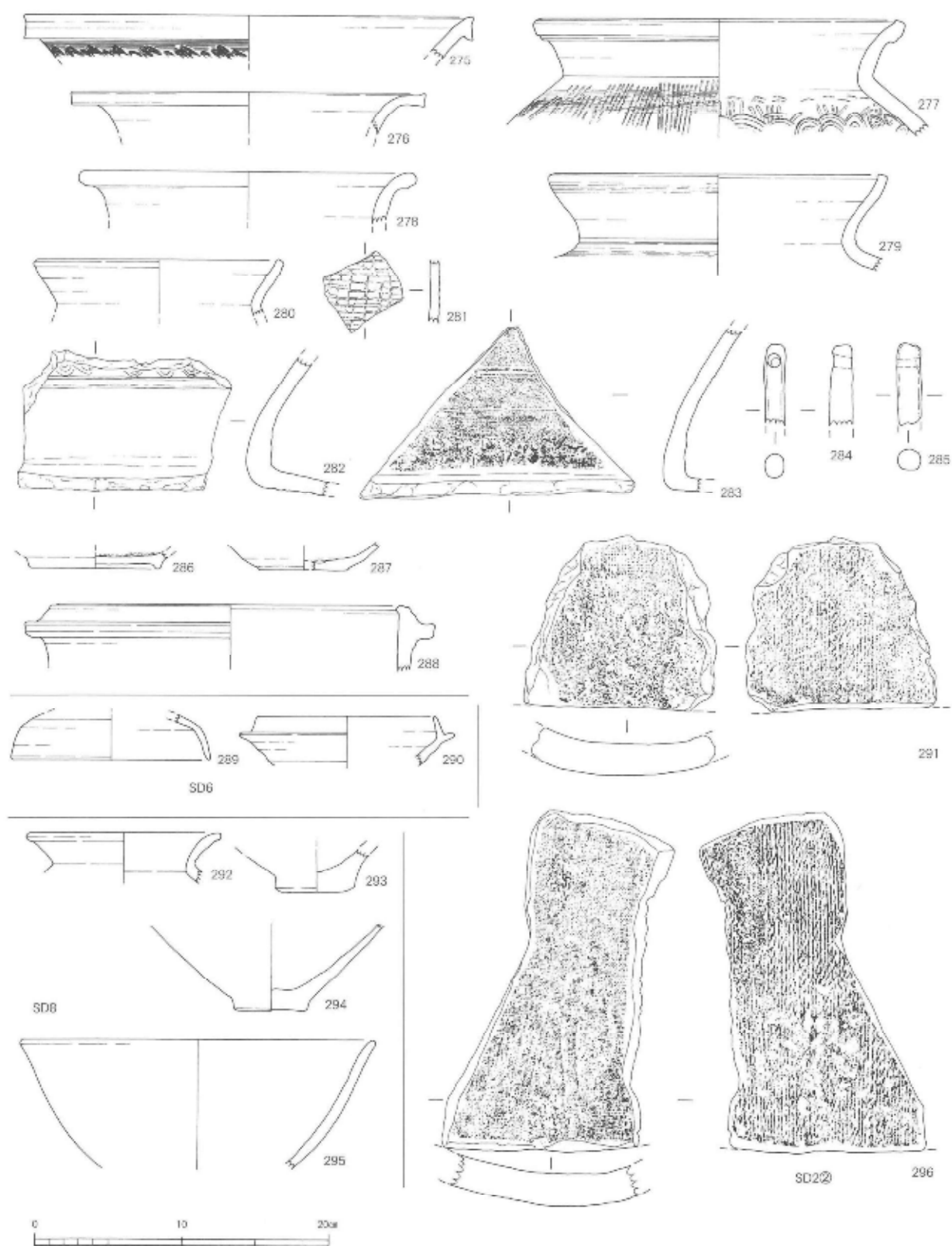
SD2 230・232 は、第Ⅴ様式から庄内式併行期にかけての壺である。230 は小さな平底であり、ナデによる器面調整が行われる。232 は広口壺の口縁部で径 16.2 cm を測る。228 は畿内第Ⅳ様式前半段階の瀬戸内型甕である。口縁端部は面を成し、さらに擬凹線 2 条が巡っている。跳ね上げ口縁で、径 25.8 cm を測る。他と異なり、茶褐色味の強い色調である。229・231 は、頸部の屈曲が著しく、短く外反する口縁部をもつ甕であり、これらは土師器と思われる。234・235 は、弥生土器・古式土師器の高杯である。234 は第Ⅴ様式後半頃の椀形高杯と思われる。杯部・脚部境に強いユビナデを施し、全体はナデ調整が主体となる。235 は、中実で脚柱部が円柱状であり、時期は下降するものと思われる。233 は、土師器甕である。上部は内弯しており、外面を面取り風にヘラケズリしている。体部は外面にハケメを、内面にナデ調整を行う。7～8 世紀頃のものと思われる。

236～243 は、須恵器杯蓋である。236 は短い稜や口縁端部に段を有しており、シャープなつくりである。Ⅱ-1 段階に属せよう。238 は、丸みのある形態および口径の大きさからⅡ-3 段階のものと想定される。237 はⅡ-4 段階、239 は器高の低さからⅡ-5 段階と思われるが、短頸壺の蓋とも考えられるし、杯身の可能性も残る。240 は、Ⅱ-6 段階のものであろう。241 は擬宝珠様つまみをもち、また天井部が平らに成形されており、Ⅲ-3 からⅣ-1 段階のものであろう。242・243 は口縁部が内傾するタイプのもので、Ⅳ型式に収まるであろう。244～259 は、須恵器杯身である。248 は口縁部の立ち上がりが非常に短く、Ⅱ-6 段階のものと思われる。249・250 はⅢ-1 段階、251 は直線的な器壁からⅢ-2 段階以降に比定し得よう。252・254～259 は高台を伴うものである。短く「ハ」の字状に開くもの（254・255・256・258・259）と、短く直立するもの（252・257）とに分けられ、また、前者の中でも底部周縁よりかなり内側に高台が配される 256 は、他のものより古相であると思われる。全体としてⅣ型式に収まるものと思われる。

260～269・271・273・274 は、須恵器壺の一部である。260～262 は広口壺である。260 は径 17.8 cm を測る丸い口縁端部をもち、口頸部はハケメの後、回転カキメ調整が施される。261 は外反する口頸部をもち、端部で上・下方に肥厚をみる。262 は断面方形の口縁端部を有する。263～269・271・273・274 は長頸壺とみられる。263 は頸基部で、269・271・273・274 は高台部である。264～267 は肩部で、張りの位置が低いもの（264・266）と、高いもの（265・267）に分けられ、前者はⅢ-3 段階、後者はⅣ-1 段階に比定される。

270・272 は、須恵器甕である。270 は口頸部で、外面中程には 1 条の擬凹線が施され、刺突文が配されている。頸基部はかなり細くなるものと思われ、Ⅱ-5 段階のものと推定される。272 は体部に円孔をもつものと思われる。体部は器高が低くなっており、Ⅱ-6 段階からⅢ型式前半のものと思われる。

275～283 は、須恵器甕である。281 は外面に格子状のタタキ、内面に同心円状の当て具痕を有する体部片である。282・283 は、波状文・擬凹線・カキメなどの文様帯をもつ頸部である。275 は下方に拡張する口縁端部をもち口径 30.6 cm を測る。文様帯には、回転カキメ調整ののち波状文が施され、Ⅰ-5 段階からⅡ型式の前半頃のものとと思われる。276 は面を成す口縁端部をもち、口頸部の弯曲が著しい。口径は 24 cm である。277 は断面方形の口縁の下部に凹線を 1 条巡らせている。体部は外面に平行叩き及び内面に同心円状当て具痕を残す。Ⅱ型式の前半におさまるものと思われる。278 は丸く仕上げられた口縁端部で、径 22.6 cm を測る。Ⅲ型式に下ろう。279・280 は頸部を受口風に緩やかに弯曲したのち、端部でこころもち内弯するもので、口頸



第 71 図 出土遺物実測図・拓影 (10) 1 / 4 SD2②・SD6・SD8

部の厚さはほぼ均一である。IV型式ないしV型式のものであろう。

286 は、黒色土器壺である。A類に属するもので内面は黒色、外面は暗褐色を呈し、長石の他金雲母・シャモットなども散見される。断面三角形の低い貼付高台は径 8.6 cm を測る。10 世紀中頃～後半頃のものであろう。287 は、須恵質土器壺である。見込みに凹みをもち、器壁は内弯している。11 世紀末から 12 世紀前葉のものと思われる。288 は、土師質土器羽釜である。短い口縁部に短い鋳が付される。内面はナデによるものだが、外面鋳直下には横方向のヘラケズリが施される。10 世紀後半のものであろう。291・296 は平瓦である。双方共に凹面には布目痕、凸面には縄叩き痕が残る。296 は模骨痕が残り、幅 2.8～4 cm を測る。また、端面はヘラ切りで凸面側を面取りしている。284・285 は有孔棒状土錘の残欠である。

SD6 289・290 は、須恵器である。289 は杯蓋で口径 13.2 cm を測る。ヘラケズリは天井部の高位置にとどまると推される。290 は杯身であり、立ち上がりは短く内傾している。II-5 段階のものであろう。

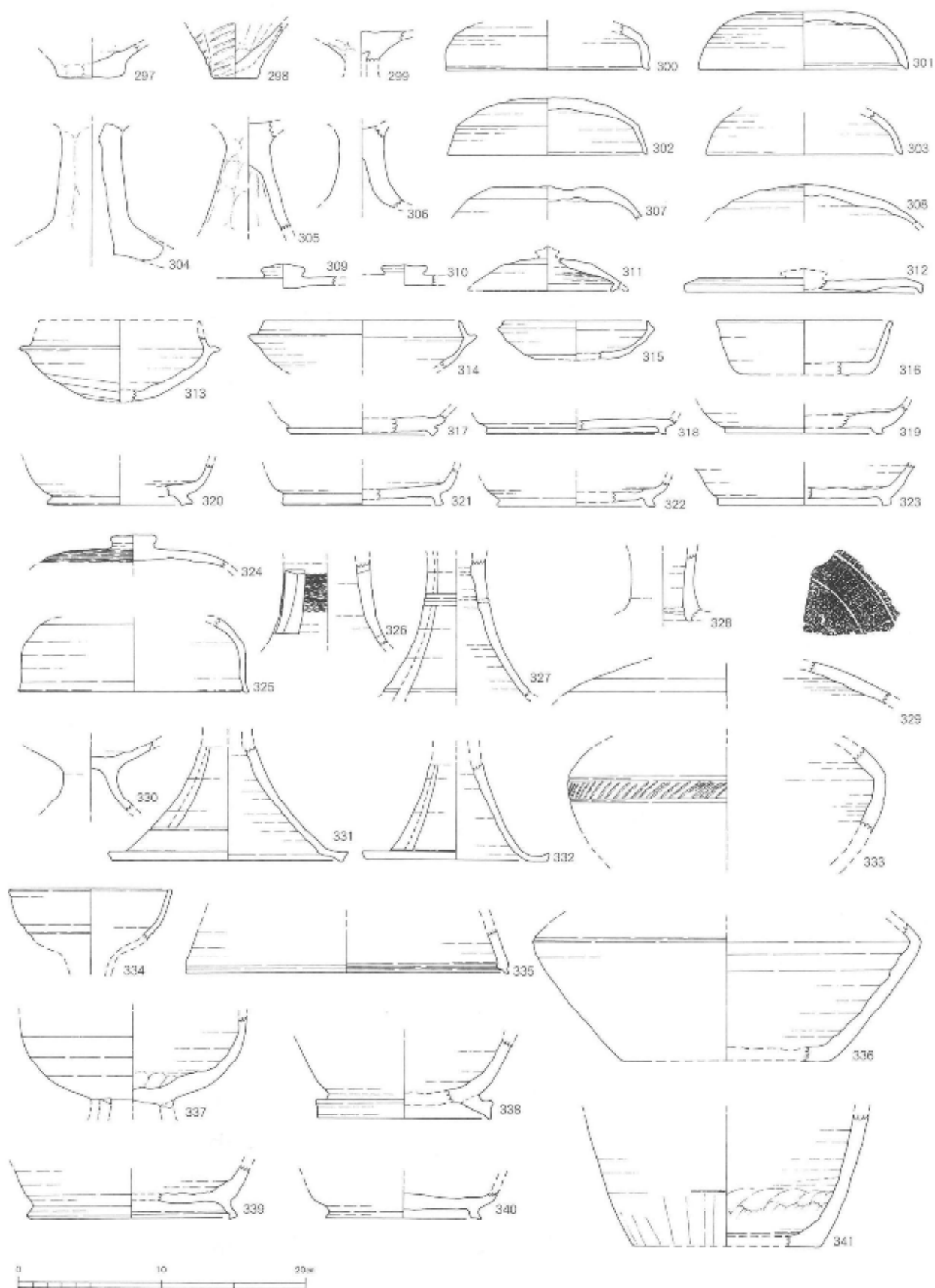
SD8 292・293 は、古式土師器甕である。292 は頸部で鋭く屈曲し、外反する口縁部をもつ。その端部は丸く、口径 12.8 cm を測る。293 は径 5.4 cm を測る平底である。器面調整はナデによるものである。294 は、壺の底部である。やや凹みぎみの平底を呈し、底部直上には指頭圧痕が残る。器壁は外面を縦方向にヘラケズリし、内面は放射状に板ナデする。以上は畿内第V様式後半から庄内式併行期のものと思われる。295 は、片口をもつ鉢形土器と思われる。大きな体部をもち、器面調整はナデとヨコナデによる。

SD3 297～299・304～306 は、弥生土器・古式土師器である。すべて淡橙色系の色調を呈し石英・長石が胎土中に含まれている。297・298 は畿内第V様式後半から庄内式併行期の壺・甕の底部で、2点共に平底である。297 は内・外面共にナデ及び指頭圧による調整である。298 は外面に右上がりの平行叩きが施される。299・305・306 は高杯である。299 は中空でおそらく椀形の杯部を有するものと想定され、第V様式後半に比定されよう。306 も中空で、裾部への屈曲は著しくないものと推察され、庄内式併行期に下るかもしれない。305 も中空で、脚柱基部の細さはいわゆる布留系の高杯と思われる。304 は器台とみておきたい。器表はナデにより仕上げられる。

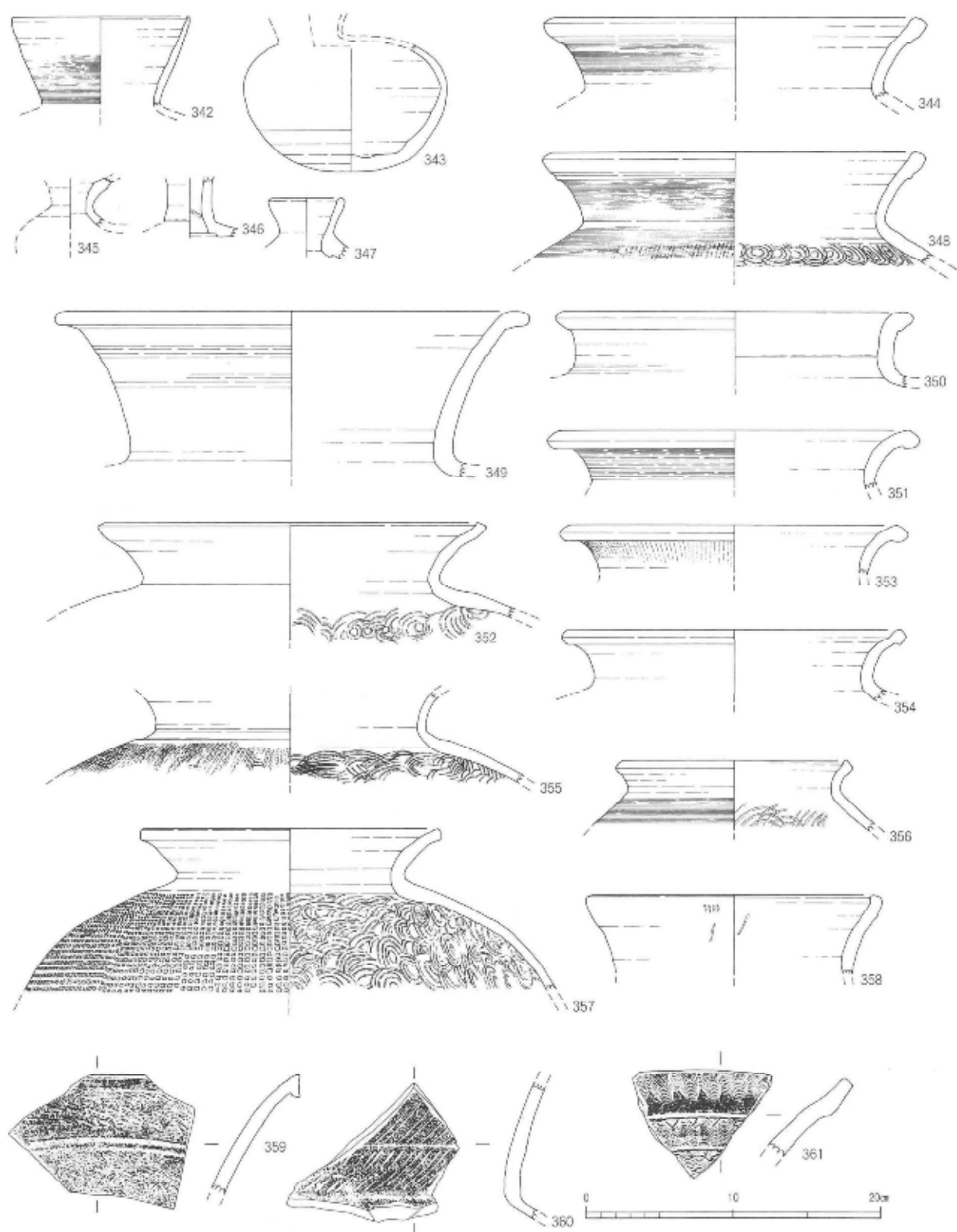
300～303・307～312 は、須恵器杯蓋である。300・301 は口縁端部が有段であるが、肩部に稜はなく、きわめて浅い凹線が施されるもので、II-2 段階のものであろう。302・303 は天井部全体が丸い器形で、ヘラケズリの範囲も狭くなっていることから、II-4 段階のものといえよう。307・308 は天井部、309・310 は擬宝珠様つまみ部分の残欠である。311 は口縁部内面のカエリが接地することから、III-1 段階のものと思われる。312 は内傾する口縁端部をもち、かなり扁平な形状から、IV-4 段階のものとみてよい。

313～323 は杯身である。313 は丸い底体部をもち、比較的長い立ち上がりをもつタイプとして復元した。314 は、II-4 段階のものであろう。315 は受部と立ち上がりとの境が不明瞭な器形変化を示す。316 は、高台を付さない深めの杯でIII-2 段階のものであろう。317～323 は高台をもつ杯である。直線的で短い高台の318・323を除いて、他は短く「ハ」の字状に開く。324～327・330～332 は、須恵器高杯である。324・325 は有蓋高杯の蓋で、324 は天井部に回転カキメ調整及び擬宝珠様のつまみを付す。6世紀前半頃のものであろう。325 はやや外傾する口縁部に丸い端部をもつ。326・330 は低脚の高杯である。326 は波状文を施し、方形の透かし窓をもつ。327・331・332 は長脚2段の高杯である。327 は脚柱の中央に2条の凹線が施され、他も同様のものと思われる。II-3・4 段階とみられる。

328・333・336～341 は、須恵器壺ないし長頸壺である。328 は細い頸部の基端で上へ長くのびるものと思われる。333・336・337 は体部であろう。333 は丸みを帯びた器形で肩部直下に凹線・刺突列点文の装飾が



第 72 図 出土遺物実測図・拓影 (11) 1 / 4 SD3①



第73图 出土遺物実測図・拓影(12) 1/4 SD3②

なされる。336 は肩が張り、角張った形態をなす。いずれも長頸壺であろう。337 は台付長頸壺である。内外面ナデ調整の他、内面底部にヘラナデを施す。丸く仕上がった体部の下には、三方の透かし窓をもつ脚台が付される。338 ～ 341 は底部で、341 は平坦な底で径 12.8 cm を測る。他は「ハ」の字状の高台を有する。329 は、陶質土器の器質とみられ、有蓋高杯の蓋とも考えられるが、細片のため器種の比定は不能である。天井部には 2 条の凹線が巡り、櫛先による繊細な列点文が配される。伽耶地域の陶質土器に類例がみられるも、定かでない。334 は須恵器遼である。内湾ぎみに立ち上がる口縁部をもち、端部は面を成すようである。335 は器台の底部と思われるが細片のため不詳。

342・343・345 ～ 347 は、須恵器平瓶である。342 は直線的にのびるシャープな口縁部を有し、外面には回転カキメ調整が加えられる。径が大きいので、直口壺の可能性も残る。343 は底体部で肩球形をなす。345 ～ 347 は口頸部である。346・347 のように口縁部と体部との接合の際内面に段差の生じるものがみられる。

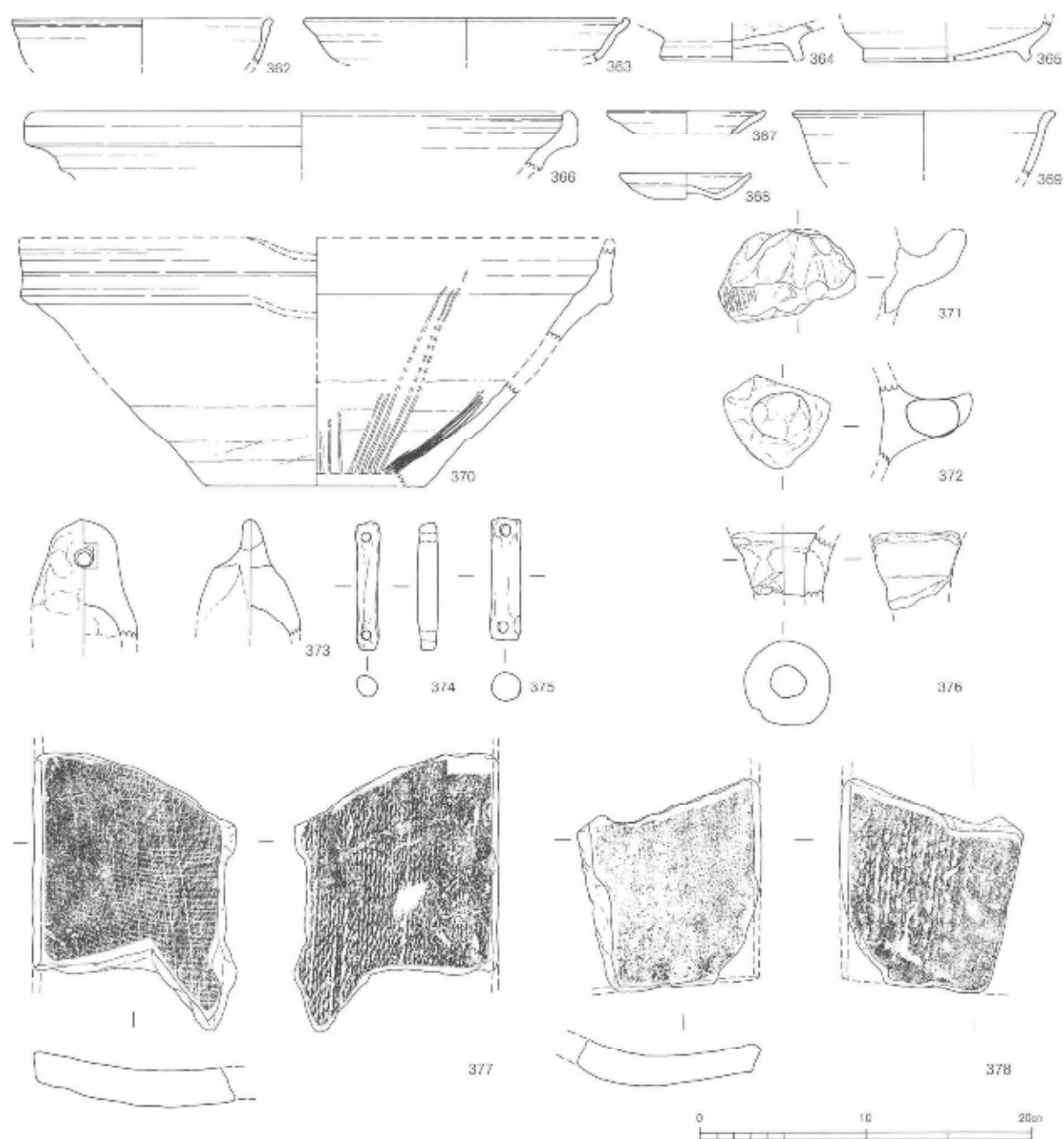
344・348 ～ 361 は、須恵器甕である。口縁部の形態は SD 2 と同様に、断面方形の口縁端下部に凹線状の段差が一段施されるもの (344・348)、丸みを帯びるもの (349 ～ 351・353・354)、頸部からほぼ均一な厚さのまま内湾ぎみに立ち上がり、端部で面を成すもの (352・356・358) とに分類可能である。外面の調整は、回転カキメ調整及び平行叩き・格子叩きが主流であり、内面はナデ調整及び同心円状当て具痕が認められる。口頸部の文様としては一般的な波状文 (359・361)、刺突文 (360) も併せて掲載した。なお 358 の文様についてはヘラ記号様の線刻が認められる。

362・363 は、律令期の土師器杯である。362 は口縁端部直下に 1 条の沈線が巡る。器壁は内湾しており、やや深身である。363 は口縁部が内側に巻き込み反転するタイプである。内・外面共にナデによる調整である。共に精緻な胎土であり、淡橙色～橙色を呈する。364・365 は、いわゆる回転台土師器甕である。365 は細片のため、傾きに若干の疑問が残るが、「ハ」の字状に開く高台をもち、10 世紀後半頃のものと思われる。366 は、東播系須恵器埴鉢である。口縁端部は上方への拡張がみられ、内側は凹面を形成する。復元口径 31.7 cm を測る。12 世紀中頃から後半のものと思われる。367・368 は、土師器皿である。367 は底部が欠落しているが、368 と同様のヘソ皿状の底部をなすものと思われる。14 世紀代のものと思われる。369 は、端反り口縁の青磁碗である。復元口径 15.4 cm を測る。

370 は、備前焼埴鉢である。縁帯部は上方と下方に拡張され、高さがあり、断面は立ち上がり部分で一番厚くなる。6 本で 1 単位となる粗い櫛描きの挿目は、放射状に配される。371・372 は、土師器把手である。上部に凹みをもち、断面形も扁平である。373 は、土師質焼成のイイダコ壺である。釣り手に径 1.2 cm の穿孔がなされる。器表は摩滅により調整が不明である。374・375 は、有孔の棒状土錘の完形品である。376 は、フィゴの残欠と思われる。ラッパ状に開き、管状に貫通孔が施される。還元により淡灰色を呈しているが、鈺滓等の付着物はない。377・378 は、平瓦片である。377 は凹面に布目痕、凸面にやや細かな縄叩き痕をもつ。378 は摩滅により凹面については不明だが、凸面には粗い縄叩き痕が認められる。

SX1 379 は、瓦質土器羽釜である。やや小振りで、口径 17.6 cm を測る。内面はハケメ、外面はヘラケズリ調整がなされ、14 世紀代の河内型と思われる。380 は、平瓦である。瓦当から体部へは明確な段差がなく、なだらかに移行するものと思われる。遺存状態がきわめて悪く、一部に凹面らしき生きた面及び側面のヘラ切り痕が認められる程度である。

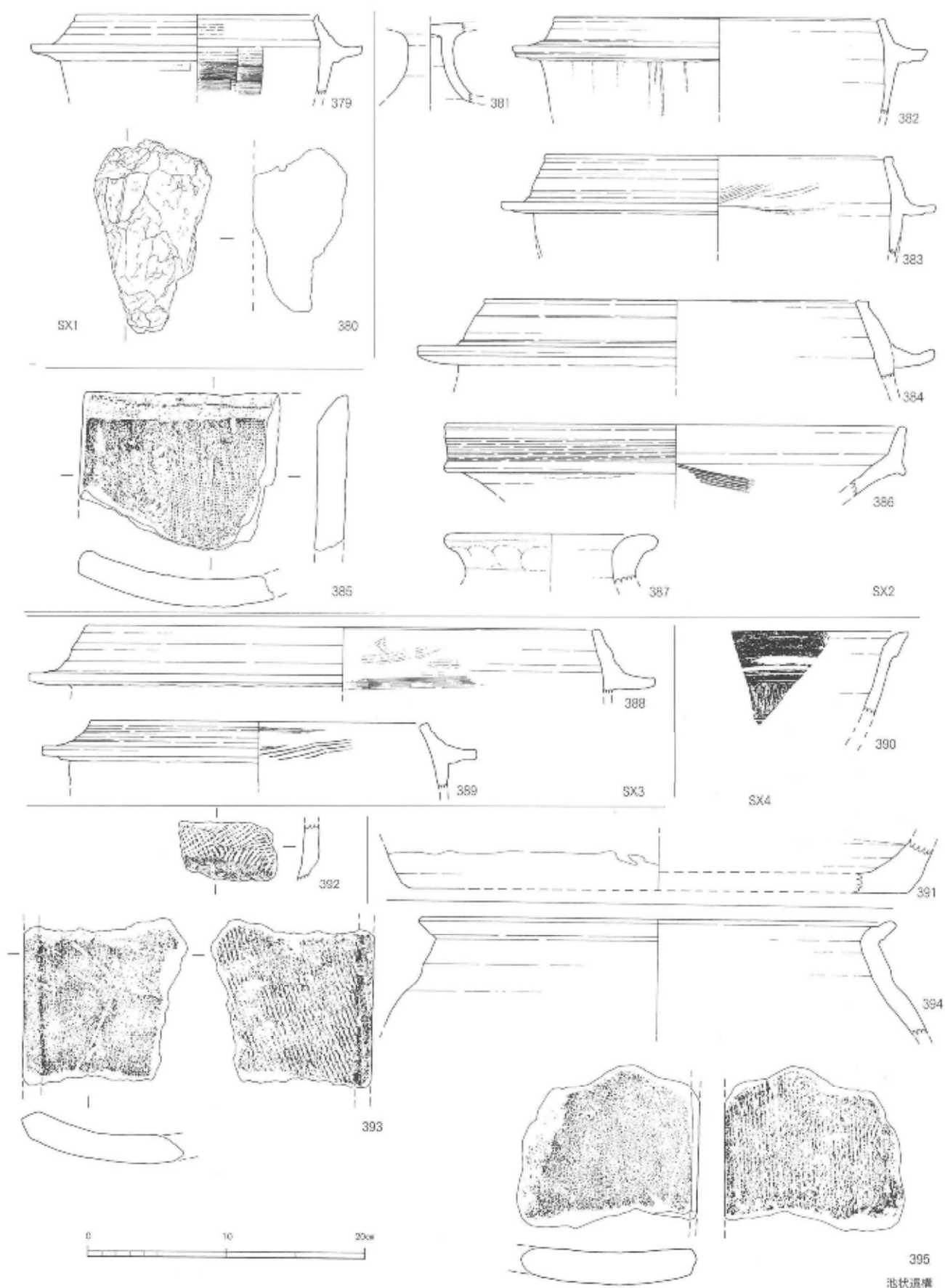
SX2 381 は須恵器の高杯脚部。おそらく有蓋のものであろう。382 ～ 384 は、河内型の土師質羽釜である。382 はヘラケズリの単位も幅広で、口縁端部から鋤までが短めである。13 世紀代のものと思われる。383・384



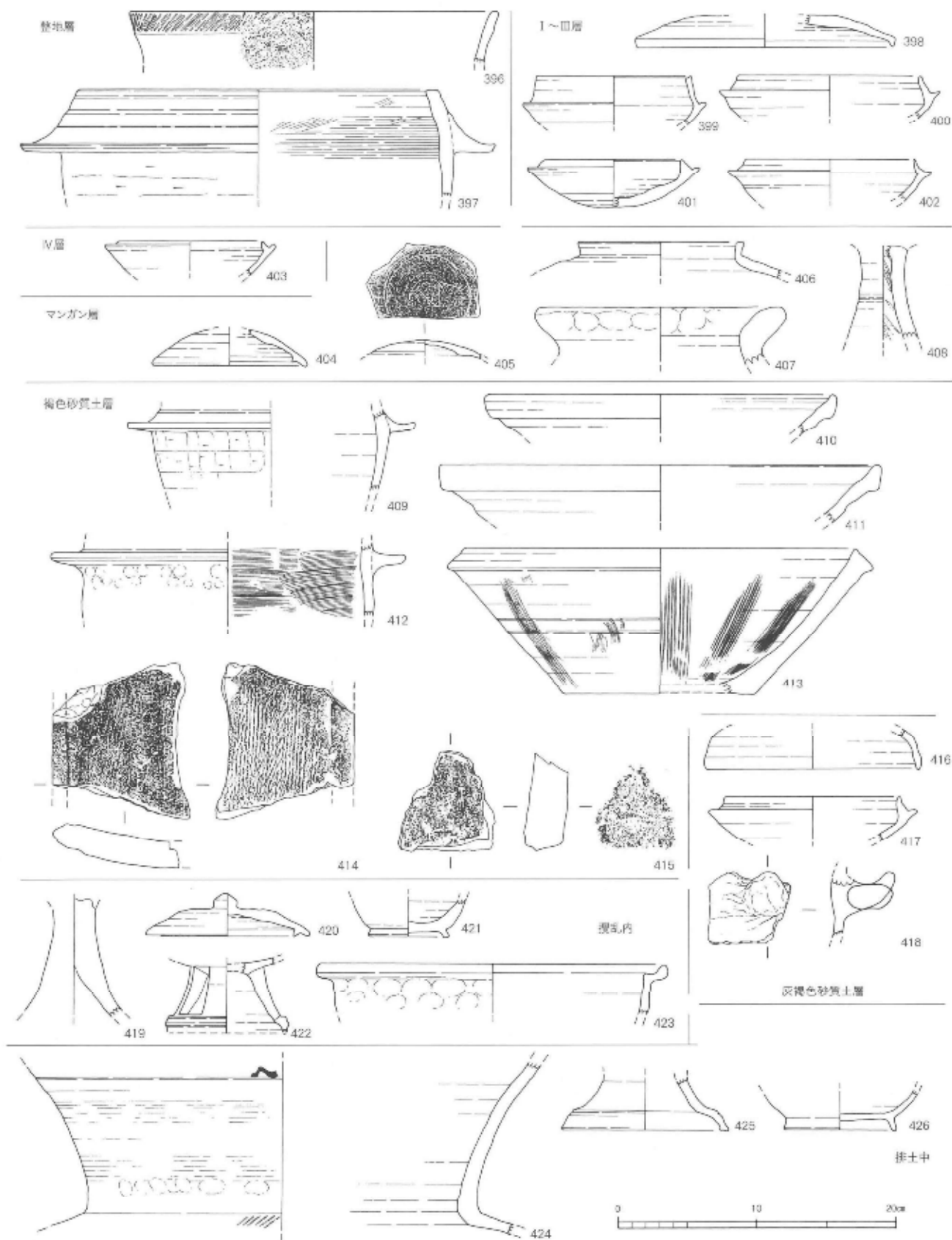
第74図 出土遺物実測図・拓影(13) 1/4 SD3③

は内弯する口縁部をもち、14世紀代のものと思われる。386は、備前焼摺鉢である。口縁部の断面は拡張により縦長の三角形を呈し、縁帯部には明確な沈線はみられない。斜め方向に摺目が施されている。間壁編年IVB期〔間壁1991〕に属するだろう。387は、器種がよく分からない瓦質土器である。口縁部と思われるが、非常に厚いもので、外面に指頭圧痕が残る。詳細は不明である。385は、平瓦である。凹面には粗い布目痕をもち、幅約4cmの模骨痕が認められる。側縁は丁寧に面取りがなされる。

SX3 388・389は、瓦質羽釜である。389は、口径24.2cmを測り、口縁部は比較的短い。13世紀代のものと思われる。388は大型品で、口径37.4cmを測る。14世紀代に比定し得るものであろう。



第 75 図 出土遺物実測図・拓影 (14) 1 / 4 SX1~4・池状遺構



第 76 図 出土遺物実測図・拓影 (15) 1 / 4 包含層出土①

SX4 390 は、須恵器器台の破片である。外反する口縁部の部分で、外面には櫛描波状文や凹線などの文様帯をもつ。Ⅱ型式に収まるものであろう。391 は、備前焼甕の残欠である。底部は復元最小径 36 cm を測る平底で、器壁は厚いものと思われる。

池状遺構 392 は、須恵器甕である。細片のため、径については不明である。外面には平行叩きを不整方向に叩き込み、格子状にしている。中世に下る手法かもしれない。394 は、信楽焼甕である。口径 34.6 cm を測り、口縁部は「く」の字状に屈曲し、上面に凹線状の浅い溝を巡らせる。器表は焼き締められており、口縁から外面にかけて淡緑灰色釉が施される。15 世紀中葉から 16 世紀初頭頃のものであろう。393・395 は、平瓦である。双方共に側縁を面取りし、また布目痕・縄叩き痕も細かいものである。特に 393 は縄目が斜め方向に叩き込まれている。

整地層 396 は、縄文土器である。径 26.5 cm を測る口縁部は外上方に直線的にのびるもので、口端縁部を僅かに肥厚させている。胎土に砂粒を含み、色調は芯部が黒褐色、器表は黄橙色を呈している。北白川上層式 3 期の深鉢 E 類〔泉 1989〕の形態に近似しているが、口縁部内面に文様帯はなく、外面に縁帯文が施される。口唇部は丸味をもたせつつ平滑な仕上げとなっている。縄文後期中頃の土器である。397 は、瓦質羽釜である。口縁部には 3 段の弱い段差が作り出され、口径 23.6 cm を測る。14 世紀代に比定されよう。

I～Ⅲ層 398 は、須恵器杯蓋である。Ⅳ-2 段階に属するもので、口径 18.4 cm を測る。399～402 は、須恵器杯身である。399 は立ち上がりが長く直立ぎみのもので、Ⅰ-1 段階に比定されよう。400・402 は立ち上がりがやや低くなり、器形も扁平となる。Ⅱ-4 段階前後に属するものだろう。401 は径もかなり小型化し、立ち上がりも非常に短い。Ⅱ-6 段階のものであろう。

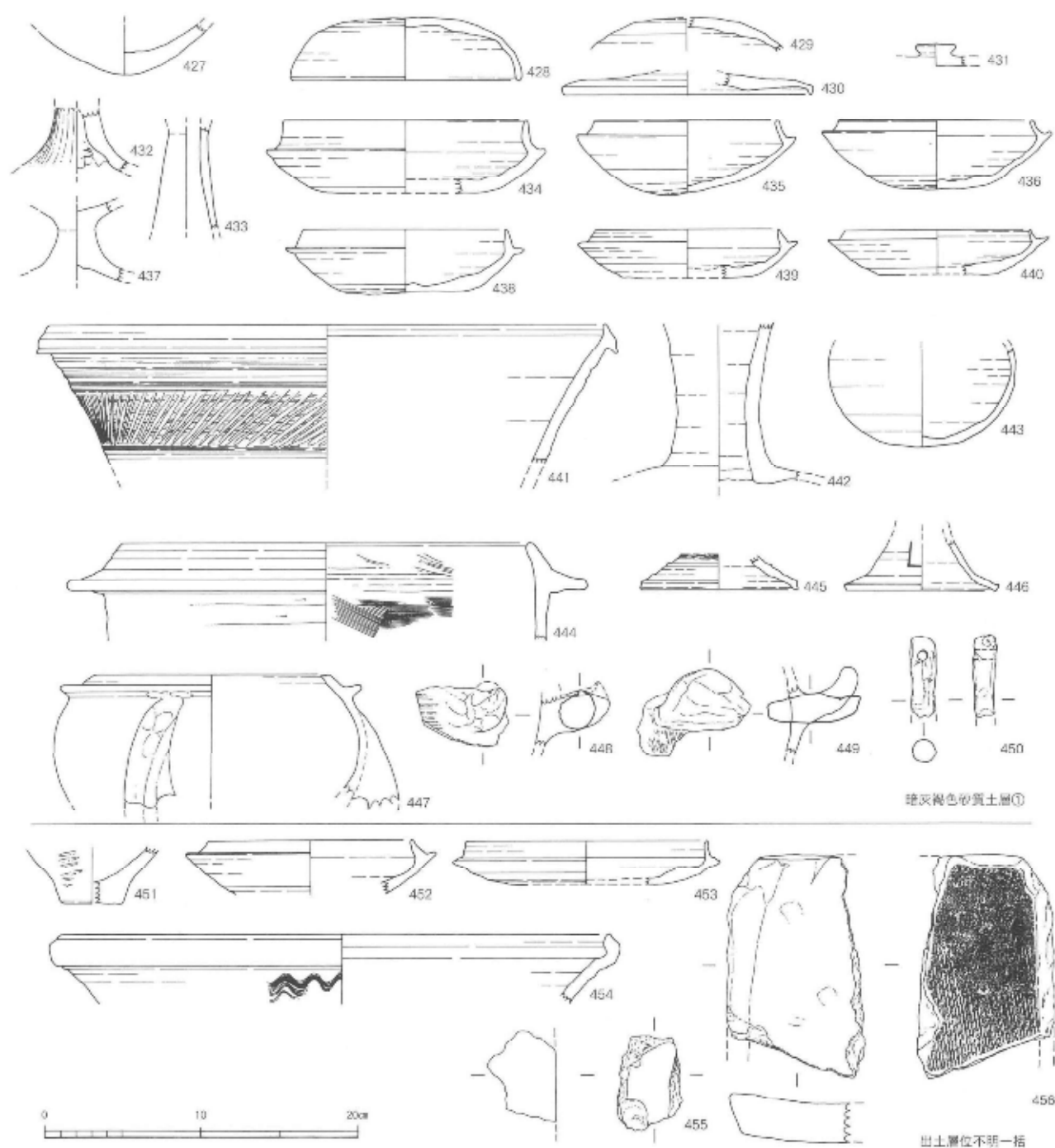
Ⅳ層 403 は、須恵器杯身である。401 と同様の型式であり、Ⅱ-6 段階のものであるが、立ち上がりはさらに退化している。

マンガン層 404・405 は、須恵器杯蓋である。404 は口縁端部のカエリが縮小し、接地しない。Ⅲ-2 段階に比定される。405 は天井部であり、頂部に逆「Z」字状のヘラ記号を伴う。406 は、須恵器短頸甕である。外面には自然釉がかかり、内面は淡灰色である。口縁部は短く、端部は面を成している。8 世紀代のものと思われる。408 は、須恵器長脚 2 段高杯の脚柱部である。凹線 2 条を巡らせ、内面には絞り目を伴う。407 は、瓦質土器である。先に掲げた 387 より口径はやや大きい、形態・製作技法ともに近似している。

褐色砂質土層 409・412 は、瓦質羽釜である。409 は比較的小型であり、口縁部を欠く。外面はヘラケズリによる調整。412 は、体部の弯曲が少なく、罎も丸みを帯びている。摂津型の 13 世紀代のものと思われる。410・411 は、東播系須恵器捏鉢である。口縁部は断面三角形であり、口縁部内側の凹面化は著しくない。12 世紀中頃から後半のものと思われる。413 は、備前焼插鉢である。口縁端部は僅かな上下拡張がみられ、口径 28.0 cm を測る。内面の播目は、9 条で 1 単位をなす。外面は縦方向の板ナデ痕が認められる。414・415 は、平瓦である。414 は、凹面に布目、凸面に縄目叩き痕を残し、側縁を面取りする。

灰褐色砂質土層 416・417 は、須恵器である。416 は杯蓋で、丸みのある形態でやや扁平である。417 は杯身。立ち上がりは短い。2 点共にⅡ-4・5 段階に入るものと思われる。

攪乱内 419 は、庄内式併行期の高杯脚柱部である。脚柱部の中位よりナデによって空洞部を調整している。淡橙色でやや軟質焼き上がりである。420～422 は、須恵器である。420 は杯蓋で、口縁端部のカエリは接地しており、Ⅲ-1 段階のものと思われ、宝珠つまみの形態も古い。421 は壺の破片である。「ハ」の字状に開く高台をもち、体部はやや厚い。8 世紀代のものと思われる。422 は低脚高杯である。長形の透かし窓を三方

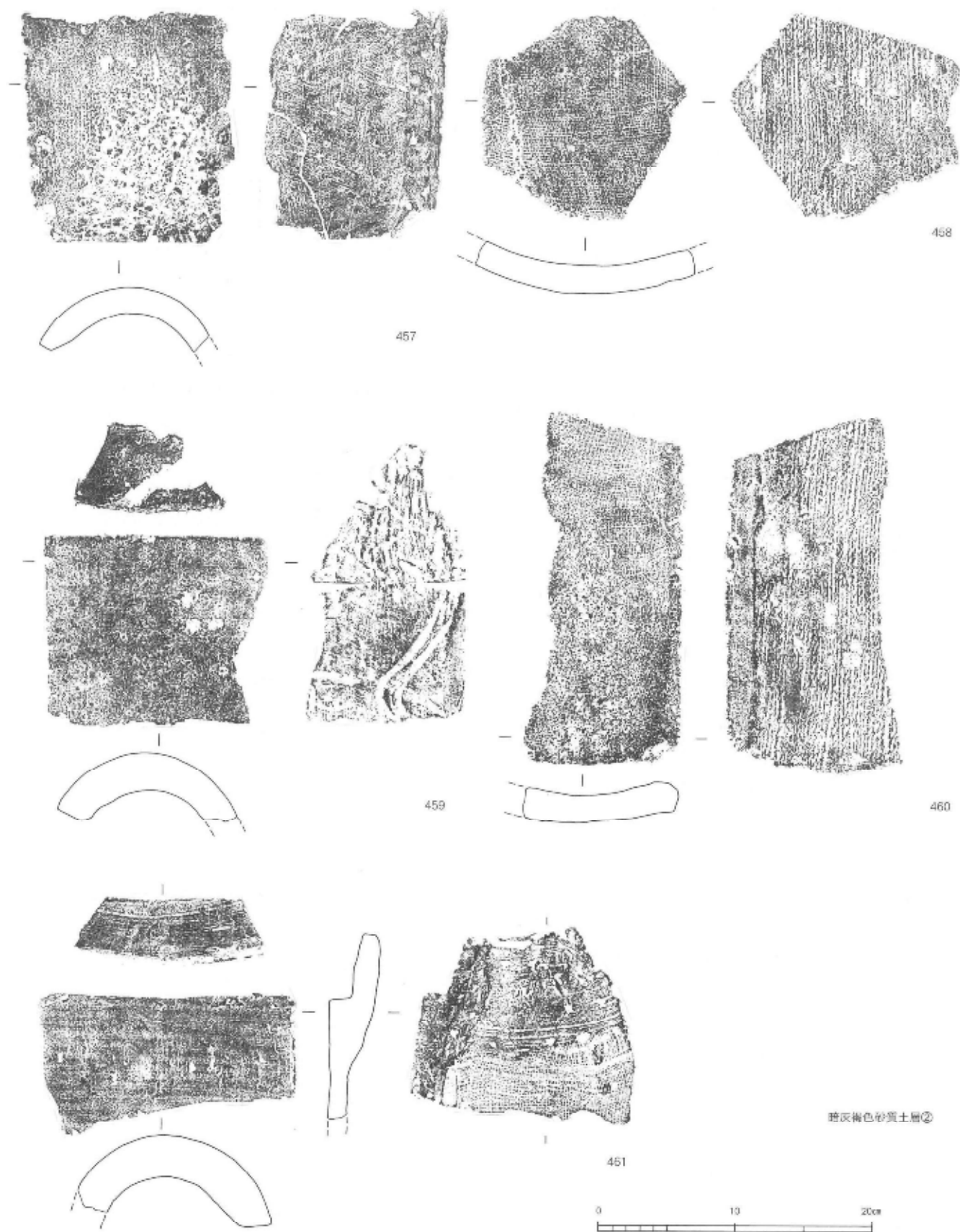


第 77 図 出土遺物実測図・拓影 (16) 1 / 4 包含層出土②他

に穿つ。I-3 段階前後のものか。423 は、土埧である。「く」の字状に屈曲する口縁部をもち、径 25.2 cm を測る。いわゆる山城型で、14 世紀頃のものと思われる。

排土中 424 ~ 426 は、須恵器である。424 は大型の甕である。口縁部上方に櫛櫛波状文が施されたものと思われる。頸部での径は約 28 cm である。425 は、台付甕の脚台部と思われる。426 は埴である。「ハ」の字状に開く高台に内弯する体部をもつ。10 世紀代のものと思われる。

暗灰褐色砂質土層①・② 427・432・433・437 は、古式土師器である。427 は鉢の底部と思われる。ほ



78 図 出土遺物実測図・拓影 (17) 1 / 4 包含層出土③

ば丸底ながら非常に小さな平底を有し、丸い体部をもつ。その他は高杯で、432・433 は中空、437 は中実で低脚である。428～431 は須恵器杯蓋である。428 はヘラケズリの境界線がかなり上方に来ていることからⅡ-5 段階のものと思われる。430 は内傾する口縁端部をもつ。Ⅳ-2 段階に比定されよう。431 は擬宝珠様つまみである。434～436・438～440 は、須恵器杯身である。434 は復元径もあり、他の資料より古い。441 は、須恵器甕である。口頸部の文様帯は数条の凹線並びに回転カキメ調整を施し、その後に櫛描列点文を斜行させる。Ⅱ-5 段階のものと思われる。442 は、須恵器長頸壺の頸部である。443 は、須恵器平瓶である。扁球形の体部をもつ。445・446 は、須恵器高杯の脚部である。445 は稜の上方に回転カキメ調整を施す。446 は、三方の長方形透かし窓をもつ。444・447 は、瓦質羽釜である。444 は口縁部は比較的短く内弯している。内面は上方を粗いハケメ、下方を細かいハケメにより調整している。河内型の 13 世紀代のものと思われる。447 は、三足羽釜で、俗に足釜とも呼ばれる。口径 15.2 cm を測り、器面の調整はヨコナデ、指頭圧によるものである。448・449 は、把手である。448 は陶質であり、上部に切り込みをもつ。体部は平行叩きが施されているようである。449 は、扁平な把手である。土師質で、体部にハケメを伴う。450 は、棒状有孔土鍾の半欠品である。両端を穿孔するタイプで、断面形は円形を呈す。457・459・461 は丸瓦である。457 は凸面に縄叩き痕が施されるが、凹面は布目痕が残るものと(457・461)、布目痕の他に「く」の字を描く 2 本の凹線状継ぎあてがみられる。5 点共に胎土は石英・長石などを含み、にぶい淡橙色であるが、表面は還元され灰色味を帯びるものが多い(第 78 図)。

出土層位不明一括 451 は、庄内式併行期の甕の底部である。平行叩きがかなり下方まで施される。452・453 は、須恵器杯身である。452 は底体部に丸みが残っている。453 は器高の扁平化が進んでおり器形はよくない。454 は、須恵器甕で、口縁部は「コ」の字状に曲げられている。口縁部直下には波状文が巡る。455 は、淡橙色を呈した埴である。平滑面は一面のみ認められる。456 は、平瓦である。淡灰黄色を呈し、凸面に縄叩き痕が残るが、全面に叩き込まれてはいない一部ナデ消しも加わっているようである。

(長屋・佐藤・森岡・木南)

第4節 まとめ

調査地は扇状地上の斜面にあり、中世、近世、近現代の度重なる整地を受けている。月若遺跡の広がりの中でとらえられる、南部で確認された弥生時代から古墳時代の包含層、遺構も、北部ではこれらの整地のために削平されたものと思われる。

また、今回の調査地点は芦屋廃寺遺跡の中心に近いことから、芦屋廃寺に直接関連する遺構の検出が期待されたが、4 間×3 間の掘立柱建物跡は創建期に近い古代の年代を与えることができよう。ただし、瓦などの出土は少なく、廃寺の中心からは外れるようである。調査地の東側が急に落ち込む旧地形も復元され、廃寺の範囲推定のための資料を得ることができた。

(長屋・佐藤)

第3章 芦屋廃寺遺跡(第29地点)の発掘調査

第1節 調査に至る経過

平成7年1月17日未明に発生した阪神・淡路大震災は、市域の施設や民家に甚大な被害をもたらした。芦屋市西山町117番地1・2に所在する当該地(敷地面積514.39㎡)も東半部の家屋が倒壊し、住宅の再建が必要となった。そのため、駐車場として供用していた敷地西半部を含め、鉄骨造2階建てと共同住宅の新築が計画された。当該地は周知の埋蔵文化財包蔵地である芦屋廃寺遺跡の範囲内にあることから、平成7年7月10日付、地権者井床利之氏より、文化財保護法第57条の2第1項に基づく発掘届出書が芦屋市教育委員会に提出された。本市教育委員会が8月3日に行った確認調査により、予定建築物の基礎の深さと遺物包含層・遺構との関係は微妙であるが、芦屋廃寺の広がりやを推定するのに重要な地点であることが確認された〔森岡・木南1995e〕。したがって、遺跡範囲確認を目的とした基礎資料入手のために再度の発掘調査をトレンチ法によって実施することとなった(第2次確認調査)。調査は芦屋市教育委員会が主体となって、長屋幸二(岐阜県教育委員会派遣職員)・岡本泰典(岡山県教育委員会派遣職員)が担当し、同教育委員会文化財課森岡秀人係長の指導・助言を得つつ、実施した。

発掘調査は、平成7年10月2日の現地立会を経て10月5日に着手し、10月19日に作業を終了した(第79・80図)。

(長屋・岡本泰典)

第2節 調査地の位置と周辺環境

芦屋廃寺遺跡は、芦屋市市街地の西部、芦屋川とその支流である高座川が形成した扇状地上、標高28～34mに立地している。付近は月若遺跡・寺田遺跡など弥生時代から近世に至る遺跡の密集地であり、本遺跡でも弥生時代から近世までの遺物・遺構が確認されている。とくに昭和42年10月から翌年8月にかけて実施された第1～3次調査において、7世紀末頃の法隆寺系の創建期軒丸瓦が出土し、遺跡の主体は古代における寺院・官衙的施設が営まれた年代にあることが確認されている。今回の調査地点はこれらの調査地のすぐ東に位置している(図版33)。(長屋・岡本)



第79図 作業風景(1)



第80図 作業風景(2)

第3節 発掘調査の概要

(1) 調査の方法

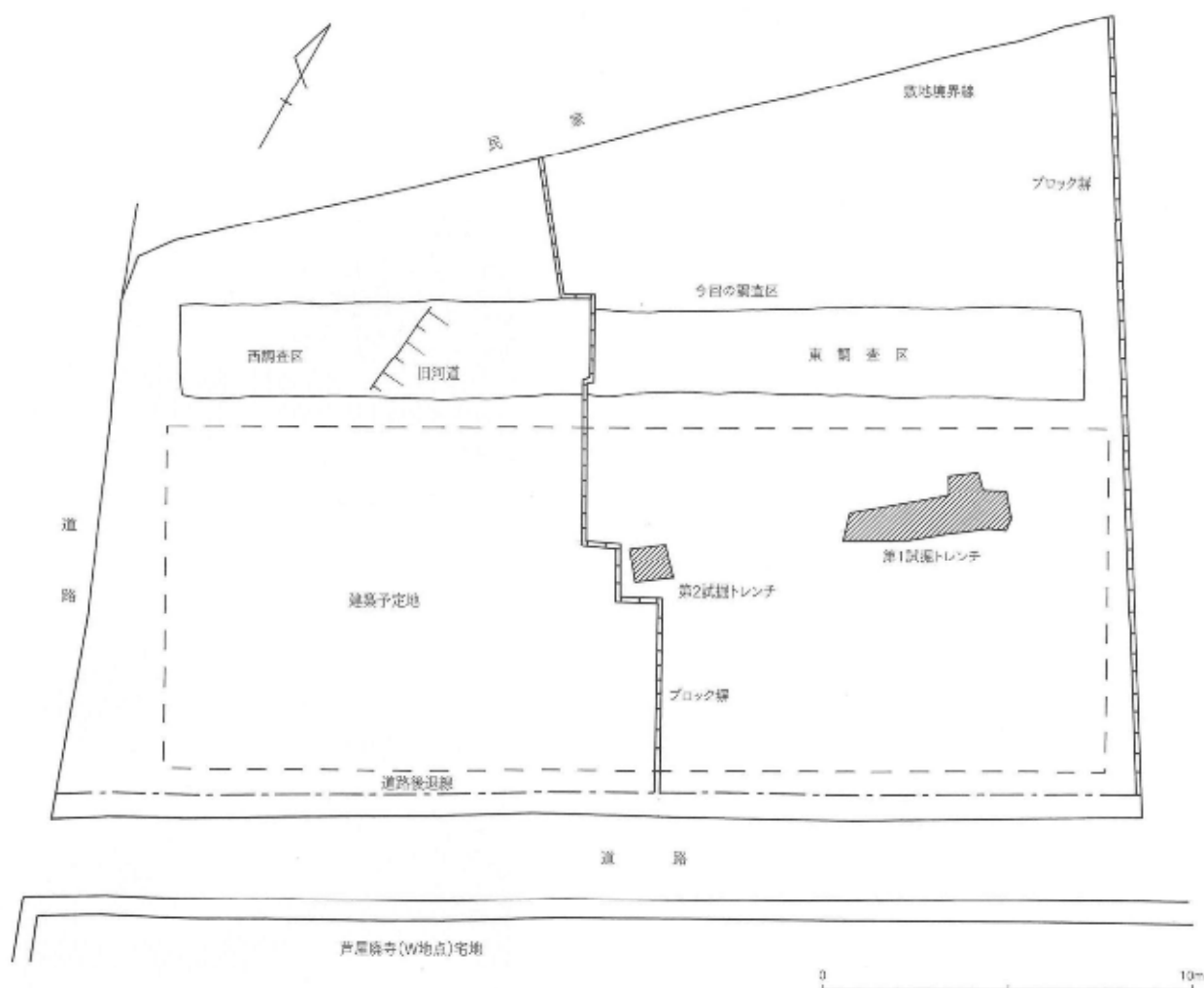
調査地の現況は、東半を宅地、西半を駐車場としており、山側(北側)は造成時の切土・削平の影響が大きいと考えられる。また、計画建築物予定地は、地盤の保全のために基礎深度

以下の掘削はできない状況にあった。それらのことを考慮して、計画建築物予定地の北1 mの位置に約 24.5 m × 2.4 mの東西に長いトレンチを設定した。表土・攪乱部の掘削および埋め戻しは重機を用いて行い、その他の作業は手作業で行った。トレンチ中央の宅地、駐車場境界に現代の攪乱（ブロック塀・井戸跡）があり、これを境に東側を東調査区、西側を西調査区と称した（第 81 図）。

（2）層序

地層の識別と区分にあたっては、堆積の様相を考慮して、土壌の様相（色調・粒度など）、礫の様相（礫の多少、大きさなど）、遺物の有無を基準とした。これらの層の名称は地表に近い層から順にローマ数字を付した（第 82 図、図版 36）。

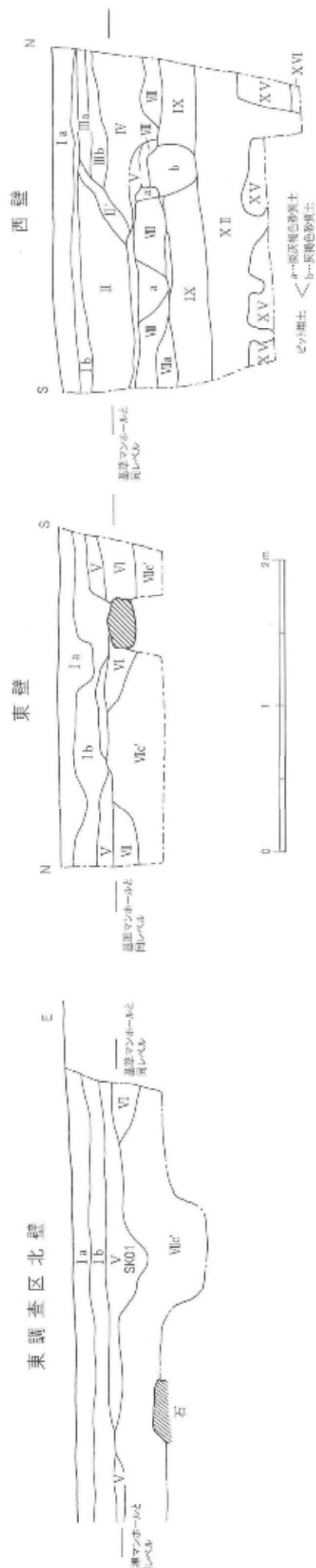
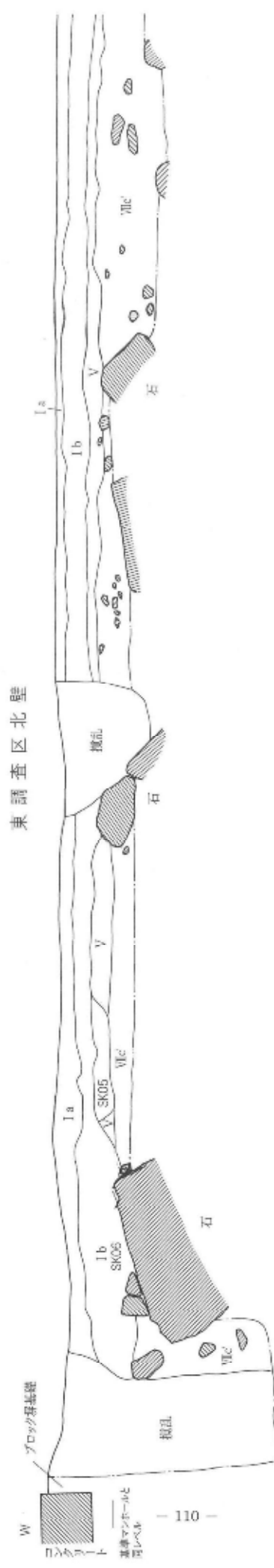
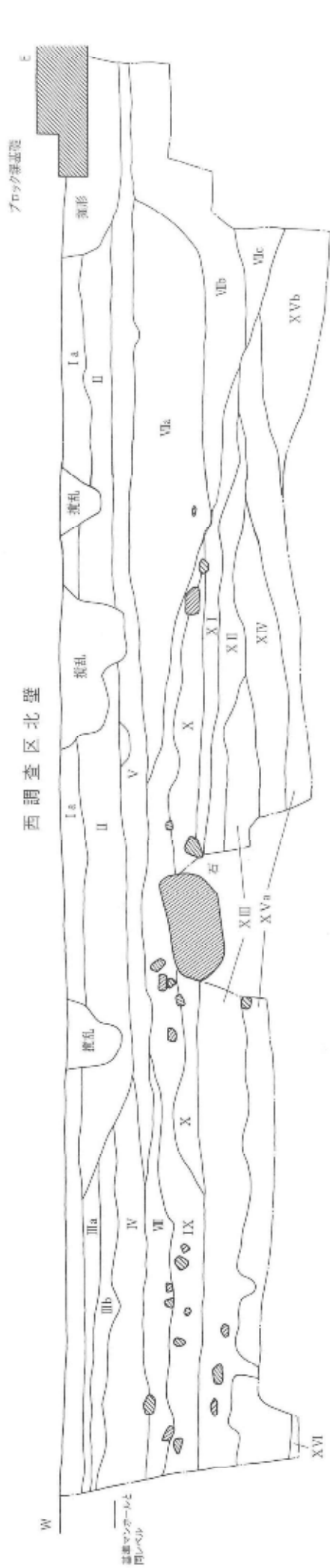
- I a 層 現表土である。西調査区では造成土。東調査区では庭土となっているが、家庭菜園的な利用がされている。
- I b 層 旧耕作土であろう。東調査区に広がる。
- II 層 褐色砂質土。西調査区に広がる。III a・III b・IV層をカットし、下面V層とは不整合を呈する。旧水田敷であろうか。当層までを重機によって除去した。
- III a 層 褐色砂質土。上半に鉄分・マンガンの沈着がみられる。層厚 5 ～ 6 cmの薄い層で、III b層とは明瞭な



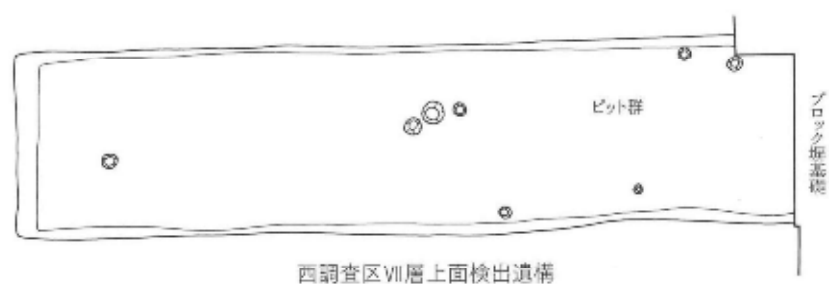
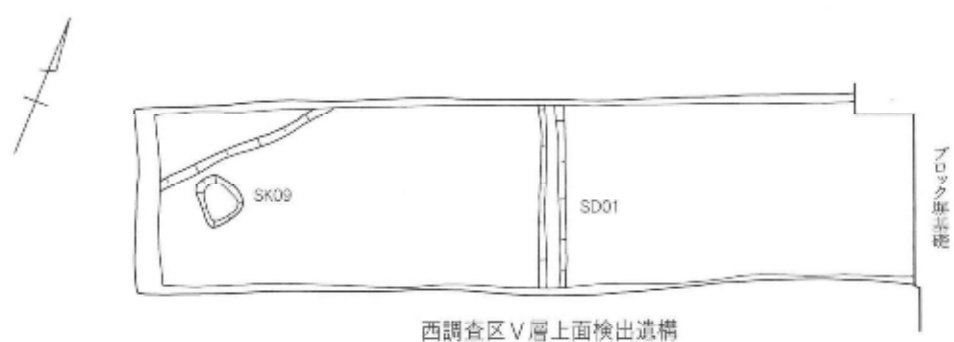
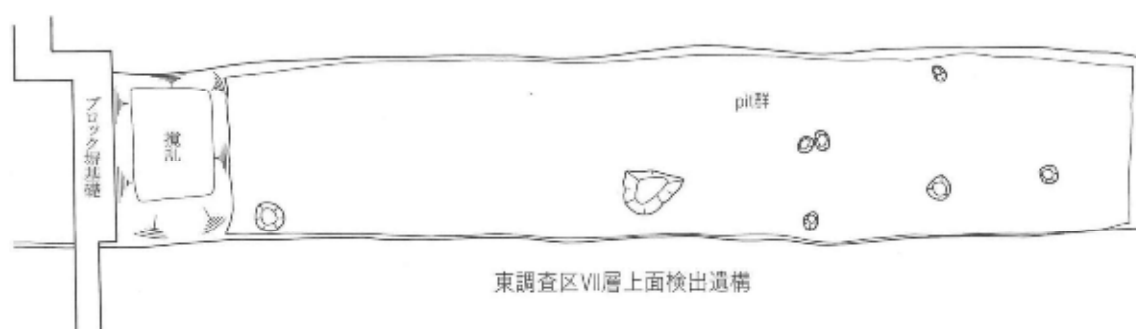
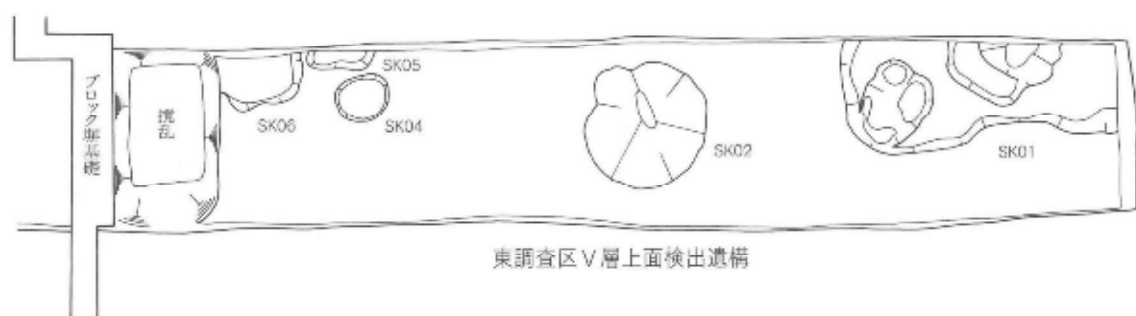
第 81 図 調査区配置図 1 / 200

層理によって区分できる。層理面には所々薄く淡褐色砂質土が堆積するが、土質は同質である。

- III b 層 褐色砂質土。III a 層と同質であるが、鉄分・マンガンの沈着が見られないぶん、色調が淡い。
- IV 層 淡褐色砂質土。径 10 mm 大の小礫が目立つ。下層との層理は明瞭である。
- V 層 赤褐色砂質土。遺物を包含するしまりの強い層である。II・IV 層との層理は明瞭で、しかもそれはほぼ水平に広がる。この面で遺構がいくらか検出されているが、いずれも底が浅く、中途半端であることを考え合わせると、この上面で一旦削平が行われたようである。III・IV 層は、その後の盛土であろう。
- VI 層 暗褐色砂質土。調査区の東端で確認された。角礫・亜角礫が多く混在し、一見埋没谷覆土のようであるが、遺物を比較的密に包含する。ただし、小片が多く、図化に耐える遺物は少ない。北東から南西方向に広がる。
- VII a 層 埋没谷覆土を VII 層とした。不整合面が何枚かみられることから、小規模な開析作用も何度か繰り返されているようである。より細かな区分も可能であるが、不整合面によって細分した。VII a 層は西調査区にみられる褐色砂層である。砂粒粗く、拳大の亜角礫が入る。西隅に径 10 mm 大の小礫層がラミナ状に入る箇所もあるが、発達しない。VII b 層が開析を受けた後、当層は堆積する。上面に鉄分・マンガンが沈着する。
- VII b 層 西調査区にみられる褐色砂層。細粒の砂粒のラミネーションが発達する。ラミナには、不整合な切り合いを呈するいくらかのまとまりがある。不整合は東西壁では明瞭であるが、南北壁ではやや不明瞭となることから、流れは南北の方向であったことが推察される。
- VII c 層 西調査区にみられる埋没谷部の最下層に堆積する淡褐色砂層である。マトリックスは粗粒の砂で、大小の花崗岩亜角礫を有するしまりの弱い層である。
- VII d 層 東調査区においてみられる埋没谷覆土である。1 m 以上の厚さで堆積していることを攪乱部分で確認し、東調査区は当層の上面までを調査対象とした。砂粒の大きさなど西調査区の VII c 層に類似する淡褐色砂層であるが、花崗岩亜角礫の流石は一抱え以上の大きなものが目立つ。
- VIII 層 VII 層以下は旧河道の西の肩部において確認された層である。VIII 層は暗褐色砂質土で、少量の花崗岩亜角礫を有する。上面に鉄分・マンガンの沈着が見られる。旧河道との切り合いは確認できないが、IX 層とは漸移することから、旧河道の開析以前の堆積としてとらえられる。
- IX 層 黒褐色砂質土。径 10 mm 以下の小礫が多く入るが、拳大以上の花崗岩亜角礫もみえる。当層以下は旧河道による浸食を受ける。
- X 層 暗褐色砂質土。土質は IX 層に類似するが、拳大以上の花崗岩亜角礫も多い。礫は北東方向へのインブリケーションをみせることから、流石であると考えられる。
- X I 層 黒褐色シルト質土。上層との層理は明瞭で、砂粒は含むが礫は含まず、分解も進んでいるようである。層厚 10 cm 足らずと薄く、西部には広がらない。
- X II 層 暗褐色シルト質土。土質・分布とも X I 層と同様であるが、やや明るく赤味を帯びた色調を呈する。径 5 mm 大の小礫が少量混じる。
- X III 層 黒褐色シルト質土。西部では小礫が混じるが東部では混じらない。東部にみられる X I 層から X IV 層は漸移層であるが、西部においては上下の層との層理は明瞭である。
- X IV 層 褐色砂質シルト。小礫が混じる。X V 層との層理は明瞭である。



第 82 図 土層断面実測図 1 / 40



第 83 図 検出遺構平面実測図 1 / 100

XV a層 黄褐色砂質土。砂粒粗く、小礫も混じる。

XV b層 黄褐色砂質土。砂粒やや粗い。XV a層、XV b層は明らかに流水性の堆積層である。

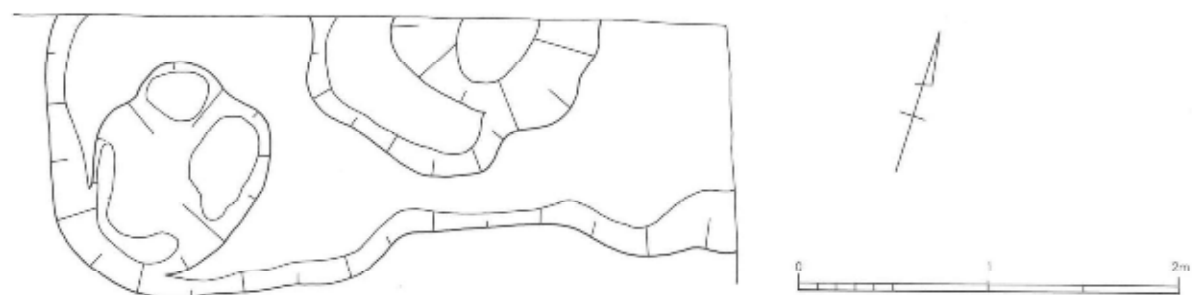
XVI層 青灰色砂質土。上面に鉄分・マンガンが沈着する。

以上のことから、調査地は開析と堆積をたびたび繰り返す扇状地上に位置することが明らかとなり、VII層の堆積後は人為的な削平と造成が繰り返されたようである。

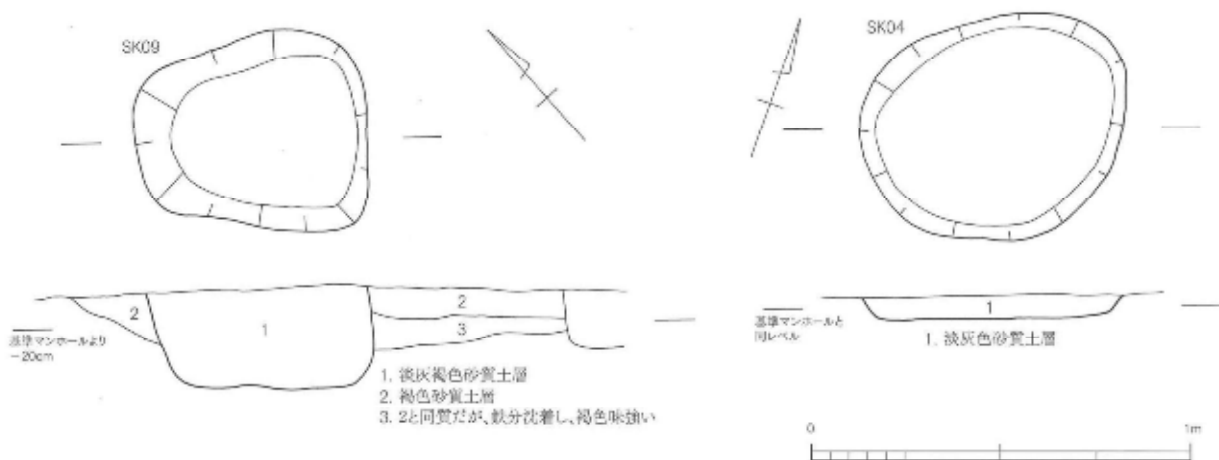
(3) 遺構

遺構はV層上面とVII層上面において検出した(第83～86図、図版34・35下・37)。

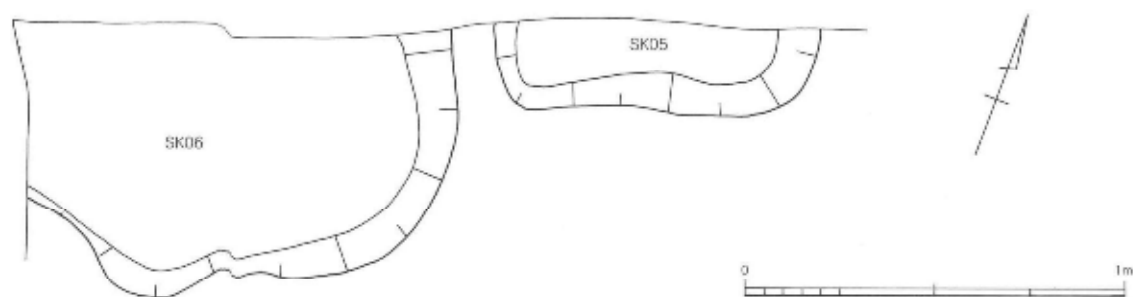
V層上面の主要な遺構は、西調査区の南北に走る溝状遺構1条(SK01)と土坑1基(SK09)、東調査区の土坑5基である。遺構覆土はII層に類似している。前述したようにこれらの遺構は上部が削平を受けていると考えられる(第84～86図)。遺構からは須恵器・土師器・土師皿片が出土しているが、小片のため図示し得なかった。



第84図 SK01平面実測図 1/40



第85図 SK04・09平面・断面実測図 1/20

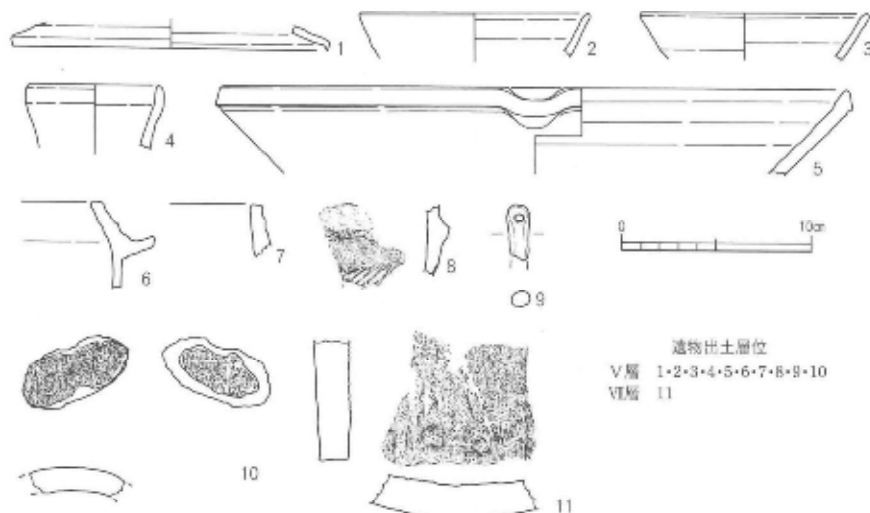


第86図 SK05・06平面実測図 1/20

VII層の上面では径10 cm～20 cm程の小ピットがいくらかみついている(第83図)。砂層が厚く堆積する西調査区の東部では、深さ40 cmを超えるものもあり、打ち込み式の柱穴であろうと考えられるが、調査区の制限もあって広がり等の様相は明らかにできなかった。遺構覆土は暗褐色砂質土で、やや灰色味を帯びる。遺物の出土は皆無であった。

(4) 出土遺物

20 ℓコンテナ1箱に満たない遺物量であった。ほとんどはV層とVI層から出土したものである。1～10はV層出土の遺物である。奈良時代から中世の遺物が混在している。1は須恵器の杯蓋である。口縁部のカエリは既に消失しており、中村編年のIV型式に属する。



第87図 出土遺物実測図・拓影 1/4

2・3は須恵器の杯身で、立ち上がりが消滅することからIII型式以降のものと思われる。いずれも体部が外に開く。4は須恵器の壺の口縁であろう。5は東播系の片口鉢である。口縁端部の肥厚は僅かで、端面下端も強い稜をなさず体部になだらかにつながる。6～8は羽釜片ないし土鍋片であるが、小片のため口径の復元はできなかった。6・7は内傾する口頸部に段を作出する瓦質のものである。9は一端を欠損する棒状土錘である。10は丸瓦。凸面に縄目叩き、凹面に布目が残る。

11はVI層出土の平瓦である。彎曲の度合いから1枚造りであろうと思われる。凸面に縄目叩き、凹面に布目が残る。凹面には一定の間隔で端からナデが施されている。当層からは他に須恵器甕や土師器甕の小破片が出土している(第87図, 図版38)。

(長屋・岡本)

第4節 まとめ

今回の調査によって、調査地が開析と堆積を繰り返す旧河道の上に位置していることが確認された。また、中世の包含層・遺構は確認されたものの、芦屋廃寺そのものに関連する遺構・遺物は確認されなかった。W地点の調査結果と併せて考えれば、寺域の東限を推測する上で目安となるデータが得られたように思う。さらに周辺地域の調査資料を加味して、芦屋廃寺の時期的な推移を確かめていく必要がある。(長屋・岡本)

第4章 月若遺跡(第20地点)の発掘調査

第1節 調査に至る経過

芦屋市月若町38番地14に所在する当該地(敷地面積264㎡)は、阪神・淡路大震災により、家屋が倒壊し、居宅の再建が急がれた(図版39上)。再建住宅として鉄筋コンクリート造及び木造3階建て個人住宅の新築計画が進捗し、芦屋市教育委員会に埋蔵文化財に関する照会があった。当該地は、周知の埋蔵文化財包蔵地である月若遺跡の中心部に位置することから、平成8年2月1日、地権者石井聡氏より、文化財保護法第57条の2第1項に基づく発掘届出書が提出された。

当該計画では、基礎埋め込みのための掘削深度は約100cmであり、近隣調査地点の既往のデータを参考にする、遺物包含層及び遺構などの損壊は不可避と判断された。このため、本市教育委員会では平成8年1月29・30日に係長森岡秀人、嘱託木南アツ子を発掘担当者として、土層の堆積状況・遺物包含層の濃淡等を把握するための確認調査を実施した。調査の結果、弥生時代から近世に及ぶ遺物包含層と複数の遺構面の存在が確認されたため〔森岡・木南1995c〕、建築物予定地140㎡を対象とした全面発掘調査を実施することとなった。現地調査は芦屋市教育委員会が主体となり、兵庫県教育委員会埋蔵文化財調査事務所職員森正(京都府教育委員会派遣職員)・岡本泰典(岡山県教育委員会派遣職員)が担当者となって、平成8年2月16日の現地立会を経て2月19日に作業を開始し、3月5日に全ての作業を終了した。なお、調査の進行については、兵庫県埋蔵文化財調査事務所並びに市教育委員会文化財課森岡秀人係長の指導・助言を得た。

(森正・岡本)

第2節 調査地の位置と周辺環境

月若遺跡は、芦屋川右岸の標高20～30mの扇状地上に位置する。本遺跡付近は、芦屋廃寺遺跡・寺田遺跡・三条九ノ坪遺跡等の複合遺跡の密集地帯であり、本遺跡もこれらと同様に、縄文時代から近世に至る遺構・遺物を包蔵する複合遺跡である。今回の調査地の付近では、西方に弥生時代終末期から古墳時代前期にかけての東西方向の大溝が検出され、本調査地の北西隅付近で北方向へ屈曲していることが、周辺の確認調査によって明らかとなっている〔森岡1988a, 森岡・木南1995c・95d・95e〕。北方では、同時期の遺構や遺物包含層が確認されており〔森岡・木南1995f・95g〕、これらを含めて古墳時代初頭前後の環濠集落の存在が推測される。また、古墳時代中期以降についても、濃厚な遺物包含層や遺構(竪穴住居跡・掘立柱建物跡)が確認されている。

(森・岡本)



第88図 作業風景(1)



第89図 作業風景(2)

第3節 発掘調査の概要

(1) 調査の方法

調査対象地では、建物予定地全域であったが、排土置場等の条件により調査地南辺部は、若干控えて掘削を行った。掘削にあたっては、現地表下約40 cmまでの盛土及び旧耕作土までを重機によって除去した後、以下の包含層を人力で掘り下げ、遺構検出を行った(第88～91図)。

(2) 基本層序

本調査地の土層の基本的な堆積状況は、盛土・水田耕作土・数枚の包含層・地山である。遺構面は、近世から近代の遺構面(上層遺構)と、古墳時代後期頃とみられる遺構面(下層遺構)の2面が存在する(第92～94図、図版39下)。

第1層…暗灰色粘性砂質土。近世以降の旧水田耕作土。

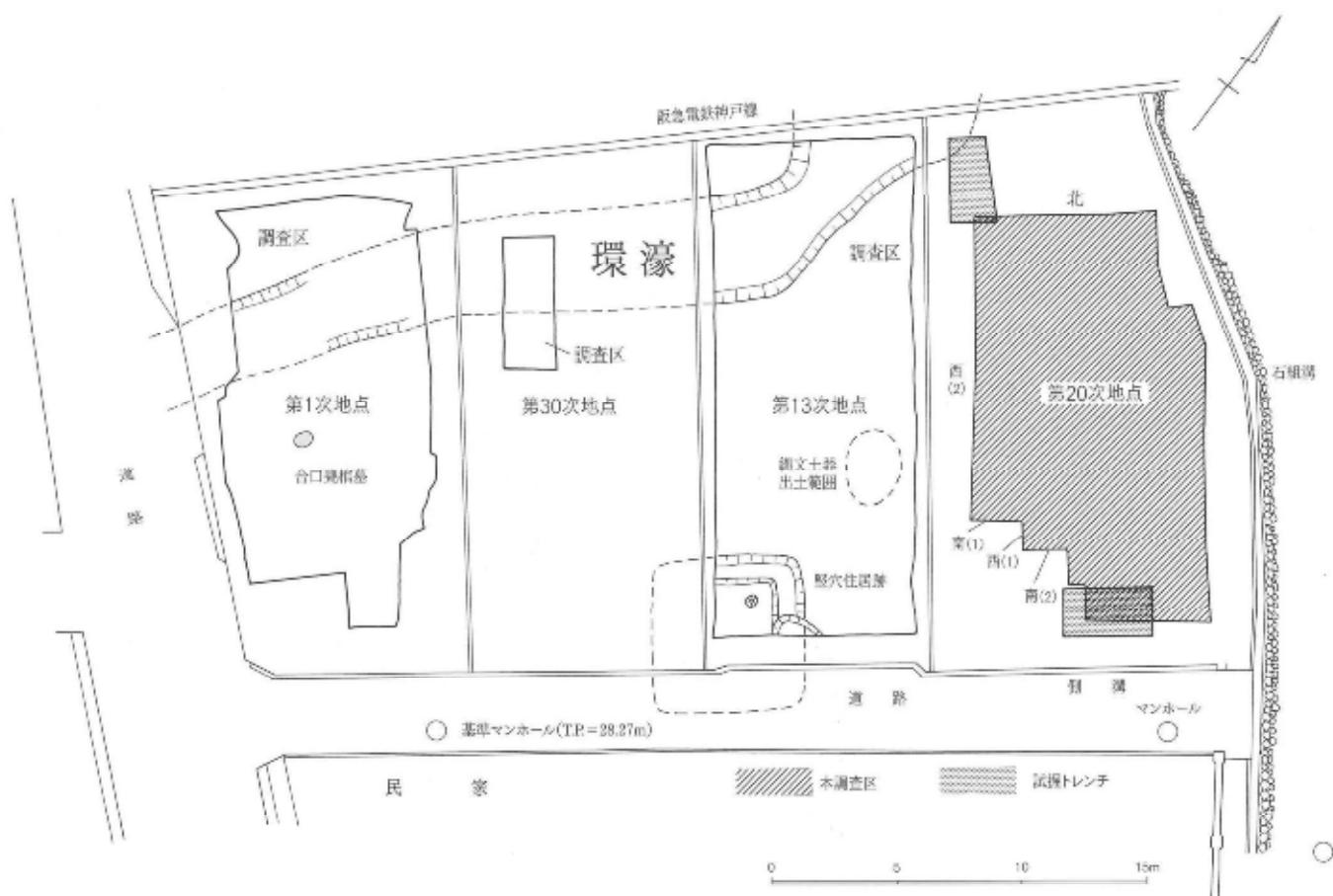
第2層…灰白色粘性砂質土。1層と同様に水田耕作土。

第3層…灰褐色粘性砂質土。水田床土。調査地の南端部にのみ存在する。

第4層…茶褐色小礫混粘性砂質土。第3層同様に床土である。部分的に存在するのみ。

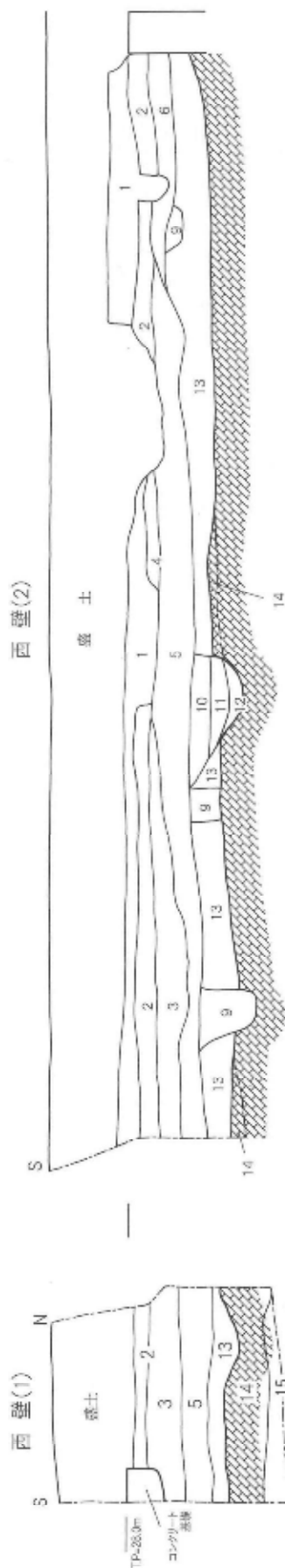


第90図 作業風景(3)

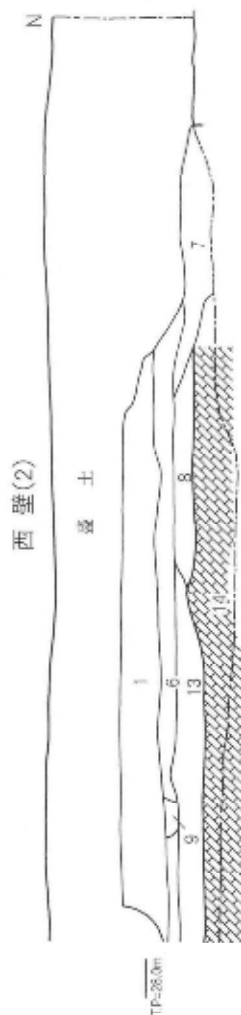


第91図 調査区配置図 1 / 300

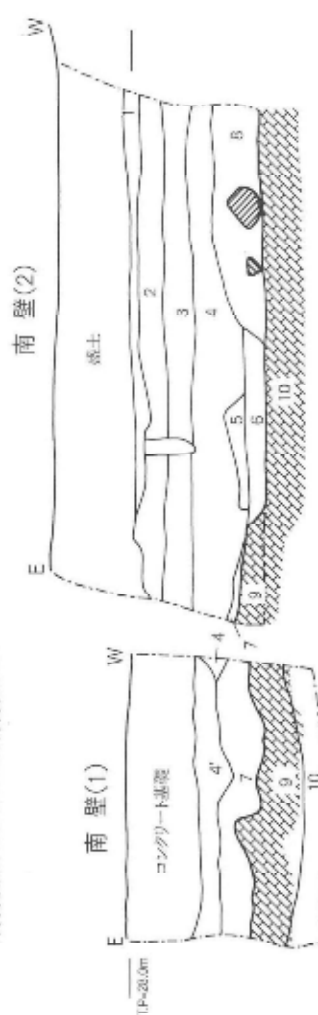
西壁(2)



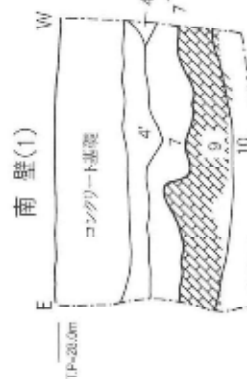
西壁(2)



南壁(2)



南壁(1)



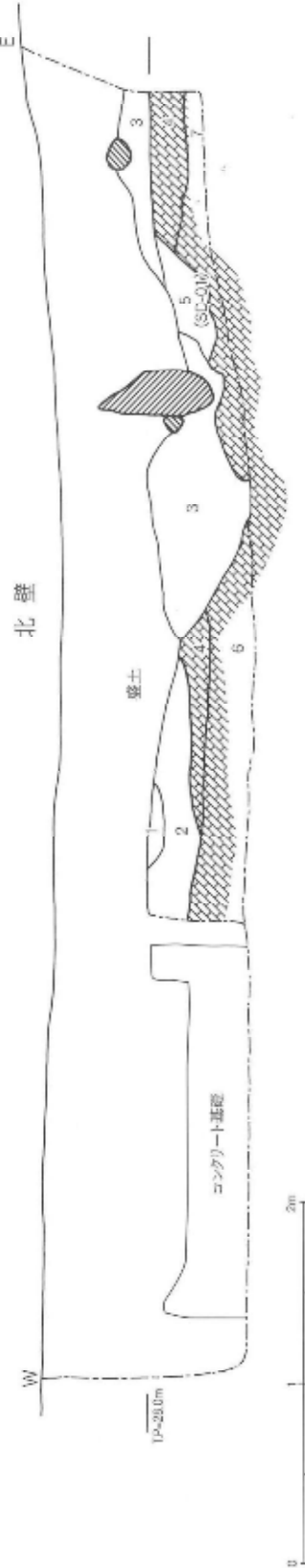
西壁(1)(2)

1. 暗灰色粘性砂質土層 (旧耕作土)
2. 灰白色粘性砂質土層
3. 灰褐色粘性砂質土層 (灰土)
4. 灰褐色粘性砂質土層
5. 暗茶褐色小礫混粘性砂質土層
6. 暗茶褐色粘性砂質土層
7. 淡黄褐色礫混粘性砂質土層
8. 淡黄褐色粘性砂質土層 (土坑埋土)
9. 暗黄褐色粘性砂質土層 (土坑埋土)
10. 暗黄褐色粘性砂質土層 (土坑埋土)
11. 暗灰色粘性砂質土層 (土坑埋土)
12. 淡褐色粘性砂質土層 (土坑埋土)
13. 黄灰色粗砂層
14. 黄灰色粗砂層

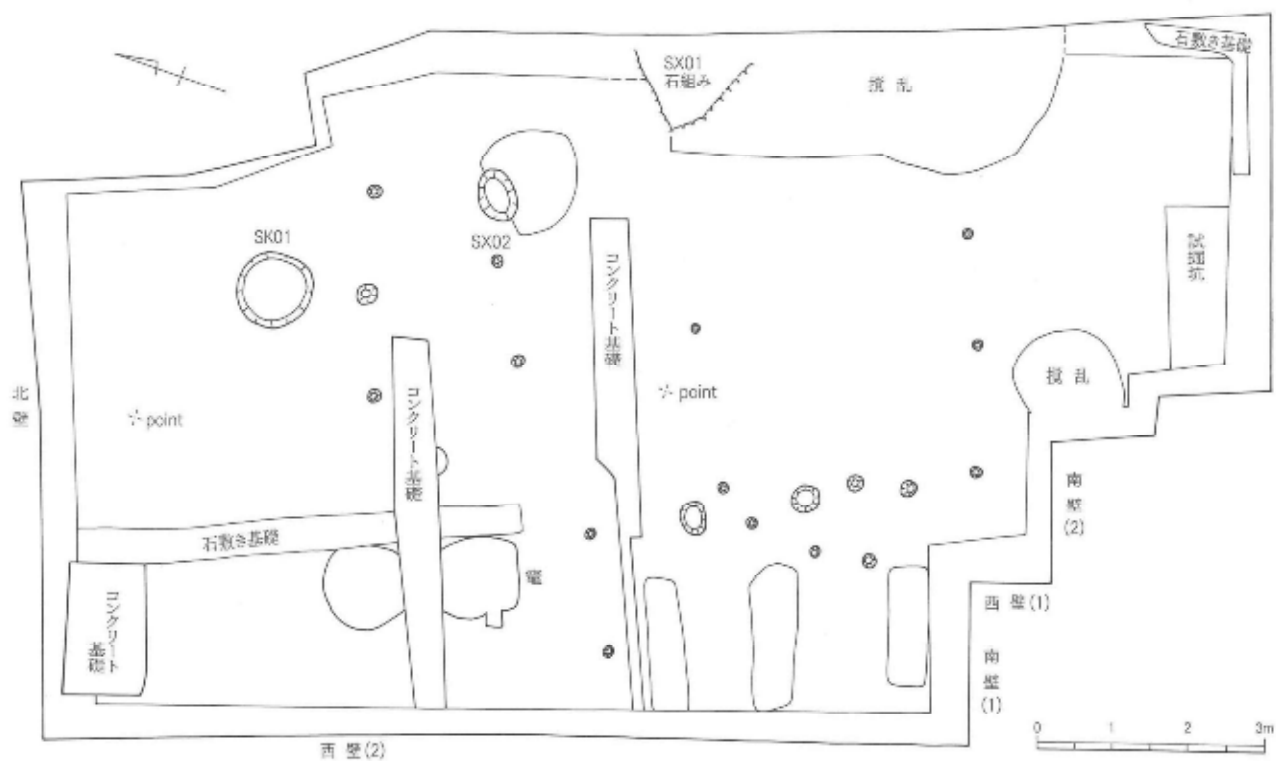
北壁

1. 暗灰色砂層
2. 灰白色砂層
3. 灰褐色砂層
4. 灰褐色砂層
5. 灰白色砂層 (SD01埋土)
6. 暗黄褐色砂層 (ベース)
7. 灰黄色シルト層 (ベース)

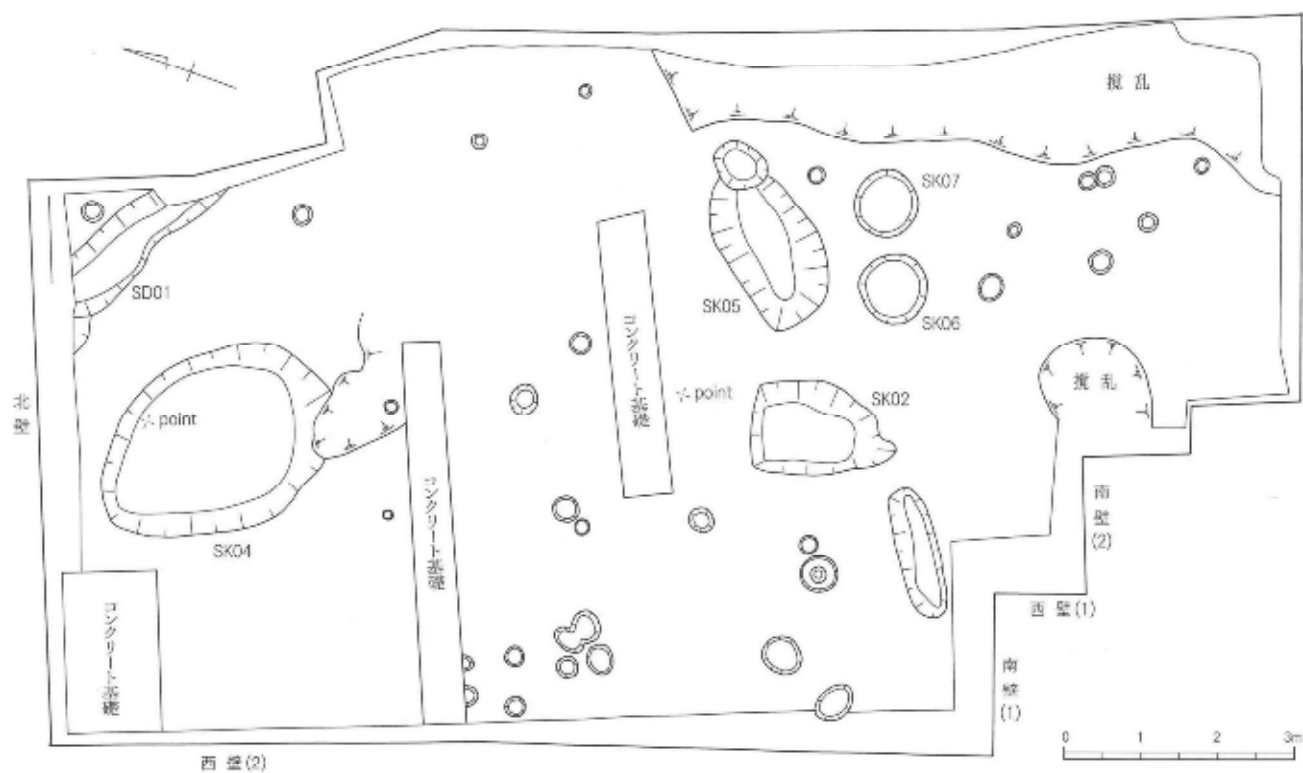
北壁



第 92 図 土層断面実測図 1 / 40



第93図 上層遺構配置図 1/100



第94図 下層遺構配置図 1/100

第5層…暗茶褐色小礫混粘性砂質土。遺物包含層。遺物は、弥生土器・土師器・須恵器等の細片を包含する。

南へ下がる傾斜をもって堆積する。

第6層…暗黄褐色礫混砂質土。調査地北半部に存在する包含層。須恵器小片など微量の遺物を包含する。

第7層…淡黄褐色礫混砂質土。

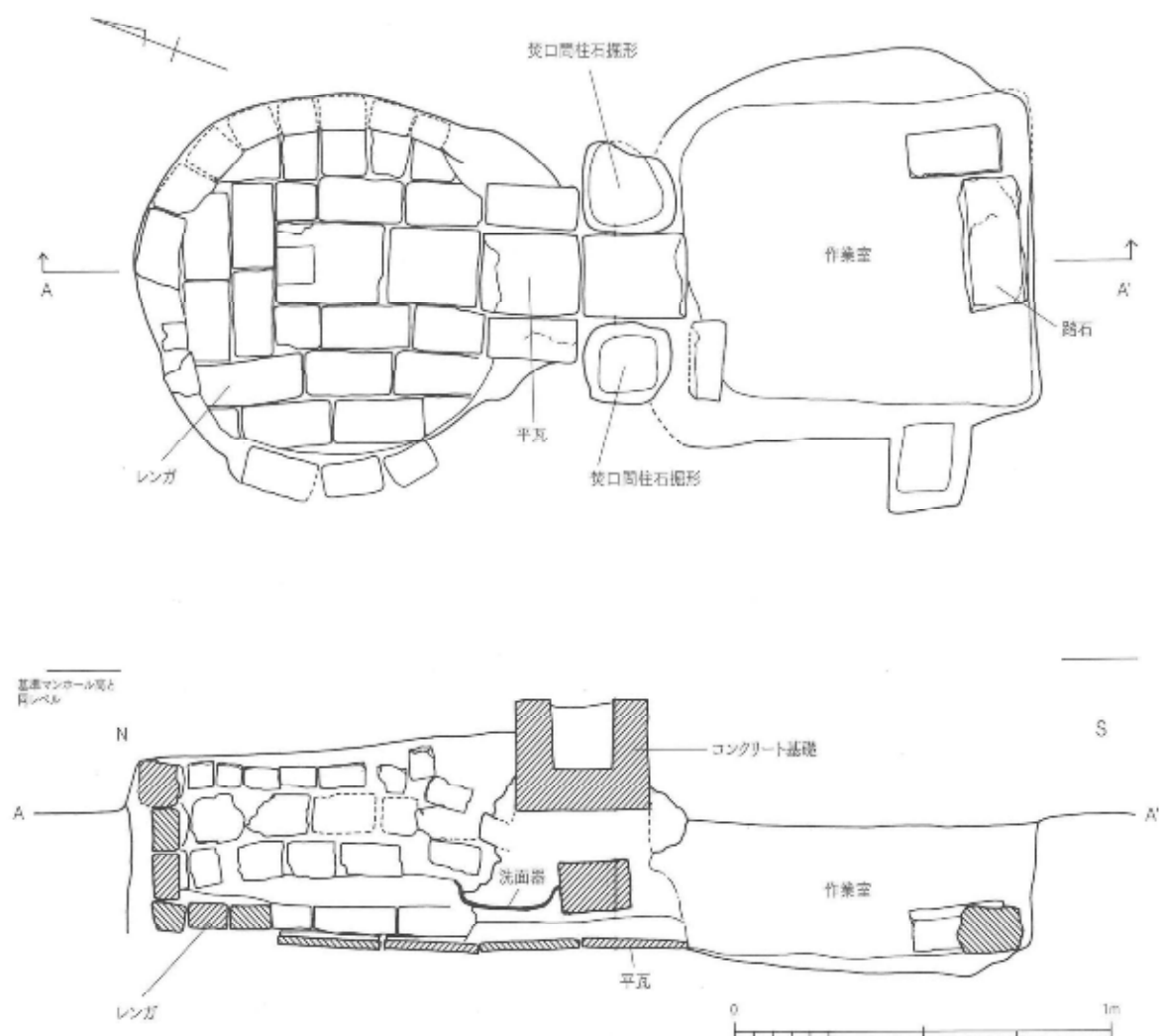
第8層…淡灰褐色礫混砂質土。7・8層は調査地北端部に部分的に存在する。遺物は出土していない。

第9層…暗褐色粘性砂質土。第13層上面で検出した下層遺構の埋土。

第10～12層…土坑埋土。

第13層…黄灰色粗砂層。今回の調査では、遺物の出土をみなかったが、隣接する第13次地点では、この層から縄文時代早期末から前期の土器が出土しており、本地点でも包含層の可能性があるものとして扱っておく。南へ下がる傾斜を持って堆積する。

第14層…暗灰色シルト層。無遺物層であり、地山層と考えられる。南へ下がる傾斜面をもつ(第92図)。



第95図 竈遺構平面・立面実測図 1/20

(3) 検出遺構

A. 上層遺構 上層遺構は、盛土直下で確認した竈遺構と、水田耕作土除去段階で検出した近世以降の遺構がある。これらは同一面に存在するものではないが、一括して上層遺構として取り扱う(第93図, 図版40上)。

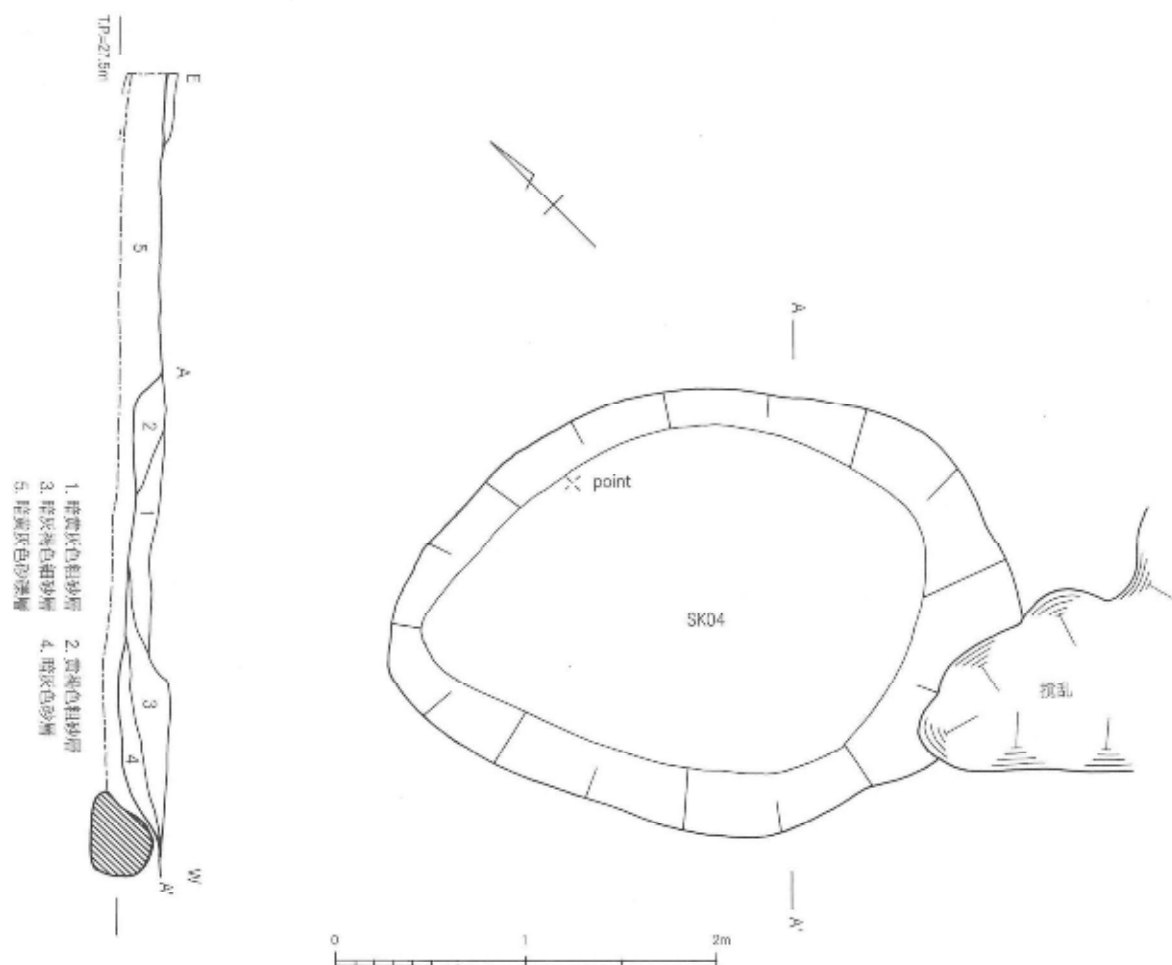
竈遺構は、重機掘削による盛土除去段階で検出した(第93図, 図版40下)。燃焼室がレンガ積みにより構築されており、明治時代に築かれたものとみられる。このほか、水田耕土直下で柱穴および土坑を検出した。

B. 下層遺構 下層遺構としては、溝・土坑・柱穴がある。いずれも出土遺物がないか、極少量であり、明確に時期を特定し難い。以下に、主なものについて概述する(第94図, 図版41～43)。

溝 S D 01 トレンチ北東隅に位置する溝状遺構である。北西から南東方向に流下する。幅80～90 cm、深さ20 cmを測る。出土遺物はない(第94図)。

土坑 いずれも不定形の土坑である。S K 04は長軸32 m・短軸24 mで、深さは約20 cmを測る。埋土中からは須恵器・土師器の小片が出土した(第94図)。S K 02・05も不定形の土坑であるが、微細な遺物のみで時期は不明である(第94図, 図版42上・43上)。

柱穴 柱穴についても出土遺物がなく、時期が特定できない。本調査地の東に隣接する第13次地点の成果も勘案し、古墳時代後期頃のものとして推定しておく。また、建物等の復元もできない(第94図, 図版41)。



第96図 SK 04 平面・断面実測図 1 / 40

(4) 出土遺物

当地点の発掘調査において出土した遺物の総量は、コンテナ約 11 箱分である。遺構に伴うものは少なく、遺物包含層、とくに第 4 層と第 5 層に含まれていた遺物が中心となる。遺物の遺存状況は悪く、細片となつての出土が目立つ。出土状況を概観すると、SK02 埋土下層では、庄内式併行期から古墳時代にかけての古式土師器や須恵器・土師器が出土している。第 4 層および第 5 層では、古式土師器・須恵器の他、中世遺物や近世遺物が混在出土しているが、近世遺物の包含量は第 4 層より第 5 層が僅かながら減少する傾向を示す。以下、図化し得た 47 点について若干の説明を加えておく（第 97・98 図、図版 45・46）。

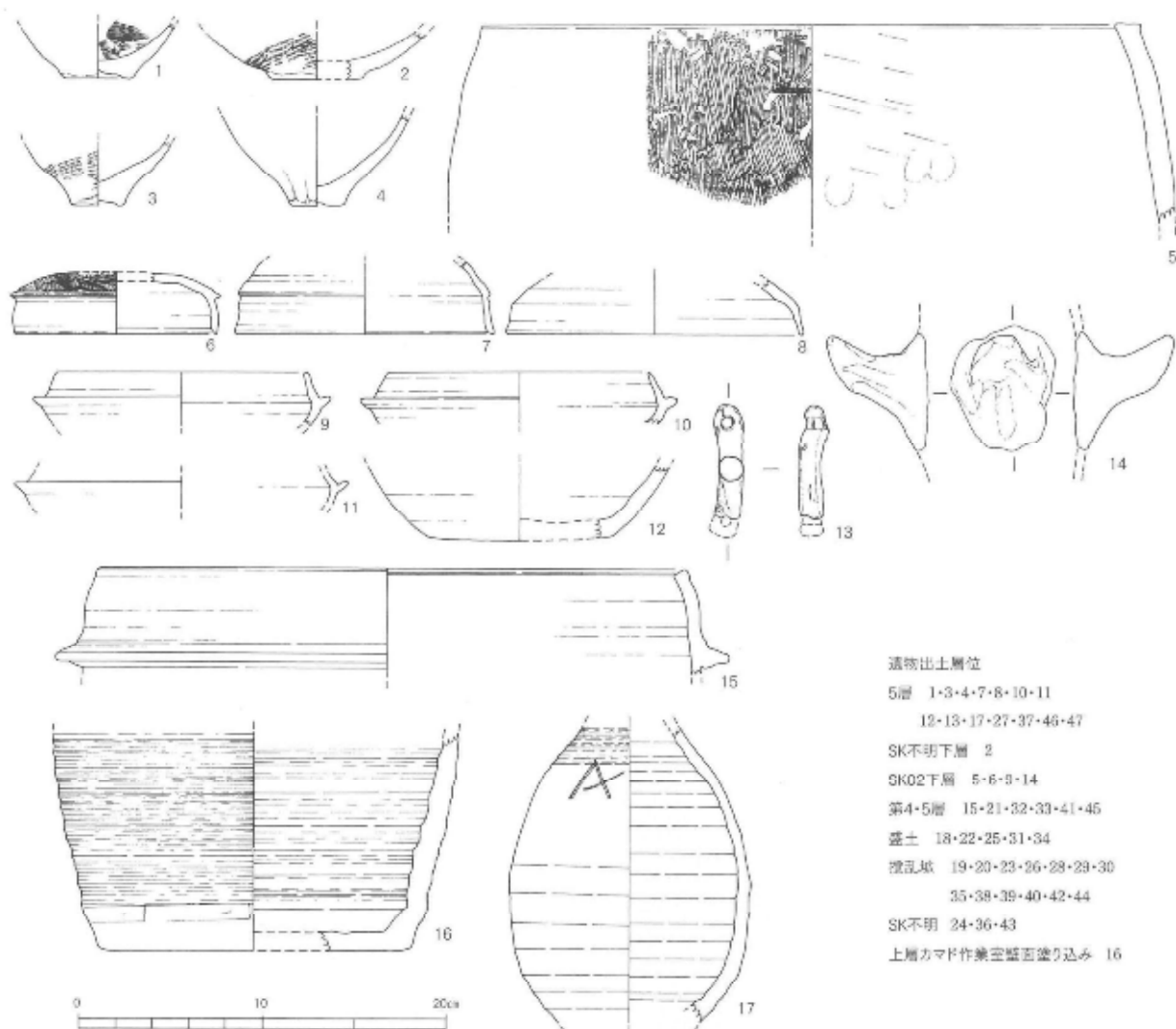
A. 古式土師器・土師器

1～4 は、底部を一括した。1 はやや上げ底ぎみの底部で、上方へは内弯ぎみの薄い器壁となる。器面調整は内面が不整方向のハケ、外面には丁寧なナデが施される。胎土は、1 mm 以下の小砂粒及びシャモットを若干含み、精緻。内面は暗黄灰色、外面は淡黄褐色を呈する。底径 3.6 cm を測る直口の鉢であろう。2 は突出度の弱い平底で、底部近くの器体下半に重心のある器形を示す。上半を欠くが、半球形の形態を示すものと想定される。外面は右上がりの平行タタキが加わり、内面にはナデ調整が施される。胎土は 1 mm 以下の砂粒に長石・雲母が含まれる。内面は暗灰色、外面は淡黄褐色の呈色。復元底径 4.6 cm を測る。鉢か甕とみられる。3 はやや突出ぎみのドーナツ底で、底径 2.4 cm と小さいが、肉厚である。内弯する体部は、外面下方まで右上がりの平行タタキがおよぶ。内面はナデが施され、平滑に仕上げられている。1 mm 前後の長石を胎土中に含み、器面は黄褐色を呈し、一部黒斑が認められる。鉢と思われる。4 もやや突出するドーナツ底を呈するが、輪台内は未調整である。体部は内・外面共にナデ調整により薄く仕上げられており、外面底部付近には縦方向の指ナデが施される。1～5 mm の粒度差のみられる石英・長石を含み、器面は黄褐色を呈する。底径 2.6 cm。直口口縁を呈する鉢の下半部であろう。いずれも畿内第 V 様式系のものとみられるが、1・3・4 などは弥生後期末まで遡るものと思われる。2 は下膨れの器体を示し、庄内式併行期に下るものであろう。前者は第 5 層から、後者は土坑埋群の土下層から出土した。

5 は甕形土器である。器体上端部の破片で、口縁部にかけて内傾する。外面は稠密な縦方向のハケ調整が施される。口縁端部は、上面が水平になるようにヨコナデによって平滑に調整される。内面は指頭圧痕が観察され、口縁近くの数 cm にはヘラケズリが加わり、器壁の厚さが 1.2 cm 前後と均一である。復元口径 36.0 cm を測り、内外面共に赤褐色を呈する。6 世紀後半を前後する時期のものであろう。SK02 埋土下層の出土。14 は把手。厚手で短く上方にのび、やや尖りぎみの端部は指ナデによる調整が施される。焼成は軟質で、淡黄褐色を呈する。

B. 須恵器

6・7 は、杯蓋である。6 は口縁部が直立し、天井部は広い平坦面を有する。口縁部と天井部との境には鋭い稜をもち、天井部の高さは低くおさえられる。口縁端部にはシャープな段差がみられる。天井部は回転ヘラケズリを施さず、復元口径 10.9 cm を測り、やや小振りなつくりで、器表は青灰色に呈色、芯部は紫味を帯びた茶褐色を呈し、胎土には石英・長石を若干含む。静止状態で板状工具によるナデを不整方向に施しており、明瞭な木目痕が認められる。中村編年Ⅰ－1 段階に比定できる資料で、市内出土須恵器の中では最古の位置を占める。7 は口縁部が「ハ」の字状に開き、天井高も高くなる。口縁端部は段を有し、浅く凹む。径 13.8 cm の復元値を測る。体部・天井部の境の稜は鋭さを欠き、突出度も短く退化している。灰色～淡灰色を呈し、1 mm 以下の石英・長石を含む。器面調整のヨコナデは比較的ていねいに施される。中村編年Ⅱ－1 段階に比定できよう。短頸壺の蓋 8 は口縁部が短く、天井部に至るまでに弱い屈折をみ、天井部はゆるやかに丸味をもった形態を呈する。口縁端部は丸く仕上げられ、器面はヨコナデによって調整される。復元口径 16.0 cm。淡灰色を呈し、外面に火樺痕が認められ



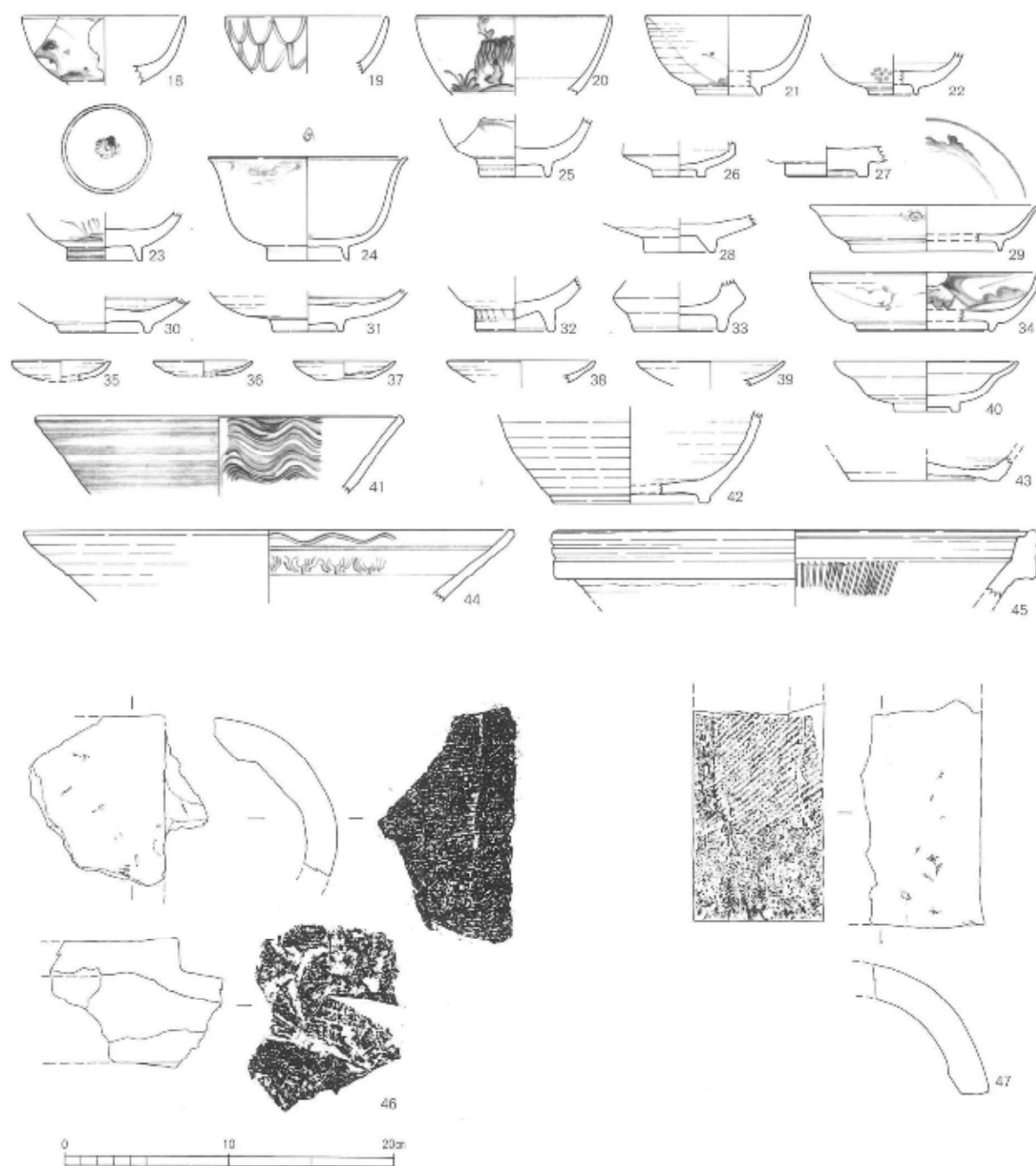
第 97 図 出土遺物実測図 (1) 1 / 4

る。6世紀後半頃のものであろう。9～11は、杯身の断片である。いずれも立ち上がりはかなり内傾斜するもので、口縁端部は丸く収められる。口径も13.5～14.5 cm程度の範囲に入る。3点ともに器面調整はヨコナデが施されており、淡灰色の色調でまとまる。3点ともに中村編年Ⅱ-2～Ⅱ-3段階の幅に収まる時期であろう。12は、短頸壺か平瓶の底部であらう。丸味を帯びた底部は厚いつくりをなし、おそらく肩の張る形態となる短頸壺の下半とみてよい。底部外面はヘラ切り後未調整であり、底径10.0 cmを測る。胎土には2 mm以下の石英・長石を含み、器表は淡灰色、芯部はセピア色を発する。6世紀段階のものであろう (第97図)。

C. 中世遺物

15は、土師質土器羽釜である。体部から口縁部にかけて内湾する立ち上がりを持ち、端部は平滑で浅い凹面を成す。鈐は退化して短い。やや内傾する口縁部の内外面にはヨコナデによる調整が施され、粘土帯積み上げの起伏をなくしている。段や沈線は認められない。淡黄褐色を呈し、胎土中に1 mm以下の石英・長石およびシャモットを含む。復元口径31.0 cmを計測する。

16は信楽焼(?)壺の底部である。未調整の底部は底径推定値17 cmを得る。外面は、底部付近を横方向にヘラ削りし、胴部には幅1.8 cm弱で一単位をなす明瞭なハケ目を伴っている。内面にも同様の調整がなされているが、ハ



第98図 出土遺物実測図・拓影(2) 1/4

ケ目は若干不明瞭となる。色調は内面が淡黄灰色、断面は淡灰色を呈しているが、外面は焼き締めによりムラがあり、淡灰色→褐色→暗褐色のグラデーションをなす。江戸時代頃のものともておきたい。17は、丹波焼の徳利である。内外面共に横方向の回転ナブによる成形であり、器壁は比較的薄い。肩部にヘラ描きによる「手印」がみられ、兵庫県中尾城跡出土資料の小甕に類例をみる「又」を伴う。焼成はやや良好で、淡灰色～橙色を呈し、3mm以下の石英・長石粒を含む。最大胴径は13.2cmを測る。16世紀代のものと思われる。丹波焼徳利の初現期のものとみられ、16世紀前半の窯印には注意を要する(第97図)。

D. 近世遺物

18～26・28～34の16点は、肥前磁器である。19～25・27は染付碗である。18～22は外面に呉須による染付が施されており、順に、草花文・二重網目文・蛇籠草花文・梅枝文が描かれる。22の外面にはコンニャク印判による花文様が配され、見込みの文字は不詳。23は見込み2重圏線内にコンニャク印判による五弁花が施される。24は端反口縁に縁文様を巡らせ、見込みには異体字一字分が描かれている。25は高めの高台に縁文様をあしらひ、27の高台内には「渦福銘」を落款する。28～32・34は染付皿である。28・30・31には内面に蛇の目釉剥ぎを伴い、とくに28は釉薬剥ぎ取り後の胎土中の鉄分発色が著しく、露胎部が、淡赤橙色を呈している。29・34は呉須により草花文・唐草文などを伴う。以上、24の端反碗（18世紀末以降）を除いては、「くらわんか手」と称されるもので18世紀代に収まるものであろう。33は、青磁仏花瓶である。高台径5.4cmを測る。肥前産であろう。26は筒形碗である。薄手で、短く小さい径の高台を伴う。素地は磁胎で白色であるが、おそらく関西系のものと思われる。

35～39は灯明皿である。35・38は土師質であり、ロクロ成形のものである。口縁部に油煤痕の付着が認められる。36・37・39は柿釉を施し、受けを伴わないタイプのものである。前者は18世紀代、後者は18世紀後半にみられるものである。40は、折れ口縁の唐津焼皿である。灰釉が施され、見込みに蛇の目釉剥ぎを伴う。口径11.2cm、器高3.2cmを測る。大橋編年Ⅳ期〔大橋1988〕に比定し得よう。41・42・44は、唐津焼鉢である。41は刷毛目文、44は三島手と称されるものであり、それぞれ口径の推定値は22.0cm・30.0cmぐらいになると思われる。17世紀以降のものであろう。42は灰釉鉢である。高台の外面から体部にかけ、露胎づくりで、口縁部から内面にかけ施釉されるものとみられる。見込みに胎土目（径4mm程度）が2ヶ目認められる。16世紀末～17世紀初頭頃のものと思われる。45は、堺・明石焼系備前鉢である。口縁部内面の突帯は下位に移行し、段形成がみられ、外縁帯の張りも大きくなっている。白神編年Ⅱ型式〔白神1990・92・98〕に属するもので、赤褐色を呈し、口径30.0cmを測る。18世紀後半～19世紀初頭のものであろう。46・47は丸瓦の残欠である（第98図、図版46）。

（森・岡本・森岡・木南）

第4節 まとめ

今回調査を実施した月若遺跡では、昭和60年から開発に伴う発掘調査が行われており、これまでに縄文時代早期末～前期初頭から江戸時代に至る複合遺跡であることが判明している。なかでも、本地点から西方の調査地で、古墳時代初頭前後の時期の大溝が確認されており、環濠の一部とみられている。当該20次地点の確認調査では、敷地北西隅部で東西方向の環濠が北へ屈曲することが確認された。また、本年度同時に調査を行っていた西約60mの地点にある第28次地点の調査でも、北への屈曲部を確認し、東西方向にはほぼ直線的に延びる環濠の両コーナー部分をおさえることができた。

今回の本調査では、上下2面の遺構面を確認した。上層遺構は、竈が明治時代のものである以外は、近世以降の水田面の下層にあり、周辺の調査事例からも中世に遡る可能性がある。

また、下層遺構は、概ね古墳時代後期頃と推定される遺構であるが、今回の調査地内ではその性格など明確にし得るものはなかった。ただし、隣接する第13次地点など既往の調査成果からみて、古墳時代中期から後期にかけての集落が、当地点にも広がりをもっていたものと推定される。

（森・岡本）

第5章 月若遺跡(第28地点)の発掘調査

第1節 調査に至る経過

芦屋市西芦屋町1番地3・6に所在する当該地(156㎡)は、平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災により敷地東半の家屋が倒壊し、居宅の新築が急がれた(図版47上)。その結果、駐車場となっていた敷地西半を含め、鉄筋コンクリート造1階建ての集合住宅が計画された。当該地は周知の埋蔵文化財包蔵地である月若遺跡の遺構密集部に所在することから、平成7年9月21日、地権者五味博喜氏から芦屋市教育委員会に対し、文化財保護法第57条の2第1項に基づく発掘届出書が提出された。基礎埋め込み及び地盤改良工事による掘削深度は現地表下約2mであり、遺物包含層・遺構の損壊は不可避と判断されたため、本市教育委員会は平成7年11月8・9日、森岡秀人・木南アツ子両名を担当者として土層の堆積状況、遺物包含層の濃淡などを把握するための確認調査を実施した。調査の結果、古墳時代から中世に至る複数の遺構面と遺物包含層の存在が確認されたため〔森岡・木南1995g・95h〕、建築物予定地190㎡を対象とした全面発掘調査を実施することになった。

調査は芦屋市教育委員会が主体となり、兵庫県教育委員会埋蔵文化財調査事務所職員の森正(京都府教育委員会派遣職員)・岡本泰典(岡山県教育委員会派遣職員)が発掘担当者となって実施し、適宜、芦屋市教育委員会文化財課の森岡秀人係長から現地指導を得た。調査工程については、平成8年1月8日に現地立会、1月11日に作業を開始し、3月6日に作業を終了した。最終的に発掘面積は156㎡となった。(森・岡本)

第2節 調査地の位置と周辺環境

月若遺跡は、芦屋川右岸の標高20～30mの扇状地上に立地する。付近は芦屋庵寺遺跡・寺田遺跡・三条九ノ坪遺跡などの複合遺跡の密集地帯であり、本遺跡もそれらと同様に縄文時代から近世に至る遺構・遺物を包蔵する複合遺跡の一つである。当調査地の付近では、東方の第1・13・30地点において、弥生時代末から古墳時代前期にかけての東西方向の大溝、北方ではそれと同時期の遺構・包含層が確認されており、該期の環濠集落の存在が推測されている〔森岡1987e・1988a, 森岡・木南1995a・95b・95c〕。古墳時代中期以降についても、各時期の遺構・包含層が確認され、この一帯はほぼ間断なく居住の場として利用されていたようである。今回の調査地は、先の1・13・30地点の西側に相当し、環濠の続きが検出される可能性も考えられた。(森・岡本)

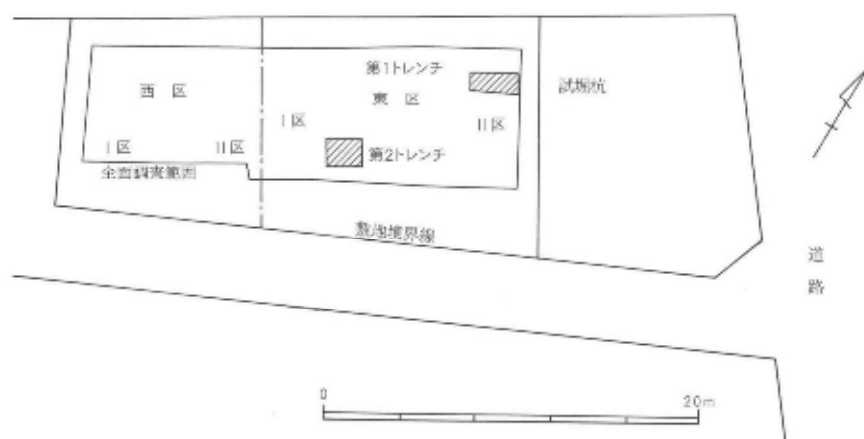
第3節 発掘調査の概要

(1) 調査の方法

発掘の対象は建物予定部分全域であったが、すぐ北側を阪急電鉄神戸線が通っており、掘削に伴う壁面崩落が懸念されたため、安全性を考え、調査区北辺はある程度控えをとる必要が生じ、実際の発掘面積は予定よりも狭まる結果となった。ま



第99図 調査風景



第 100 図 調査区配置図 1 / 400

た、排土置場が確保できないため、調査区を東西に二分し、反転掘りする方法をとり、西半を西区、東半を東区と命名し、西区から調査を開始した。発掘は、現地表下約 80 cm までの表土を重機によって除去した後、以下の層を確認調査の成果を参照しながら 1 層ずつ人力掘削し、各層上面

で遺構検出を行った。包含層の遺物取り上げに際しては、各区内をさらに東西に分け、西半を I 区、東半を II 区として都合 4 つに区別した (第 99・100 図、図版 47 下)。

(2) 基本層序

当地点では、現地表下約 2 m に存在する黄褐色微砂質土を地山とし、その上に弥生～中世の包含層が南へ緩い傾斜をもって重層的に堆積している。遺構面は計 6 面を確認した。層序は調査区全域で同一状況を示さず、南北壁面では様相を全く異にし、加えて局所的に遺存する部分層もあり、統一的な把握を困難にした。そこで包含層の遺物取り上げに際しては、旧状をよくとどめる南壁を基準とし、確認調査時の層番号を踏襲して混乱を避けたが、それでも取り上げ時の層番号と各壁面でのそれとの齟齬は完全には回避できなかった。しかし、各層と出土遺物との対応関係は誤りなく認識できたと考えている。

以下に各層の概要を述べるが、層番号は遺物取り上げ時のものを用い、一部にしか存在しない層は割愛した。各壁面での層番号との対応については、別表を参照されたい (第 4 表、第 101～103 図)。

第 1 層 黄茶色砂質土層。現表土。

第 2 層 暗灰色粘性砂質土層。盛土層。瓦・煉瓦片・礫を含む。

第 3 層 茶灰色粘性砂質土層。水田耕土。近世以降の遺物を若干含む。

第 4 層 茶色粘性砂質土層。水田床土。色調によって細分も可能である。

第 5 層 淡褐灰色細礫混じり粘性砂質土層。古墳時代～中世の遺物を少量包含する。当層までを重機掘削によって除去した。

第 6 層 暗褐灰色細礫混じり粘性砂質土層。古墳時代～中世までの土師器・須恵器・瓦器・緑釉陶器などを

包含層番号	南 壁	北 壁	東 壁	西 壁
5 層	5	5	5	5
6 層	6	6 ?	6	6
7 層	7	7	7	7
8 層	8	—	8	8
9 層	9	—	9	—
10 層	10	—	—	—
10 層下	—	—	—	—
11 層	14～21	14～20	17	9,10
12 層	27	21	—	11
13 層	29	22	18	—

第 4 表 基本土層番号対応表

- 注 1. 「包含番号」は、遺物取り上げ時に各層に付し、そのまま実績報告書に踏襲したものである。
 2. 第 12・13 層は無遺物層 (地山) である。
 3. 「—」は、調査区内で途切れて壁面では確認できなかったことを示す。
 4. 北壁の「6 ?」は色調がかなり淡いが、一応第 6 層の一部と見ているが、疑問符を付した。

出土する濃厚な遺物包含層である。以下、第9層までこの傾向が認められる。この層の上面が第1遺構面である。

第7層 暗茶褐色粘性砂質土層。濃厚な遺物包含層。北半部では色調が暗くなる。この層の上面が第2遺構面である。

第8層 黒褐色礫混じり粘性砂質土層。濃厚な遺物包含層。マンガンの含浸が顕著であり、上部数cmは白色味を帯びる。当層の上面が第3遺構面である。

第9層 暗褐灰色粘性砂質土層。濃厚な遺物包含層。当層の上面が第4遺構面である。

第10層 黒褐灰色粘性砂質土層。古墳時代～古代の遺物を出土する包含層。

なお、調査区中央北寄り第10・11層間に灰褐色粘性砂質土の堆積を認めた。調査区内で完結しており、壁面には現れなかったが、独立した包含層と考え、「10層下」と命名、弁別している。

第11層 黄褐色～灰褐色砂質・粘性砂質土層。色調・粒度から見て単一の層ではないが、出土遺物に明瞭な時期差も認められないことから、一括して扱った。弥生時代後期末の土器片を包含する。当層の上面が第5遺構面である。

第12層 暗黄灰色砂礫層。無遺物層。調査区西端に分布する。

第13層 黄褐色微砂質土層。無遺物層。調査区全域に分布すると思われるが、西区では西方へと緩やかに傾斜して側溝底より下に潜り込んでいる。これによって、旧地形は西側でややレベルを減ずるという確認調査時の所見〔森岡・木南 1995h〕が証明された。当層の上面が第6遺構面である。

(3) 検出遺構

遺構面は計6面を数え、各層上面で柱穴列(柵)・溝・土坑・ピット等の遺構が検出された。遺構の記載にあたっては、柱穴列をSA、溝をSD、土坑をSK、ピットをPと記号化し、番号は検出順に付与している。土坑とピットの区分には特に基準は設けなかった。土坑は遺物を有し、形状・埋土に特徴のあるもののみ、ピットは遺物を出土したもののみ命名した。なお、SD 02・SD 04は調査の進行過程で遺構ではないと判断したため抹消し、欠番となっている(第104～119図、図版48～70)。

A. 第1遺構面

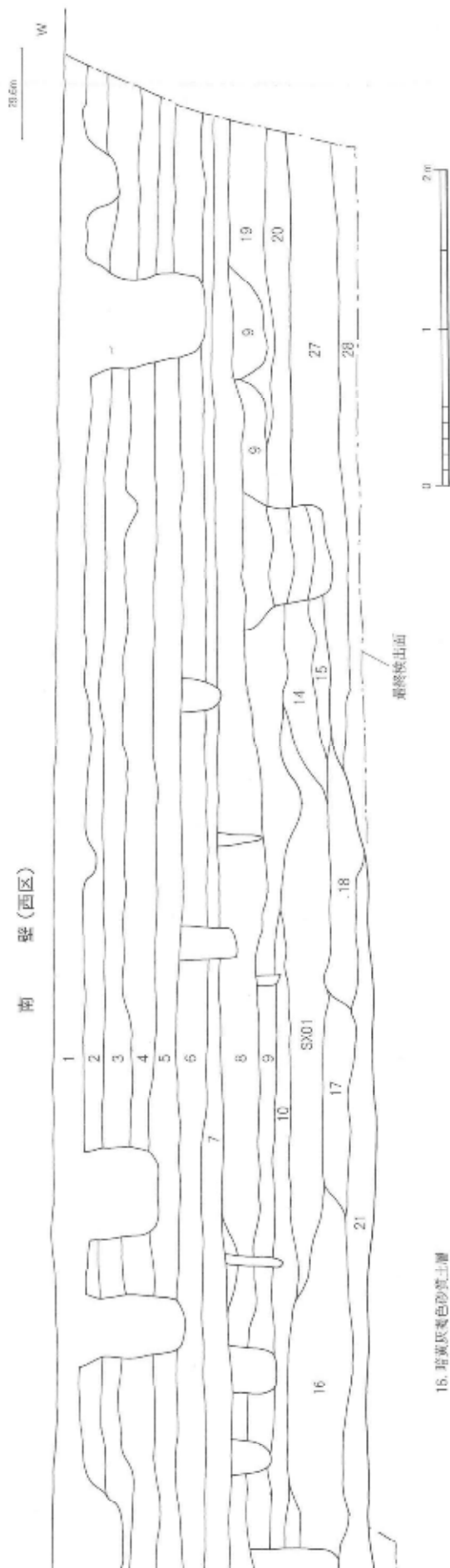
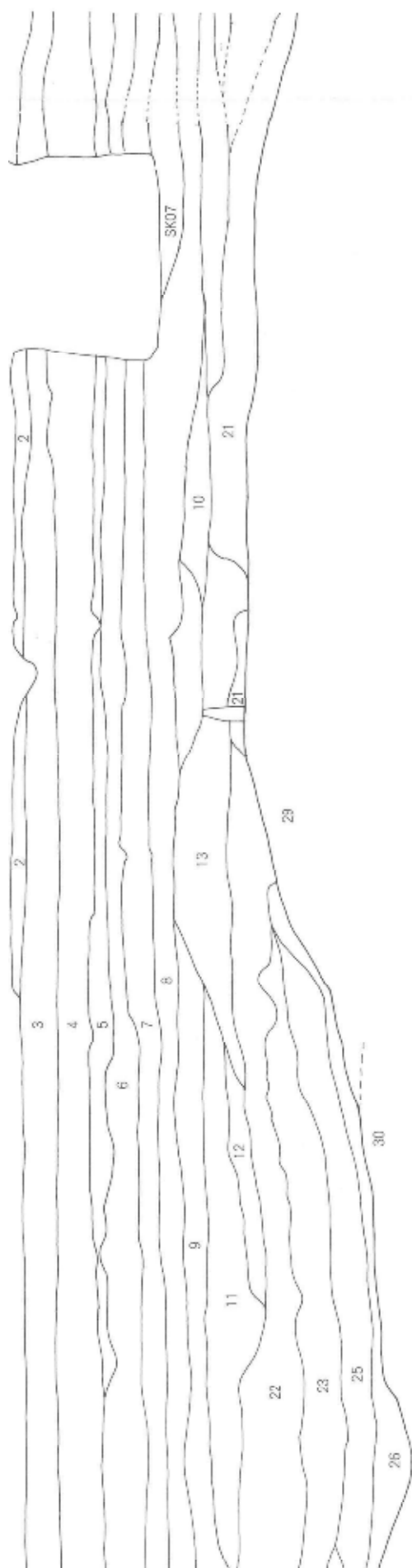
耕作痕 東西方向に平行して走る溝群で、各溝の幅5～15cm、深さ1～5cmを測る。時期を決定しうる遺物に乏しいが、中世の犁跡と考えられる。本来調査区全域に遺存していたのであろうが、西区北半と東区では表土除去の際に第6層を削り込んだため、耕作痕も同時に削平されたものと思われる(第104図、図版48)。

SK 01 西区北半で検出された楕円形の土坑である。検出面での法量は、長軸約135cm、短軸約110cm、深さ約15cmを測る。少量の須恵器・土師器片が出土している(第104図)。

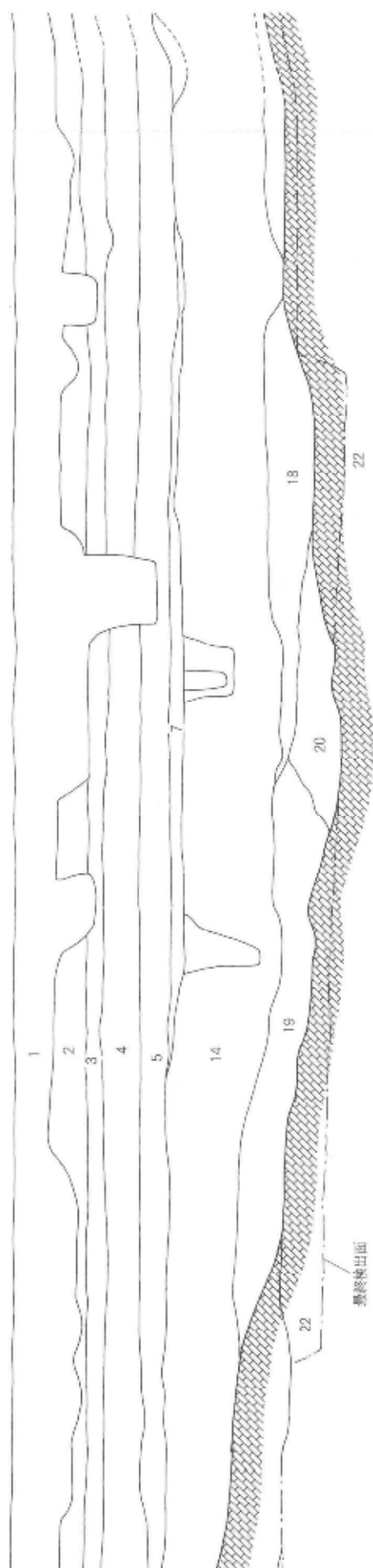
B. 第2遺構面

SA 01 調査区南半部で検出された柱穴列である。各柱穴は径20～30cmの円形～楕円形を呈し、深さはまちまちだが最深のもので約40cmを測る。柱痕については明確にできなかった。心々間距離1.6～1.7mをもって東西に並び、調査区外へと伸びている。また、各柱穴の北側に柱に付随して打たれた杭の痕跡が認められた。柱の支えとしての機能が想定される。遺物は、土器小片がごく微量出土したにすぎず、時期決定に至らないが、包含層との関係からやはり中世のものであろう(第105・110図、図版49・50)。

SD 01 西調査区北半部で検出された。検出面での幅約150cm、深さ約5cmを測る浅い溝である。東区では精査にもかかわらず検出できなかった。SA 01と方向を同じくすることから、断定は難しいが両者の関連も考え

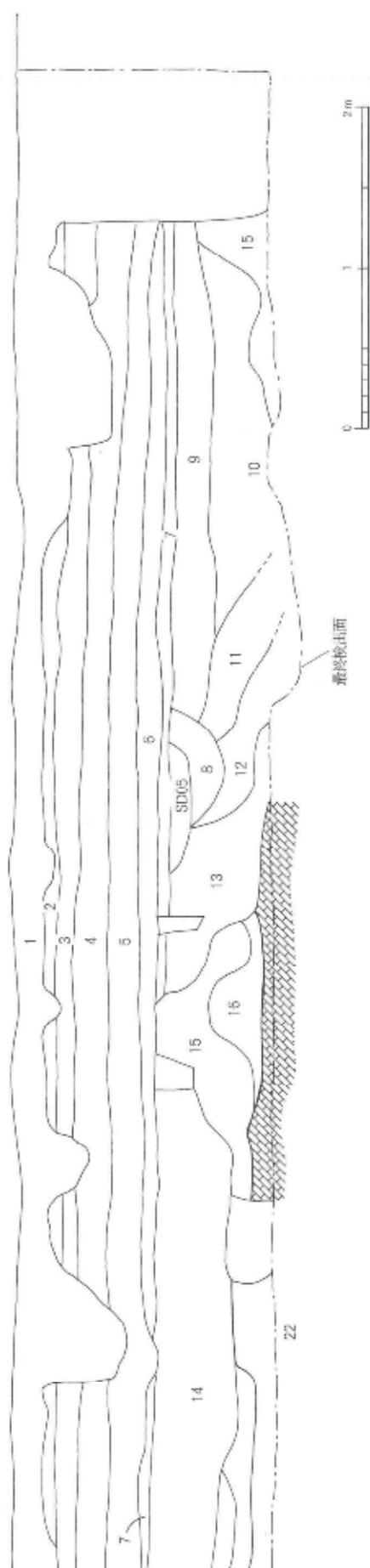


- 16. 暗黄灰色砂质土層
- 17. 暗灰黄褐色粘性砂质土層
- 18. 暗黄灰色粘性砂质土層
- 19. 黄灰色砂质土層
- 20. 褐灰色细粒砂质土層
- 21. 灰黄褐色砂质土層
- 22. 暗茶褐色粘性砂质土層 (SK07埋土)
- 23. 褐灰色粘性砂质土層 (同上)
- 24. 黑褐色粘性砂质土層 (同上)
- 25. 黑灰色粘性土層 (同上)
- 26. 暗紫色砂质土層 (同上)
- 27. 暗黄灰色砂质土層 (基岩面)
- 28. 暗黄褐色砂质土層 (同上)



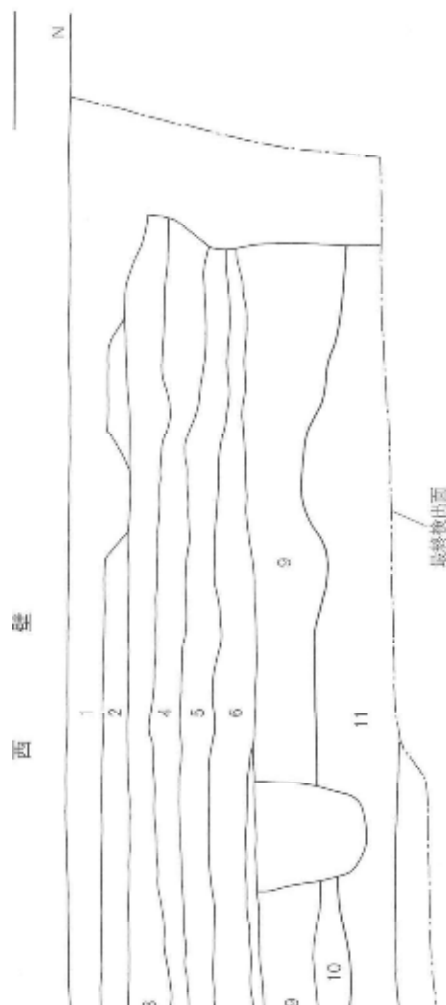
北 壁 (東区)

20.5m E



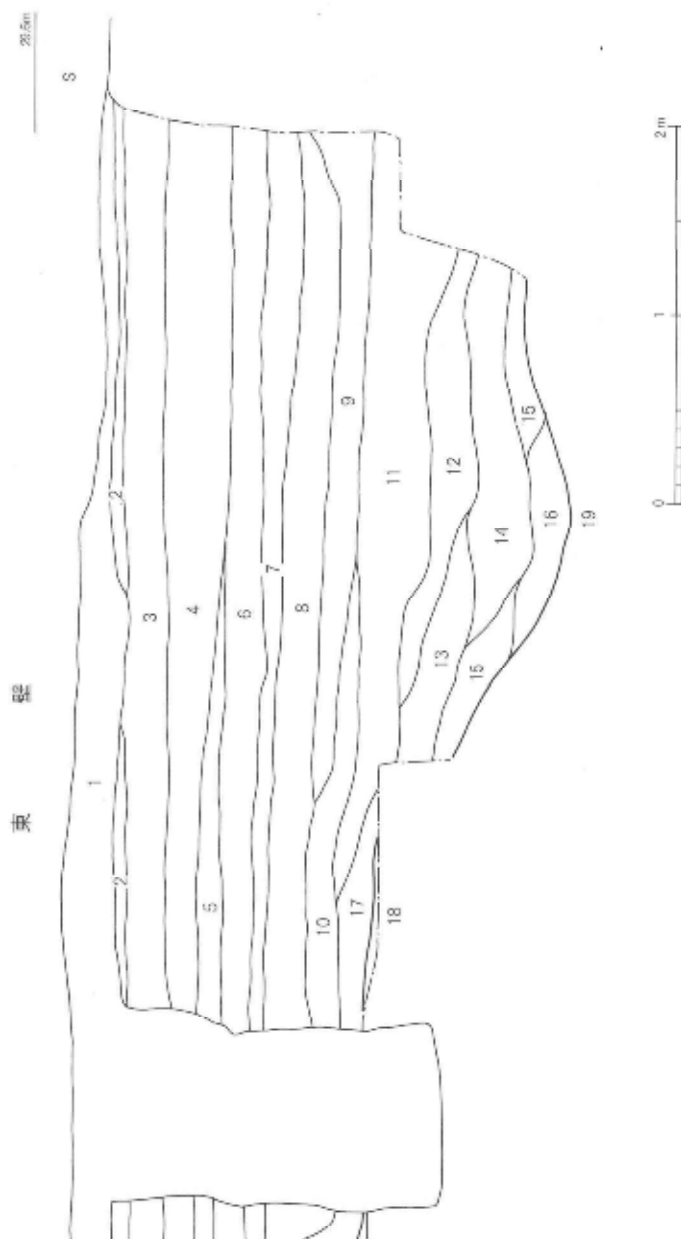
- 12. 緑灰色柱状砂質土層 (SD07埋土)
- 13. 灰黄褐色砂質土層 (同上)
- 14. 灰黄褐色砂質土層 (同上)
- 15. 黄褐色砂質土層
- 16. 灰褐色砂質土層
- 17. 黄灰色細砂質土層
- 18. 黄灰色細砂質土層
- 19. 緑灰色砂質土層
- 20. 黒灰色砂質土層
- 21. 緑褐色砂質土層 (砂質土層)

西 壁

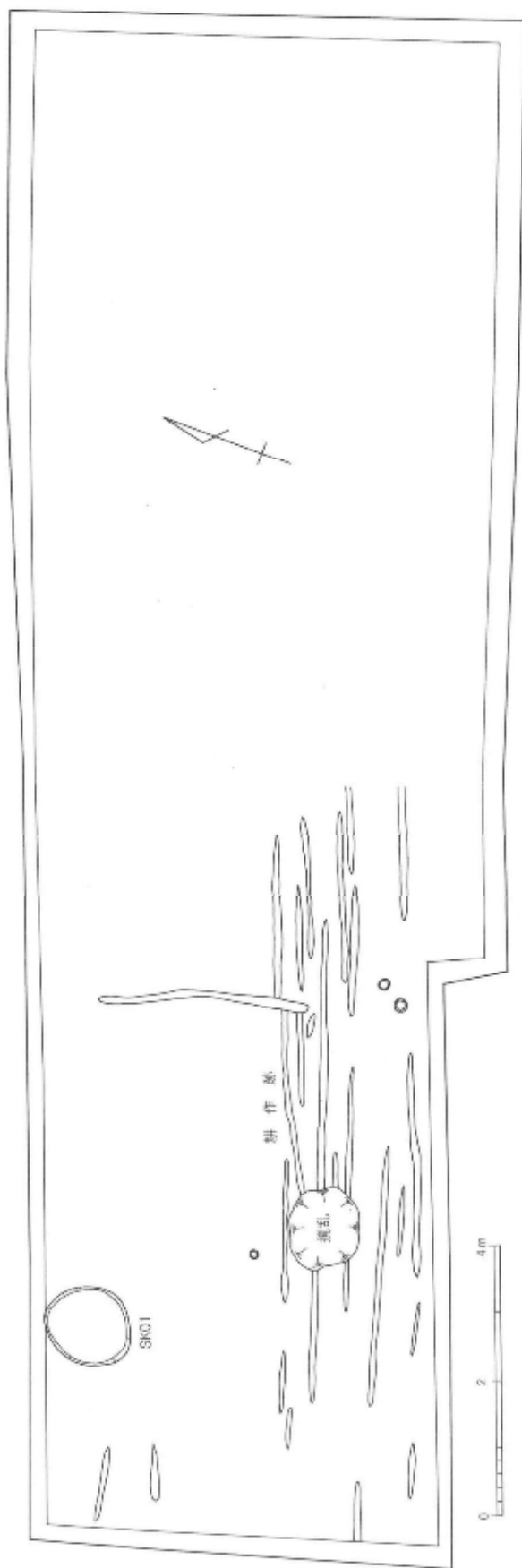


1. 黄褐色砂質土層 (表土)
2. 暗灰色粘性砂質土層
3. 淡黄灰色粘性砂質土層
4. 茶褐色砂質土層
5. 淡黄灰色礫混じり粘性砂質土層
6. 暗褐色礫混じり粘性砂質土層
7. 暗赤褐色粘性砂質土層
8. 黒褐色礫混じり粘性砂質土層
9. 黄灰色砂質土層
10. 褐色礫混じり粘性砂質土層
11. 暗黄灰色砂礫土層 (無遺物層)
12. 暗赤褐色砂質土層 (同上)

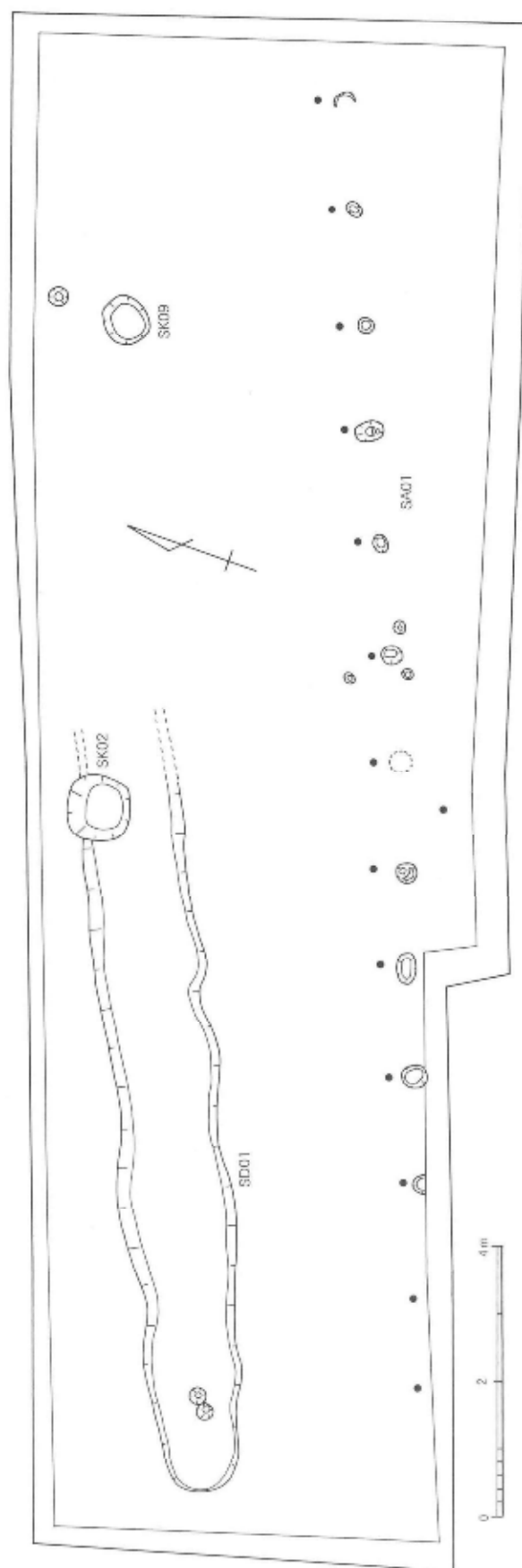
東 壁



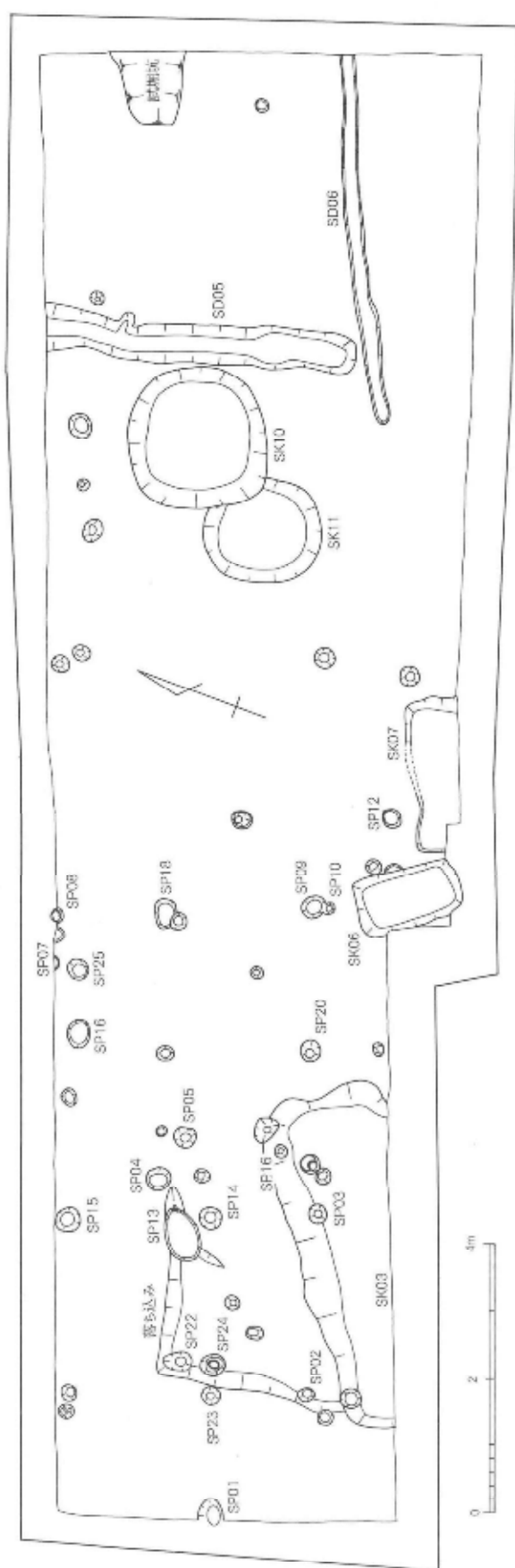
1. 黄褐色砂質土層 (表土)
2. 暗灰色粘性砂質土層
3. 淡黄灰色粘性砂質土層
4. 茶褐色粘性砂質土層
5. 淡黄灰色礫混じり粘性砂質土層
6. 暗褐色礫混じり粘性砂質土層
7. 暗赤褐色粘性砂質土層
8. 黒褐色礫混じり粘性砂質土層
9. 暗褐色粘性砂質土層
10. 暗赤褐色礫混じり粘性砂質土層
11. 暗赤褐色粘性砂質土層 (SD09埋土)
12. 褐色粘性砂質土層 (同上)
13. 暗褐色礫混じり粘性砂質土層 (同上)
14. 黒褐色粘性砂質土層 (同上)
15. 暗褐色砂質土層 (同上)
16. 暗褐色礫混じり砂質土層 (同上)
17. 黄褐色砂質土層
18. 黄褐色礫砂質土層 (無遺物層)
19. 黄褐色砂礫層 (同上)



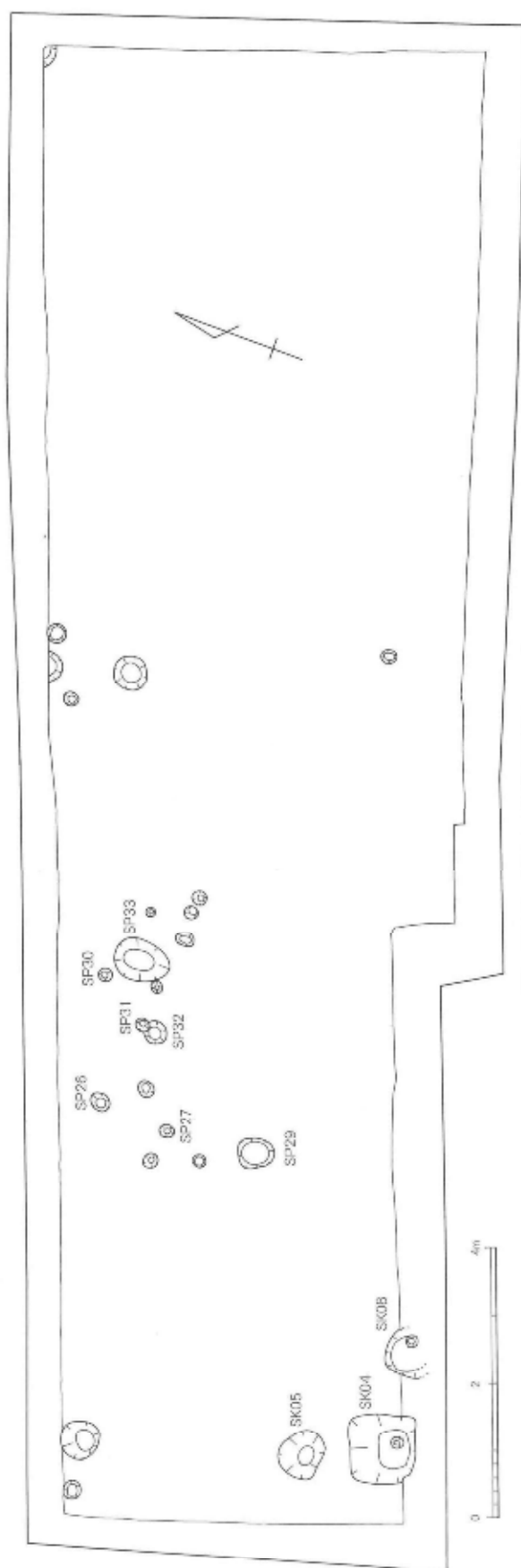
第104図 第1面遺構配置図 1/100



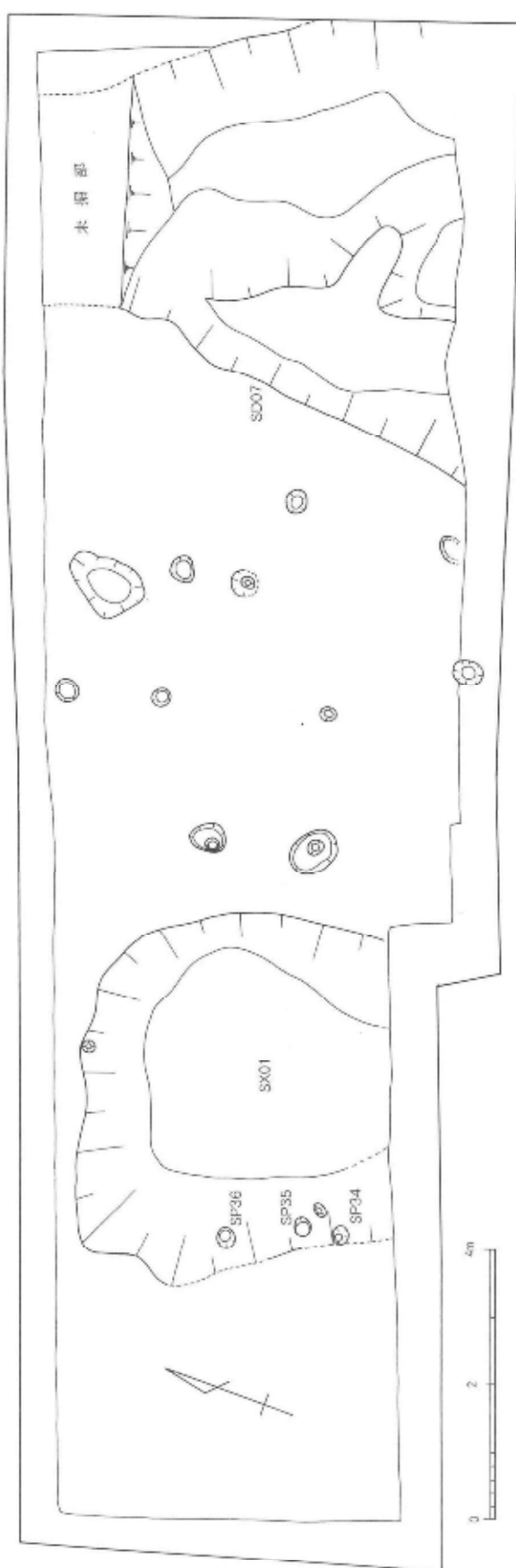
第105図 第2面遺構配置図 1/100



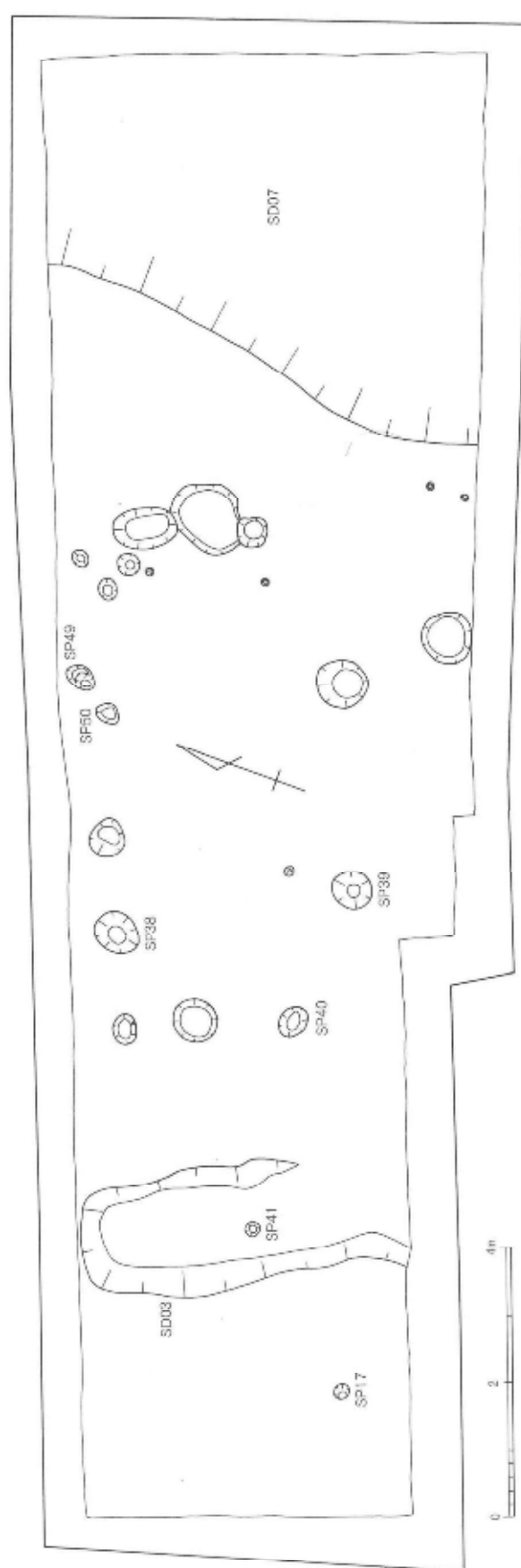
第106図 第3面遺構配置図 1/100



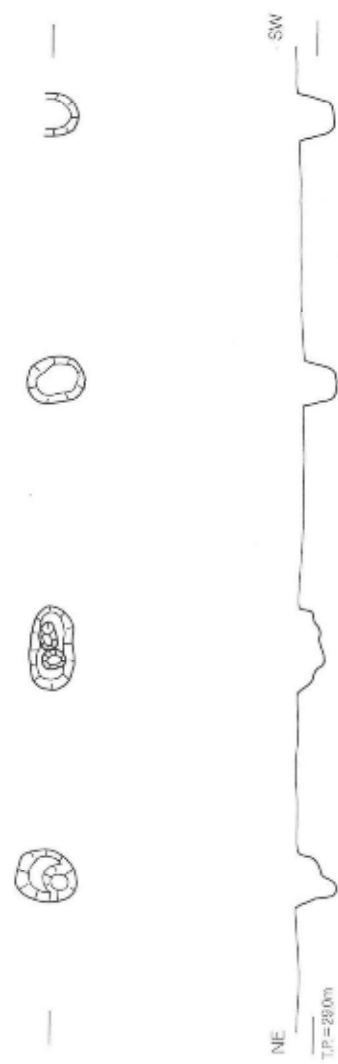
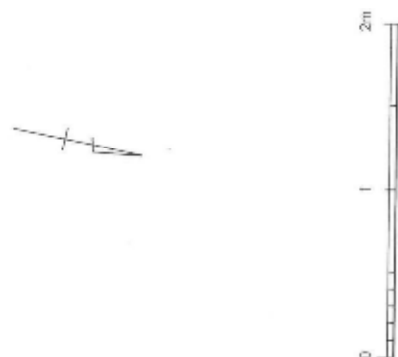
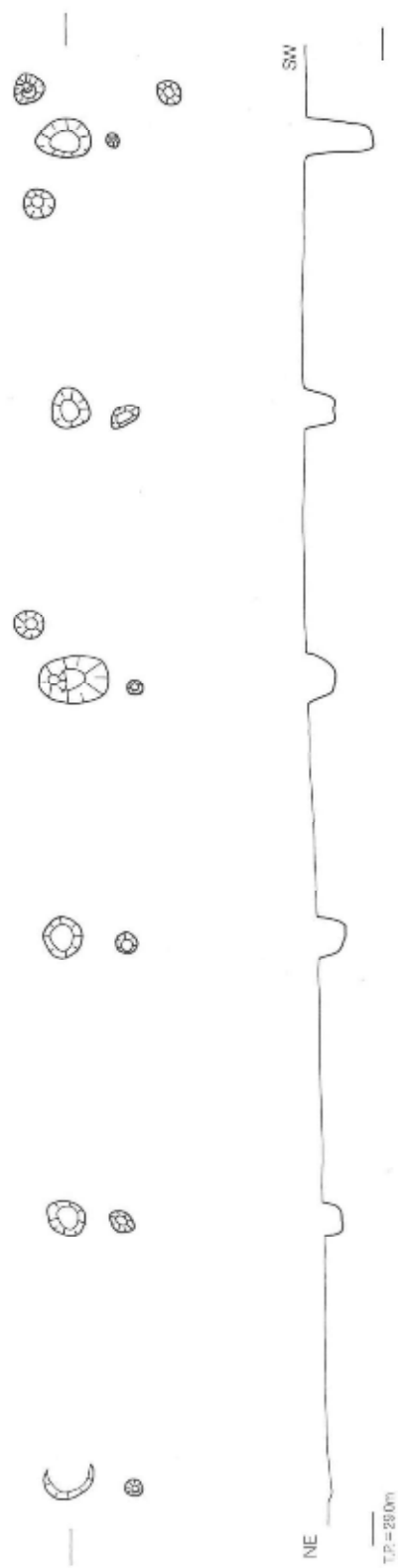
第107図 第4面遺構配置図 1/100



第108図 第5面遺構配置図 1/100



第109図 第6面遺構配置図 1/100



第 110 图 SA 01 平面・断面实测图 1 / 40

られる。埋土中から少量の須恵器・土師器片等が出土した（第105図、図版49）。

SK02 SD01を切る形で検出された隅丸方形の土坑である。検出面での幅は南北で約90cm、東西で約100cm、深さは約30cmを測る。須恵器・土師器・緑釉陶器の小片が出土した（第105図、図版49）。

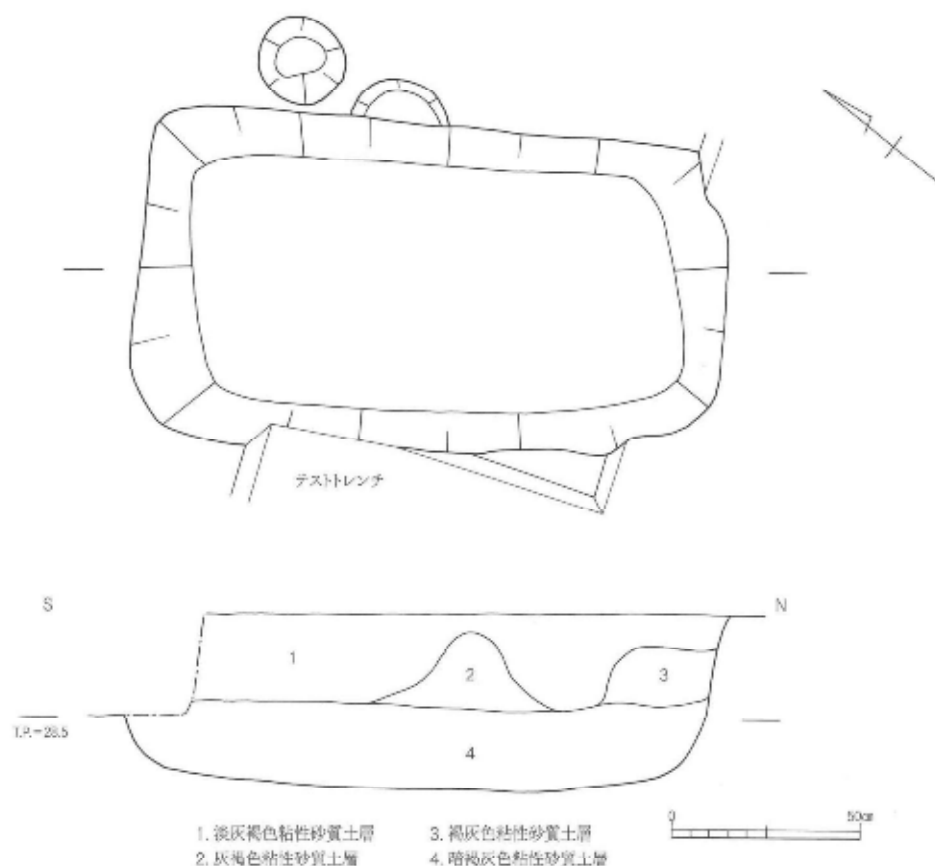
SK09 東調査区で検出された楕円形土坑。長径75cm、短径60cm、深さ約20cmを測る。須恵器・土師器片が出土した（第105図）。

C. 第3遺構面

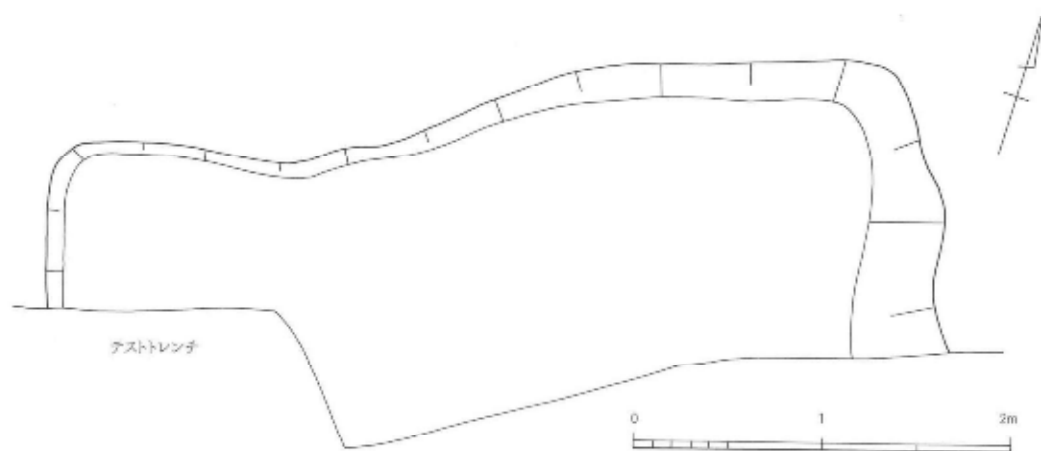
SK03 西調査区で検出した長方形の土坑で、南半分が側溝にかかり、失われたが、長辺約5m、短辺

約2m程度と推定される。深さは約10cmと浅く、壁面は底面へ緩やかに移行している。当初は単なる落ち込みとも考えたが、上記のように整った形状をもつことから土坑として扱った。埋土中から須恵器・土師器をはじめとする土器類が出土している（第106図、図版51上）。

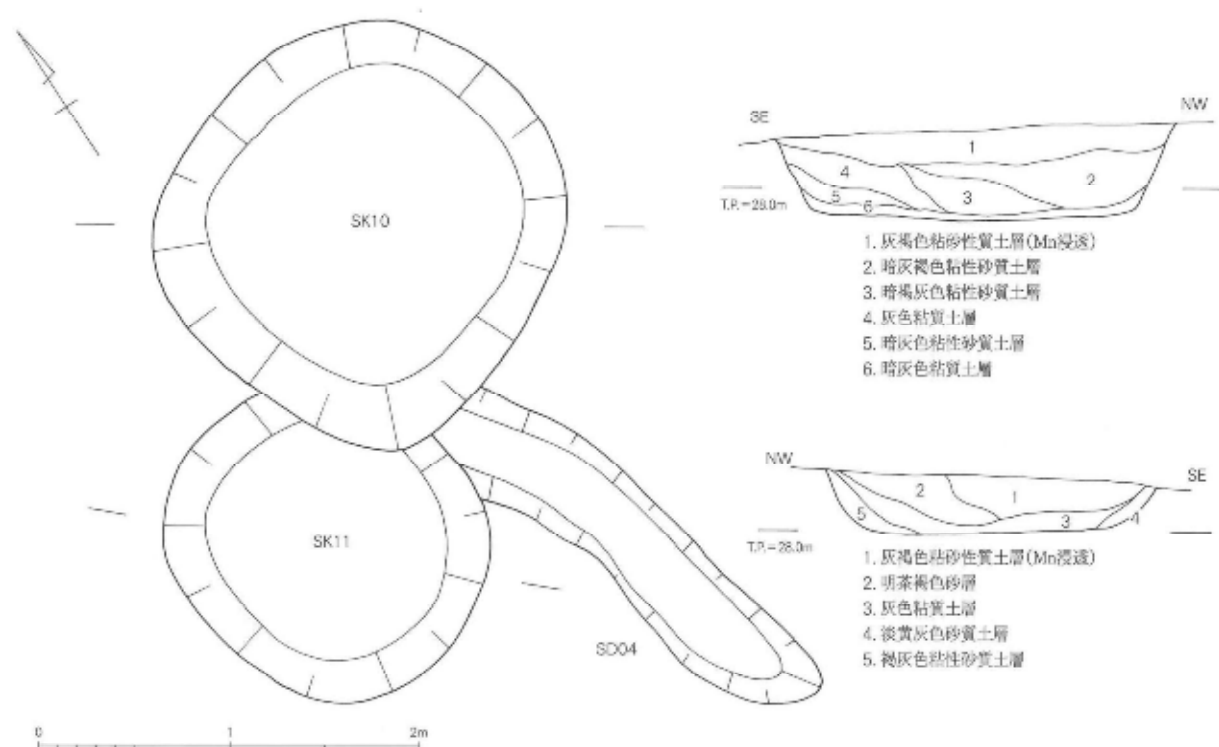
SK06 一部南側溝にかかる形で検出された長方形土坑。検出面での長辺約1.6m、短辺約90cm、深さ約45cmである。その形状から土壌墓の可能性を考え慎重に調査したが、平・断面ともに木棺痕跡等は観察できず、また



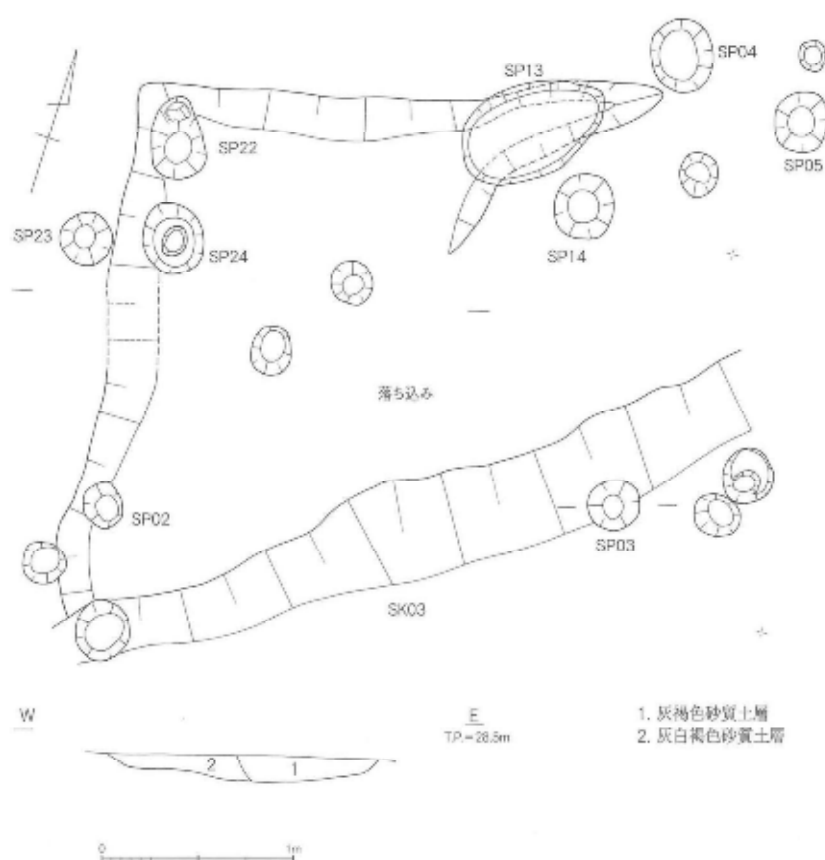
第111図 SK06 平面・断面実測図 1 / 20



第112図 SK07 平面実測図 1 / 40



第113図 SK10・11・SD04 平面・断面実測図 1 / 40



第114図 落ち込み平面・断面実測図 1 / 40

出土遺物も須恵器・土師器・瓦の小片だけで、副葬品とみなせるものは皆無であった。結局、性格は明確にならなかった(第106・111図, 図版51・53)。

SK07 SK06の東隣に位置する土坑。これも南側が側溝によって破壊されたが、方形の土坑の北辺部を検出したものと思われる。一辺約23m、深さ約10cmを測り、少量の土器片が出土した(第106・112図, 図版68)。

SK10 東区で検出された、ややびつな円形を呈する土坑である。検出面での径約2.1m、深さ50cm程度を測り、地山の黄褐色土まで掘り込まれている。井戸の可能性はあるが、調

査時には湧水はなかった。埋土中から完形に近い和泉型瓦器碗や土師質小皿が数個体出土している。井戸の廃絶に伴う祭祀が行われたのであろうか。(第113図、図版67・68)

SK11 SK10に一部を切られた円形土坑。径約1.6m、深さ約30cmとやや小振りなほかはSK10と特徴を共有する(第113図)。

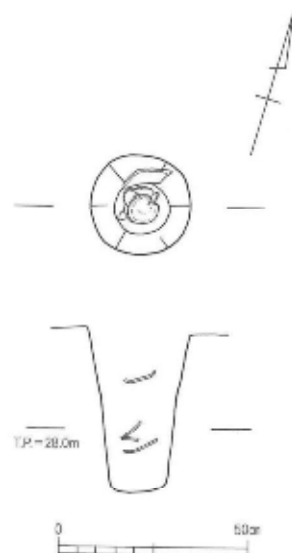
SD05 東区で検出された南北方向の溝。検出面での幅約60cm、深さ約15cmを測り、南半が途切れている。須恵器・土師器片が少量出土(第106図)。

SD06 東区で検出された東西方向の溝。幅約25cm、深さ約5cmを測る。埋土とベース面との境界は不明で、出土遺物として扱った土器片の中には、直下の包含層のものが含まれているかもしれない(第106図)。

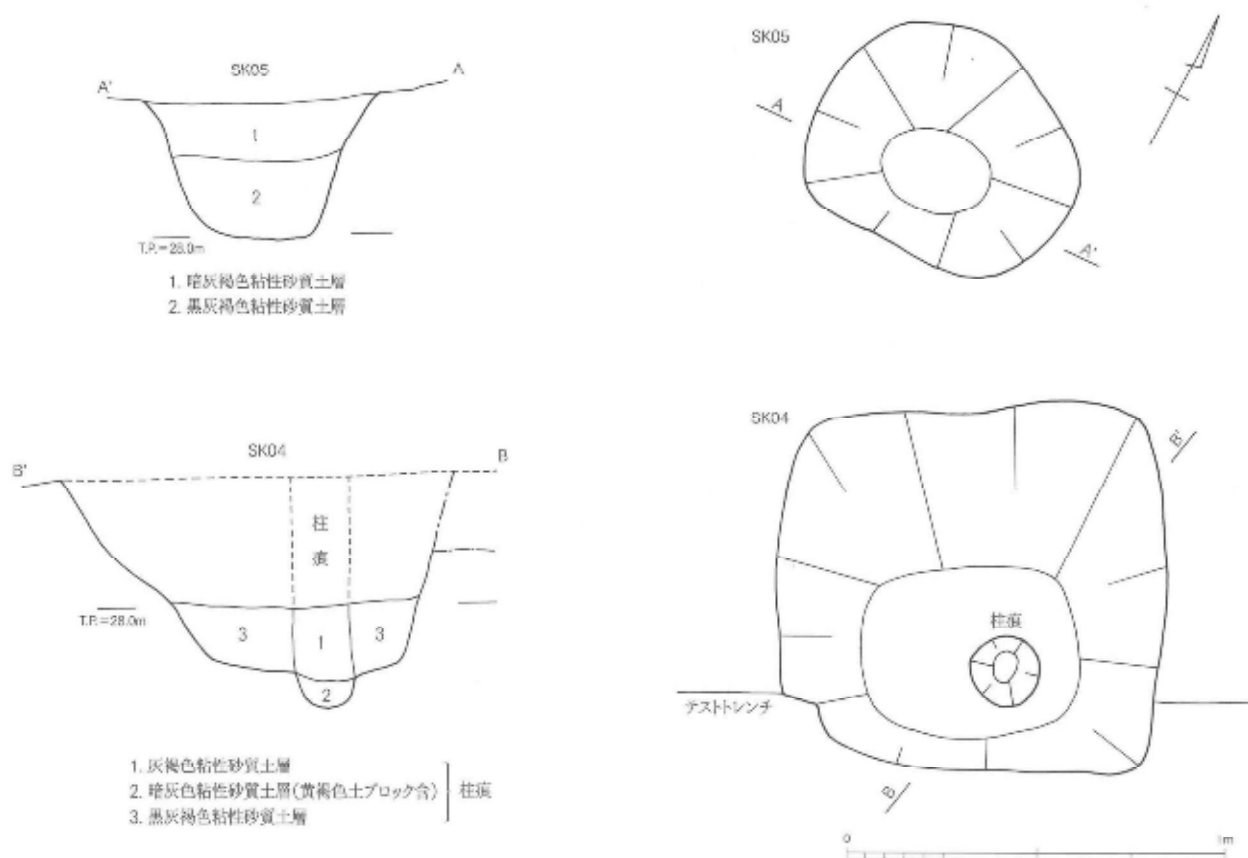
その他 調査区全域で大小のピット多数が検出されたが、面積的な制約から柵列や建物を認定するに至らない(第106図)。

D. 第4遺構面

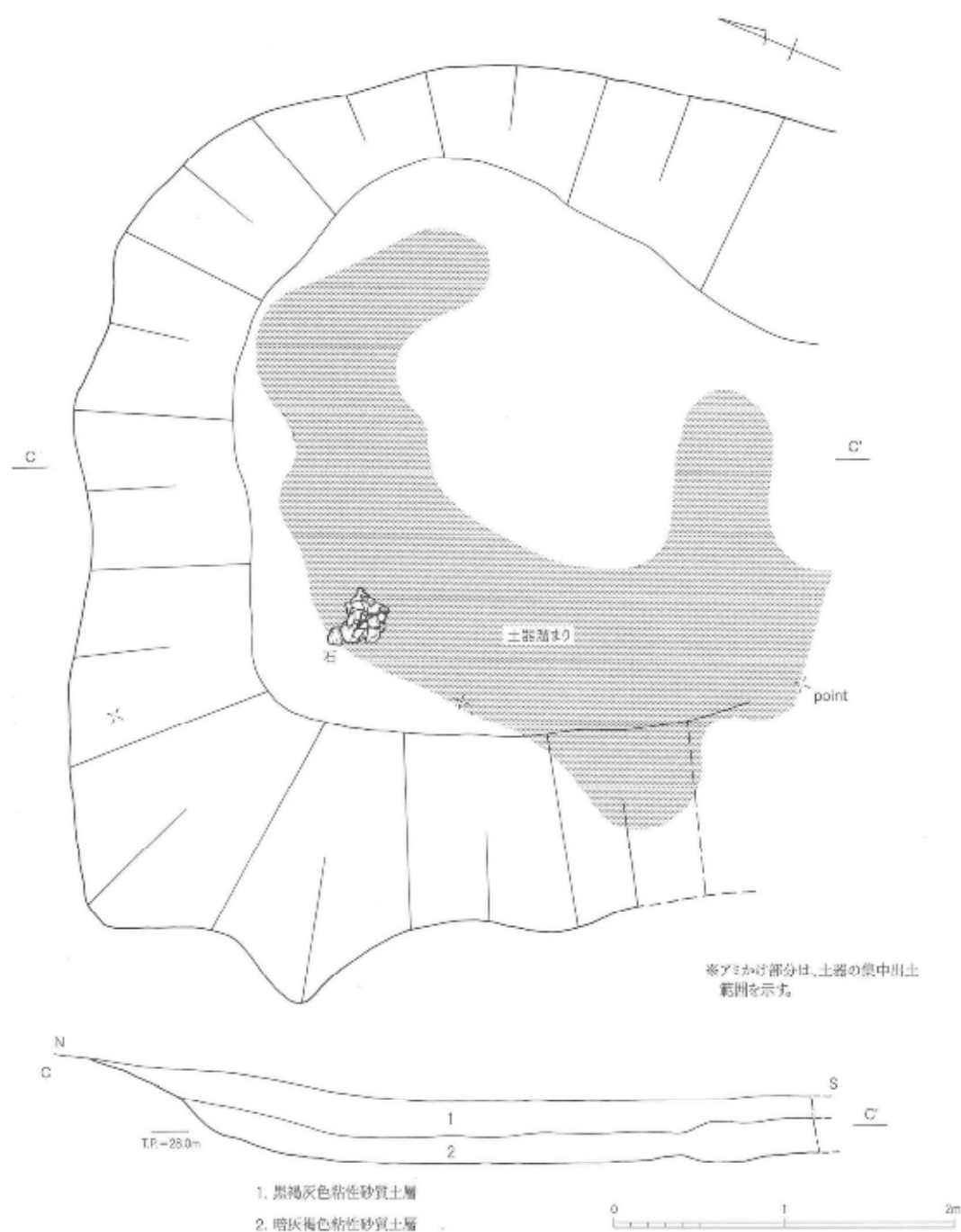
SK04 調査区南西部で検出した方形土坑。南辺が側溝に切られているが、上端の一边は約1m、深さ約50cmを測る。断面及び底面には柱痕が遺存していたが、径は15cm程度と掘り方に比べて不釣り合いに細い。これを掘立柱建物の柱穴と考えれば、建物の北東隅ということになる。埋土中から須恵器・土師器の小片が出土している。なお、この遺構は埋土の質の類似する次のSK05・SK08とともに第5遺構面に帰属させていた



第115図 SP03 実測図 1/20



第116図 SK04・05 平面・断面実測図 1/20



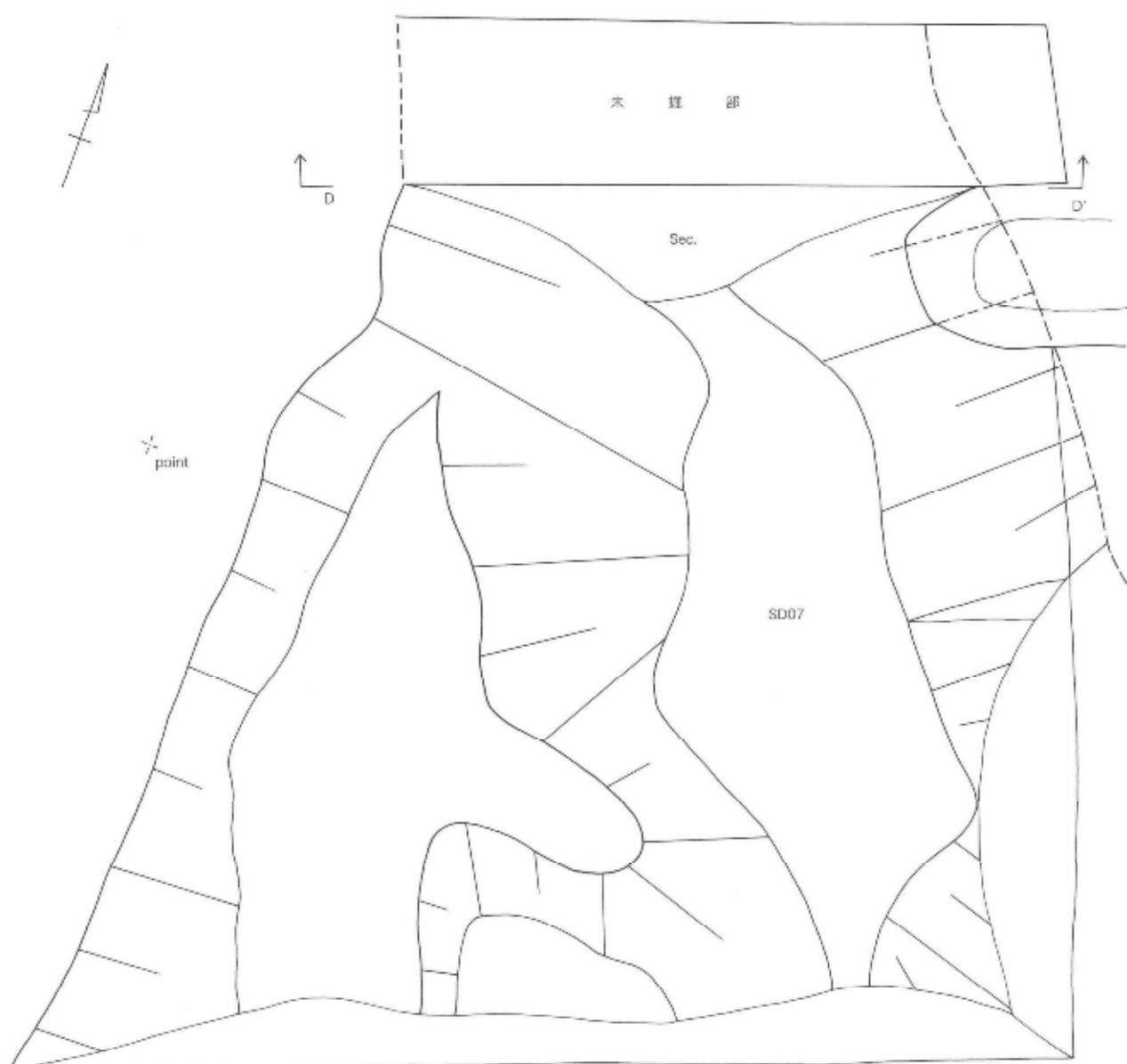
第 117 図 SX 01 平面・断面実測図 1 / 40

が、SK 08 の調査区南壁での観察結果から当面とするのが妥当と判断した (第 107・116 図, 図版 64・68)。

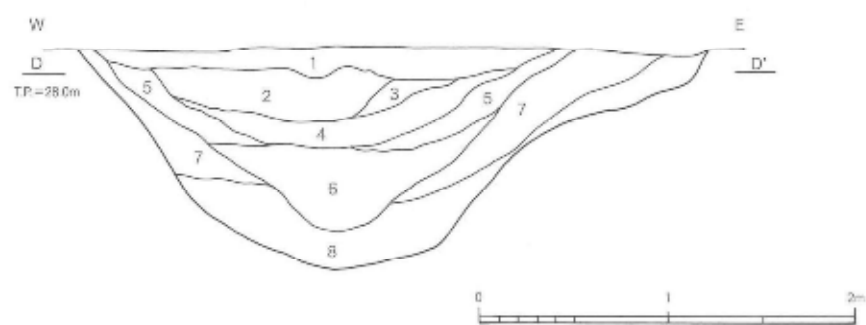
SK 05 SK 04 のすぐ北で検出された土坑。平面形はいびつな楕円形を呈し、検出面での長径約 75 cm、深さ約 35 cm を測る。若干の須恵器・土師器片が出土した (第 107・116 図, 図版 64)。

SK 08 SK 04 の東隣に位置する土坑で、ほとんどを南側溝に切られているが、円形に近い形状を有する。底面の東寄りに柱痕と思われる小ピットがあった (第 107 図, 図版 64・68)。

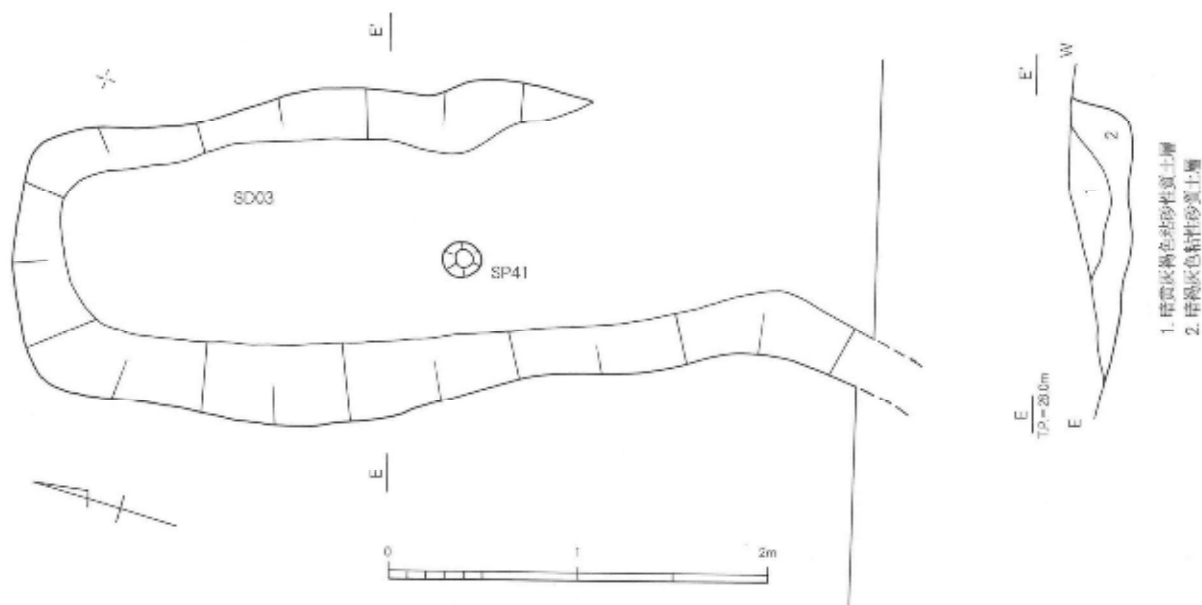
その他 第 3 面に比べて少ないが、当面でも西区を中心に大小のピットを検出している (第 107 図, 図版 64)。



1. 暗黄灰褐色粘砂性土層
2. 灰褐色微湿粘性砂質土層
3. 褐灰色粘砂性土層
4. 暗黄褐色粘砂性土層
5. 暗褐灰色粘砂性土層
6. 黑色粘砂性土層
7. 灰黄褐色粘砂性土層
8. 暗黄褐色微湿粘性砂質土層



第 118 圖 SD 07 平面・断面実測図 1 / 40



第119図 SD 03 平面・断面実測図 1 / 40

E. 第5遺構面

SX01 西区で検出した土坑状の落ち込みで、南に向って調査区外へと続いている（第108図）。検出時には竪穴住居跡かとも考えたが、壁面と底面の境は不明瞭で下端がはっきりせず、平面的にも明確なプランをおさえることができなかったことから、その可能性は除外された。底面においては、中心部に空白を残して大量の土器類の集積が認められた（図版56・57）。時期は弥生時代後期末に限定でき、復元可能な破片が多く、良好な資料となろう。土器を取り上げた後、底面を精査したが、やはり柱穴等は認められなかった（第117図）。

SD07 東区東端で検出した南北方向の溝である。検出面での幅は4～6mほどであるが、屈曲部に当たるため正確な値は求めがたい。また北半部では当初溝と認識できなかったため、やや削り込む結果となった。検出面からの深さは1m程度である。断面形は浅いV字形～台形を呈し、暗褐色～黒褐色の粘性砂質土で埋積する。遺物は、上層からは古墳時代後期の須恵器・土師器が多量に出土し、完形に近いものも多い。最下層からはSX01と同時期の弥生土器が出土している。以上の特徴は、従来東方の調査地において確認されている東西方向の大溝（環濠?）と共通しており、このSD07はその続きと考えられる（第108・118図、図版58・59）。

その他 この面でも大小のピットや土坑が検出されている（第108図、図版58）。

E. 第6遺構面

SD03 西区で検出された南北方向の溝。北側は収束する。幅約1.8m、深さ約20cmである。埋土中から弥生土器片が出土している（第109・119図、図版65・66上）。

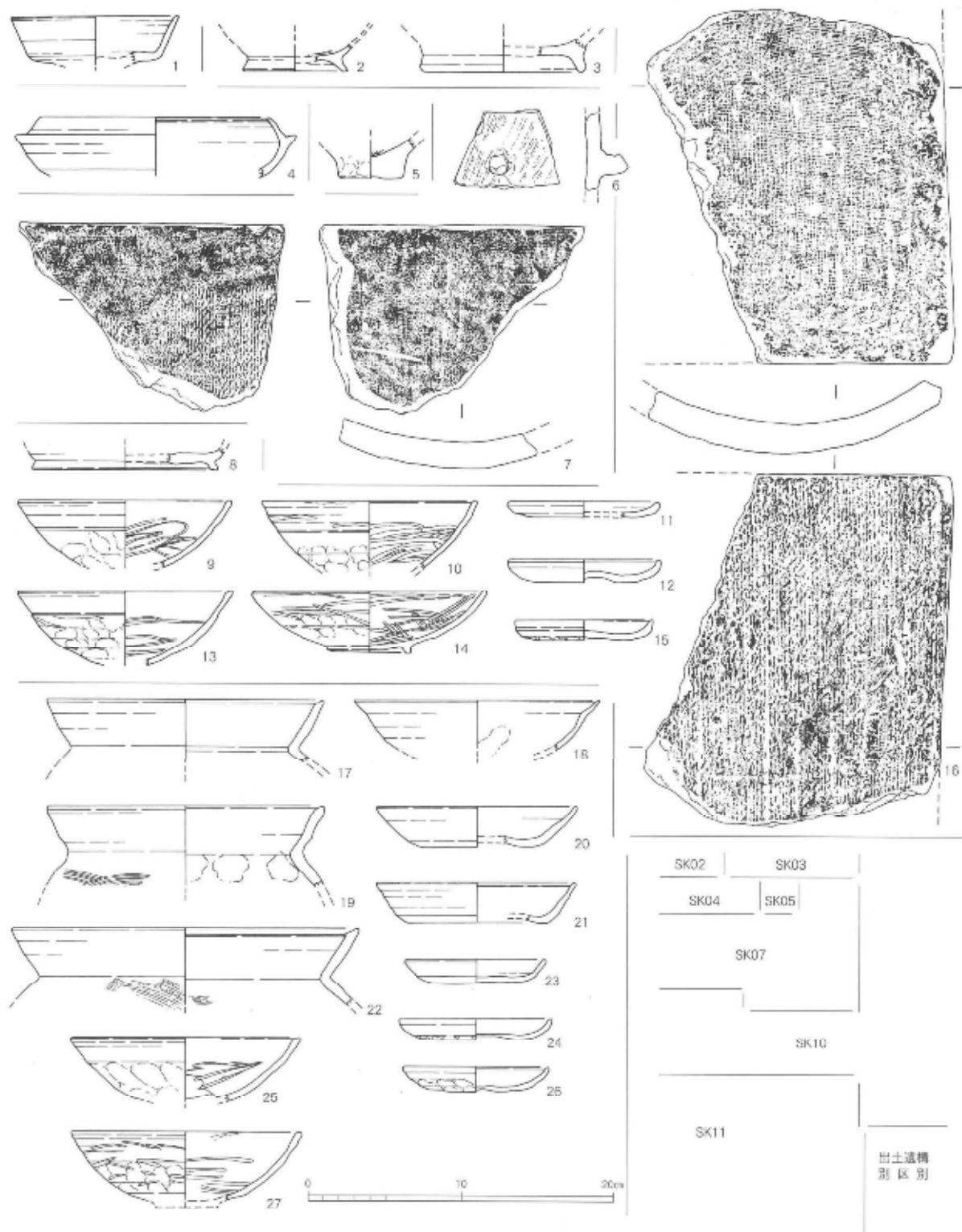
その他 調査区の中央部一帯でピットや土坑が検出された。また、調査区西端で小規模な土器溜まりが認められた。出土土器は、SX01・SD07下層のものと明瞭な時期差をもたない（第109図、図版66下）。

（森・岡本）

（4）出土遺物

今回の調査によって出土した遺物は、コンテナにして約50箱分であるが、整理未了の状況にある。したがって、ここでその詳細を述べることはできないが、簡単に概要のみ記しておく。

SD07・SX01から多量に出土した弥生土器は、ほぼ庄内併行期の範疇に収まるもので、壺・甕をはじめ



第120図 出土遺物実測図・拓影(1) 1/4 SK出土

各器種を含んでおり、今後の整理の進展によって当該期の良好な資料を提供することになろう。SD 07 上層から出土した須恵器は、時期幅があるものの、6世紀半ば頃までのもので、環濠の廃絶時期を示す遺物である。各包含層からも豊富な遺物を得たが、中でも数十片を数えた緑釉陶器と、平・丸瓦の破片は、隣接する芦屋廃寺

遺跡との強い関連も考えられる。

森・岡本両氏による以上の基礎報告を受け、その後、森岡・木南の方で本格整理に着手、一部県教育委員会で実施した応急整理も包括して、資料を選別、実測可能遺物の抽出を行った。その結果、当該地点において出土した遺物の総量は、コンテナ 44 箱分にのぼった。出土遺物の様相は、各時期にまたがるが、最下層に遺存した庄内式併行期の土器が著しく多く、その他、須恵器・土師器・中世土器類・瓦片・土錘・鉄製品などがみられる。破片となつての出土が趨勢を占めているが、S X 01 や S D 07 などの遺物包含量の多い遺構では、完形品も若干あり、大きな破片が目立っている。計 361 点の資料を選別・図化し得たので、遺構・層位ごとに掲載し（第 120 図～第 130 図）、以下に粗い記述となるが、説明を加える。

S K 02 須恵器無蓋高杯の杯部 1 は、外上方に直線的に開き、口縁端部が僅かに外反する。口径 11 cm を測り、中村編年Ⅱ型式－6 段階以降のものであろう（第 120 図、図版 71 上）。

S K 03 黒色土器碗 2 は、田中分類 A 類に属するもので、内面は黒色を呈し、ミガキが施される。薄作りで、「ハ」の字状に外に開く高台は、復元径 64 cm を測る。3 は、回転台土師器碗である。高台径 102 cm を測る。10 世紀後半に比定されよう（第 120 図、図版 71 上）。

S K 04 須恵器杯身 4 は、内傾内弯する立ち上がり有し、口径 14.8 cm を測る。中村編年Ⅱ－4 段階に比定できよう（第 120 図、図版 71 上）。

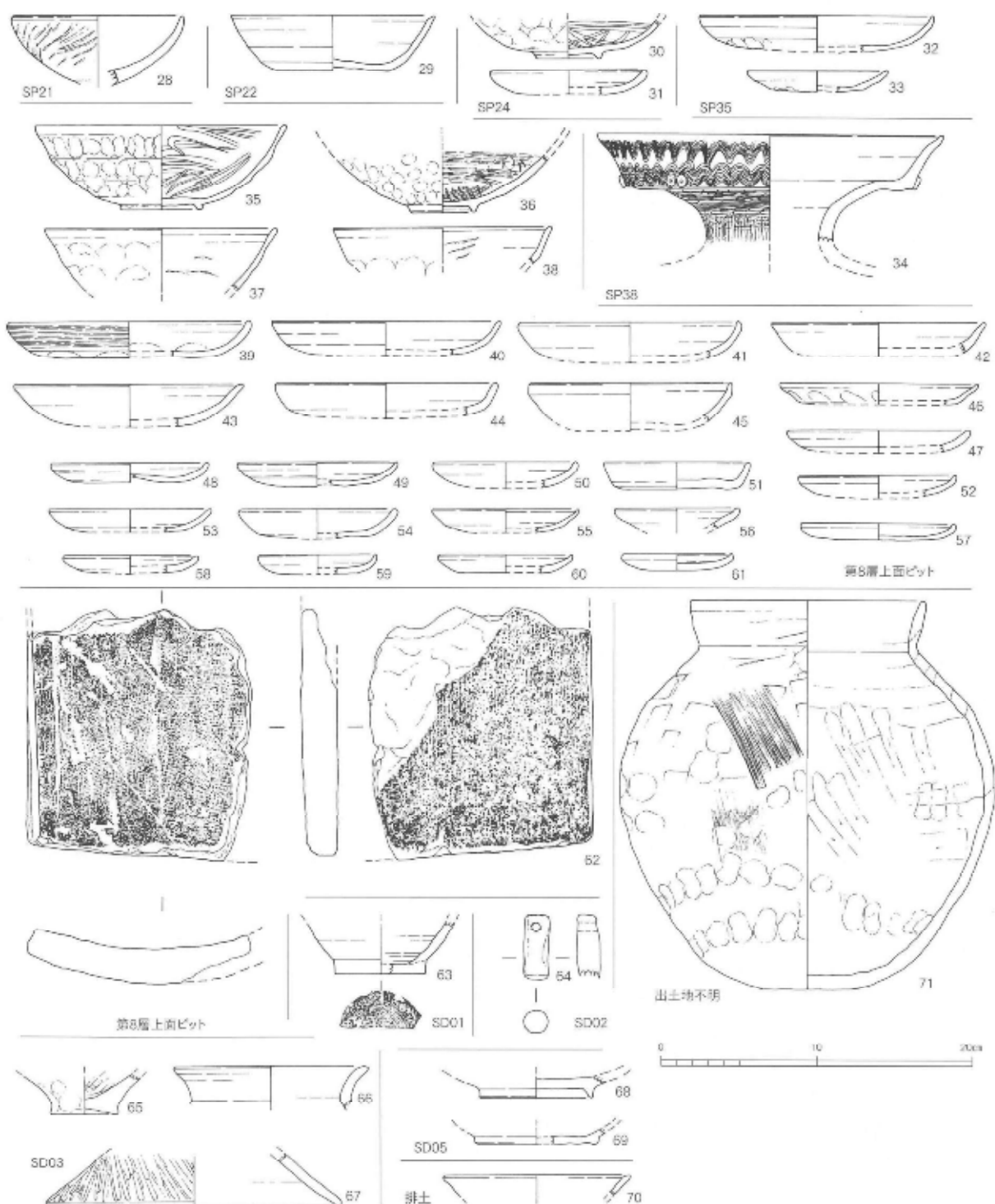
S K 05 弥生土器底部 5 は、小さな平底を有し、外面に指頭圧痕、内面にヘラによる調整圧痕が残る。底径 4.6 cm を測る。V 様式系の鉢とみられる（第 120 図、図版 71 上）。

S K 07 須恵器甕 6 は、外面を平行叩き、内面には同心円状の当て具痕が残る。肩部に環状把手を貼付したものと思われ、平城Ⅱ式にその類例がみられる。7 は平瓦である。凹面には稠密な布目痕を伴い、凸面には縄叩きが施されるが、端部はナデによって消されている（第 120 図、図版 71 上）。

S K 10 須恵器杯身 8 は、底部周縁部に低い高台を伴う。9・10・13・14 の 4 点は、瓦器碗である。内面に粗い暗文を伴い、外面は体部下半を指頭圧によって調整する。口縁部直下には強いヨコナデを施すもの 9・10・13 とヘラミガキを伴うもの 14 がある。9・10・13 は 12 世紀後半、14 は器高が他と比べて扁平であることから 13 世紀前半に属するものとみられる。土師質土器 11・12・15 は、口径 9～10 cm の小皿である。11 は非常に扁平で、口縁端部を肥厚させる。12・15 は、底部中央がやや上げ底となる。16 は平瓦である。凹面には布目痕及び幅約 3.4 cm の不明瞭な模骨痕が認められる。端部はヘラ切り処理される。瓦器と土師器皿の年代は齟齬をきたさず、遺構の年代を示唆しよう（第 120 図、図版 71 上下）。

S K 11 内弯する口縁部である 17・19・22 は、布留式併行期の甕である。調整は残存する限りにおいてヨコナデによるもの 17、外面のハケメまで観察できるもの 19、内外面共にハケメを伴うもの 22 とに分けられる。口縁端部の形状は、最後出する 19 がやや丸味がかかっているのに対し、17・22 は鋭角に内傾する。とくに 22 は、強いヨコナデにより斜面を成している。黒色土器碗 18 は、内弯する器壁から折れ口縁を成す。A 類に属するもので、内面黒色、外面は淡灰茶色を呈する。9 世紀代に比定されよう。20・21 は土師器杯である。2 点ともに外上方に向かって直線的にのびる器壁を有し、端部は丸く仕上げられる。瓦器碗 25・27 は、内面に粗い暗文を伴い、外面下半に指頭圧痕及びヘラミガキを加える。20・21 の 2 点ともに時期的に大差ないものとみる。土師質土器 23・24・26 は、口径 10 cm 前後の皿である。底部に若干の凹みをもたせ、指頭圧により調整している。器壁および内面はヨコナデによる調整で薄く仕上げられる。13 世紀代のものであろう（第 120 図、図版 71 上下）。

S P 21 弥生土器高杯 28 は、椀形の杯部をもつ。外面は右上がりの平行叩き痕が顕著に残る。畿内第 V 様式



第 121 図 出土遺物実測図・拓影 (2) 1/4 SP・SD出土 他

系のものであり、器壁部厚く、器高の低い鉢とみなすこともできるので、庄内式期（新相）まで下る可能性もあろう（第 121 図、図版 72 中）。

SP22 土師器杯 29 は、平らな底部から屈曲し、外上方へと伸びる器壁をもつ。回転台による成形ののち、ナデ・指頭圧による調整が施される。口径 13.0 cm、淡黄白～淡黄褐色を呈する。9 世紀末～10 世紀前半頃に比定されよう（第 121 図、図版 71 下）。

SP24 瓦器碗 30 は、高台が低く断面三角形を呈し、内面に粗い暗文を伴う。13 世紀前半のものと思われる。土師質土器皿 31 は、復元口径 10.1 cm、端部は丸くおさめられる。13 世紀中頃のものと思われる（第 121 図、図版 72 中）。

SP35 32・33 は、土師質土器皿である。32 は復元口径 15 cm を測り、全体的に丸味を帯びた形態で、先端部が尖りぎみに立ち上がる。33 は、底部周縁で屈曲し、逆台形に近いプロポーションで、口端へと移行する。双方共に底部に指頭圧痕を残し、ナデにより成形した後、口縁部をヨコナデにより仕上げたものである。2 点ともに 12 世紀代でも最初頭頃のものと思われる（第 121 図、図版 72 中）。

SP38 34 は、加飾の著しい二重口縁の壺で、口縁部外面には 9 条 1 単位の横描波状文を 2 帯めぐらせ、その下端に 2 個 1 対の円形浮文を貼り付ける。おそらく 10 組を添付したものと推定される。口頭部は下端を縦方向にヘラミガキしたのち、上半部を横方向に入念にヘラミガキしている。庄内式併行期のものであろう（第 121 図、図版 72 下）。

第 8 層上面ピット 35～38 の 4 点は、和泉型の瓦器碗である。35 は断面台形の低い貼り付け高台をもち、内湾する器壁を有する。内面は口縁に至るまで粗雑な暗文を残し、外面は指頭圧痕および口縁端部に幅 2 cm 前後の明瞭なヨコナデ面を伴う。復元口径 16.0 cm、器高 5.5 cm を計測する。36 は見込みの暗文を格子状に施し、上半全体は横方向の暗文を施す。高台径は 4.0 cm を測る。37 は内面の暗文が看取されず、おそらく簡略化が進んだ段階のものと思われ、外面の指頭圧調整も粗いものとなっている。38 は器体も扁平化し、暗文も粗く施される。35・36 は 12 世紀末～13 世紀初頭頃、38 は 13 世紀後半頃のものと思われる。

39～61 は土師質土器皿である。39～45 の 7 点は、口径 12.8 cm～15.2 cm を測り、器高も高めの中皿である。46～55・57 は、口径 9.8 cm～12.5 cm を測り、扁平な中皿を含む。56・58～61 は、直径 9 cm 未満の小皿である。大半が横方向のナデによる調整が施されるが、39 は外面に横方向の板目、46 は最終調整を指頭圧、51 は底部に回転糸切り痕が残り吉備地方からの搬入品と推定される。これらの皿類は、概ね 12 世紀から 13 世紀におさまるものであろう。平瓦 62 は、凹面に布目及び 3.1 cm 幅の横骨痕、凸面には縄叩き痕が認められるが、若干摩滅済みである。凹面周縁部はヘラケズリ、端面はヘラ切りによる成形である（第 121 図、図版 71 下・72 上下）。

SD01 須恵器碗 63 は、底部に糸切り痕を残す（第 122 図、図版 72 中）。

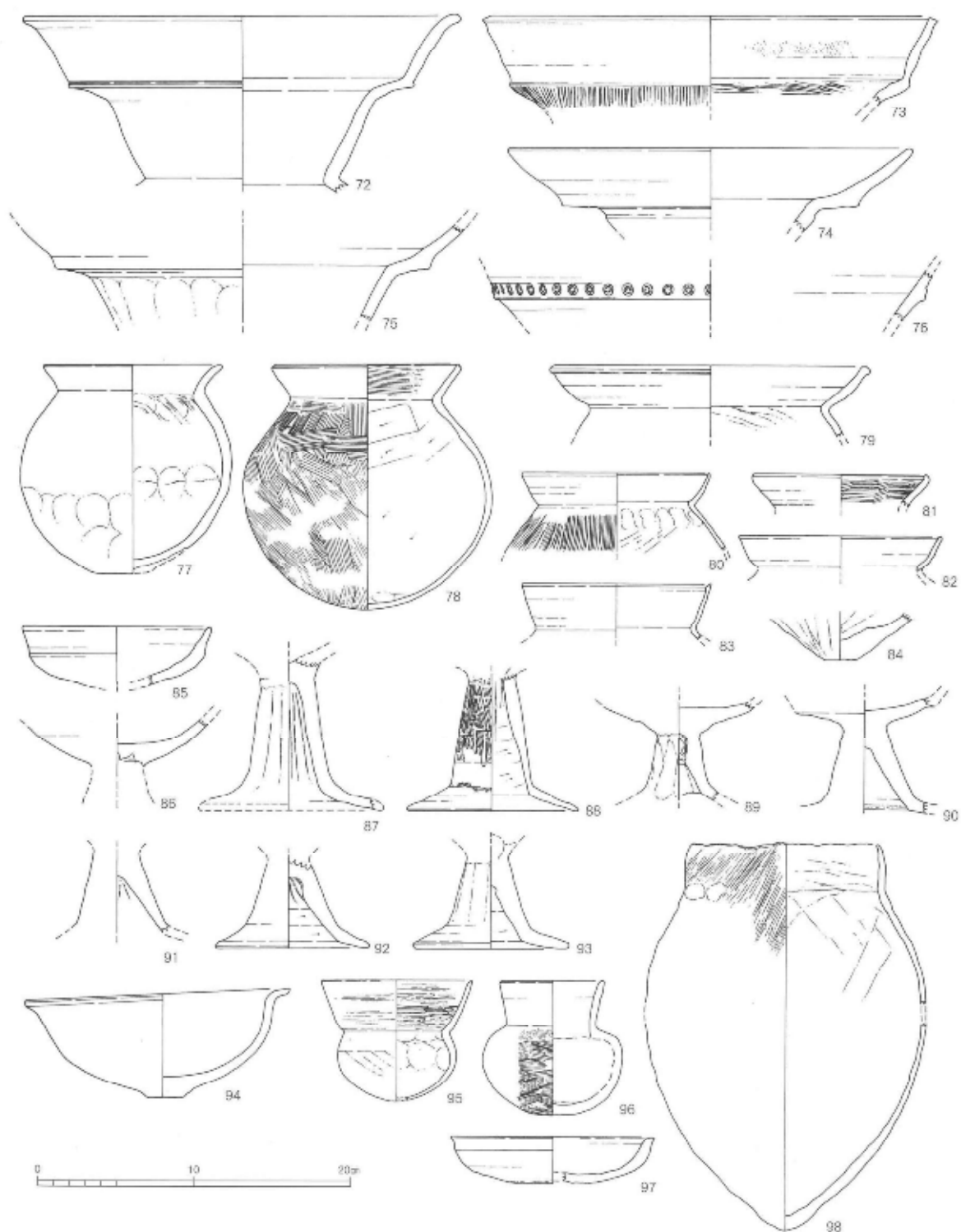
SD02 64 は棒状有孔土鍾である。穿孔は両端部に 1 ヶ所ずつ小孔が施されるタイプで、中央部分の太さは 1.5 cm を測る。断面形は円形を呈するが、端部は押圧により扁平なつくりである（第 121 図、図版 72 中）。

SD03 65・66 は、庄内式併行期に属する土器と思われる。65 は底部が凹んだ平底で、径 4.3 cm を測る。内面底部に放射状のヘラ圧痕が残る。鉢とみられる。66 は甕の口縁部である。外反するやや厚手の口縁は端部を丸く仕上げる。調整はヨコナデによるものである（第 121 図、図版 72 中）。

SD05 土師器碗 68 は、断面三角形の高台を有し、高台径 7.0 cm を測る。調整はナデによるもので、比較的高い。黒色土器碗 69 は、田中分類 A 類に属するもので、ほとんど平底に近い退化した高台をもち、径 7.6 cm を測る（第 121 図、図版 72 中）。

SD07 庄内式・布留式段階の土師器、古墳時代中・後期の須恵器・土師器、土鍾などが出土している。溝内であるため、混在出土した状況の遺物であるが、層位的に弁別可能な資料であったかもしれない。それは最下層の註記がある土器に須恵器が認められないことからもある程度裏付けられる。出土位置については、北半と南半に平面的区分がなされている。

72～98 は土師器である。二重口縁壺（72～76）・甕（77～84）・高杯（85～93）・鉢（94）・小型丸底壺（95・96）



第 122 図 出土遺物実測図 (3) 1 / 4 S D 07 ①

・杯 (97)・製塩土器 (98) がみられる。72 は復元口径 28.0 cm を測る二重口縁壺で、頸部は直立せず、斜め外上方に直線的にのびたのち、有段部へと移行する。口縁部もほぼその傾きで外上方にのび、端部近くで大きく外反する。頸体部の境は鋭く、ここもち外膨らみしており、頸部下端では 1 cm を越える器厚を有している。口縁部・頸部

間の有段部分境の稜はよく発達し、立ち上がりの下縁に幅1～1.5mmの浅い沈線を1条施す。調整は、口縁部の内外面と頸部外面はていねいなヨコナデ調整、頸部の内面には一部横方向のヘラケズリを加える。色調は淡黄褐色を呈し、胎土には若干の石粒を混じえる。布留式（古）段階の時期のものと考えられる。73も二重口縁壺の口縁部片であるが、72に比べ外反度は弱く、硬化している。口頸部間の稜はナイーズで丸味を有し、接合部は細くくびれる。調整は繊細なハケを施したのち、ナデを加えており、口縁部内面と頸部外面は縦方向、頸部内面は横方向に施される。口縁部の端面の仕上げは平滑になされており、口端2mmだけ僅かに突出する。色調は淡茶褐色で、胎土には径1mm以内の鉱物粒を含む。

二重口縁壺74・75も、頸部が72同様、ラッパ状に外上方に向けて開くもので、厚みを増す複合部分の稜線は顕著である。復元口径26cmを測る74は、口縁部が72と異なって内弯するもので、端部も丸くおさめられる。頸部上端の器面調整は指頭圧痕が残り、不良であるが、口縁部のヨコナデは入念であり、一部に弱いヨコヘラミガキ痕をとどめる。色調淡黄褐色、胎土は良好。75も似た土質・色調を示し、頸部の器面調整は粗雑で、一部に粘土紐巻き上げ痕跡や指頭圧痕を顕著にとどめる。口縁の末端を欠くが、74のように内弯ぎみに開くものとみられる。

72～75とかなり趣を異にする76は、口縁部が未発達で、有段化も著しくない。口縁部はヨコナデしたのち、径6mmの竹管文を数mm間隔で配している。器台の可能性も残るだろう。色調は外面褐色、内面淡黄色。胎土には微砂を含む。これらのうち、最下層出土の73は、他の土器より古色をとどめる。

小型の甕77は、ほぼ完形の資料で、復元口径11.5cm、器高13.55cmを計測する。調整不良の底部を残すが、胴部球形化を志向するもので、庄内式新相に併行するものであろう。「く」の字状に曲げる口縁部はV様式系の手法で成形され、内外面をヨコナデ調整される。胴部の内外面には指頭圧痕を顕著にとどめる。法量に比べ器壁は厚く、胎土中には1mm大の石英や長石粒を含む。色調は淡灰褐色～淡黄褐色を呈する。SD07の底面から出土したもので、遺構の掘開時期を示す土器とみてよい。

口縁部が内弯する甕78～83は、布留式甕である。78は小型の完形資料で、口径11.6cm、器高15.9cm、最大腹径16.0cmを測る。胴部球形化を達成している甕であるが、口縁部は内弯傾向を有さず、外上方に向けて直線化し、口縁端部も僅かに内側に膨らみをもつが、外傾面をもちさらに1条の沈線を施している。口縁部の内面は横方向のハケ調整がなされ、外面はヨコナデされる。胴部は外面を全面ハケ調整し、内面はヘラ削りを加え、器体を薄く仕上げる。胎土中には、径1～2mmの鉱物粒を含む。器体全体の重心はやや下に寄る。

復元径20.4cmを計測する大型品79は、口縁端部の外側が幅4mm弱で肥厚し、口縁部端面が平滑に仕上げられる。口縁部の内外面はていねいにヨコナデ調整され、内面は口頸部間境まで斜め横方向にヘラ削りが施される。淡灰褐色を呈し、胎土には微砂を含む。80～83は完形の78と近似する大きさに復元できるもので、81のみ復元口径11.2cmを測ってやや小振りであるが、他は12～13cmの口径推定値を得る。80は器壁が薄く、ていねいな仕上げの布留式甕で、口縁端部は巻き込むような形で内側に肥厚し、端部は丸くおさめられる。口縁部は内外面をヨコナデ調整し、頸部内面は右回りに強いケズリを施す。器壁は2～3mmと薄い。また、頸部上端には指頭圧痕を残す。体部上半はタテハケ調整がなされる。色調淡茶色で、胎土は精良。風化雲母のキラキラした微細片を顕著に含んでおり、中河内地域からの搬入品とみられる。角閃石が顕著に混じらないため、この種胎土の土器を一目で外来品とみなすことは難しいけれど、布留式甕として生駒西麓地域からもたらされた資料はこれまでに少なく、重要である。

明褐色に焼き上げられた81は、在地の布留式甕で、内弯する口縁部の端面は、内上方に向け立ち上がり風に肥厚し、ヨコナデが加わる。内面は粗い横方向の断続的なハケで調整され、頸部への接続部が僅かながら膨らむ。

器壁は搬入品と目される 80 とは異なり、部厚い。82 は 80 と同巧の口縁部内弯屈曲と器厚をもつ布留式甕の口縁部片で、口縁端部は折り返すように丸く肥厚させている。口縁部の内外面は入念なヨコナデ調整がなされている。胎土は微砂を含むが精良で、淡茶色を呈する。素地はキラキラする風化雲母微細片を含むもので、中河内地域からの搬入土器とみられる。

83 も薄い器壁の小型の布留式甕で、口縁部は僅かに内弯ぎみにまっすぐ外上方にのびる。口縁端部は内外にこころもち肥厚し、端面は内側に傾斜し、きわめて微弱な 1 条の沈線を有する。ヨコナデ調整は内面に比べ外面がよりていねいである。胎土には細砂を混じえる。焼成やや不良で、淡灰橙色を呈する在地産の土器である。80・82・83 の 3 点はいずれも南半城最下層からの出土である。

小さな平底をもつ底部片 84 は、壁に厚みを残すものの、庄内式期の甕とみられる。外面はヘラによるナデ調整で、内面は未調整で粗雑なつくりとなっている。底部を中心に二次焼成を受けた痕跡をとどめる。暗灰赤色を呈し、胎土には径 1 mm 前後の石英・長石粒を混じえる。

高杯か器台の杯部とみられる 85 は、器壁が全体的に部厚く、口縁部に 1 段の強いヨコナデを加える。端部は丸くおさめられる。淡黄褐色の焼き上がりで、胎土には若干の砂粒を混える。86 は高杯の杯部、87～93 は脚柱部で、時期幅がみられる。86 は脚柱部がきれいに脱落したため、2 つの部位の装着状態が良好に判る資料である。杯底部外面の中心部は径 2.1 cm の範囲大きく凹み、出脚状の丸い突出をみる。その中心には直径 3 mm、深さ 3～4 mm の刺突痕が施され、軸痕をなし、脚柱との接合を強固にするための工夫がなされている。おそらく、脚柱側からも粘土があてがわれたものであろう。杯部外側の器壁には稜がみられず、碗形の杯部形態をもつものと思われる。色調は淡い褐色で、胎土には若干の砂礫を含む。

長い脚柱から曲折して短く広がる裾をもつ 87・88 は、布留式の高杯残欠で、87 は脚柱内面に絞り目をよくとどめ、外面は面取り風のヘラ調整がなされている。淡褐色を呈し、粉っぽい胎土を示す。若干の石粒を混じえ、器表はローリングを受け、荒れている。88 は、87 に比べ薄くシャープなつくりで、短い裾部は強く曲折する。脚柱は縦方向にハケ目調整し、その上に縦方向のヘラミガキを加える。内面は上半部に絞り目をとどめ、下半部は横方向に強いヘラ削りを施す。

89～93 は山形に短く開く脚柱をもつ高杯で、裾部はさらに短く開く。89 は微砂を含む程度の精良な胎土で、外面はナデ調整される。内面は絞り目をとどめ、下半にかけヘラ調整がなされる。色調は淡褐色、堅緻に焼き上げられている。杯底部を丸く残す 90 は、やや焼き上がり悪く、黄白色を呈し、器肉深層は灰黒色で焼成は不完全となっている。脚柱内面の横方向のヘラ削りは徹底されており、脚柱との境界には明瞭な稜線が形成されている。胎土は細砂を含むが、良好。91 も外面は平滑にナデ仕上げがなされ、内面は絞り目を縦方向のナデにより消している。暗灰赤色に焼き上げられ、胎土中には若干の小石粒を含む。脚柱端を一部残す 92 も同様な製作技法で、脚柱の内面上端には縦方向に粗い絞り目を残し、下半は横方向のヘラ削り調整がなされる。脚柱の内外面はヨコナデ調整される。色調明橙色、胎土中には径 1～2 mm の石粒を少量含む。脚柱外面にやや縦方向の調整のみられる 93 も 90 や 92 とほぼ同巧なつくりである。

鉢 94 は、径 2 cm 前後の小さな平底をもち、器高を低くおさえて、口縁部は強く外反する。小形丸底壺 95 は、布留式古相の特徴をよく伝えるもので、口径 9.6 cm、器高 7.8 cm を計測する。口縁部の内外面は横方向のヘラミガキ調整を行い、体部内面には指頭圧痕をとどめる。底部にいくにしたがい薄いつくりをなし、底部付近では 2 mm 以下の厚さとなる。96 も小型の壺形土器であるが、体部外面をていねいにハケ目調整し、口頸部の立ち上がりは直線的で、器壁も厚く、全体として厚ぼったい土器である。頸・体部間には粘土帯の接合痕跡を顕著に残す。

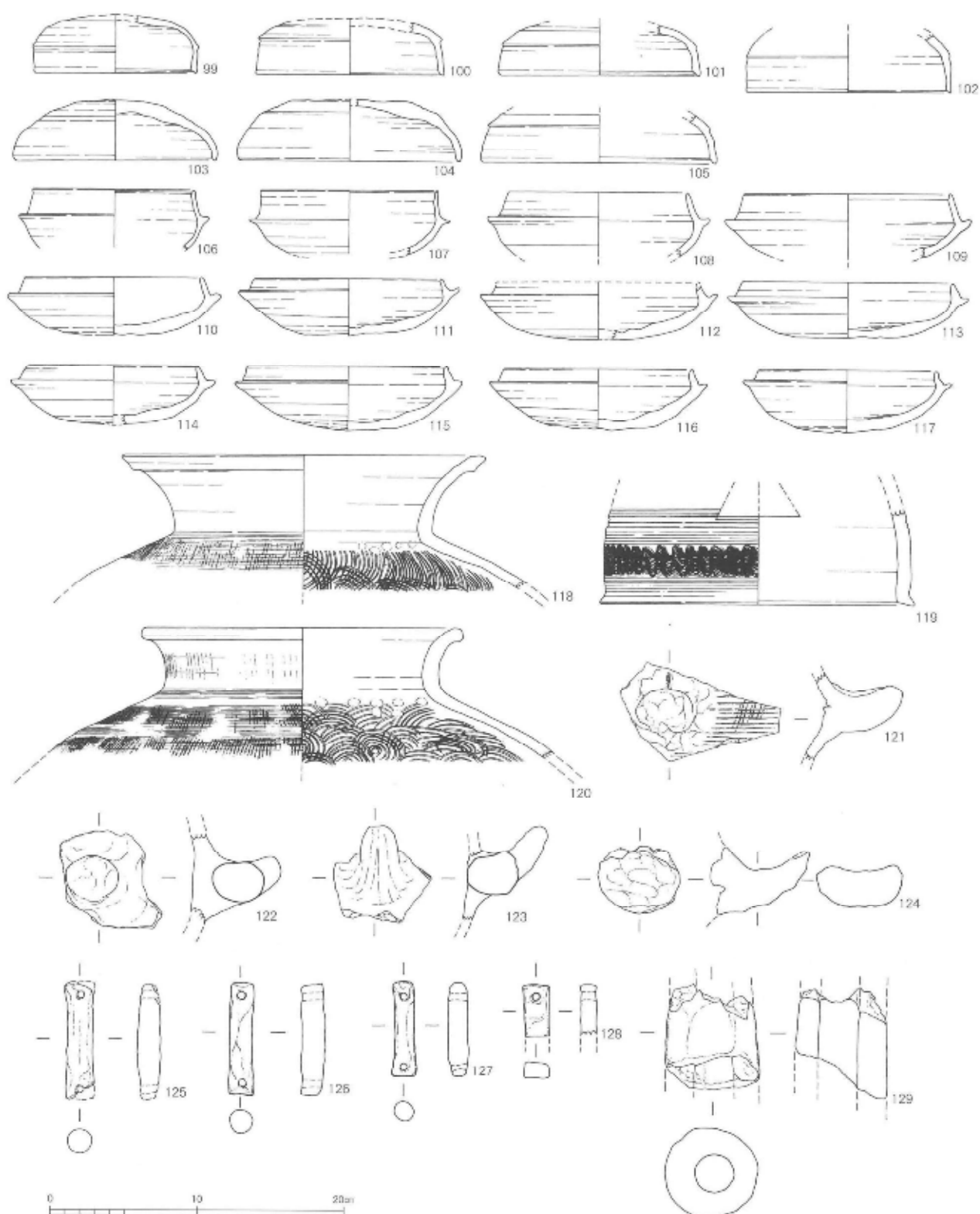
97 は杯形土器で、口縁部には強いヨコナデを施し、口端はこころもち外反し、外方に尖りぎみに終わる。高杯ないしは器台とした 85 も同様な器形になる可能性がある。

尖底の 98 は、薄手の器壁で暗灰赤色に呈色し、二次焼成を受けている。市内初例で、周辺地域でも類例をみないが、製塩土器と考えられる。県内では、淡路の貴船神社遺跡、近隣では大阪府岬町小島東遺跡に尖底タイプの類品を認めることができる。本品は、復元が非常に難しい細片と化した薄手の土器であったが、口径 12 cm、器高 24.8 cm を測る尖底土器に一応復元することができた。器体は全体的に砲弾形を呈し、口縁部は 3 cm 程直立ぎみに立ち上がって直口をなす。成形は口縁の端から体部上半肩付近まで叩き目を顕著に残し、底部付近にも叩き目の残痕をとどめるので、粘土紐巻き上げの後、叩き成形され、体部全体を指頭調整したのであろう。内面は口縁部ならびに体部上半を中心に日立たないヘラ削りが施され、頸部には稜線が入る。器壁は底部で 8 cm を測るも、全体として薄く仕上げられており、口縁端部付近で 2 mm、頸部で 5 mm、体部中央で 3 mm を計測する厚さである。色調は地色を観察すると、外面淡黄褐色、内面暗黄茶色で黄色系の呈色を示すが、外面の過半で二次焼成による淡いピンク変化が見られ、さらに黄白色の変色部が認められる。また、器表には淡い煤化痕をみる。V 様式系の製作技法を採りつつも、軽量で粗製なつくりを徹底しており、用途としては製塩土器とみて大過ないものである。

99 ～ 121 は須恵器である。杯蓋 99 ～ 105 にはかなり型式幅が認められる。口縁部・天井部界に明瞭な稜を有するもの 99 ～ 102、境界が擬凹線状に変化する 105、境界が消失し、天井部が丸味を帯びる 104、全体が矮小化して口径が減少する 103 などがみられる。復元口径 11.0 cm、推定器高 4.0 cm を測る 99 は、天井部端の丸味を帯びた稜線直下に 1 条の凹線が施され、口縁部は直立する。やや広がりをもせる口縁端は低い段差を利用した擬凹線が 1 条入る。天井部のヘラ削り範囲は狭い。砂粒の含みは少なく、焼成は堅緻である。灰色を呈する。復元口径 12.8 cm を測る 100 は、口縁部はやや外傾し、天井部との境の稜線は丸味を帯びるもかなり突出する。稜線直下には浅い擬凹線 1 条が施される。口縁部端面は幅狭く、ヨコナデされて平滑に仕上げられる。色調は暗い灰色。天井部・体部間の稜線直下に凹線を欠く 101 は、淡灰色の軽い焼き上がりで、胎土中に若干の砂粒を混える。口縁端部には凹線を利用した段差がみられる。102 は、天井部稜線直下の凹線が形骸化して幅広く、口縁端の段差も擬凹線をまわす程度に形式化する。器体の外面は全体的に弱いカキ目調整がなされる。色調は青みがかった灰色で、細砂を混じえる。半分以上遺存する 103 は、比較的広くヘラ削りされた天井部の端に浅く太い擬凹線が 1 条施され、口縁部外面に平行叩き痕をとどめる。灰色を呈し、径 2 ～ 3 mm の鉾物粒が散見される。暗灰紫色を呈して焼成不良の 104 は、天井部の切り離し調整粗悪な杯蓋で、天井部界に 1 条の不連続な凹線がめぐる。胎土中には白色の砂粒が目立つ。105 は天井部界の稜線も弱まり、直下も凹む程度の回転調整で仕上げられる。色調灰色。

杯身 106 ～ 117 も、口縁部の立ち上がり幅や内傾度から 5 世紀末 ～ 7 世紀初頭の時期幅がみられる。口径 11.2 cm に復元される 106 は、口縁部がやや内傾し、内側に傾斜する口縁部端面には擬凹線を伴う弱い段差がみられる。器体はていねいにヨコナデされ、淡い灰青色を呈し、素地は精良である。107 は口縁端部の傾斜面に浅い凹みがつくもので、口縁部の内外面はていねいにヨコナデされる。灰色で、胎土は良好。口径 12.1 cm に復元される 108、14.0 cm に復元される 109 は、既に口端があまくなったものであるが、109 には、端部から 2.5 mm 程下った内面に浅い 1 条の沈線がめぐる。色調は、2 点共に暗い灰色を示す。

110 ～ 117 は、立ち上がりの高さが 1 cm 前後から 0.8 cm 程度まで短小化するもので、114・116・117 は口径もやや小さくなる。111・115・116 は完形に近い土器で、111 は回転ヘラ削りにより底部は平らにつくられる。砂粒を混え、灰色を呈する。淡灰赤色を呈する 115 は、焼成不良品で、全体的にあまいつくりとなっている。116 は回転ヘラ削りの不十分な杯身で、底部の器壁は部厚い。色調灰色。113 は回転ヘラ削りで平らになった底部の残存部にへ



第 123 図 出土遺物実測図 (4) 1 / 4 S D 07 ②

ラ記号「-」が認められる。色調灰黒色で、若干の小石粒を混える。器径復元の不正確な 114 にも同一のヘラ記号が存在し、同じ個体になる可能性が高い。灰白色のあまい焼き上がりを示す 112 は、底部が丸く成形されるが、ヘ

ラ削り自体の範囲は狭い。

118・120 は中型の甕で、口頸部の外反度や端部調整などに小異がみられる。120 より 118 により古い特徴が見出される。118 は 5 世紀代の特徴を示す甕の口頸部で、体部外面は平行叩きののち、横方向にヨコナデ調整される。内面には同心円当て具痕が顕著に残る。口頸部の器壁には粘土帯の接合痕が起伏となって残り、外面には完周しない不整な擬凹線が 1 条施されている。口縁端部は僅かに拡張され、端面は外傾してヨコナデによる凹みを施し、内面に比べシャープな調整が施されている。外面の色調は淡灰紫色を呈し、内面は自然釉を薄く被って白味を増す。断面全体は淡い紫色で、胎土は精良である。

口縁部のあまい 120 は、外面に平行叩きのち弱いカキ目調整の痕跡を残し、内面には同心円文の痕跡をとどめている。同心円当て具痕はナデによる調整で、器表をすり消しており、とくに頸部近くでは薄く浅くなり、不揃いに指頭痕が点列する。器体全体の叩き成形ののち、口頸部の折り曲げがなされたようで、仔細にみると、頸部外面にもヨコナデ下に僅かながら叩き痕が観察される。丸味をもつ口縁の端部と口頸部はヨコナデによる調整である。色調は内外面ともに灰色で、器肉部分は淡い灰紫色を呈する。口端から口縁部の内面にかけてと、体部外面上半には自然釉がかかる。胎土は精良で、焼成は堅緻である。

119 は、器台の脚台裾部と思われる。開口数は不明であるが、三角形透し孔が看取される。裾部の文様帯は、2 条の凹線文で透しを施す部分と仕切られ、器面をカキ目調整したのち、櫛描波状文を施文する。裾端は外方に拡張され、端部は丸くおさめられる。色調灰色、胎土には微砂を含むが、精良である。

121 は韓式系土器の把手部分であり、灰色の須恵質の焼き上がりを示している。外面には格子状の叩き痕が、内面には粘土帯の接合痕跡と浅い平行沈線が走行する。把手の上面には沈線状の切れ込みが施される。122 ～ 124 の 3 点は、土師器の埴・甗類の把手である。細く長いもの 123 や舌状で平たく幅広いもの 124、短くずんぐりした形状のもの 122 がある。122 は石粒を混じえ、茶褐色の焼き上がりを示す。123 は把手の側面をていねいにナデ調整している。124 は体部との接合芯を残し、明褐色を呈する。

125 ～ 128 の 4 点は、棒状有孔土錘で、両端に径 5 mm 前後の小孔を穿つ。長さ 6 ～ 8 cm、いずれも胎土良好で、淡灰黄色～淡黄褐色の色調を示す。

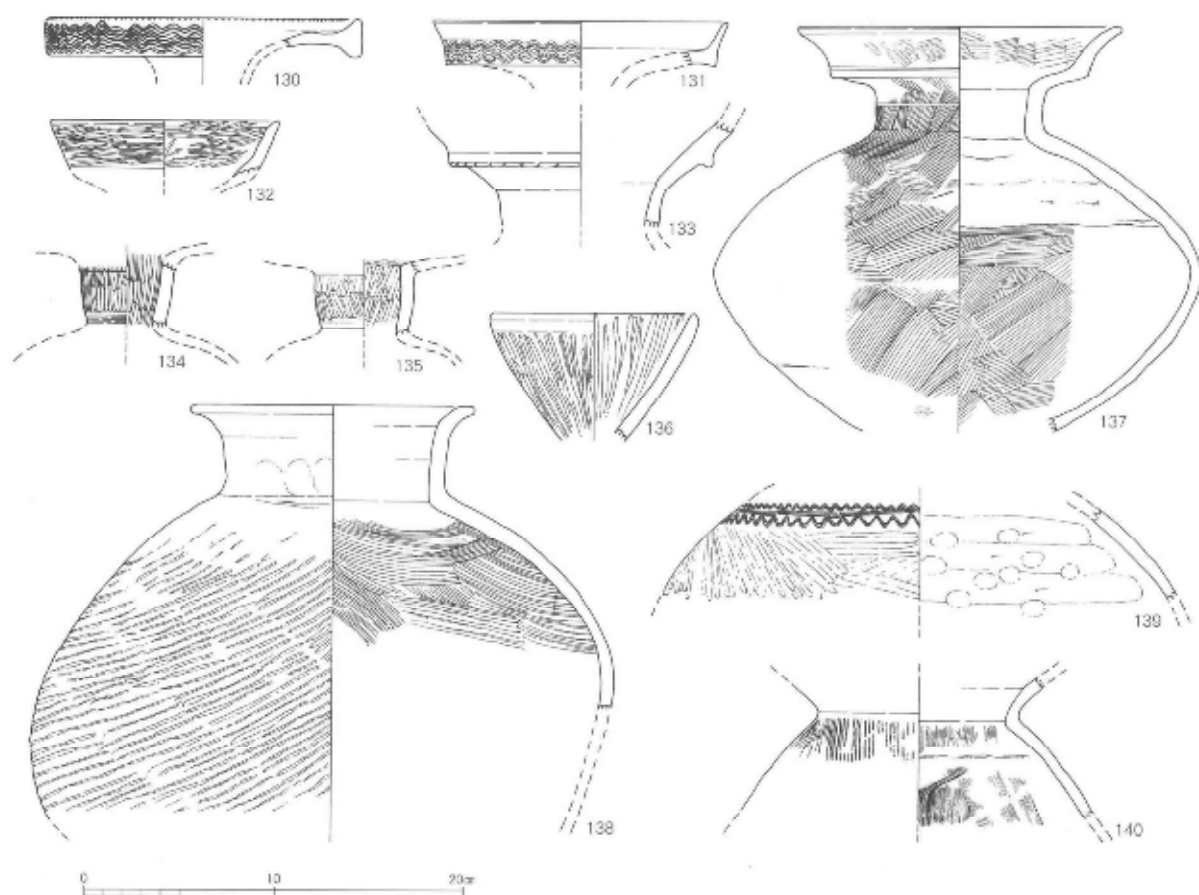
129 はフイゴの羽口の残欠と思われる。胎土中に径 2 ～ 4 mm の粗い石粒を混え、淡灰赤色の熟変部をみる。最大径 6.4 cm を計測する。

S X O 1 落ち込みから一括出土した土器類で、主として畿内第 V 様式末～庄内式併行期の時期の単純資料から成る。布留式期の土器や初期須恵器は伴出してない。壺・甕・鉢・高杯・器台などの器種がみられる。遺物は東半と西半に分けて取り上げられている（第 124 ～ 127 図、図版 75 中下・76・77・78）。

130 ～ 140 は壺形土器で、131・133 ～ 135・137 など二重口縁のものが目立つ。

130 は器台の可能性も残る壺の口縁部で、端部は上下に拡張させそれぞれを丸くおさめる。頸部はかなりしまっていて細くなるもので、口縁部はよくヨコナデの調整が施されるが、外面はやや粗雑である。施文は口縁部の端面にぎくしゃくする櫛描波状文で、上端には同原体による櫛先列点文が施されている。褐色の焼き上がりで、胎土には石英・長石粒と花崗岩片、さらにクサリ礫を含む。二重口縁壺 131 は、上方拡張して外反するシャープな口縁部を有する。口縁端は尖りぎみに強くヨコナデ調整され、口縁部外端面の下半に粗い櫛描波状文をめぐらせる。頸部分は先尖りの鋭利な調整で終わっている。淡黄茶色を呈し、飴物粒の他、クサリ礫を顕著に混じえる。

132 は断片で高杯の可能性も残る。外反する口縁部の内外面に横方向のヘラミガキをかけている。摩耗の著しい二重口縁壺 133 は、複合部の立ち上がり境に断面台形の突帯をめぐらせ、ヘラによる刻み目を施す。色調は明褐



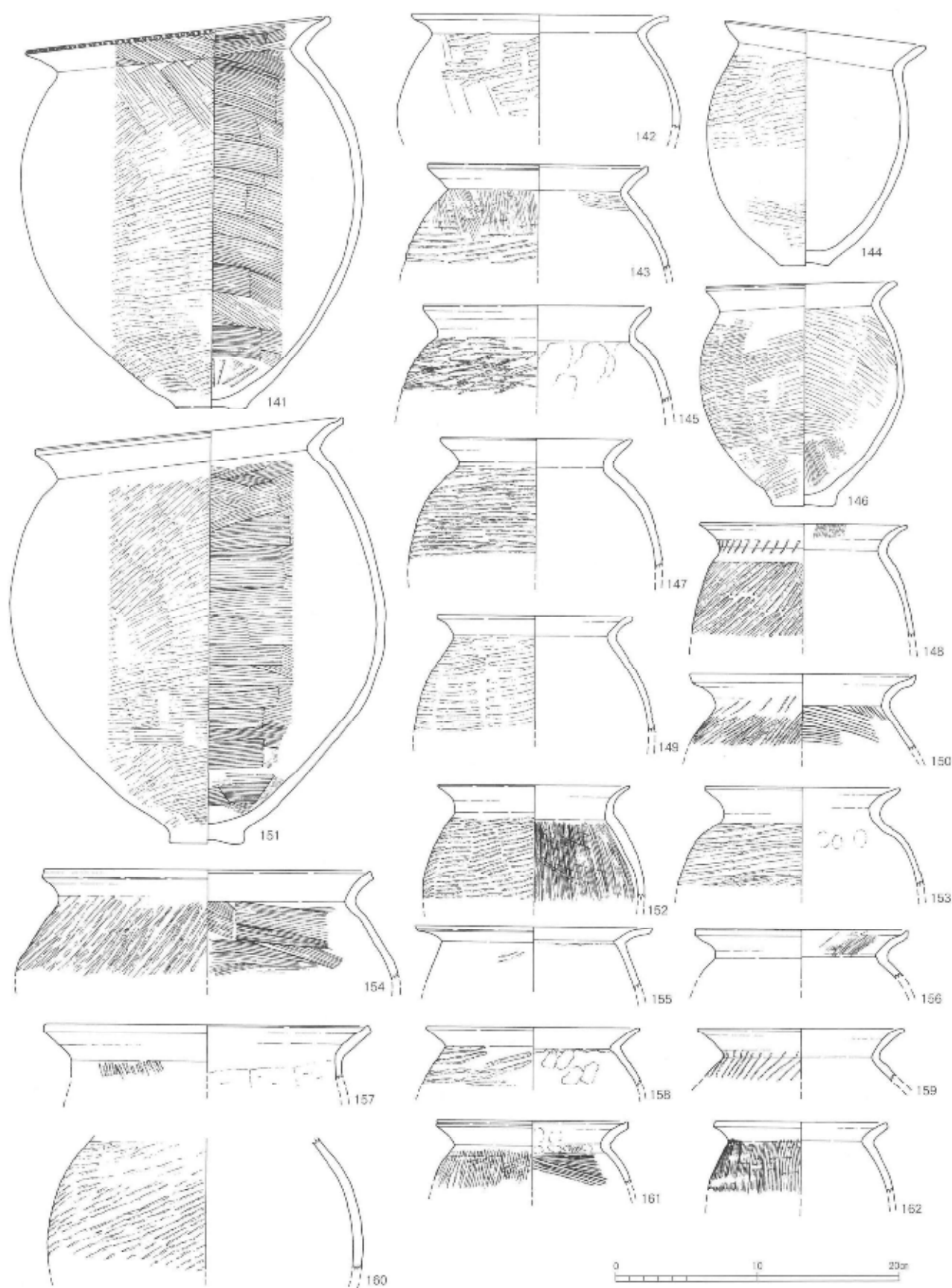
第 124 図 出土遺物実測図 (5) 1 / 4 S X 01 ①

色で、胎土には径 1mm の石英・長石を全体に含む。細くしまった壺の短い頸部 134・135 は、いずれも精良な胎土で、暗赤褐色～淡茶褐色の焼成を示す。2 点ともに内外面を細密なタテヘラミガキを施す。体部は球形に、口縁部は複合化する可能性もある小型ながら精製品である。胎土中には金雲母の微粒子を散見し、中河内地域からの搬入品の公算も高い。

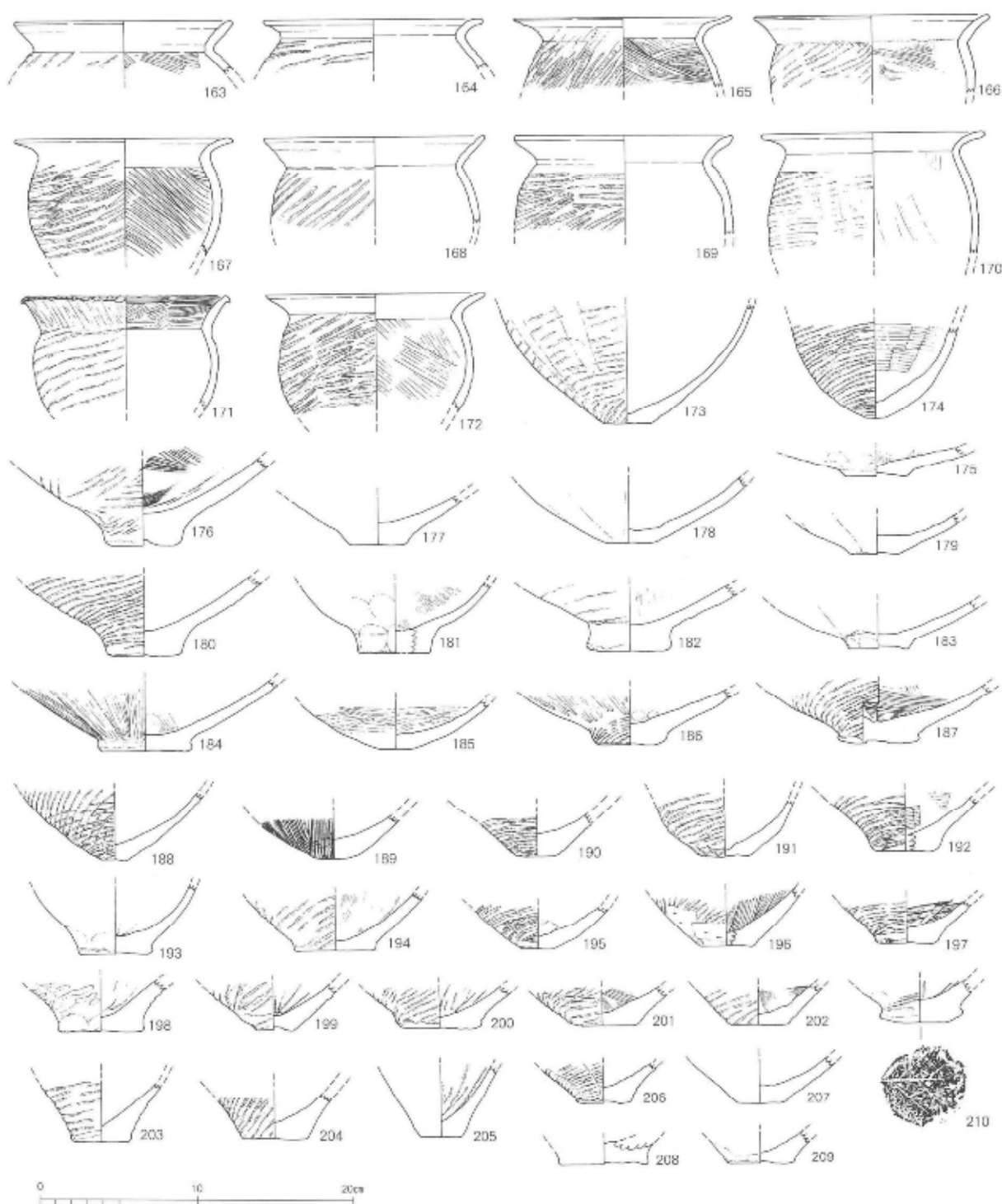
口縁部がラッパ状に開く 136 は、内外面を入念にタテヘラミガキするもので、口縁部端のみヨコナデ調整を施し、端部を尖りぎみに丸くおさめる。淡褐色の焼き上がりで、焼成は良好。二重口縁壺 137 は、算盤珠形に強く横に張る体部に直立する短い頸部をとり付け、強く外反する二重めの口縁をのせる。頸部分には沈線 1 本を施す。底部を欠くもほぼ図上完形に復せる土器で体部上半には粘土帯の接合痕をとどめる。器面の最終調整は、主として斜め方向のハケ仕上げである。色調褐色、胎土中には若干の砂粒を混える。

単口縁の壺 138 は、体部を叩き成形して球胴化するもので、口頸部は直立して端部近くで強く外反する。頸部の下端には弱い指頭圧痕を残す。内面はハケ調整である。

壺の体部 139 は、外面最上端に繊細な櫛描波状文と直線文が施される。外面はていねいにヘラミガキされ、明褐色を呈する。内面は暗灰褐色を呈し、ヘラケズリ調整が加えられ、指圧痕をみる。口頸部形態は不明であるが、色調・胎土からみて、134・135 などエンタシス状に細くしまる頸部をもつ壺になる公算が高い。140 は壺の器形に近いものの、調整法や長くのびる口縁部を想定して、壺形土器の一部とみた。ローリングを強く受け器面の粗い土器で、鉱物粒の浮きだちが顕著である。



第 125 図 出土遺物実測図 (6) 1 / 4 SX 01 ②



第 126 図 出土遺物実測図・拓影 (7) 1 / 4 S X 01 ③

141～172 は主として甕、中には鉢形土器が含まれる。141・151・154・157・160 は大型品、144・146・162 は小形品、171・172・174 などは鉢の可能性も残る。他は中型サイズの甕である。

141・151 は体部のよく張った大型品で、体部上半は一気に叩き上げて成形されている。内面はともにヨコハケのていねいな調整が加えられる。「く」の字状に折れ曲がる口縁の端部には刻み目が施される 141 がある。また、141・151 共に口縁端部上端はつまみ上げ風の処理がなされる。この特徴は胴の張り出しと共に時期的特徴を示

している。体部下半を欠く 154 も大型品であり、調整法など類似するが、口縁部の屈曲は弱く、口縁末端部の処理も異なっている。法量は 141 が口径 21.4 cm で、器高 27.8 cm、151 が口径 21.6 cm、器高 30.0 cm を計測する。

小型品は 144・146 が図上完形品で、口縁部が短く外反するものである。146 は 2 種のハケにより調整される。小・中型の甕の「く」の字状口縁は、ややつまみ上げ風の末端処理がなされるもの（143・145・150・156）、先端が細く尖りぎみに終わるもの（147・152・158・165）、外傾する鋭角な口縁端部をもつもの（142・143・149）、端部が丸くおさめられるもの（144・146・148・159・167・169・170）のバリエーションがある。143・155・158 などには口縁部界の稜線がきわ立つ。143・161 は口縁端部に擬凹線が施される。

152 は口縁部～体部上端が完存する。体部器壁は厚いものの、口縁部は薄づくりである。143・161・162 などは外面タタキ成形ののち、縦方向のハケ目調整がなされる。外面のタタキ原体は太いもの（142・149・153・158）も散見するが、全体として細筋のものが加わっている（145・147・148・150・152・160・180・187・197・206 など）。タタキは口縁部まで顕著に痕跡をとどめるものがある（148・150・159）。166・167・171・172 は、推定器高から鉢とみなしてよいものである。171 の口縁部端面は、叩き板でタタキが加えられており、刻み目の代用をなしている。

173～210 は底部を一括した。各器種が含み込まれようが、大部分は甕や鉢であろう。多くが平底を保っているものの、底径の矮小化が進んだもの（185・188・190・191・195・199）や尖底化の著しいもの（174）、丸底化の兆しのみえるもの（189）などがみられる。175・177・178・179・181・182・183・184・185・186・207 などは壺の底とみていいものである。最終調整にヘラによるミガキやナデを加えているものが目立つ。210 は底部に木葉痕をもつ。

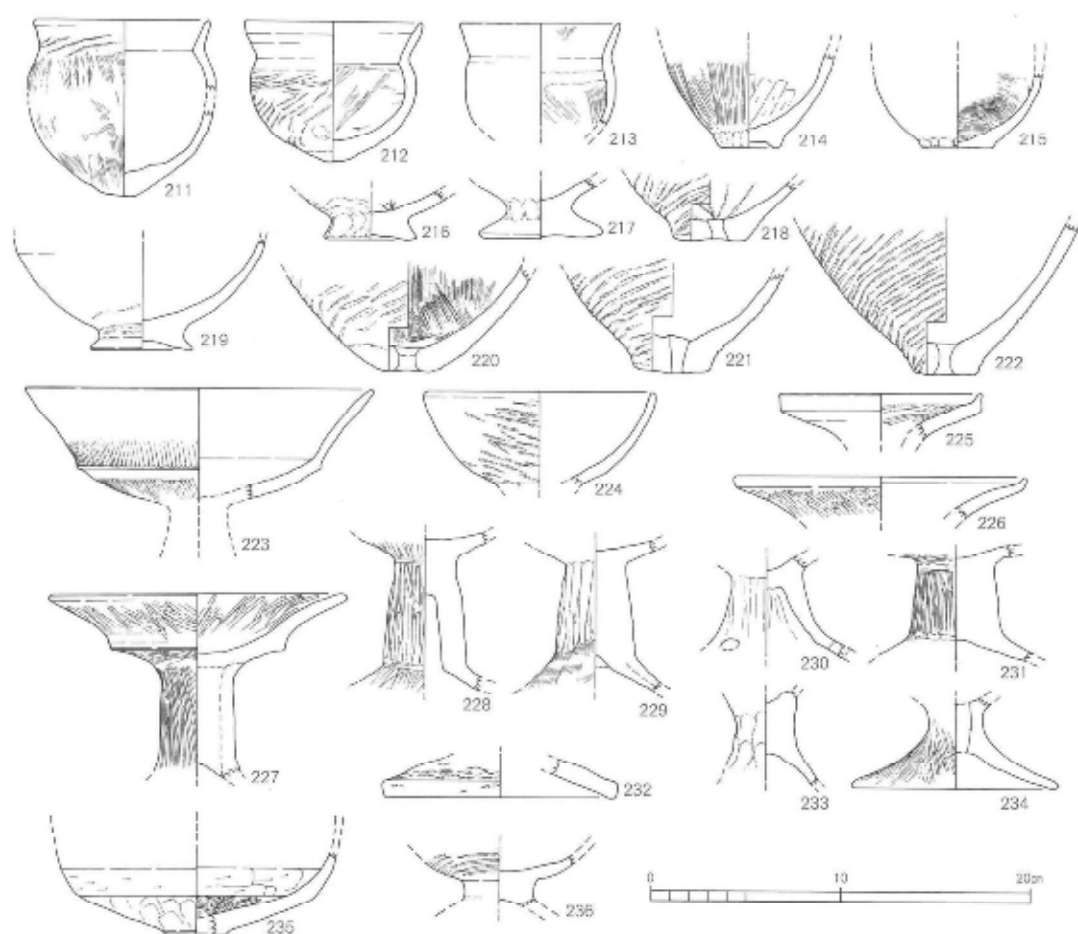
色調は概して褐色・淡褐色・黄褐色の系統のものが多く、灰色・灰白色・黄白色系の土器は稀である。211～215 は小形の鉢、216・217・219 も鉢とみられる。211～213 は鈍角に屈折する「く」の字状口縁をもつ点で共通し、211 と 212 は尖底度を強めた形骸化した小さな底部をかるうじて残す。底部は 2 点とも厚い。211 はタタキ成形した後、縦方向のハケで器面を仕上げる。212 もタタキによる成形である。口縁端部のつくりは、211・213 は丸味をなすが、212 は外端面に強いヨコナデを加える。213 は体部の上半に粘土紐の巻き上げ痕を残す。214・215 は安定した底部に指圧調整が加わる。

脚台風の底部をもつ 216・217・219 は、碗形の器形をなす鉢であろう。216・217 には指頭圧痕がみられる。底部の厚い 218・220～222 は底部中央に 1 孔を穿つ有孔鉢で、220 は尖底化している。これらは外面にラセン状のタタキ目を残している。

223～234 は高杯・器台の器種を一括した。224 は高杯の杯部とみなしたが、鉢の可能性も残る。深めの杯部 223 は、口縁部が緩やかに外反して長くのびきるもので、直線化するまでには至っていない。杯底部との境は際立ち、稜線化する。器面調整は縦方向のヘラミガキ。227 は浅いながら強く外反する杯部を有し、脚柱部は中実のつくりであるが、二重構造をとるため、芯部は中空になるかもしれない。脚柱のみの資料のうち、229・231・233 は中実である。脚柱部は曲折して開くものが目立つ（228・230・231）。

225 は小形器台である。口縁端部は上に向けて立ち上がり、端面はヨコナデされる。226 の器台は、口縁部端が丸味を帯びつつ僅かに立ち上がる。外面はヘラミガキにより仕上げられる。器種不明として後掲した 235 は鉢、236 は製塩土器の可能性はある。

第 5 層 須恵器杯蓋 237 は、短く直立する口縁端部をもち、平らな天井部を有するもので、口径 19.0 cm を測る。中村編年Ⅳ-2 段階に比定されよう。238 は、須恵器碗である。短い高台は底部周縁に付され、「ハ」の字状に開く



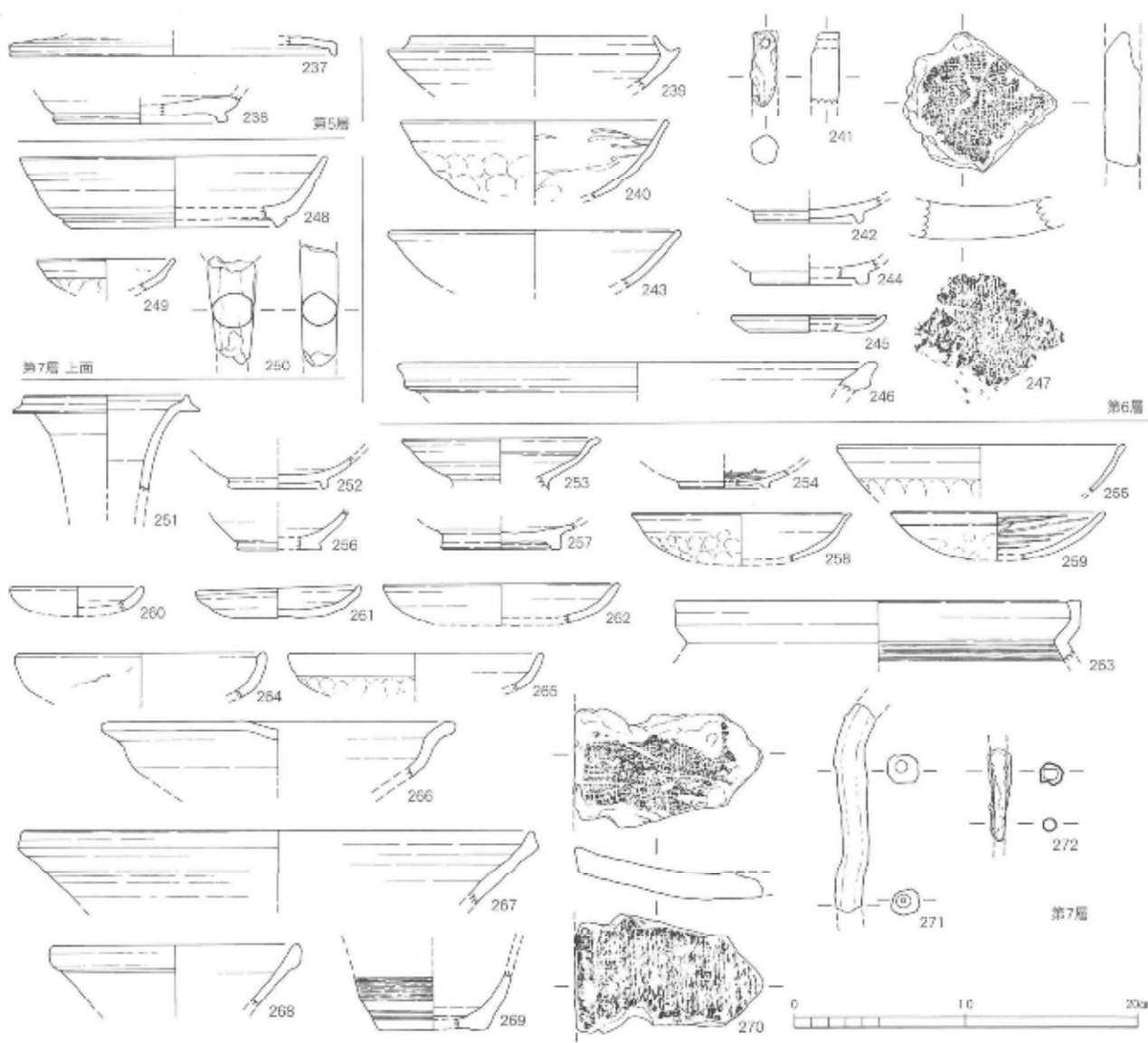
第127図 出土遺物実測図(8) 1/4 SX 01④

(第128図、図版79上)。

第6層 須恵器杯身239は、立ち上がりがやや短く内傾し、口径14.1 cmを測る。中村編年Ⅱ-4段階のものであろう。灰釉陶器碗242は、内面器壁に淡灰緑色釉が施され、その他は露胎である。低い高台を有し、6.4 cmの径を測る。9世紀代のものであろう。243・244は、緑釉陶器碗である。243は内湾する器壁を有し、端部はこころもち端反りである。244は、内外面共に施釉される。しっかりとした短い高台は、径6.9 cmを測る。瓦器碗240は、内面に粗い暗文を施し、外面には口縁部にヨコナデ、体部下半に指頭圧痕が顕著に認められる。13世紀後半のものであろう。土師質土器皿245は、底部がやや凹みぎみの扁平な小皿である。13世紀代のものと考えられる。須恵質土器鉢246は、口縁下部が肥厚している。ヨコナデによる成形で、復元口径28.0 cmを測る。12世紀末から13世紀初頭に比定されよう。241は、棒状有孔土錘である。64と同じタイプのもので、胴部径1.5 cm、孔径0.5 cmを測る。平瓦247は、比較的細かい布目を凹面にもち、凸面には縄叩き痕が残る(第128図、図版79上)。

第7層上面 須恵器杯身248は、中村編年Ⅳ-3段階に比定されるものである。瓦器皿249は、口径8.0 cmの小さな皿で、外面上半に一段ナデ、下半に指頭圧痕が認められる。250は瓦質土器三足釜の脚部である。器面は第二次焼成によるためか、淡黄褐色味を帯びる(第128図、図版79上)。

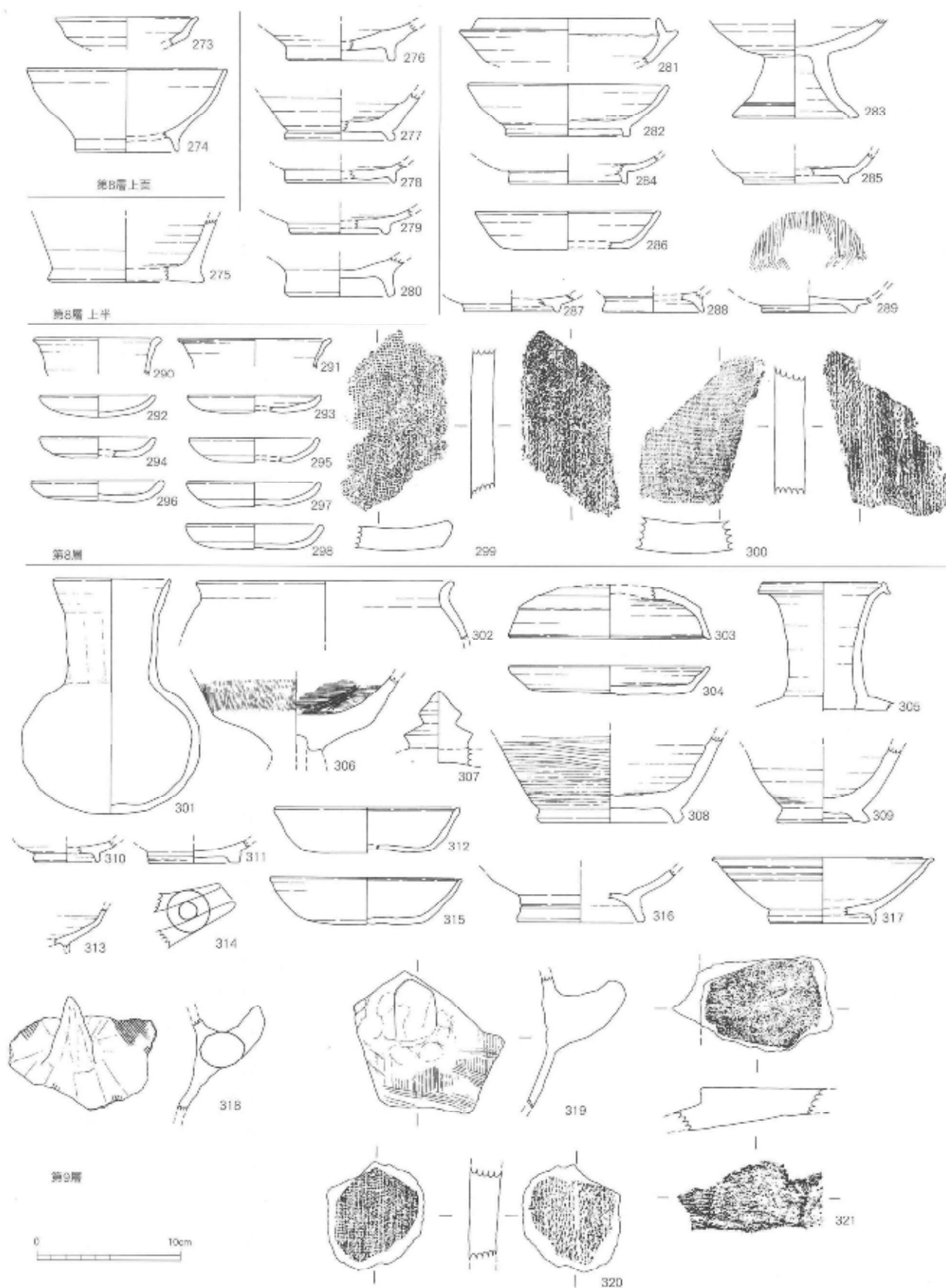
第7層 須恵器251は、長頸壺の口頸部である。長い頸部は外上方に弯曲しながらのび、口縁端部は上方及び水平方向にシャープに拡張する。中村編年V型式前半のものと想定される。須恵器碗252は、内湾する器壁に低い高台を有する。器体上半がなく、時期については不分明。253・256・257は緑釉陶器である。253は端反りの口



第 128 図 出土遺物実測図・拓影 (9) 1 / 4 第 5～7 層

縁部をもつ皿で、口径 10.4 cm を測る。256 は底部が回転糸切りによるベタ高台を呈する。257 は、径 6.9 cm を測る高台を有する。254・255・258・259 は、瓦器である。椀 254 は、退化した低い高台を有する。255・258・259 は皿である。259 は内面に暗文を伴うものの、他では認められない。13 世紀から 14 世紀前半におさまるものであろう。

260～262・264・265 は、土師質土器皿である。ヨコナデによる成形で丸い形態をなすもの 260・262・264、底部に指頭圧痕を残すもの 265、口縁直下に強いヨコナデを施すものなどがある。土師質土器土鍋 263 は、直立する口縁部をもち、端部は水平に面を成す。頸部は鋭く屈曲しており、内面に横方向のハケ目を伴う。266・267 は、須恵質土器である。266 は小型の鉢で、復元口径 19.4 cm を測る。267 は捏鉢で口縁端部がやや上方に拡張する。復元口径 29 cm を測る。12 世紀末頃に比定されよう。白磁碗 268 は、口径 14.4 cm を測る丸味のある玉縁口縁をなす。淡灰白色釉が前面に施される。12 世紀代のものであろう。備前焼壺 269 は、底径 6.4 cm の小さな壺である。底体部に 5 条の粗カキ目とその上方に細かいカキ目を施す。淡灰灰色を呈し、須恵質のようであるが、その形態から 14 世紀頃のものとして推察される。270 は平瓦である。凹面には布目痕、凸面には縄叩き痕が残る。胎土は精緻で、灰色を発する。



271・272 は、鉄製品である。271 は、直径 6～8 mm を測る細長い芯部が腐食し、また空洞になりつつある箇所も見受けられる。弯曲を繰り返す形状からは全形が不明で、いわゆる「高師小僧」である可能性も考えられる。272 は鉄釘残欠である。表面に鉄サビが著しく付着するものの、上部の断面形は長方形をなし、尖端部に向かって徐々に丸くなっていく（第 128 図、図版 79 上中）。

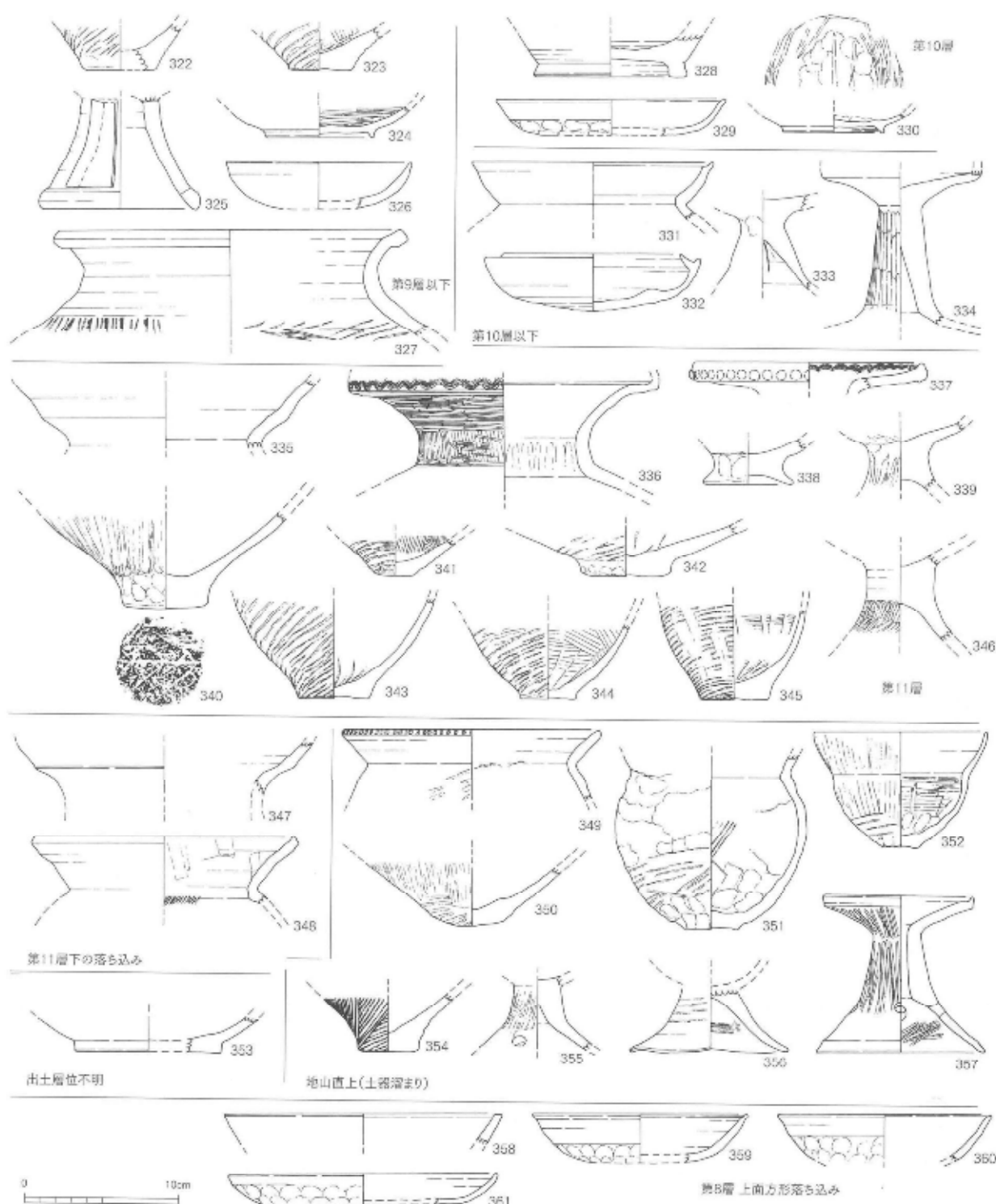
第 8 層上面 緑釉陶器皿 273 は、口縁部直下に一段の強いナデを有する。内外面共に釉薬が施されたものと思われるが、大半は剥落している。土師器碗 274 は、内弯する薄い器壁に、断面三角形の貼り付け高台を有する。器面調整はヨコナデを主体とするもので、明橙色を発する。10 世紀代に比定されよう（第 129 図、図版 80 上）。

第 8 層上半 275～277・279 は、須恵器である。277 は高台をもつ壺で、体部は外上方へと伸びたのち、肩部で鋭く屈曲するものと思われる。中村編年Ⅳ－2 段階のものであろう。275 も壺である。径 11.0 cm を測る平底を呈し、上方へと直線的にのびる器壁をもつ。276・279 は碗である。低い高台をもち、内弯ぎみの器体をもつものと考えられる。8～9 世紀頃のものであろう。278 は緑釉陶器碗である。直径 7.6 cm を測る高台は、断面三角形を呈し、低い。高い高台をもつ 280 は、回転台土師器とみられる。復元最小径 7.7 cm を測る。10 世紀後半頃に比定されよう（第 129 図、図版 80 上）。

第 8 層 281～285 は須恵器である。281 はやや短く内傾する立ち上がりをもち、口径 12.6 cm を測る。中村編年Ⅱ－5 段階のものであろう。282・284・285 は高台を有する。283 は高杯である。低脚で、残存する限り、透かし孔は認められない。中村編年Ⅱ－4 段階に比定されよう。土師器杯 286 は、口縁端部の折り込みが認められず、沈線化している。淡茶褐色を呈し、器面は横方向のナデによる。9 世紀後半に比定されよう。288・289 は黒色土器碗である。双方共に田中分類 A 類に属するもので、とくに 289 は見込み部分に不整方向ではあるが稠密な暗文が認められる。9 世紀中頃～後半のものであろう。緑釉陶器碗 290・291 は、口縁端部が端反りのタイプのものである。細片であるため、口径は復元最小径を採った。292～298 は土師質土器小皿である。292 は丸底であるが、その他は底部に凹みを伴うものと推察される。平瓦 299・300 は凹面に布目痕、凸面に縄叩き痕を残し、端面はヘラ削りによるものである（第 129 図、図版 79 中・80）。

第 9 層 弥生土器高杯 306 は、杯部下半に縦方向のハケ目が認められ、内面は不整方向の指ナデに伴い、指紋がハケ目状に認められる。脚部は中空で口縁部は弯曲せず直立する形態である。301・302 は土師器である。301 は直口壺で、直立する頸部から屈曲し、口縁端部に向かって外傾する。扁球形の胴部は、底部内面に指頭圧、その他をナデにより調整し、頸部には縦方向のユビナデ、口縁部は横方向のナデが加えられる。302 は壺である。短く外反する口縁部は直径 18 cm になるものと思われ、ヨコナデによる器面調整が認められる。

303・304・305・307～309 は須恵器である。303 は杯蓋である。体部と天井部との境界に稜をかるうじて残している。口径 14.2 cm を測る。中村編年Ⅱ－2 段階に比定されよう。304 は皿である。口径 14 cm を測り、平らな底部から屈曲し、外傾する立ち上がりは短い。底部に粘土紐巻き上げ痕をとどめる。307 は、2 段階の宝珠つまみである。305・309 は同一個体の長頸壺である。口縁端は上下に拡張され、入念な仕上げである。308 も台付長頸壺と想定される。体部には横方向のカキ目が巡り、6 条で 1 単位をなす。短いふんばりのある高台は、9.4 cm を測る。310・311・313・314 は緑釉陶器である。310・311 は碗の高台部である。313 は体部下半に置いて屈曲する碗もしくは皿の一部片と思われる。314 は注口である。淡緑色の釉薬が部分的にみられるが、ほとんどは剥落している。土師器杯 312・315 は、中央のやや凹んだ底部からゆるやかに屈曲し、外上方にのびる口縁部を有する。312 の端部は丸く仕上げられる。316 は回転台土師器と思われる。「ハ」の字状に開く長い高台は、外面に沈線を有する。10 世紀後半頃に比定されよう。白磁碗 317 は内弯する体部から、口縁端部で外方に折れる。



第 130 図 出土遺物実測図・拓影 (11) 1 / 4 第 9 層以下～ 11 層・落ち込み他

318・319 は把手である。318 の先端部は著しく尖っており、断面もさほど扁平ではない。把手と体部との結合部は放射状にナデが施される。器体の外面にはハケ目を伴う。319 は厚手の把手で接合部は指頭圧痕が認められる。本体の外面はタテハケの後にヨコハケが施される。320 は平瓦である。凹面の布目痕、凸面の縄叩き痕が顕著に残る。321 は、丸瓦の体部及び玉縁の一部である。表面の摩滅が著しく凸面の縄叩き痕は不明瞭である (第 129

図、図版 79 下・80・81 上)。以上が第 8・9 層と判断されるものである。

第 9 層以下 弥生土器甕 322・323 は、それぞれ平底・ドーナツ状仕上げ底を呈する。2 点共に右上がりの粗い平行叩き痕を残し、内面は 322 がナデ調整、323 はヘラ状工具による圧痕が施される。庄内式併行期のものとみられる。須恵器 325 は高杯の脚部である。方形の透かし窓を有する。裾部は端部を丸く仕上げ、底径 10 cm を測る。327 は須恵器甕である。頸部よりゆるやかに外反する四角い口縁部をもつ。肩部は、平行叩きののち、こころもち擦り消されているようである。口径 22 cm を測る。324 は黒色土器碗で、内面にヘラミガキが施される。土師器杯 326 は、内湾する器壁をもち、口縁部に強いヨコナデを加え、尖りぎみとなる。12 世紀頃に比定されよう（第 130 図、図版 81）。

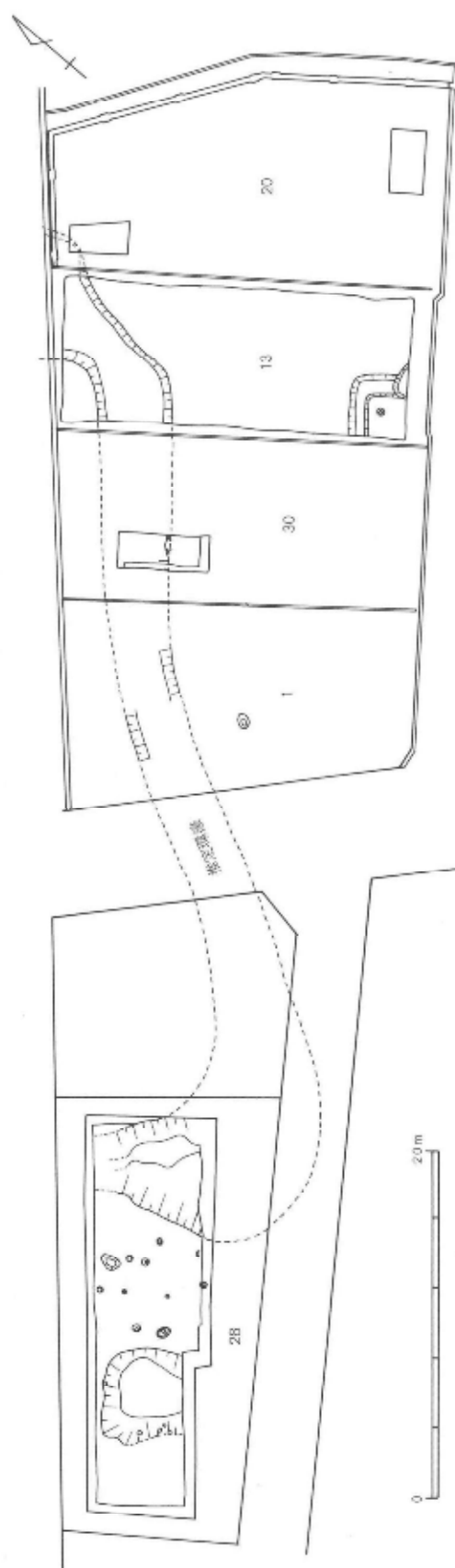
第 10 層 328 は須恵器壺の高台部で、短く「ハ」の字状に開く。中村編年Ⅲ－3 段階に比定されよう。329 は土師器皿で、口縁直下はヨコナデ、底部は 2 段にわたって指頭圧痕が巡る。黄白色を発する黒色土器碗 330 は、薄い器壁の底部に低い高台を付す。見込み部分は指頭圧痕及び不整方向に磨かれた暗文が認められる。12 世紀代のものであろう（第 130 図、図版 81 下）。

第 10 層以下 331 は布留式の甕である。内湾する口縁部をもち、端部は強い横ナデが施され、内傾して凹面をなす。頸部は鋭く屈曲する。復元口径 15.7 cm を測る。333・334 は高杯残欠である。333 は脚柱部が中空で、内面は横方向にヘラケズリが施される。布留式期のものであろう。334 は杯部が直立して外反するものと思われる。脚部は中空で、裾部で屈曲する。杯部はナデによる調整で、脚部は縦方向のヘラミガキが施される。庄内式併行期のものであろう。332 は須恵器杯身である。内傾する短い立ち上がりをもつ。口径は小さくなりつつあるが、中村編年Ⅱ－5 段階に比定できる（第 130 図、図版 81 下・82 上）。

第 11 層 畿内第 V 様式系の土器が大半であるが、すべて庄内式併行期の土器である。335・336・340 は壺である。335 は、口縁部の屈曲は弱い、二重口縁をなす。336 は加飾口縁で、6 条で 1 単位をなす波状文が施される。口頸部上半は横方向のヘラミガキが最終調整、下半は縦方向の後、横方向のヘラミガキが若干加えられる。340 は底部である。小さな平底には木葉痕をとどめる。体部は縦方向のハケ目が残るが不明瞭。341～345 は甕・壺・鉢の底部が混じる。主として外面右上がりの平行叩き、内面はクモの巣状又は縦方向のハケ目が施される。341 は小さな平底を呈する。その他は中央に僅かに凹みをもつ平底。338 は鉢の底であらう。339・346 は高杯の脚部残欠である。339 は低脚である。2 点共に脚部は縦方向のヘラミガキ、杯部はナデによる調整である。337 は加飾された器台である。口縁部外面に円形浮文を貼り巡らせたものと推定される。内面にはアーチ状の波状文が施される（第 130 図、図版 81 下・82）。

第 11 層下の落ち込み 347・348 は庄内式期に併行する土器で、347 は二重口縁の壺の破片である。348 は外反する「く」の字状口縁の甕で、内面にヨコナデ及び縦方向の調整痕が加えられる。口径 17.0 cm を測る（第 130 図、図版 81 下）。

地山直上（土器溜まり） 349 は甕の口縁部である。口縁端部は平行叩きが刻み目状に施される。350 は甕の底部で、底部を叩いた後、タテハケを施す。354 も甕の底部であるが、外面は強い右上がりの平行叩きを施す。351 は小型の甕とみてよい。外反する口縁部を有し、非常に小さな平底を有する。胴部は球体に近く、粗い平行叩きが施される。352 は小型壺である。内湾する広い口縁部をもつ。底部は小さな平底を呈する。器面は下部を平行叩きした後、縦方向のハケを施す。356 は台付の鉢とみられる。比較的長く広がる台は内面を横方向のハケメ、外面に叩き状の調整痕が認められる。355 は高杯の残欠である。脚裾部は中空で、円形の透かし孔を三方に穿っているものと思われる。小型器台 357 は、概ね完形品で、脚柱を貫通させる。器面は縦方向のヘラミガキが施される。口



第131図 月若遺跡環濠集落推定図 1/400

縁の端部は僅かな立ち上がりを見せる（第130図、図版81下・82）。

第8層上面方形落ち込み 布留式甕358は、内湾ぎみの口縁を有し、端部は強いナデにより水平に仕上げられる。土師器杯359は口縁端部内面に沈線を入れることにより、端部を丸くおさめる形態をなす。内外面はヨコナデによる調整で底部に指頭圧痕をとどめる。360は黒色土器である。田中分類A類に属し、内黒。土師器皿361は口径17.2 cmを測る大皿で、指頭圧により調整される（第130図、図版81下）。

その他 70は緑釉陶器皿で、排土から出土したものである。端反りぎみで、口径11.6 cmを測る。71は、布留式甕の完形品であるが、出土地は不明である。球体の胴部は指頭圧痕が数段にわたって並び、粘土紐接合部調整したものであろう。若干縦方向のハケ調整が施される（第121図、図版72）。353は緑釉陶器碗で、出土地不明である。内湾する器体にベタ高台を有する（第130図、図版72上下・81下）。（森岡・木南）

第4節 まとめ

計6面におよぶ遺構面、弥生から中世に至る各種の遺構・遺物を確認し、改めて当地点が長期にわたる居住域であったことが明らかとなった。

中でも特筆すべきは、東方の調査地で従来確認されている環濠の続きを検出し得たことであろう。既往の調査成果をみると、東西方向に直線的に走る環濠は、東方の第13・20地点で北への屈曲を示している。28地点のSD 07はほぼ南北方向であることから、同地点のすぐ南に屈曲点があるものと考えられる。この両地点間の距離を計測すると、環濠の外側で約60 m、内側で約45 mとなり、これによって環濠の南辺が確定でき、いわゆる月若遺跡盛行年代Ⅰ期（古墳時代初頭前後に比定）における環濠集落の南端をかるうじておさえることができたといえる（第131図）。

（森・岡本）

第6章 打出岸造り遺跡（9地点）の発掘調査

第1節 調査に至る経過

平成7年1月17日に発生した兵庫県南部地震は、芦屋市域の施設や民家に甚大な被害をもたらし、被災地の震災復旧・復興事業を進めるうえで住宅供給事業は急務となっている。平成7年6月、芦屋市大原町104・105番地に所在する当該地に敷地面積2,616.47㎡の共同住宅建設の計画が持ち上がった。当該地は周知の埋蔵文化財包蔵地である打出岸造り遺跡の範囲内にあることから、平成7年6月7日付け、地権者より文化財保護法第57条の2第1項に基づく発掘届出書が芦屋市教育委員会に提出された。本市教育委員会が6月21日に行った遺跡の範囲確認調査の結果、共同住宅建設による遺物包含層や遺構の損壊は避けられず、損壊が大きく加わる建築部分約1,250㎡を全面調査して記録保存を行う必要が認められた。事前調査は調査主体である芦屋市教育委員会の下、矢口宏之（群馬県教育委員会派遣職員）と北原 治（滋賀県教育委員会派遣職員）が担当し、同教育委員会文化財課森岡秀人係長の指導・助言を受けつつ実施した。

発掘調査は、平成7年9月末日の関係者による現地立会を経て、10月2日より作業を開始し、平成7年12月8日に作業を終了した。また、遺物などの整理作業は調査期間中に水洗・ネーミングなどを行い、残務作業は、遺構については矢口が、遺物については北原が概ね分担した。なお、今回の調査は阪神・淡路大震災の被災地における住宅建設に伴うものであり、「阪神・淡路大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いに関する基本方針」（3月29日、文化庁通知）に基づいて行ったものである。（矢口宏之・北原治）

第2節 調査地の位置と周辺環境

打出岸造り遺跡は、いわゆる芦屋海岸平野北縁部、宮川扇状地の扇端を構成する台地上に立地している。遺跡は、紅野芳雄氏により発見され、『考古小録』によれば1936～1937年頃に踏査が行われていた〔紅野1940〕。弥生時代の遺物包含層を主とする遺跡であることが明らかにされ、採取遺物と遺物の出土層準を示す地質柱状図が残されている〔芦屋市1976〕。

芦屋市教育委員会は、現在まで遺跡内に8か所の発掘・確認調査を行い、今回の調査地は第9地点に当たる。1991年の第4地点の発掘調査では、中世の水田跡や近世の暗渠跡などが検出され、遺跡の広がりが見られるとともに、当遺跡が弥生～近世に及ぶ複合遺跡であることが明確になった〔芦屋市教委1992・1993〕。

打出岸造り遺跡の周辺には、宮川右岸の大原遺跡や山口遺跡、宮川左岸の阿保親王塚古墳、久保遺跡などの遺跡が分布している。大原遺跡は調査地の南西300mに位置し、中～近世の水田跡が確認されている〔六甲山麓遺跡調査会1992〕。阿保親王塚古墳は、調査地の東400mに位置する前期古墳であり、江戸時代に大規模な地形改変が行われ、銅鏡が出土している〔村川1971〕。久保遺跡は調査地の南東300mに位置し、芦屋市で初めて検出された中世の水田跡から成る。足跡の確認も市内初出という。

今回の調査地は、大原遺跡に隣接した打出岸造り遺跡の南縁部に位置しており、中世の水田跡や弥生時代の遺物包含層などの発見が期待された（図版71）。（矢口・北原）

第3節 発掘調査の概要

(1) 調査の方法

当該調査地点は、JR芦屋駅より北東へ400 m、宮川右岸の芦屋市大原町の住宅地内にあり、打出岸造り遺跡の分布範囲の南部に位置している。調査地の南限は遺跡範囲の境界にほぼ一致しており、調査地の形状は概ね東西18 m、南北74 mの長方形を呈する。発掘前の形状は住宅に囲まれた畑地であり、標高は約16 mである。

調査種別は全面調査で、住宅建設により遺構が損なわれる場所に設定し、調査地の南部に廃土置き場を確保しながら、北側は2.4 m、西側は4 m、南側は18 mを掘り残すのみで、工事予定地の大半を調査した(第132図)。

調査区の表層土類を構成する耕作土は機械により掘削し、遺物包含層および遺構面は、人力により発掘した。調査地全体の遺物包含層の分布状況を調べるため、試掘調査溝及び発掘調査区の縁に排水溝を兼ねた試掘溝を設け、試掘溝の断面観察などから、3面の調査面を検出した。第1調査面は近世～近代の遺構面、第2調査面は中世の遺構面、第3調査面は古代の遺物包含層および遺構面から成る。

調査区内の水準測量は、調査地北側の道路面上の水準点を使用し、発掘区北西部の地表に基準点を設定した。調査区内の平面測量は、概ね調査区の長軸方向に沿って5 mメッシュのグリッドを設定した。

(2) 調査の経過

調査は、実働44日間を経て終了した。以下、調査の経過を記述する。
平成7年10月5日(木) 曇りのち雨

県垣蔵文化財調査事務所より調査器材を搬入する。調査地の現況写真を撮影後、重機により表土の掘削を始める。重機掘削に並行して作業員により側溝を掘削する。



第132図 調査地配置図 1 / 1000



第133図 調査風景(1)

10月9日（月）晴れ

調査地北部の重機による表土掘削が終了。発掘作業員により掘削面を清掃、溝などを検出する。

10月11日（水）晴れ

調査地中央部の重機による表土掘削が終了。1号・2号溝及び遺構の切り合いを検出する。

10月13日（金）晴れ

調査地の重機による表土掘削が終了。1号・2号溝全景の写真撮影を行う。

10月16日（月）晴れ

暗渠跡を検出、発掘作業員により掘削を開始する。

10月24日（火）曇りのち雨

第2調査面の精査終了。調査地全景の写真撮影を行う。

10月25日（水）晴れ

昨日の降雨により、調査地の排水作業を行う。調査地中央部の河川跡を検出、作業員により掘削を開始する。

10月27日（金）晴れ

河川跡を精査、大原層上部層の河道跡を検出。全景の写真撮影を行う。河川跡発掘の効率化を図るためベルトコンベアを搬入する。

11月1日（木）晴れ

河川跡を精査、大原層上部層の河道跡を発掘作業員により掘削。木器や終末期の弥生土器が多数出土する。

11月7日（火）曇り

河川跡から出土した木器や土器の写真撮影を行い、遺物の分布状況の実測を開始する。

11月11日（土）晴れ

市教育委員会と調整し、地元の町内会向けの見学会を開催する。見学者は約50名、小冊子を配布した。参加者は中世の水田跡や河川跡、出土した木器や土器の展示を見学した。

11月17日（金）晴れ

調査地北部により調査面下位層の試掘調査を重機にて開始する。

11月22日（水）晴れ

調査地の重機による試掘調査を終了した。

11月24日（金）曇りのち雨

河川跡の精査終了。全景の写真撮影を行う。



第134図 調査風景（2）



第135図 調査風景（3）



第136図 調査風景（4）



第137図 地元見学会風景（1）

12月4日（月）晴れ

調査地の埋め戻し作業を重機により開始する。

12月8日（金）晴れ

調査地の埋め戻し作業が終了する。県埋蔵文化財調査事務所に調査器材や試料・資料類を搬入し、発掘調査工程をすべて終了する（第133～138図）。

（3）発掘地の地層

調査地の地層は、下位より砂礫を主とする扇状地堆積物及び河成堆積物の層相を呈する碎屑性堆積物と人為的な土壌化作用を受けた砂を主とする洪水堆積物の層相を呈する土壌層から成る。従来、遺跡の発掘地にみられる地層や土壌層は、例えば「第1層」といった、番号で表記される名称で呼ばれていることが多い。このような名称法は、数次にわたる遺跡発掘地で遺物包含層や遺構面の対比を行う場合、不便なことが多く、また地層命名規約上好ましい名称方法ではない。

今回の調査地の第9地点でみられた碎屑性堆積物および洪水堆積物の層相を呈する土壌層は、完新世の宮川扇状地に形成された堆積物から成り、弥生時代～近世の遺物を包含する。これらの堆積物を大原層と仮称する。本層の模式地は、打出岸造り遺跡第9地点とし、当初確認されていた遺物包含層の第4層、第3層は混乱を避けるため、大原層の単層群名として使用することとする。また表層土類の第2層、第1層は従来通りの名称を用いる。以下に下位層より各層の層序記載を行う（第139図、第5表）。地層仮称は主として矢口が命名。

A. 大原層下部層（OharaFormationLowerMember）

下位より青灰色シルト質粘土～シルト質砂層、礫まじり粗粒砂層から成り、上方粗粒化堆積構造を呈する単層群のX・Y・Z層から成る。各単層群の最上位には薄い土壌がみられ、若干の堆積休止期が推定される。層厚は3m+で、下限は不明である。

本層は遺物や植物片、炭化物などを含まず、固結が良いことなどから後述する大原層上部層とは、時代や堆積環境を異にする堆積物である。その層相や堆積相から、山麓扇状地扇端部の堆積場が低湿地から氾濫原へ移行する過程や土壌化が進行する安定した斜面などの環境下で形成された扇状地性堆積物と考えられる。

B. 大原層上部層（OharaFormationUpperMember）

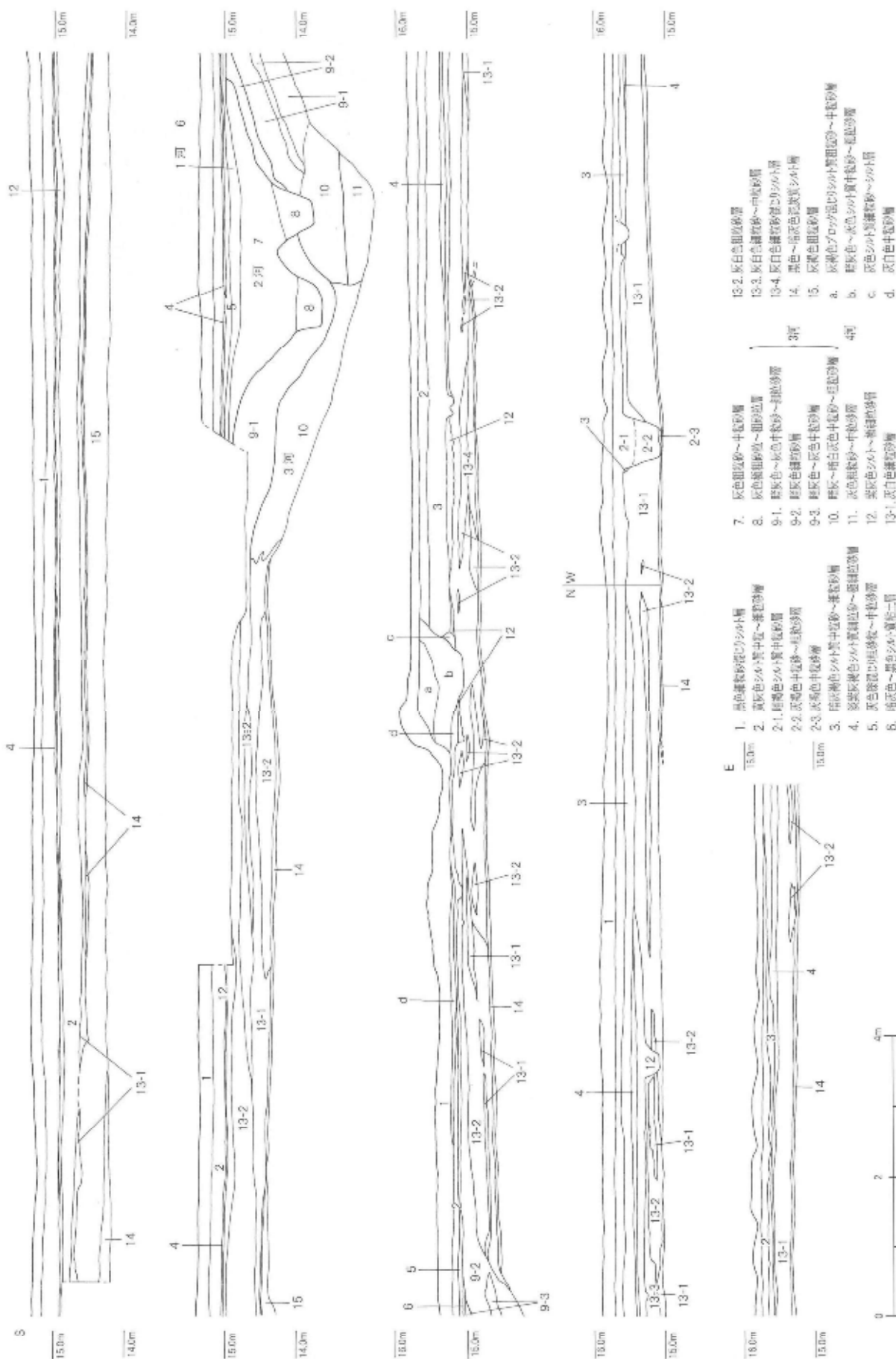
本層は、発掘区の中央部に分布する、深さ2m余りの埋積谷を埋める河川堆積物と河川外に流出した洪水堆積物から成る。埋積谷に堆積したA1・B1・C1層は、洪水により河川外に流出したA2・B2・C2層に対比され、これらはA・B・C層の単層群として識別される。これらの地層の上位には、砂質堆積物で埋積された河道跡を埋めた低湿地堆積物の層相を呈するD・E層が重なる。

埋積谷を埋めた河川性堆積物から成るA1・B1・C1層は、それぞれ斜交葉理構造が発達する粗粒砂層互層～砂まじりシルト～粘土層から成り、遺物や材化石、大型植物遺体を多く含む。またA1・B1・C1層によって構成される河道は4・3・2号河道として識別される。

A2・B2・C2層は、埋積谷の縁でやや厚く、発掘区の全域に広がっている。A2層は、灰色シルト質極細粒砂層～灰褐色シルト・粗粒砂互層から成る。斜交葉理構造が発達する砂・シルト互層が特徴的であり、層厚および層相変化が激しい。B2層は紫灰色シルト質極細粒砂層～灰褐色シルト・粗粒砂互層から成る。シルト層は塊状無層理の層相を呈し、砂層は平行葉理構造が発達し、層厚変化が激しい。



第138図 地元見学会風景（2）



第139図 土層断面実測図 1/80

層序区分			文化期間区	層厚 cm	調査面	層相
耕作土層	1	b	近・現代	12	第1面	黒色シルト～粘土質中粒～粗粒砂質土壌層 径2～10mmの円礫を含む。ビニールを含有する。
		a		30		黒色シルト～粘土質中粒～粗粒砂質土壌層 黒色を呈するが、上位層に比べ色調はやや淡い。径2～5mmの亜円礫を多く含む。ビニールを含有する。
	2			5		灰色中粒～粗粒砂層（近現代水田耕作床土） 比較的堅くしまっており、陶器片を含む。上位層との境界は明瞭である。
大原層最上部層	3	a3	近世	10	第2面	灰褐色中粒～粗粒砂層（近世遺物包含層） 水平葉理が部分的に見られ、下位ほど粗粒の層相を呈し、下底には谷状の底痕が見られる。上位3cmは褐鉄鉱汚染。
		a2	中世	20		灰褐色中粒～粗粒砂層（中世遺物包含層） 上半部には塊状無層理、下半部は水平葉理が部分的に見られる。
		a1		28		灰褐色中粒～粗粒砂層（中世遺物包含層） 上位層に比べややシルト質である。上位5cmは褐鉄鉱汚染。下底に灰白色中粒砂層が部分的に見られる。本質下底は、広い範囲で下位層（4a,4b）を削剥する。
	4	b		4		淡紫灰色シルト質中粒砂層（中世水田耕作土）
		a		4		淡紫灰色シルト質中粒砂層（中世水田耕作土） 上位層との境界は不明瞭である。
						第3面
大原層上部層	E		古代	10		黒色泥炭（腐食）質シルト～粘土、極細粒砂層 塊状無層理の層相を呈する。
	D			20		
	C		弥生	40		台地部を構成する灰～黄灰色中粒砂層からなるC2と埋積谷を構成する灰白色極粗砂～粗粒砂層からなるC1からなる。 C2は塊状中粒砂で淘汰が良好、C1は斜交葉理が発達する粗粒砂層からなる。
	B			40		台地部を構成する紫灰色シルト質極細粒砂～灰褐色シルト・粗粒砂互層B2と埋積谷を構成する灰色極粗粒～粗粒砂層からなるB1からなる。 B2シルトは塊状層理、砂は葉理が発達し、層厚変化が著しい。B1は斜交葉理が発達する粗粒砂層～砂まじりシルト層からなる。
	A			50		台地部を構成する灰色シルト質極細粒砂～灰褐色シルト・粗粒砂互層からなるA2と埋積谷を構成する灰色極粗粒～粗粒砂層A1からなる。 A2は葉理が発達する砂・シルト互層からなり、層厚変化が著しい。A1は斜交葉理が発達する粗粒砂層～砂まじりシルト層からなる。
	大原層下部層	Z		先弥生		70
Y		55	青灰色シルト質粘土互層～シルト質中粒砂、暗灰色シルト質礫まじり粗粒砂層からなる。 本層は、上位に向かって粗粒化する堆積様式を呈し、上位層に比べて堅くしまっている。			
X		173+	青灰色塊状シルト質粘土層～暗青灰色シルト質礫まじり粗粒砂層からなる。 本層は、上位に向かって粗粒化する堆積様式を呈し、上位層に比べて堅くしまっている。			

第5表 打出岸造り遺跡（第9地点）各層の層序記載

C 2層は、灰～黄灰色中粒砂層から成り、淘汰が良好である。

D層は黒色腐蝕質シルト～粘土・極細粒砂層から成り塊状無層理の層相を呈する。稀に炭化木片や遺物の破片を含む。E層は灰白色シルト・粘土質中粒～粗粒砂層から成り、細粒優越相の上半部と粗粒優越相の下半部に分けられる。炭化木片や遺物を含む。これらによって構成される河道は1号河道として識別される。

C. 大原層最上部層（OharaFormationMostupperMember）第4層

本層は、発掘区のほぼ全域に広がる淡紫灰色シルト質中粒砂～極細粒砂層から成る。本層は大原層上部層が腐植により土壌化したいわゆる水田土壌化帯で、水田耕作土の層相を呈する。色調や粒度などの層相により4aと4b層に区分されるが、その境界は不明瞭である。本層上面は、第2調査面に当たり、後述する中世の水田跡に関連する遺構などが検出されている。

D. 大原層最上部層（OharaFormationMostupperMember）第3層

本層は、発掘区のほぼ全域に広がる土壌化作用を受けた砂層を主体とする洪水堆積物から成り、下位よりa1層、a2層、b層に区分される。

a1層は灰褐色中粒～粗粒砂層から成り、主に中世の遺物を包含する。a2層に比べ、ややシルト質であり、上位5cmは褐鉄銹汚染帯がみられる。本層の下底には、灰白色中粒砂層が局所的に分布する。本層の下底は、広い範囲で下位層の4層を削剥し、溝状の底痕が僅かにみられる。

a2層は灰褐色中粒～粗粒砂層から成り、主に中世の遺物を包含する。本層の上半部は塊状無層理、下半部は水平葉理構造が部分的にみられる層相を呈する。

b層は灰褐色中粒～粗粒砂層から成り、主に近世の遺物を包含する。水平葉理構造が部分的にみられ、上位3cmは褐鉄銹汚染帯がみられる。下位ほど粗粒の層相を呈し、本層の下底には溝状の底痕が多くみられる。

E. 表層土類耕作土層第2層・第1層

本層は、発掘区のほぼ全域に広がる黒色土を主体とする耕作土層から成り、表層土類を構成する。下位より第2層・第1層に区分される。

第2層は灰色中粒～粗粒砂層から成り、近現代の水田の床土層である。比較的堅くしまっており、陶器片やガラス片を含む。第1層は黒色シルト～粘土質中粒～粗粒砂質土壌層から成り、直径2～10mmの円礫やビニールを含有する（図版85下）。

（4）検出された遺構

A. 第1調査面の遺構

表土を掘削し、大原層最上部層の上面の近世末～近代の時期に属すると思われる遺構を検出した。第1調査面で検出された遺構は1・2号溝及び暗渠である（第140～142図、図版86上88左上・右上から2段目）。

今回は、近世末に属すると思われる遺構群を検出・調査したが、水田遺構は一般にその基本的位置や構造が踏襲される事例が多く、中世水田の主な構造が現代まで引き継がれることも珍しくはない。調査担当者は、下層に存在が推定される中世水田跡を考慮し、その上層遺構である溝や排水施設などの遺構を必要不可欠な資料と考え、記録保存の対象として取り扱った。

1号溝 調査区の中央部にみられる段状の地形の南側に位置し、A0グリッドからA3グリッドにかけて分布する。遺構検出面は、耕作土類下面である。

遺構の覆土は灰～灰褐色砂質シルトを主とする土壌層から成る。遺構の規模は、長さ15m、幅0.6～1.2mであり、西から東へ直行する。底面の形状は、ほぼ平坦である。

出土遺物は近世末～現代の時期に属すると思われる陶磁器片が出土した。遺構の帰属時期は、遺物から近～現代に埋没したものと思われるが、開削年代は近代に遡る可能性が高い。

2号溝 調査区の中央部にみられる段状の地形の南側、1号溝の南に位置する。遺構の位置は、A0グリッドからA3グリッドにかけて分布する。遺構検出面は、耕作土類下面であり、1号溝に切られている。

遺構の覆土は灰褐色砂質シルト～シルト質砂を主とする土壌層から成る。遺構の規模は、長さ10m、幅0.5～0.8mであり、西から東へ直行する。底面の形状は、ほぼ平坦である。出土遺物は近世～近代の時期に属すると思われる陶磁器片が出土した。遺構の帰属時期は、遺物から近世末～近代に埋没したものと思われるが、開削年代は近世に遡る可能性が高い。

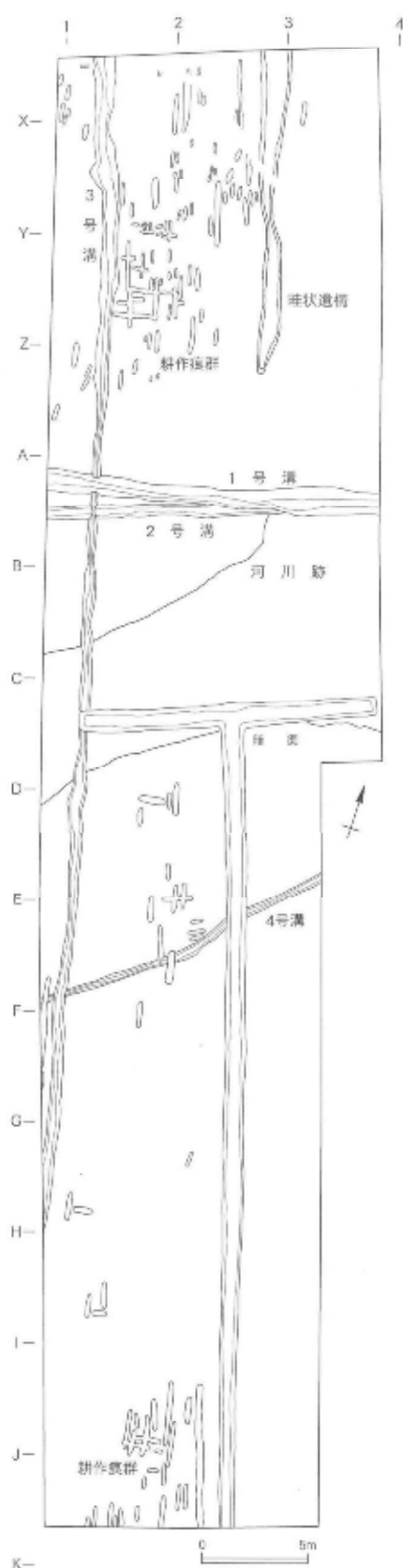
暗渠 調査区のほぼ中央から南部に位置し、「T」の字の形状を呈する。遺構の位置は、C1グリッドからC3グリッドにかけて東西方向に、C2グリッドからJ2グリッドにかけて南北方向に分布する。遺構は、大原層最上部層3b層の上部に覆われる。

遺構の構造は北部と南部では異なり、北部は花崗岩類の割石層と覆土層、南部は下位より配石及び埋設された瓦質土管、花崗岩類の割石層、覆土層から成る。遺構の覆土は灰褐色砂・シルトブロックを多く含有するシルト質砂を主とする土壌層から成る。遺構の規模は、東西方向のものは、長さ142m、幅1mであり、西から東へ直行し末端は閉じる。南北方向のものは、長さ37.9m、幅1mであり、北から南へ直行する。遺構の形は箱形で、底面の形状は、ほぼ平坦である。出土遺物は、粘土で連結された瓦質土管が36本、矢穴のある花崗岩の割石が出土した。また覆土からは、近世末の時期に属すると思われる陶器片が若干出土した。遺構の帰属時期は、矢穴のある花崗岩の割石の利用や遺物などからおおよそ近世末と考えられる。暗渠は、その構造から水田の水量調節のため地中に埋設された排水施設と考えられ、花崗岩の割石と瓦質土管の利用による構築方法は近世末のものとしては興味深い（図版87・89）。

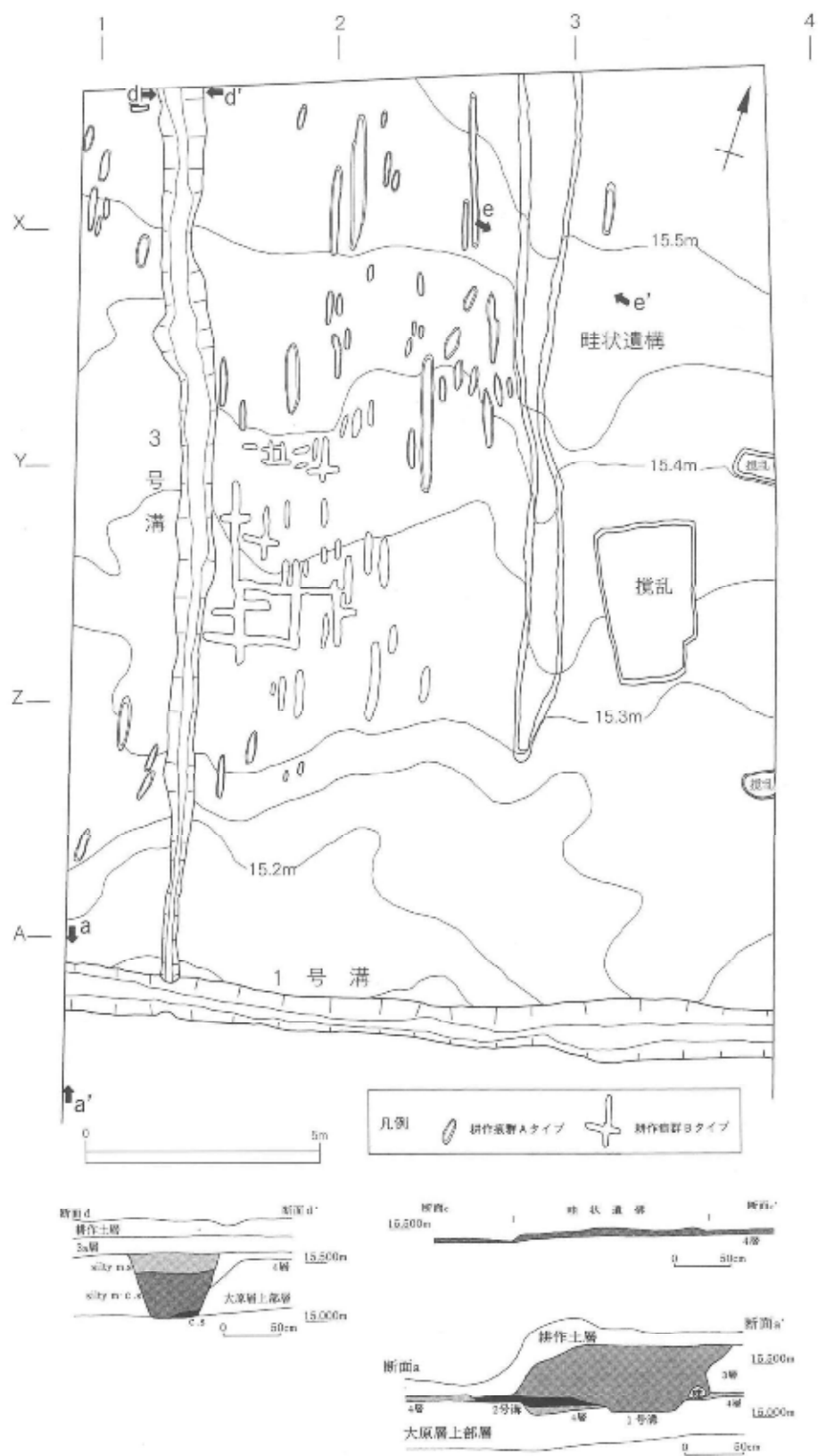
B. 第2調査面

大原層最上部層3層を掘削し、大原層最上部層4層の上面で中世に属すると思われる水田関連遺構を検出した。第2調査面で検出された遺構は3・4号溝及び畦状遺構、耕作痕群である（第140～142図、図版84・86）。

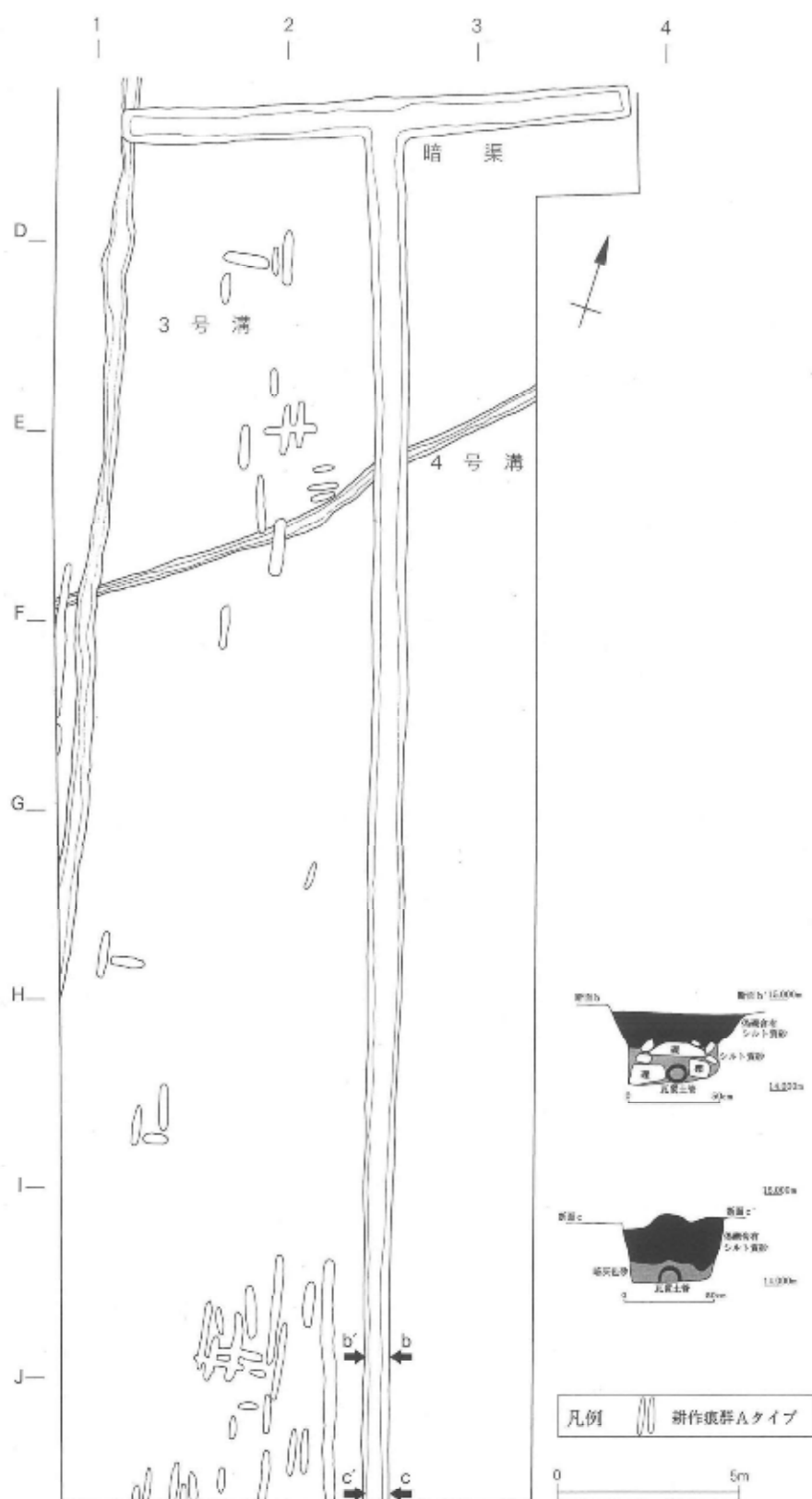
遺構は大原層最上部層3層を構成する洪水堆積物により埋没・保



第140図 遺構配置図



第 141 図 調査地北半遺構平面・断面図



第 142 図 調査地南半遺構平面・断面図

存されており、3層 a1・a2 層から出土する遺物は鎌倉～室町時代のものから成る。また大原層最上部層第 3 a1・a2 層は厚さ数 mm の噴砂脈に切られ、噴砂脈は第 3 b 層に切られている。噴砂脈の形成期は、その規模から慶長年間の伏見地震に比定され、遺構が伏見地震より前であることは確実である。

第 2 調査面で検出した遺構は、溝や畦といった遺構種からいって水田や畠地であると考えられる。遺構の方向は、概ね東西・南北方向に揃っているが、現地表の微地形や 4 号溝の場合、旧地表のそれに整合的である。現地点で、今回検出された遺構群が条里状区画の影響下にあるかどうかは不明な点が多い。

3 号溝 調査区の西部にみられる。遺構の位置は、R1 グリッドから G0 グリッドにかけて分布する。遺構は、大原層最上部層 3 a 層及び北部で 3 b 層に覆われ、1・2 号溝及び暗渠に切られる。

遺構の覆土は灰～紫褐色灰色中粒～粗粒砂層を主とする洪水堆積物から成

る。遺構の規模は、長さ 56 m、幅 0.4 ～ 0.9 m であり、北から南へ直行する。底面の形状は、平坦面を有する部分もあるが、一般に凹凸の形状を呈する。出土遺物は鎌倉～室町時代に属すると思われる土師製の椀が出土した。遺構の帰属時期は、遺物から鎌倉～室町時代と考えられる。

4号溝 調査区の中央部にみられる。遺構の位置は、D 3 グリッドから E 0 グリッドにかけて分布する。遺構は、大原層最上部層 3a 層に覆われ、暗渠及び 3 号溝に切られる。

遺構の覆土は灰～紫灰色シルト質中粒砂層から成る。遺構の規模は、長さ 14.7 m、幅 0.4 ～ 0.5 m であり、北東から南西へ直行する。底面の形状は、緩く平坦な形状を呈する。出土遺物はなし。遺構の帰属時期は、遺構の層序関係から 3 号溝以前と考えられる。

畦状遺構（いわゆる疑似畦畔） 調査区の北部にみられる。遺構の位置は、R 2 グリッドから Z 2 グリッドにかけて分布する。遺構は、小起伏台状地形を呈し、大原層最上部層 3a1 層に覆われる。

遺構を構成する地層は、紫褐色シルト質中粒砂を主とする土壌層から成る。遺構の規模は、長さ 15.3 m、幅 1 m であり、北から南へ直行する上面の形状は、3a 層からの耕作により浸食され、平坦な形状を呈する。大原層最上部層 3a1 層中の耕作によって形成された大畦の下部遺構と考えられ、これ自体が畦ではないことは明瞭である。

遺構を構成する地層及び周辺の埋没耕作土層からの出土遺物は、保存の悪い土器片や弥生土器の破片が若干見られるのみである。遺構の帰属時期は、遺物や遺構の層序関係から鎌倉～室町時代と考えられ、3 号溝と同時期と考えてよい。

耕作痕群 調査区のはば全域にみられる。検出状況により A タイプと B タイプに区分される。A タイプは大原層最上部層 3b 層から切り込まれた鋤溝状の耕作痕であり、灰色中粒～粗粒砂層を主とする洪水堆積物により埋積され、断面の観察では葉理構造が顕著である。遺構の規模は様々であるが、長さ 4 m 大、幅 0.3 m 大の大型のものが目立ち、溝の深さは比較的深い。遺構の方向は南北方向である。A タイプの耕作痕の成因は、鋤などの耕作具により形成された溝に砂を主とする洪水堆積物が埋積し、保存された遺構であると考えられる。A タイプの耕作痕群の帰属時期は、層序関係から近世と考えられる。

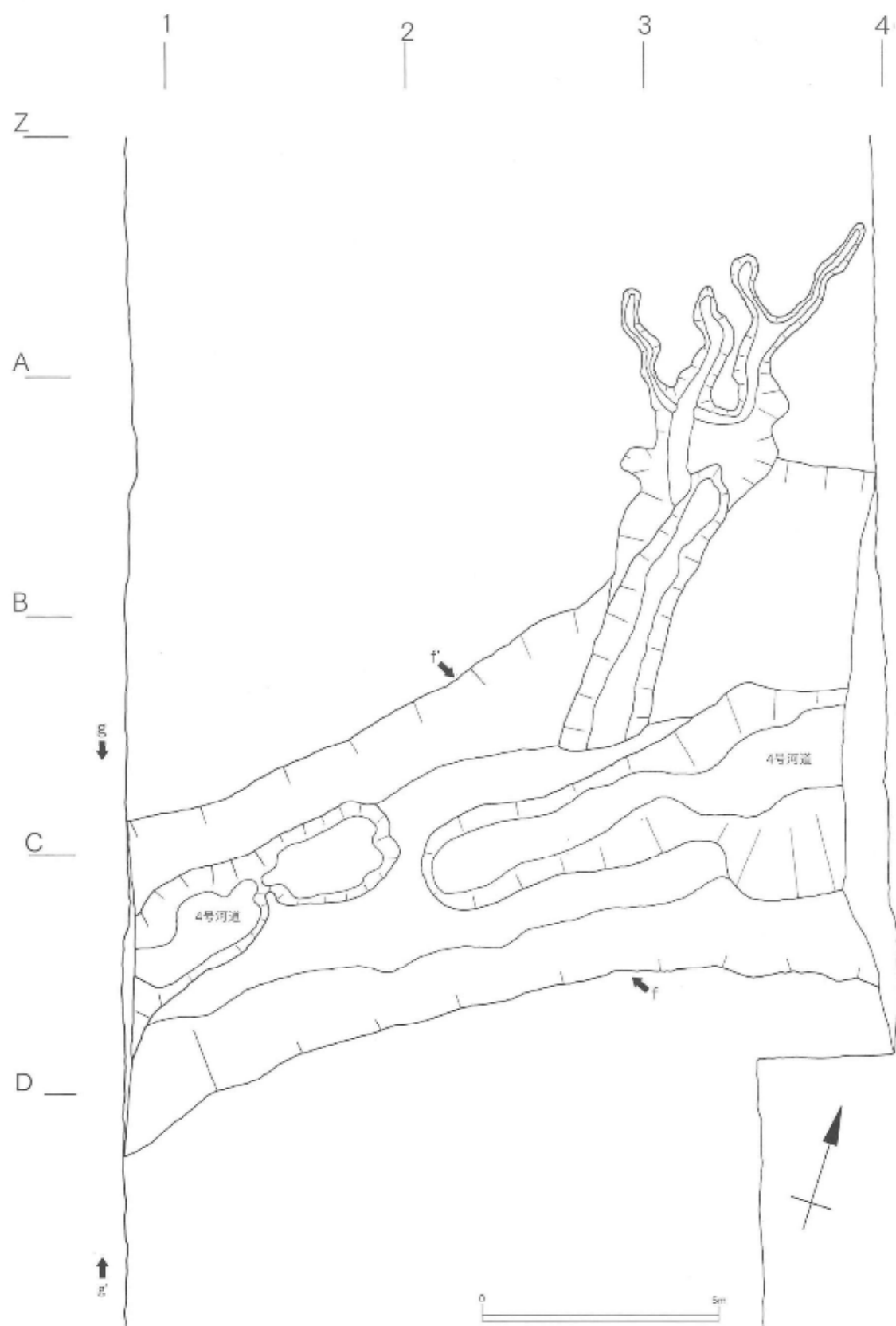
B タイプは大原層最上部層 3a1 層が乱された鋤溝状の耕作痕であり、覆土は灰色中粒砂層から成る。覆土の断面の観察では、塊状無層理の構造を呈し、葉理は全くみられない。遺構の規模は様々であるが、長さ 1.2 m 大、幅 0.2 m 大の中～小型のものが目立ち、溝の深さも比較的浅い。遺構の方向は概ね南北と東西方向であり、直交する。B タイプの耕作痕の成因は、水田面を覆った砂を主とする洪水堆積物を鋤などの耕作具によりかき込み、耕作土層に保存された遺構であると考えられる。B タイプの耕作痕群の帰属時期は、層序関係から鎌倉～室町時代と考えられる。

C. 第 3 調査面

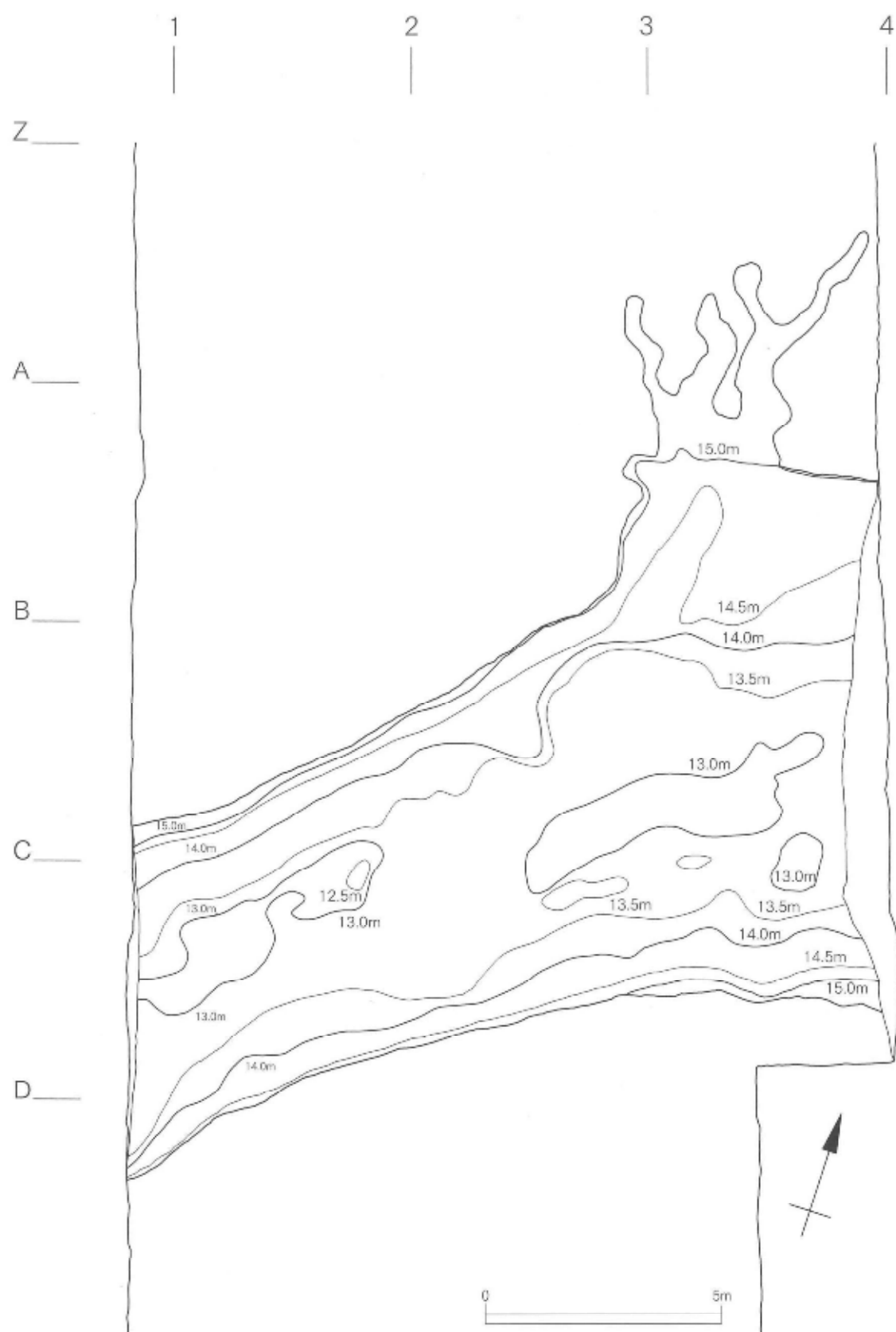
大原層最上部層 4 層を掘削し、大原層最上部層 4 層の下面で中世以前の時期に属すると思われる河川跡・堰状遺構を検出した（第 143 ～ 149 図、図版 90 ～ 102）。

河川跡 調査区の中央部にみられる。遺構の位置は、Z 3 グリッドから D 0 グリッドにかけて分布する。遺構は、大原層最上部層 4 層に覆われ、1・2 号溝及び暗渠、3 号溝に切られる（第 140 図）。

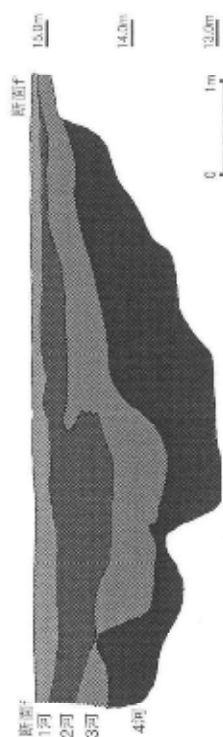
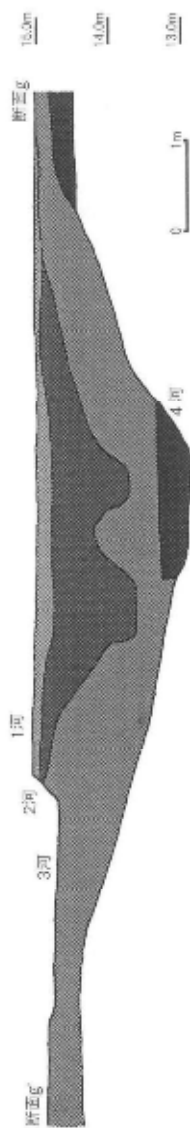
遺構を埋積する堆積物は灰色砂層を主とする碎屑性堆積物から成り、大原層上部層の A ～ E 層に区分される。A・B・C 層は斜交葉理の発達する河川堆積物から成り、A 層の流路を 4 号河道、B 層流路を 3 号河道、C 層の流路を 2 号河道、D・E 層の流路を 1 号河道と呼ぶ。A・B・C 層に対応する 3 時期の洪水堆積物は河川外に



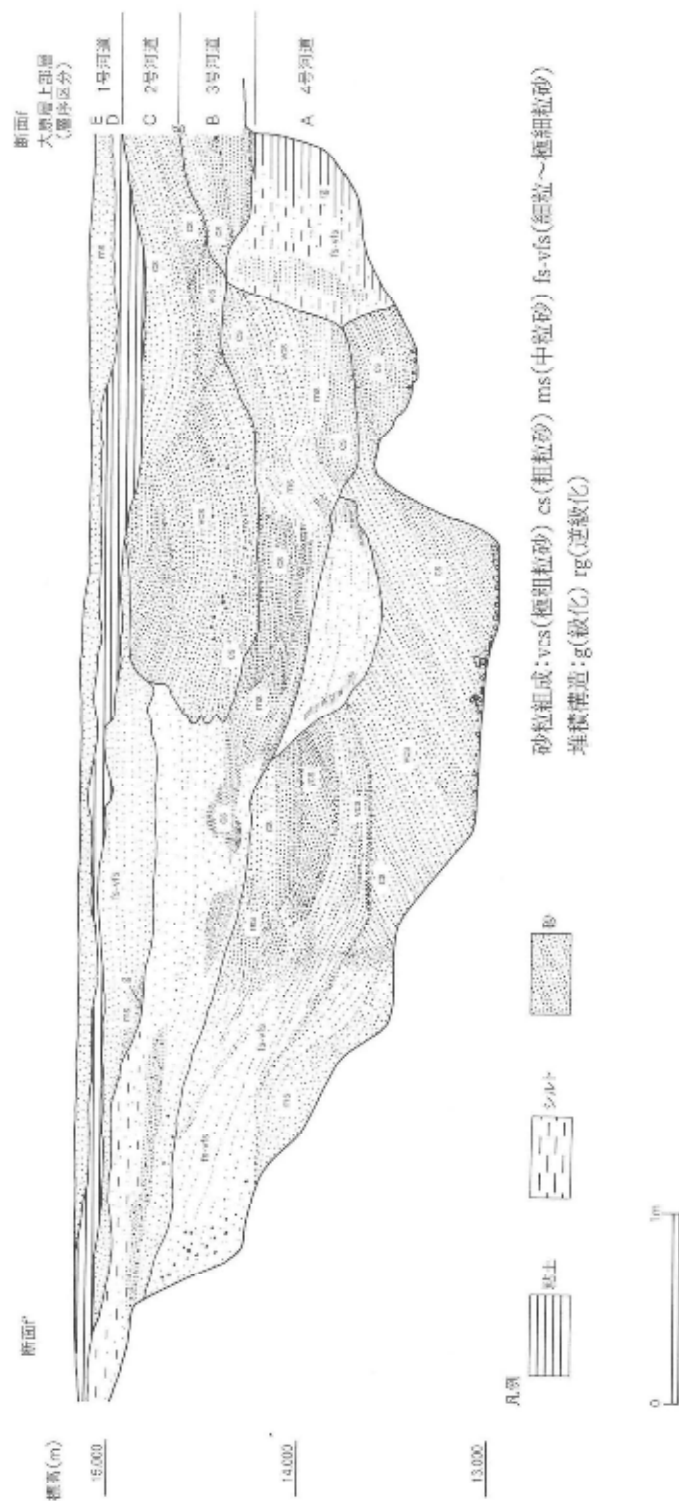
第 143 图 河川跡平面图 1 / 125

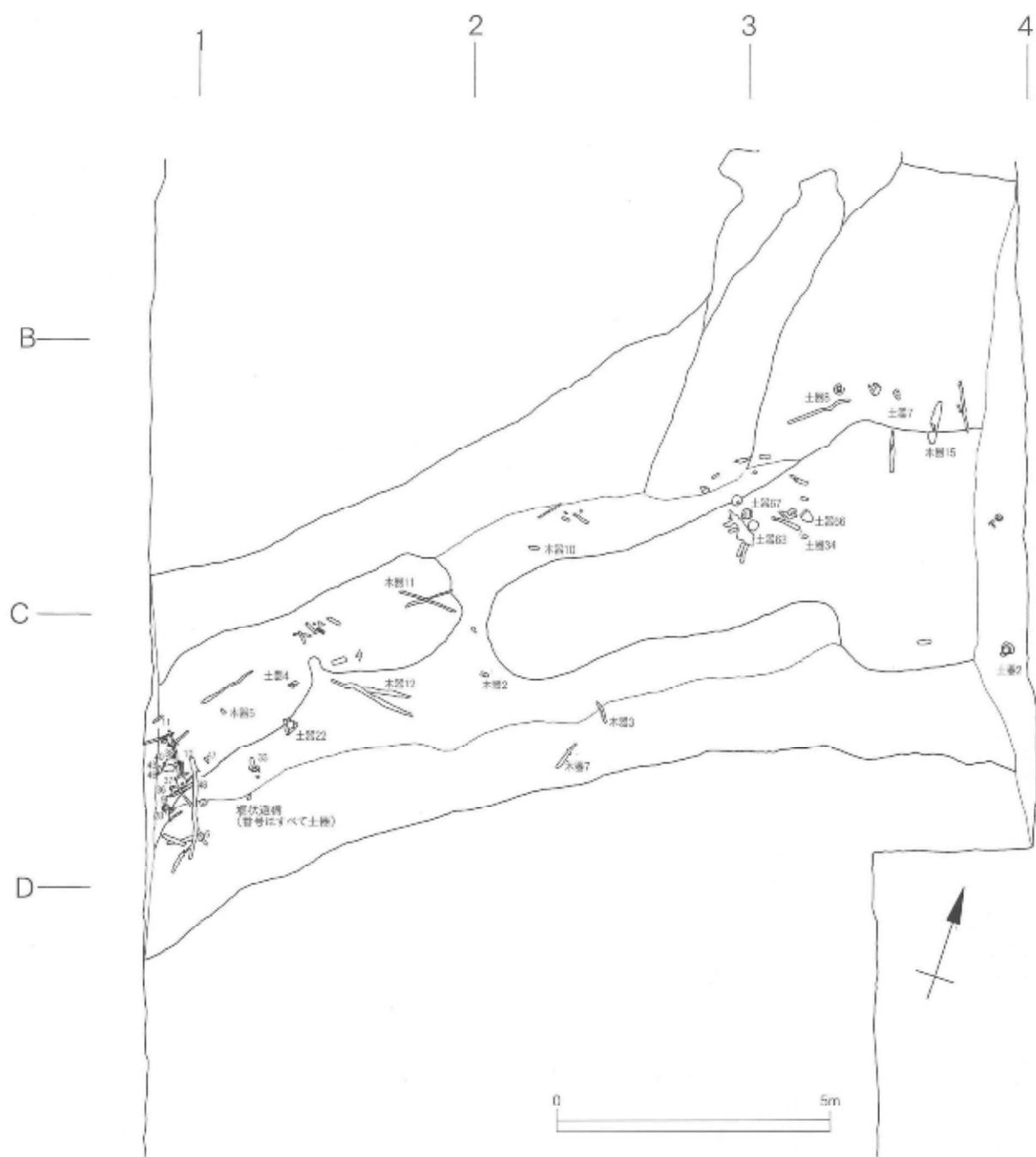


第 144 図 河川跡等高線図 1 / 125



(上) 第145図 河川跡断面図 (1) 1/80
(下) 第146図 河川跡断面図 (2) 1/40





第 147 図 河川跡遺物出土状況実測図 (1)

はみ出して広く分布する。

1～4号河道を含む河川跡の規模は、確認できた範囲の長さ 17.1 m、幅 8 m、深さ 2 m であり、北東から南東へ直行しながら、調査区西縁で南に向く方向を示す。底面の形状は、一般に凹凸の形状を呈し、3・4号河道の底面にはポットホールが、3号河道の西縁部には後述する堰状遺構と土器集中部がみられる。出土遺物は、4～2号河道から弥生時代末～古墳時代初頭に属すると思われる土器群が出土し、1号河道から古墳時代～奈良時代に属すると思われる須恵器の破片が出土した (第 143～148 図)。